



unicef  70 1946
2016
70 YEARS FOR EVERY CHILD

世界子供白書 2016

一人ひとりの子どもに公平なチャンスを

世界子供白書 2016

一人ひとりの子どもに公平なチャンス

目次

まえがき	世界子供白書 2016 アンソニー・レーク ユニセフ事務局長	vi
------	-----------------------------------	----

はじめに

一人ひとりの子ども のために： 公平性の約束	なぜ今、公平性なのか 公平性という緊急課題に取り組む	3 5
------------------------------	-------------------------------	--------

ページ viii -7



第1章

子どもの健康： 公平な人生の スタート	子どもの死亡率のパターンとリスク 子どもの生存見込み 子どもの生存における不公平性 ケアへのアクセスとその質における格差 低コストの支援で状況の改善が可能 最も立場の弱い人々に手を差し伸べる 格差が縮小されない場合どうなるか 公平性の目標 保健への投資効果の大きさ 国民皆医療制度のメリット 適切かつ公平な財政 パートナーシップの力	10 12 13 20 21 21 24 26 26 29 34 37
---------------------------	---	--



第 2 章

教育： 公平な機会の創出 ページ 40-67	教育へのアクセス – 最初の段階から	42
	公平性と学習成果	46
	緊急事態および長引く危機における教育	52
	質の高い教育がもたらすメリット	55
	学習プロセス全体を通して子どもたちを支援	56
	公平性ターゲット	59
	教育指導が重要	60
	教育のための資金	61
	支援の役割	62
	公平性のある進展は可能	64



第 3 章

子どもたちと貧困： 悪循環を断ち切る ページ 68-87	幼児期における貧困の影響	70
	どれだけの子どもたちが貧困生活を送っているかを把握する	71
	極度の貧困の中で生きる子どもたち	72
	「中程度の貧困」の中で生活する子どもたち	75
	富裕国に暮らす子どもたちの貧困	75
	あらゆる次元の子どもの貧困	78
	不利な状況が重複し、互いに増強し合う	78
	子どもの貧困の普遍的な測定	80
	貧困と不公平性の削減のための現金給付の役割	81
	現金給付と必須サービスへのアクセス	83
将来を見据えた社会的保護の拡大	84	



第 4 章

公平性に至る 道筋 ページ 88-101	情報	90
	統合	92
	イノベーション	94
	投資	97
	参加	99



視点	少女たちにも公平なチャンスを一児童婚の阻止 アンジェリーク・キジョー	38
	子どもたちにチャンス ゴードン・ブラウン	66
	今こそ行動に移すべきである： 持続可能な社会は子どもから始まる カイラシュ・サティヤルティ	86
参考文献		102
コラム	コラム 1 ^{エクイティ} Equity (公平性) の定義	7
	コラム 1.1. ネパールでは、医療従事者による社会的に取り残されている人々への支援を 女性ボランティアが支援	23
	コラム 1.2. 誰もが大切なひとり：子どもの生存率に関する質の高いデータの重要性	27
	コラム 1.3. バングラデシュが示す、子どもの生存率改善の持続的前進における課題	35
	コラム 1.4. 公平性医療基金を通じて貧困層に無料の保健ケアを提供	36
	コラム 1.5. 栄養不良をなくすことで、不平等な機会のサイクルを断ち切る	36
	コラム 2.1. 発達途中の脳：学習に対する早期のチャンス	50
	コラム 2.2. 武力紛争が教育に及ぼす重大な影響	53
	コラム 2.3. ブラジルおよびベトナム：目標の達成	63
	コラム 3.1. 子どもの貧困を世帯の金銭的貧困から測る方法	72
	コラム 3.2. 子どもの多次元的貧困の測定	74
図	図 1.1. 経済成長率の低い国々でも子どもの死亡率を引き下げることができる	13
	図 1.2. 5歳未満児死亡率（U5MR）の改善は、必ずしも公平性の向上を伴うものではない	14
	図 1.3. 2030年目標を達成するためには、貧困層がより急速な進歩を遂げる必要がある	15
	図 1.4. 最も立場の弱い子どもたちに対する進展を加速させなければならない	18
	図 1.5. 新生児死亡率は、SDGsの目標値を達成できるだけの十分なベースで低下していない	22
	図 1.6. 多くの国が5歳未満児死亡率の目標値に届かず、うち一部の国は目標値から 大きくかけ離れた結果となる	25
	図 1.7. 妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者の出産時の立会いが新生児の命を救う	29
	図 1.8. 63の国では、公平性のある支援の提供を実現すれば、5歳未満児死亡率を 約30%低減させることができる	30
	図 1.9. 多くの国では医療サービス提供者が不足している	32
	図 2.1. 5,900万人の非就学児の過半数がサハラ以南のアフリカで生活している	44

図 2.2.	もし現在の傾向がこのまま続いた場合、世界はすべての子どもたちへの初等および中等教育の提供を実現するための軌道から外れる	45
図 2.3.	多くの少女が進級の際に落第する	45
図 2.4.	パキスタンでは、到達する教育レベルはジェンダー、居住地、所得によって異なる	47
図 2.5.	ナイジェリアでは、資産状況、ジェンダー、居住地が教育に影響を及ぼす	48
図 2.6.	基礎的な数学力における貧富の差に基づく格差は、早い時期から生じて長期間持続する	49
図 2.7.	早期幼児教育における格差は、資産状況と居住地域によって異なる	57
図 2.8.	最も弱い立場にある子どもたちに対する取り組みの進展を加速させなければならない	58
図 3.1.	多くの子どもたちが極度の貧困の中で生きている	73
図 3.2.	2030年には、極度の貧困層の子どもたちの10人中9人がサハラ以南のアフリカで生活していることになる	74
図 3.3.	低・中所得国の人口の半分以上が1日5米ドル未満で生活している	76
図 3.4.	大半の欧州連合（EU）加盟国で子どもの金銭的な貧困リスクはおとなを上回っている	77

統計表

ページ 107-172

概要	108
データについての一般的留意事項	108
子どもの死亡率に関する推計値	109
5歳未満児死亡率の順位	110
国と地域の分類	112
特定の表に関する注記	113
表 1 基本統計	118
表 2 栄養指標	122
表 3 保健指標	126
表 4 HIV/エイズ指標	130
表 5 教育指標	134
表 6 人口統計指標	138
表 7 経済指標	142
表 8 女性指標	146
表 9 子どもの保護指標	150
表 10 前進の速度	154
表 11 青少年指標	158
表 12 公平性指標－居住地域	162
表 13 公平性指標－世帯の豊かさ	166
表 14 子どもの早期ケア指標	170

世界子供白書

不公平さが何百万人もの子どもたちを危険に晒し、世界の未来を脅かしている



グル地区にある早期ケア・センターで遊ぶ子どもたち。(ウガンダ)

© UNICEF/UN03308/Ose

今日の世界を見渡して私たちが目にするのは、痛ましくも否定できない事実である。すなわち、何百万人もの子どもたちの人生に暗い影が落ちているという事実、それも生まれてきた国、社会、性別、あるいは状況のみを理由にしてである。

そして本書のデータが示すとおり、私たちがこれらの子どもたちに手を差し伸べるペースを加速しなければ、何百万人もの立場の弱い子どもたちの未来、さらには彼らが居住する社会の未来が危険に晒される。

多くの場合、貧困や排除された状況にある子どもたちの人生は、生まれる前から格差の影響を受けている。コミュニティや家族がどれだけ不利な立場にあり、差別を受けているかにより、子どもたちが生きるか死ぬか、また学ぶチャンスが与えられるかどうか、ほどほどのお金を稼げるようになるかどうかを決定づける。紛争、危機、気候関連の災害は、子どもたちから多くのものを奪い、彼らの可能性を減少させる。

しかし、こうした状況は変えることができる。本書で説明するとおり、子どもの死亡低減、子どもたちの就学、何百万人もの子どもたちを貧困から救い出すことにおいて、世界は驚異的な前進を遂げてきている。この前進を可能にした支援の多くは、ワクチン、経口補水塩（ORS）、栄養改善など、どれも実用的であり費用対効果が高い。デジタル技術やモバイル技術を含むイノベーションの進歩によって、到達しづらいコミュニティに重要なサービスを提供することや、最も大きな危険に晒されている子どもたちや家族にとっての機会を拡大させることが容易になり、費用対効果も高まった。

多くの場合、こうした子どもたちへの支援を阻害する要因は、技術的なものではない。政治的なコミットメント、資源、そして社会意思の問題である。つまり私たちが力を合わせて不公平性と不平等に正面から取り組み、置き去りにされている子どもたちに対する支援に、より多くの投資と努力を集中させることにかかっている。

今こそ行動を起こすべき時である。私たちが2030年までに現在の傾向を食い止めなかった場合、次のような事態が起きる。

- ・ 約7,000万人の子どもたちが5歳の誕生日を迎える前に死亡する可能性がある。こうした子どもたちの死亡者数は、持続可能な開発目標（SDGs）の期日である2030年だけで360万人を数えることになる。
- ・ サハラ以南のアフリカの子どもたちが5歳の誕生日を迎える前に死亡する可能性は、高所得国の子どもたちと比べて10倍になる。

-
- ・ 極度の貧困にある子どもたち 10 人のうち、9 人がサハラ以南のアフリカで生活していることになる。
 - ・ 初等学校就学年齢に相当する子どもたちのうち、6,000 万人超が学校に行っていないことになる。これは現在学校に行っていない子どもたちの数とほぼ同じである。そのうち半数以上がサハラ以南のアフリカの子どもたちとなる。
 - ・ 約 7 億 5,000 万人の女性が児童婚をする。10 億人の 4 分の 3 の子どもの花嫁である

これらの膨大な不平等と危険は、子ども一人ひとりの権利を侵害し、その将来を危うくするだけにとどまらない。社会の安定性や、さらには国の安全を弱体化させる、世代を超えて繰り返される不利な立場のサイクルを世界の至るところで長期化させている。

発展は、将来の世代によって継続および維持された場合にのみ持続性があるということ、これまで以上に認識しなければならない。私たちには悪循環を好循環に置き換える機会があり、その中で今日の貧しい子どもたちは、健康、教育、そして危害から守られた場合、おとなになってから自分より裕福な環境で育った人々とより公平な立場で競争できるようになる。これにより、自分自身の生活を改善するだけでなく、周りの社会もあらゆる面で豊かにすることができる。

私たちが一人の男の子に対し、強く健康に育つ上で必要な薬や栄養を手に入れられるよう手助けすることは、彼の人生におけるチャンスを増やすだけでなく、不健康や低い生産性に関連する経済・社会コストを減らすことにもつながる。

私たちが一人の女の子を教育することは、彼女に自分で決断し、自身の未来を築くための手段や知識を提供するだけでなく、その家族やコミュニティの生活水準を向上させることにも役立つ。

紛争に巻き込まれた子どもたちのために、教育、住まい、保護を提供することは、彼らの心をいやす手助けになる。これは、将来彼らがふさわしい能力と熱意を持って、自分たちの国の再建を支えられるようにするためである。

本書は、私たちが過去 25 年間、そして現在も学んでいる内容を生かした、私たちの取り組みを強化するための方法をまとめている。置き去りにされている人々についての情報を増やすこと。多くの子どもたちの足かせとなっている多面的剥奪に立ち向かうために、さまざまな分野における私たちの取り組みを統合すること。最も疎外されている子どもたちや家族のための進歩を加速させ、変化を促すような新しい方法を取り入れること。最も不利な立場にある子どもたちを支援できるよう、公平性に投資し、他の新たな資金調達の方法を模索すること。そしてコミュニティをはじめ、世界中の人々、企業、組織、市民を巻き込んで、共に何百万人もの子どもたちの未来を変えることができると信じていくことである。

私たちにはできる。不公平性は避けることができるのである。不平等は選択の結果に生じること。言い換えれば、公平性を推進し、すべての子どもたち一人ひとりに公平な機会を提供するという選択もまた可能なのである。これは私たちにとって、可能かつ「必要」な選択なのである。子どもたちの未来と、そして私たちが住む世界の未来のために。



アンソニー・レーク
ユニセフ事務局長



一人ひとりの子どもの
のために：

公平性の約束

はじめに

一人ひとりの子ども のために：

公平性の約束

社会の真髓が、最も弱い立場にあるメンバーにどう対処するかによって判断できるとすれば、同様に、社会が一人ひとりの子どもの人生においてどれだけ公平なチャンスを提供できるかによって、その社会の未来（持続的成長、安定、繁栄の共用に対する長期的展望）を予測することができる。公平な発展の本質は、すべての子どもたちにそうした公平なチャンスを提供することにある。そして、公平性の促進は道義的責任にとどまるものではない。この「世界子供白書 2016」で論じられているように、それは実践的にも戦略的にも重要な緊急課題であり、世代を超えて繰り返される不利な立場のサイクルを断ち切ることを助け、あらゆる社会にはびこる不公平性を低減させることになる。

バングラデシュのサトキラ県にあるバクラ幼稚園でゲームをして遊ぶ6歳のムサマツちゃん（中央）。

© UNICEF/UN016332/Gilbertson VII

子どもたちは皆一様に、健全に人生をスタートし、教育を受け、安全で安心できる幼少期を過ごすという固有の権利を持って生まれてくる。これらはすべて基本的な機会であり、生産的で豊かな成人期へとつながる。しかし世界中で何百万人もの子どもたちが、出生地や生まれた家系、人種、民族、ジェンダー、あるいは貧困や障がいを理由に、自らの権利を否定され、健康でたくましく成長するために必要なものをすべて剥奪されている。

こうした剥奪は、おとなへの道のりを歩む子どもの人生の中でいかにして現れるのだろうか。

産後ケアを受けられない乳児は、生後数日のうちに命を失うことがある。予防接種を受けられない、あるいは安全な水を飲むことができない子どもは、5歳まで生きられない、あるいは健康面に問題を抱えた人生を送ることがある。十分な栄養を与えられない子どもは、身体的あるいは生まれながらの能力を十分に発揮できないまま育ち、学習能力や収入獲得能力が制限されてしまうことがある。質の高い教育を受けられない子どもは、将来職場で成功するために必要となる知識や技術を身につけることができず、自分の子どもも学校に通わせることができなくなる可能性がある。また、紛争、暴力、虐待、搾取、差別、児童労働、早婚、あるいは若年出産から保護されない子どもは、心や身体に一生の傷を負い、深刻な結果に至ることがある。

こうした不公平性は、子どもたちが成長する国やコミュニティにおいていかにして現れるのだろうか。

エビデンス（証拠）は、私たちの周りのあらゆる場面で見られる。一世代から次の世代へと引き継がれる剥奪の連鎖という形で、不公平性をさらに深め、あらゆる社会を脅かしている。おとなとして競争していくために必要な知識・技術を身につける機会のない子どもたちは、自分自身の人生においてこうした悪循環を断ち切ることも、自分の子どもに生まれながらの能力を十分に発揮するチャンスを提供することもできない。またそうした人々が住む社会も、彼らが提供できたであろうはずの貢献を最大限に活用できなくなる。こうした問題を放置すれば、格差が一層広がり、サイクルの内容が悪化し、より多くの子どもたちに悪影響を及ぼすことになるだろう。このことは、暴力的紛争、慢性的な危機、および自然災害や気候変動の影響の増大に起因するその他の人道的緊急事態に従来にも増して悩まされる世界において、特に言えることである。こうした問題はいずれも、特に子どもたちに大きな悪影響を及ぼすものであり、とりわけ最も立場の弱い子どもたちが最大の被害者となる。

本書では人々の行動喚起を促しているが、その動機となっているのは、こうした問題に対する切迫感と、違う結果、つまり、より良い世界を作り出すことが可能であるという確信である。貧困や剥奪に見舞われる環境に生まれた子どもたちは、決して絶望の人生を生きる運命にあるわけではない。政府がすべての子どもたちに対する機会の拡大に投資し、最も立場の弱い子どもたちが最も恵まれた子どもたちと肩を並べるチャンスを得られるよう、政策、プログラム、公共支出の優先事項を変革すれば、不公平性は決して避けられないものではない。

本書で示されているとおり、幸いなことに、手を差し伸べることが最も困難な子どもたち、家族、コミュニティに届くようにするため、より効果的で費用対効果の高い方法がある。新たなテクノロジー（技術）、デジタル革命、重要な支援の資金繰りのための革新的方法、および市民主導の運動が、最も立場の弱い子どもたちのための変化を推進することに役立っている。これらの支援や取り組みに投資し、さらに新たに湧き起こってきた流れを後押しすることにより、何百万人もの子どもたちとその社会にとっての短期的および長期的なメリットがもたらされることになる。

公平性を導き出す算術は比較的シンプルであるが、ゼロサム・ゲームではない。富裕国でも貧困国でも同様に、誰もが前に進んでいく必要がある。しかし、より多くの投資と労力を今まで前進があまり見られなかった子どもたちやその家族に集中させることで、子どもの生存率、健康状態、教育における前進が、全員の利益となるよう、より平等に共有されるようになる。グローバルな開発目標を達成するためには、まず最も立場の弱い子どもたちに投資する必要がある。

最も立場の弱い子どもたちに投資をすることは、原則として正しいだけではない。エビデンスによって、それが実践上でも正しいということが示されている。ユニセフの2010年の調査¹では、公平性に重点を置いたアプローチのほうが、現在の方法で達成できると考えられる保健目標達成に向けた進捗ペースを速めることができ、また所得が低く死亡率が高い国々では特に費用対効果が高くなることが分かった。

この調査は、母と子の保健目標の達成に向けた2つのシナリオを検証するシミュレーションに基づいて行われた。一方のアプローチでは、より貧しい子どもたちに手を差し伸べるための取り組みを強化することに重点を置いた。もう一方は、立場の弱い子どもたちに特別な重点を置かない現状維持の方法である。

これにより2つの重要な結果が得られた。第一に、最も立場の弱い人々にさまざまな不公平性が集中しているという問題に取り組む公平性のアプローチをとることで、現状を維持する方法よりも保健目標達成に向けた進捗ペースが速まった。第二に、同額の財政投資によってより多くの死亡事例を回避することで、公平性のアプローチはもう一方のアプローチよりも大幅に費用対効果が高く、なおかつ持続可能性も高いことが分かった。

したがって、公平性への投資は単に道義的に必要とされるだけではない。実際的にも戦略的にも重要な緊急課題なのである。

世界が今、公平性に対応しなければ、2030年には

1億6,700万人の子どもたちが
極度の貧困で暮らす



2016年から2030年の間に
6,900万人の5歳未満児が亡くなる



6,000万人の就学年齢の子どもたちが
学校に行けない



unicef  70 YEARS FOR EVERY CHILD

なぜ今、公平性なのか

世界中の政府が、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）を達成するために、最善の方法を検討しているが、過去15年間にわたるグローバルな取り組みから得られた教訓は有益である。

2000～2015年のミレニアム開発目標（MDGs）において成し遂げられた進展は、革新的な成果の実現に向けて（国際的なパートナーシップの支えのもと）努力する国家の行動力がいかに大事かを示している。今日生まれてくる子どもたちは、新世紀初めに生まれてきた子どもたちと比べて、貧しい生活を送る可能性が大幅に低くなっている。子どもたちは、5歳の誕生日まで生き延びる可能性が40%以上高く²、学校に通う可能性も高い。

全世界の政府およびコミュニティは、当然ながらこうした進歩を称賛している。しかし、こうした前進のさなかにあってもなお、何百万人もの子どもたちが依然として不合理な条件の下で生活を続け、そして命を失っている。2015年には、推定590万人の子どもたちの大半が、容易にかつ安価で予防・治療できる疾病で5歳になる前に命を失った³。今なお数百万人以上の子どもたちが、単に親が貧困世帯もしくは差別を受けている集団の出身であること、女性に生まれてきたこと、あるいは紛争や慢性的な危機にある国で育てられていることが原因で、教育を受けられずにいる。また貧困は世界的に減少しつつあるものの、世界の極度の貧困で暮らすほぼ半数は子どもであり、さらに多数の子どもたちが人生の中で多角的な貧困を経験している。

多くの場合において、公平性の格差は過去25年間にわたり縮小されている。例えば、あらゆる地域において、最も貧しい世帯の子どもたちの死亡数は、最も裕福な世帯の子どもたちよりも大幅に減少した。4つの地域では、初等教育におけるジェンダー間の格差解消が成し遂げられた⁴。しかし、その他のはるかに多くのケースでは、全体的な進展は遅々としており、持続的な格差の縮小にほとんど効果をもたらさなかった。政府は、最も立場の弱い子どもたちを周辺社会から隔離している公平性の格差に注目

一人ひとりの子どものために：公平性の約束

>> なぜ今、公平性なのか

しなかった。全体的な進展を示す全国平均が、最貧困層世帯および最富裕世帯の子どもたちの間の明白な、そして時に拡大し続けている格差を隠してしまったのだ。

こうした歴史を繰り返させてはならない。

2030年までのSDGsの目標を達成するために、今後15年間における進捗のペースは、MDGsの達成における進捗ペースを上回るものにする必要がある。失敗の影響と代償は大きい。実際に、もし過去15年間の傾向が今後15年間もそのまま続けば、2030年まで、推定1億6,700万人の子どもたち（そのうち半数以上がサハラ以南のアフリカに居住）が、依然として極度の貧困の中で生活を送り続けることになる。2030年にはおよそ360万人の5歳未満児が、相変わらず予防可能な病気で命を失うであろう。また、依然として6,000万人を超える小学校就学年齢児が、非就学の状態となっている恐れがある⁵。

先行したMDGsと比較すると、SDGsでは、公平性の促進をはるかに重要視している。全世界の政府が達成を約束している17の目標と169のターゲットは普遍的に適用されるものであり、「誰も置き去りにすることなく…最も立ち遅れている人々に最初に手を差し伸べるよう努める」という誓約により結びつけられている⁶。

この誓約の履行は、置き去りにされている「子どもたち」のための前進を実現することから始めなければならない。そしてその必要性は切迫している。

国連は、2016年には子どもたちに対する人道上のニーズと、厳しい見通しがますます増加すると予想している⁷。国連難民高等弁務官は、紛争や暴力のために家を逃げ出した人々の数は、2015年までに少なくとも6,000万人だったと見積もった⁸。全難民の半数は子どもたちである⁹。シリアにおける紛争のような、長期にわたる複合災害を経験している子どもたちの数は増加しつつある¹⁰。

また、気候変動の影響の激化も、最も立場の弱い子どもたちに対するリスクを深刻化させている。世界では、5億人を超える子どもたちが洪水多発地帯で暮らしており、

左：アブシューク国内避難民キャンプでお昼を食べるサラム第九女子小学校の子どもたち。（スーダン）

© UNICEF/UNI165741/Noorani

右：ゴルカ地区の保健センターで生後3日の孫の体を温めるチンマヤ・シュレツサさん。（ネパール）

© UNICEF/UN016489/Shrestha



子どもたちに関する新しい目標は、最も立場の弱い子どもたちを優先しない限り達成できない。

また1億6,000万人近くが干ばつの厳しいまたは極めて厳しい地帯で暮らしている¹¹。世界保健機関（WHO）は、気候変動に起因する栄養不良、マラリア、下痢、熱中症により、2030年までに毎年新たにおよそ25万人の死者が出ると予想している¹²。

こうした子どもたちに必須のサービスと保護を提供することには多くの困難が伴うが、もたらされるメリットも相当に大きい。私たちは、彼らに手を差し伸べる必要がある。これをしなければ、苦勞して成し遂げた発展の成果が無駄になり、その失敗の影響が全世界に広まることになるであろう。

最も立場の弱い子どもたちや家族のために進展を果たしていくことが、2030年目標を達成するための条件であり、新たな世代の機会を決定づけることに疑いの余地はない。今こそ行動を起こすべき時である。

公平性という緊急課題に取り組む

35年前、最初の「世界子供白書」において、それより前の時点に設定された一連の開発目標についての言及がなされた。それらの目標に疑問を抱いた著者らは、「これらの目標というのは…かすかな希望として設定されているのか、それとも達成が可能であるという確かなエビデンスによって正当性が確認されているのか」と述べた¹³。本書では、子どもたちに関する私たちの新しい目標は、私たちが最も立場の弱い子どもたちを優先し、さらなる公平性が促進されるよう、政策、プログラム、公共支出を変革しない限り達成できないと主張している。

子どもたちが不公平な扱いを受ける領域は数多くあるが、本書では、何百万人もの子どもたちの生活改善に向けた課題の重大さと機会の大きさを例証する、3つの領域に特に重点を置く。

本書ではまず、不公平さが最も明白となる子どもの生存の格差について論じ、次に防ぎうる子どもの死亡要因について探る。そこでは、2030年の子どもの生存率目標を達成するためには、妊産婦の保健、専門技能を有する保健従事者の利用可能性、十分な栄養、基本的サービスへのアクセスにおける持続的な格差をはじめ、差別、社会的排斥、また子どもの食事や幼児期の疾病予防における安全な水、適切な衛生設備や衛生状態の役割に関する知識の欠如といったその他の要因にも、緊急に取り組まなければならないことを主張している。

16歳のアイダさんと早産で生まれた彼女の赤ん坊。リロングウェのブワイラ病院にて。（マラウイ）

© UNICEF/UN018540/Chikondi



一人ひとりの子どものために：公平性の約束

>> 公平性という緊急課題に取り組む

子どもの貧困は単なる所得の問題ではない。

続いて、最も効果的な発展の原動力のひとつであり、機会の均等化をもたらす最大の要因でもある「教育」に注目する。質の高い教育を受けられなければ、立場の弱い子どもたちは高度なスキルを要求されない低賃金の不安定な雇用へと追いやられ、おとなとして、世代を超えて繰り返される不利な立場のサイクルを断ち切れない可能性がはるかに高くなる。しかし、子どもの早期ケア、教育へのアクセスと質の向上、緊急時における教育の提供により重点を置くことで、現世代および次世代にとっての連鎖的なメリットがもたらされることになる。

子どもたちが直面する最も重大な剥奪のうちの二つについて論じた後は、あらゆる側面における子どもの貧困と、その削減において社会的保護プログラムが果たす役割について検証する。子どもの貧困は単なる所得の問題ではないという主張に基づき、貧困生活を送る子どもたちが経験する数々の剥奪に対する統合された解決策により、所得面の貧困を和らげるための手段を紹介する。

最後に、行動喚起として、公平性により大きな重点を置いた政策、計画立案、公共支出のガイドラインとなる一連の原則を挙げて締めくくる。これらの広範な原則には、置き去りにされている人々とその理由に関する**情報の**拡大、剥奪のさまざまな側面に取り組むための**統合**の改善、手を差し伸べることが最も困難な子どもたちを支援するための**技術革新（イノベーション）**の促進および活性化、公平性に重点を置いたプログラムへの**投資**の拡大、全世界のコミュニティおよび市民の**参加**推進が含まれる。

これらの原則は、青写真というよりもガイドラインにとどまるものではあるが、政策の形成、優先事項の選定、2030年目標の約束を果たすための最善の方法に関する議論への情報提供を行い、最も立場の弱い子どもたちだけでなく私たち全員にとってより良い未来を確保することにつながる。

ノーザン・リージョン州のコティン
グリ小学校の給食時間。（ガーナ）

© UNICEF/UN04350/Logan



コラム 1 ^{エクイティ} Equity (公平性) の定義

“equity”という用語は文脈によって違った意味を持つことがあるが、本書やその他においてユニセフがこの用語を用いる場合、すべての子どもたちが、生存し、発達し、生まれながらの能力を十分に発揮する同じ機会を有していることを意味する。これは基本的に、公平さと機会、すなわちすべての子どもたちに公平なチャンスが与えられることである。

すべての子どもたちが、健康でたくましく、十分な教養を身につけ、自らの社会に貢献できるように成長する同じ権利を持つという信念は、子どもの権利を認めて保護するためのあらゆる国際協定の基礎である。この信念は 1989 年、史上最も迅速かつ広範に批准された人権条約である子どもの権利条約の採択へと至った。

不公平性は、特定の子どもたちが、他の子どもたちは利用できる基本的な権利と機会を不当に剥奪されることにより生じる。これは多くの場合、社会と各個人の社会経済的地位を形成する、複雑な文化的、政治的、体系的要因に根差している。最終的にはこれらの要因が、子どもたちの幸福などの一連の結果を決定づけることになる。

社会の各種機関は、特に健康および教育面で、こうした子どもたちの結果を決定づける極めて重要な役割を果たす。政策、プログラム、公共支出の優先事項が公平で、最も困窮している人々を対象にしている場合、最も立場の弱い子どもたちにとって望ましい結果につながりうる。逆にそれらが不公平である場合、彼らの国、コミュニティや生まれた家系、ジェンダー、人種や民族その他の要因に基づき、疾病、飢え、非識字、貧困のリスクの高い子どもたちが予め決定づけられることになる。そうすると、世代を超えて繰り返される不利な立場のサイクルが継続され、個々の子どもたちが傷つけられ、不公平性の深刻化に伴って彼らの社会の力が徐々に衰えていく可能性がある。

発展に向けた「公平性のアプローチ」では、まず置き去りにされている人々とその理由についてより詳しく知り、最も高いリスクに晒されている子どもたちを特定し、不公平性の構造的決定要因（貧困、地域、差別など）とそれらの間の複雑な相互作用を分析することから始める。これには、不十分な公共政策、差別的慣行、非効率的な提供システム、および子どもたちの権利の行使を妨げているその他の障壁に関して厳しく問い、それらの問題を解消するための革新的な解決策を見つけ出すことが必要とされる。また、格差を解消し、すべての子どもたちに手を差し伸べるために、全国、地域、コミュニティの各レベルにおいて開発・人道部門全体で取り組むための、統合されたアプローチが必要となる。

そして何より、グローバル・コミュニティは、最も立場の弱い子どもたちの幸福と私たちの共有世界の未来との重要な関係を認識するよう求められている。



ホームズの避難民シェルターで開かれている心を癒す授業に出席する子どもたち。(シリア)

© UNICEF/UNI137681/Morooka



子どもの健康：

公平な人生の
スタート

子どもの健康：

公平な人生のスタート

子どもたちが生存し、成長する権利を実現させることに関して言えば、最も貧しくて立場の弱い世帯の子どもたちは不利な立場にある。いかなる子どもであろうと、出生状況を理由として生存や適正な健康状態が維持できないという状況は、極めて不公平であり、彼らの権利の侵害である。またそれは、人間、経済、社会、政治の面での犠牲も大きい。現在の子どもたちおよび将来の世代のために持続可能な進歩を実現するには、公平性に重点を置いてすべての子どもに公平なチャンスを提供する必要がある。社会的に最も取り残されている子どもたちに手を差し伸べることは、単なる倫理的な緊急課題にとどまらず、子どもの健康と幸福に関する 2030 年までの持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための前提条件でもある。

18 歳のプリスカさんと彼女の赤ん坊。リロングウェのブワイラ病院にて。（マラウイ）

© UNICEF/UN018535/Chikondi

生い立ちによる子どもの生存および健康の見込みにおける格差は、無作為に決まるものではない。これは経済的豊かさのみならず、民族、教育、農村部と都市部の格差など多くの要因に関連する、体系的な枠組みをなぞったものとなっている。

過去 15 年間における、母子の健康を改善するための取り組みから学んだ最も重要な教訓のひとつは、全体の進展に重点を置いたアプローチでは、最も貧しい女性と子どもが最大のリスクに晒られる格差を解消できないということである。最も貧しい国においても大きな進歩を成し遂げてはいるものの、不公平性は根強く残存している。

子どもの生存という点に関しては、富裕国と貧困国の間の絶対的な格差は 1990 年以降大幅に縮小されているが、最大の不公平性は富裕国と貧困国の間にそのまま残されている。一方をサハラ以南のアフリカと南アジア、そしてもう一方を高所得諸国として比べた場合における子どもの死亡率の相対的な格差は、四半世紀の間ほとんど変わっていない。サハラ以南のアフリカで生まれた子どもたちは、高所得諸国で生まれた子どもたちと比べて、5 歳の誕生日を迎える前に死亡する確率が 12 倍も高く、これは 1990 年の数値とほとんど変わっていない¹⁴。

今日シエラレオネで生まれた子どもは、英国で生まれた子どもと比べて、5 歳になる前に死亡する確率が 30 倍も高い。サハラ以南のアフリカの女性たちは、36 人に 1 人が妊産婦死亡の生涯リスクに直面しており、一方で高所得諸国において同様のリスクに直面している女性は 3,300 人に 1 人である。チャドにおける同生涯リスクの割合は、18 人に 1 人である¹⁵。

富裕国と貧困国の間の格差の縮小は、現代の重要な課題のひとつである。子どもの生存率における格差縮小に向けた出発点は、「国内」における最貧困層の死亡率を、同じく「国内」における最富裕層の水準まで下げることを目指して取り組むことである。

裕福か貧しいかを問わず、あらゆる社会のすべての子どもたちの生存と健康の維持は、できるだけ迅速に改善させるべきである。しかし、最も後方に置き去りにされている子どもたちの状況を、最も迅速に向上させる必要がある。つまり、死や病気に対する最大のリスクに直面している子どもたちに対して、進展のペースを加速させるべきである。この課題に効果的にアプローチするためには、貧困、差別、基本的サービスに対する不平等なアクセスなど、より幅広い不公平性の社会的決定要因に対処する必要があるだろう。

子どもの死亡率のパターンとリスク

2015年に生まれた子どものうちおよそ100万人が、人生の初日にその最期を迎えた。世界的に見て、新生児死亡率（生後28日未満での死亡率）の低下ペースが、生後1カ月から5歳までの子どもの死亡率の低下に後れをとっている。これはつまり、5歳未満の子どもの中でも、新生児が亡くなる割合が増加していることを意味する。2015年には、新生児の死亡が総死亡件数の45%を占め、2000年と比べて5%の増加となった¹⁶。

5歳未満の子どもの中でも、新生児がなくなる割合が増加している。

5歳未満児の死亡の中で、新生児（生後28日未満）の死亡が増えているということは、逆に生後1～59カ月の子どもの死亡が大幅に減少していることを意味する。それでもなお、2015年の590万件に上る5歳未満児の死亡のほぼ半数が、肺炎、下痢、マラリア、髄膜炎、破傷風、はしか、敗血症、エイズなどの感染症を原因とするものであった。肺炎と下痢は、東部・南部アフリカ、南アジア、西部・中部アフリカという5歳未満児死亡率が最も高い3つの地域において、依然として主要な死因となっている。疾病と死亡率のいずれも、負担が一番重くのしかかるのは最も立場の弱い子どもたちであることが多い¹⁷。

新生児を取り巻く全体的な傾向については、地域によって著しいばらつきがある。サハラ以南のアフリカでは、新生児の死亡数が5歳未満児の死亡数の約3分の1を占めている。子どもの死亡がより低い地域では、新生児の死亡数が全体のおよそ半数を占めている。一方で南アジアでは、全体的な子どもの死亡も、その中で新生児の死亡が占める割合も高い¹⁸。

また、子どもの死亡率の地理的分布も変化しつつある。世界的に見て、子どもの死亡は特定地域に集中している。2015年には、子どもの死亡の約80%が南アジアとサハラ以南のアフリカで発生しており、うちほぼ半数はわずか5カ国で発生した（コンゴ民主共和国、エチオピア、インド、ナイジェリア、パキスタン）¹⁹。脆弱な国家や紛争の影響を受けている国々に住む子どもたちは、より高いリスクに直面している。彼らは、栄養不良に陥る可能性が低所得国および中所得国の子どもたちよりも2倍高く、5歳未満で死亡する可能性も2倍高い²⁰。子どもの死亡率が最も高い20カ国のうち、10カ国が世界銀行の脆弱な状況にある国リストに挙げられている²¹。

紛争の影響を受けている国では、保健制度へのダメージが子どもたちの生命を脅かしている。例えば、シリアでは、現在の紛争が起きる前には5歳未満児死亡率の低減において目覚ましい進歩が成し遂げられていた。1990年以降、出生1,000人あたりの死亡者数が37人から13人へと減少した。しかし2012年以降には、同国の「超過危機死亡率」（危機的状況に起因する5歳未満児死亡率）は、出生1,000人あたり1～2人であると推定されている²²。

最も裕福な子どもたちと比較すると
最も貧しい子どもたちは
5歳未満の死亡率が

1.9 倍



unicef  70 YEARS FOR EVERY CHILD

インフラの破壊と人員、設備、薬剤の不足が、妊産婦および新生児の保健サービスの利用を妨げており、2009年には出産の96%が専門知識を持つスタッフの立会いの下で行われていた国において、手助けのない自力出産が大幅に増加する結果となっている²³。また危機的状況は、5歳未満児の間における、ワクチンで予防可能な感染症（下痢や肺炎など）の増加にも拍車を掛けている²⁴。

世界的に、土地、信用貸し、財産権へのアクセスは、子どもの生存見込みにさらなる影響を及ぼしている。非公式の居留地、違法な居住施設、あるいは都市部のスラム街に住んでいる社会的に取り残されたグループは、居住者の過密状態、不衛生な状態、高い交通費、差別的慣行、基本的サービスへのアクセスの欠如による健康への脅威に対して脆弱である。また、これらの要因は需要を妨げ、最も立場の弱い人々によるサービスの初期利用や継続的利用が妨げられる。こうした状況と低い予防接種率が重なると、肺炎、下痢、はしか、結核といった疾病の感染が著しく増加することになる²⁵。

気候変動は付加的リスクをもたらす。干ばつのために水が乏しくなった場合、最も貧しい子どもたちや家族は安全でない水源を頼る可能性が極めて高く、コレラや下痢といった病気に一層かかりやすくなる。また気候変動は、マラリアなどの生物媒介型感染症の発生率の上昇をはじめ、食料不安、大気汚染の悪化、下痢性疾患、栄養不良にも関連する²⁶。

これらのリスクや幼児期の健康障害に関連するその他の背景リスクの軽減を実現しなければ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の実現に向けて国が成し遂げたいかなる進捗の恩恵も台無しになってしまう。公衆衛生がその好例であり、2030年目標が互いにどのように結びついているかが分かる。

2012年の低所得国および中所得国では、飲料水の不足と不適切な衛生環境により、1日あたりおよそ1,000件の5歳未満児死亡事例が発生した²⁷。ナイジェリアにおける調査では、改善された給水設備や衛生設備を利用できないことにより、生後1～

11カ月の子どもの死亡リスクが38%も上昇する可能性があることが示唆されている²⁸。屋外排泄の横行など、改善されていない衛生設備の使用は、子どもたちの正常な成長を妨げうる健康問題のリスクをもたらすため、発育阻害にもつながる。

公衆衛生の改善についてはあまり捗っていない国が多いが、より迅速な進展が実現可能であることを示す心強い事例がある。ネパールでは、公衆衛生の改善に向けた社会運動により、同国の最も貧しい地域の一部における地域コミュニティや民間組織の動員により、27の屋外排泄禁止地区が設けられている²⁹。こうした取り組みは、子どもの生存に対して大きな利益をもたらす可能性を持っている。マリで実施されたある評価において、屋外排泄禁止コミュニティでは、下痢に関連する5歳未満児の死亡件数が57%、また子どもの発育阻害が13%減少していることが明らかになった³⁰。

子どもの生存見込み

2030年目標では、妊産婦、新生児、子どもの生存および健康に関する進捗に対して高い目標値を設けている。目標3に伴う関連目標値では、新生児死亡率を少なくとも出生1,000人あたり死亡者12人の水準まで低下させ、5歳未満児死亡率を少なくとも出生1,000人あたり25人の水準まで低下させることを目指している。別の2030年目標であるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）は、上述の目標の達成に向けた条件のひとつである。

これらの目標値は達成可能であるものの、政府が最も立場の弱い子どもたちに徹底的に重点を置き続けた場合に限られる。子どもと妊産婦の死亡率を可能な限り大幅かつ早期に低下させることで、最も高いリスクに直面している人々に恩恵がもたらされると考えられる。

これらの目標値は達成可能ではあるが、政府が最も立場の弱い子どもたちに重点を置き続けた場合に限られる。

1990年以降、全世界の5歳未満児死亡率は53%低下している³¹。2000年から2015年にかけての全世界の5歳未満児死亡率の年間低下率は、1990年代に達成された削減率の2倍を上回った。2000年から2015年までの間には、あらゆる地域において子どもの生存に対する大幅な前進が記録された。サハラ以南のアフリカでは、5歳未満児死亡率の年間平均削減率が、1990年代の1.6%から、2000年以降は4.1%へと向上している³²。

妊産婦死亡率も低下しつつある。1990年以降、年間の妊産婦死亡件数は43%減少している。2005～2015年の全世界の年間減少率は、1990～2000年の減少率の2倍を上回った³³。妊産婦、新生児、子どもの死亡件数の95%以上を占めている75カ国のうち、およそ4分の3の国々において進展が加速された³⁴。

世界で最も貧しい国々の一部では、目覚ましい進歩が実現されている。世界全体では、1990年から2015年までの間に5歳未満児死亡率を3分の2低下させるというMDGsの目標値を達成できなかったが、24の低所得国および低中所得国はこれを達成した³⁵。そうした国々の一部であるエチオピア、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ニジェールは、かつては出生1,000人あたりの死亡者が200人を超えるという、極めて高い死亡率であった³⁶。エジプトとイエメンは、慢性的な紛争と経済的苦難にもかかわらず、5歳未満児死亡率においてそれぞれ72%と67%の削減を成し遂げた³⁷。また中国では、1990年以降、5歳未満児死亡率80%という急速かつ大幅な低下を実現している³⁸。

さまざまな国の経験が示すところは、社会的、政治的、経済的背景がそれぞれ大きく異なる国でも、子どもの死亡率を劇的に低下させることができるということである。これは妊産婦の健康についても同様で、背景や出発点の異なるさまざまな国が、妊産婦死亡率の75%低減というミレニアム開発目標（MDGs）の目標値を達成している。

一般的に、子どもの死亡率は平均所得が増えるにつれて低下するが、多くの貧困国が、5歳未満児死亡率の低減のペースにおいて近隣の富裕国を上回っている（図1.1.を参照）。その一方で、ナイジェリアやインドなど、世界経済の成長においてはトップスビー

ドを誇る国の一部が、子どもの死亡率の低減では低迷している。政策上の教訓は、次のとおりである。経済成長は子どもの生存率の改善を後押しするものの、それを保障することはなく、国の所得が低くても、必ずしも国の発展を妨げるものではない。

子どもの生存における不公平性

死亡率の高い国々における妊産婦、新生児、子どもの健康の格差は、すべての子どもたちが生存し育つ権利を実現するための持続的進歩の大きな障害となる。平均すると、最も貧しい20%の世帯に生まれた子どもたちは、最も裕福な20%の世帯に生まれた子どもたちと比べて、5歳になる前に命を失う可能性がほぼ2倍も高い³⁹。

この世界平均の背景にあるのは、多種多様な各国のパターンである。例えば、最も貧しい20%の世帯に生まれた子どもたちが5歳になるまでに命を失う可能性は、最も裕福な20%の世帯に生まれた子どもたちと比べて、バングラデシュではほぼ2倍、インド、インドネシア、フィリピンでは3倍に達する⁴⁰。

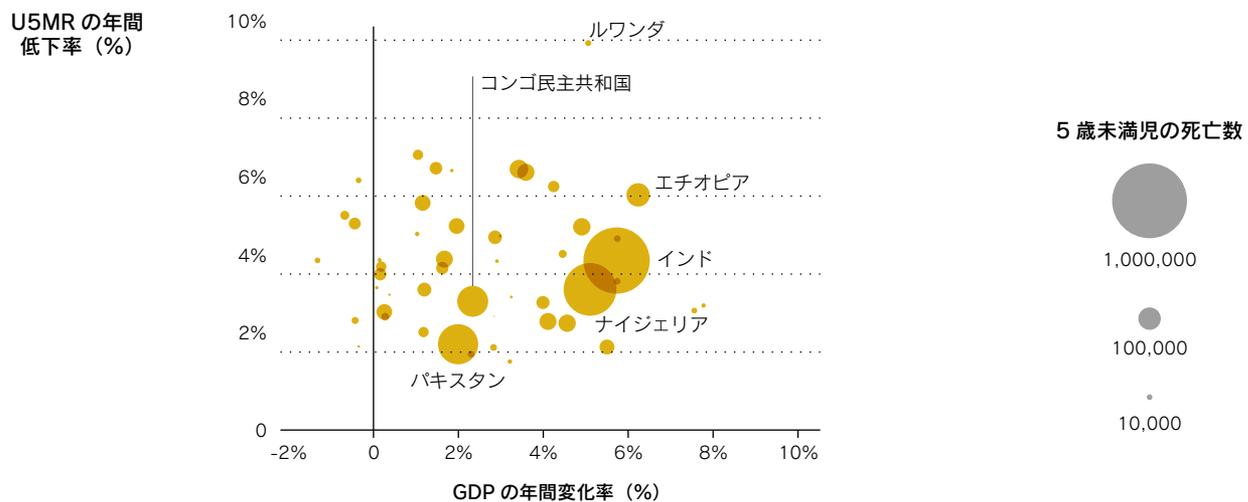
一部の国では2000年以降に急速な進歩が見られ、同時に公平性も改善されている(図1.2.の青色の点を参照)。また、公平性が改善されないままに劇的な進歩が実現している国もある(図1.2.の黄色の点を参照)。後者の国々では、裕福な子どもと貧しい子どもとの間の生存率の格差がわずかに広がっている。

これらの格差は、重大な結果をもたらす。人口統計学(貧しい家庭ほど子どもの数が多い)と生存見込みにおける不公平性(貧しい家庭の子どもたちほど死亡率が高い)を併せて考えると、最も貧しい子どもたちのほうが、最も裕福な子どもたちよりも子どもの死亡件数の中で大きな割合を占めるということになる。

図 1.1.

経済成長率の低い国々でも子どもの死亡率を引き下げることができる

2000～2015年の5歳未満児死亡率(U5MR)の年間低下率と2000～2014年のGDPの年間変化率(国別)



注：選出された国は、2015年のU5MRが出生1,000人あたり死亡者40人で、2015年の出生者が1万人以上に上り、2000～2014年または直近年のGDPデータを手に入れた国である。一つひとつの円がそれぞれ1国を表している。各円の大きさは、2015年のその国における5歳未満児の推定死亡数を表している。

出典：世界銀行、World Development Indicators (2015年12月22日のアップデート版)、およびUnited Nations Inter-agency Group for Child Mortality Estimation、Levels & Trends in Child Mortality: Report 2015。

しかしこれはまた、子どもの死亡率の低下の割合が同じであれば、貧しい子どもたちの命のほうが多く救われることも意味する。死亡率の高い51カ国を対象にした調査データの分析により、最も貧しい20%の家庭の新生児死亡率を、最も裕福な20%の家庭の死亡率にまで引き下げれば、2012年には約60万件の死亡を防げたであろうことが明らかになった⁴¹。

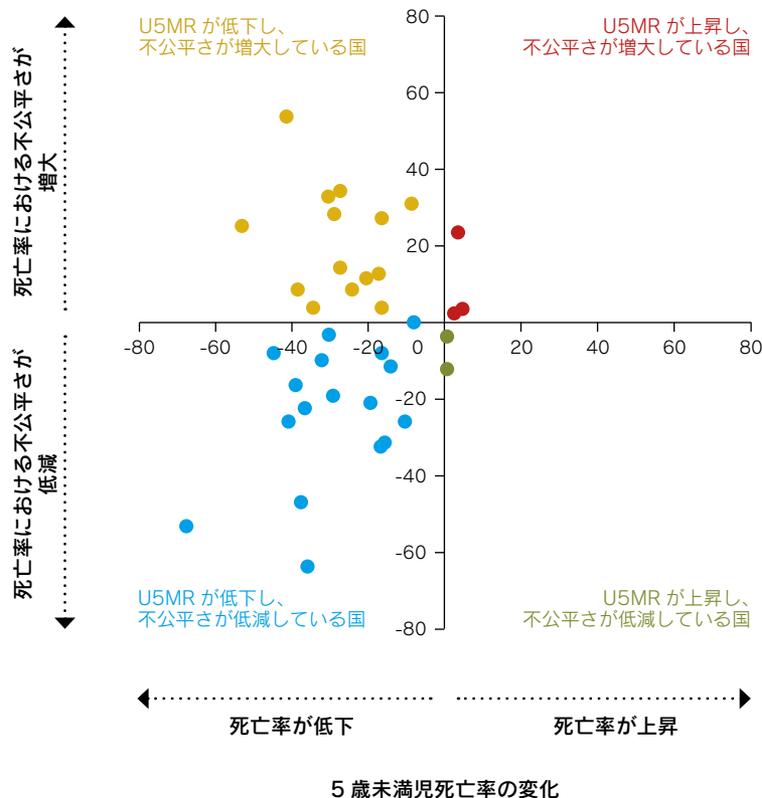
5歳未満児死亡率は、「すべての」子どもたちに対して引き続き減少させていくべきである。しかし、子どもの生存率目標を達成するには、最も貧しい家庭の子どもたちの死亡率を、最も裕福な家庭の子どもたちの死亡率よりはるかに急速に引き下げる必要があるだろう（図1.3.を参照）。そのためには政府が、最も貧しくて立場の弱い子どもたちに悪影響を及ぼしている多くの重大な要因に対処しなければならない。

図 1.2.

5歳未満児死亡率（U5MR）の改善は、必ずしも公平性の向上を伴うものではない

世帯の資産別のU5MRの変化と全体的なU5MRの変化

最も貧しい世帯と最も裕福な世帯のそれぞれの子どもたちの間における比率の変化



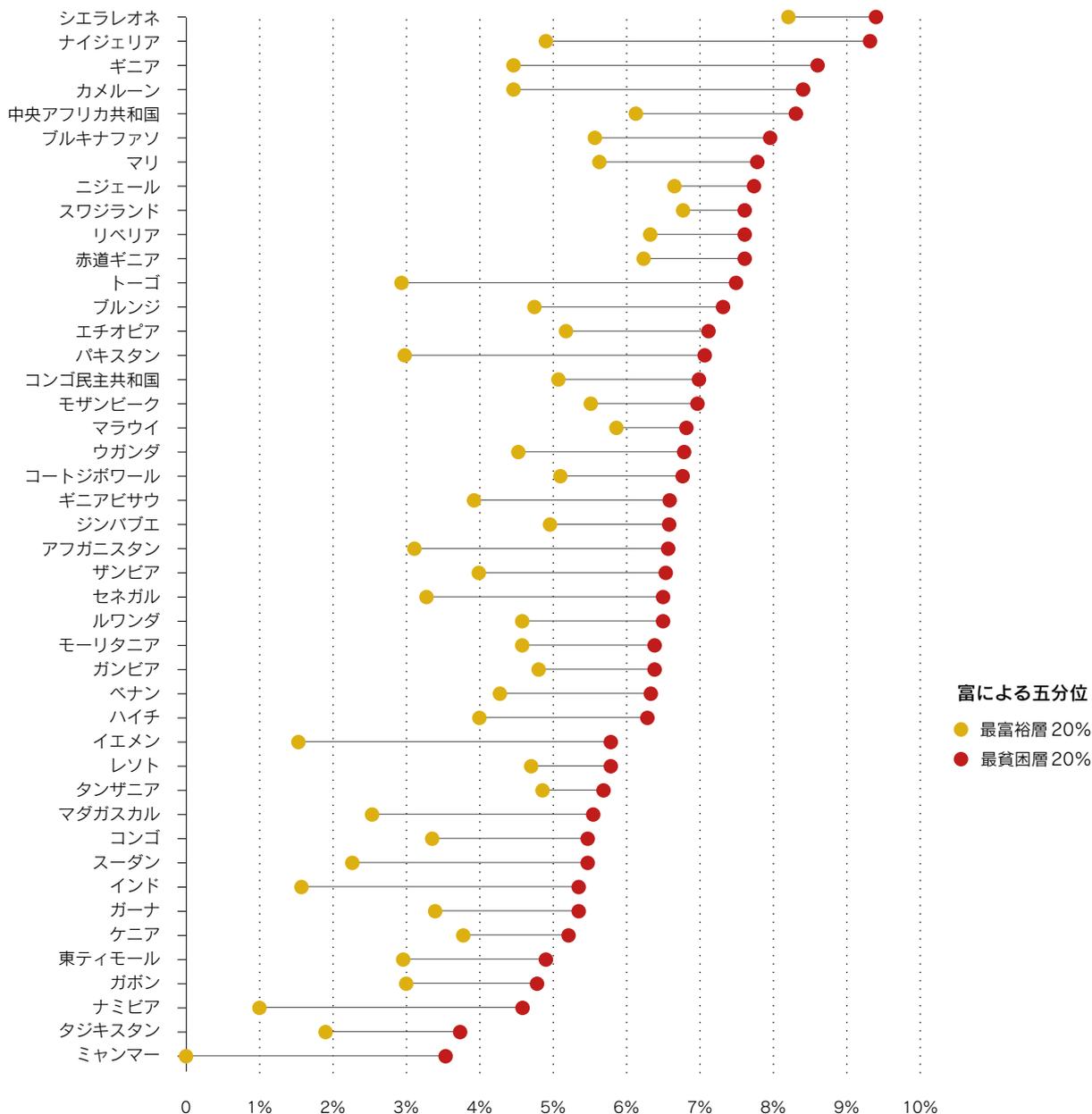
注：参照年が2000～2004年および2005～2009年の調査データと、2005～2009年および2010～2014年に実施された調査を使用。

出典：人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター（MICS）、その他の代表的調査データに基づく37カ国についてのユニセフの分析。

図 1.3.

2030 年目標を達成するためには、貧困層がより急速な進歩を遂げる必要がある

2030 年までに SDGs 目標値を達成するために 2015 年～ 2030 年に必要な U5MR の年間低減率（最貧困層と最富裕層別）



2030 年までに出生 1,000 人あたり死亡者 25 人という U5MR 目標を達成するために必要な年間低減率（単位：％）

注：死亡率推定に関する国連機関グループ（UN IGME）の 2015 年推計値を用いて、2015 年の U5MR が出生 1,000 人あたり死亡者 40 人となる国の、入手可能な直近の調査データ。

出典：2006 年以降の直近調査のうち、人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター（MICS）、その他の代表的調査データに基づくユニセフの分析。

目標 2 中の一項目である大幅な栄養状態の改善が、子どもの生存率を引き上げるための鍵となる。5 歳未満児の死亡の半数が栄養不足と関係があり、発育阻害などの関連指標には大きな格差が存在している。最近のデータが入手可能であった 87 カ国の分析では、最も貧しい子どもたちにおける発育阻害率は、最も裕福な子どもたちの 2 倍を上回っていることが示されている⁴²。西部・中部アフリカでは、発育阻害への取り組みにおける進展が遅く、1990 年から 2014 年までの低減率は 25% に満たない。また、傾向データが入手可能であった低所得国のうち 3 分の 1 超の国々では、発育阻害の低減率における最富裕層の家庭と最貧困層の家庭との間の格差が広がっている⁴³。

家庭の資産状況は、子どもの生存見込みを決定する要因のひとつであるが、母親の教育水準も、生存見込みを予想する上で有力な判断材料となる。南アジアおよびサハラ以南のアフリカの大半の地域では、教育を受けていない母親を持つ子どもたちは、中等教育を受けた母親を持つ子どもたちと比べて、5 歳になる前に命を失う可能性がほぼ 3 倍にも上る⁴⁴。教育を受けることにより、女性は出産の先延ばしや間隔調節をするようになり、母子保健ケアを積極的に利用し、子どもが病気になったときの治療を求めるようになる。

もしすべての母親が中等教育まで受けた場合、サハラ以南のアフリカでは 5 歳未満児の年間死亡件数が 150 万件減少し、南アジアでは 130 万件減少すると考えられる⁴⁵。

児童婚や女性の性と生殖に関する健康管理も、子どもの死亡率のパターンに影響を及ぼす。児童婚の割合は低下しつつあるものの、毎年約 1,500 万人の少女たちが 18 歳未満で結婚している⁴⁶。これらの少女は、極めて弱い立場にあるグループを象徴している。彼女らは幼少期を奪われ、教育を受ける機会は限られ、多くは体ができあがらないうちに出産を経験する。最も貧しい 20% の人口層に属する少女たちおよび農村地域に住んでいる少女たちが、最も大きなリスクに晒されている⁴⁷。アフリカでは、最貧困層における児童婚の水準は 1990 年から変わっていない⁴⁸。

母親に抱かれ微笑む男の子。
(バングラデシュ)

© UNICEF/UNI78184/Siddique





左：リタ・イリアティさんと3歳の娘ノヴィアちゃん。中部ジャワ州クラテン地区のケマラング村の自宅前で。(インドネシア)

© UNICEF/UN04255/Estey

右：初めて出産後健診を受けるザラさん。2人の子どもの母親。最近ユニセフとセーブ・ザ・チルドレンによりリングアガムに作られた拡大保健センターにて。(ニジェール)

© UNICEF/UN010548/Abdou



世界的に、「子どもの花嫁」は、おとなの女性と比べて妊娠中に十分な医療ケアを受ける可能性が低い。ケアの欠如に加え、まだ出産に十分なほど肉体的に成熟していないことにより、母親および生まれてくる子どもがどちらもリスクに晒される。妊娠中および出産時における合併症が、15～19歳の少女の死亡の2番目に多い原因となっている⁴⁹。また20歳未満の母親から生まれてきた子どもは、20代や30代の母親から生まれた子どもと比べて、生後28日以内に死亡する可能性が1.5倍高い⁵⁰。

女性が自らの性と生殖に関する健康を管理する機会を与えられない場合、女性本人もその子どもも苦しむことになる。例えば、短い間隔での出産は早産につながるリスク要因であり⁵¹、避妊方法へのアクセスが限られていることが、安全な出産間隔調節に対するひとつの障害となっている。全世界で推定2億1,600万人の既婚女性が、近代的な避妊方法へのアクセスを必要としながらもアクセスできずにいる⁵²。仮に、妊娠を避けたいと考えている女性が避妊方法にアクセスできた場合、不本意な妊娠は70%減少するだろう⁵³。そして不本意な妊娠の数が減れば、妊産婦の死亡事例の60%、および5歳未満児の死亡の57%が回避されうるのである⁵⁴。

農村部と都市部の格差も、子どもの生存見込みにおける不公平性の要因となっている。農村部で生まれた子どもたちは、都市部で生まれた子どもたちと比べて、5歳未満で死亡する可能性が1.7倍高い⁵⁵。

資産状況と居住地に関連する格差に注目し、新たな比較(図1.4.を参照)では、家庭調査データを用いて、開始点の異なる8カ国のグループにおける2015年から2030年までの子どもの生存率の推移を図示している。これらは、最も貧しいグループこそ最速の進展を成し遂げる必要性があることを示している。最も社会的に取り残されている家庭を支援することは、単なる倫理的な緊急課題にとどまらず、新生児および5歳未満児とその母親の予防可能な死亡をなくすための前提条件でもある。

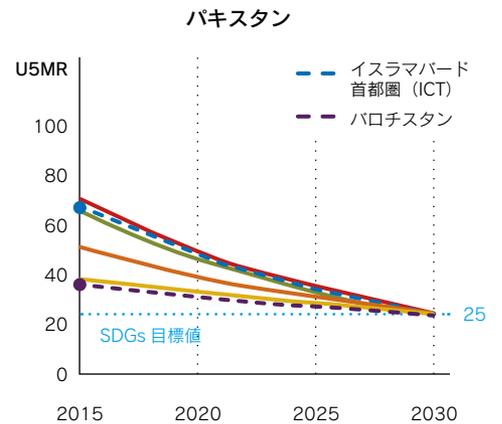
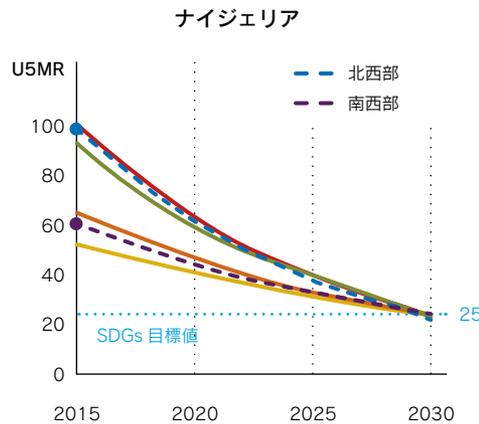
図 1.4.

最も立場の弱い子どもたちに対する進展を加速させなければならない

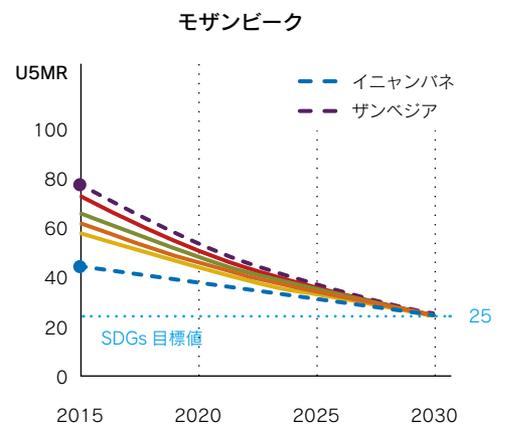
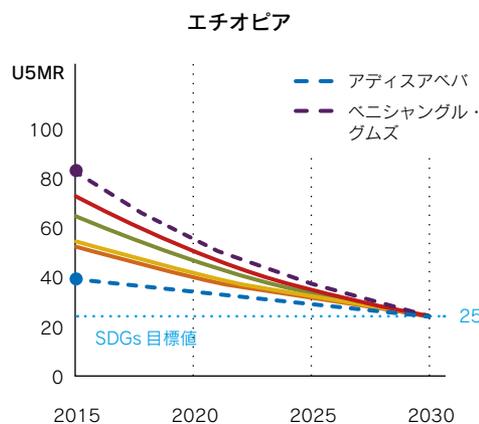
2015～2030年のSDGs目標値を達成するために必要な5歳未満児死亡率の低減



ナイジェリアおよびパキスタン。 両国共に、最富裕層と最貧困層のいずれの世帯においても、5歳未満児死亡率（U5MR）がSDGs目標値を上回っており、地域間に著しい格差が根強く存続している。例えば、ナイジェリアの北西部では、U5MRは南西部の2倍に上った。また、2030年までに目標値を達成するためには、20%の最富裕層は死亡率を半分超（52%）低減させなければならないのに対して、20%の最貧困層は4分の3（75%）の低減を実現しなければならない。



エチオピアおよびモザンビーク。 両国共に MDGs 4（1990年から2015年までの間にU5MRを3分の2低減）を達成した。エチオピアが2030年までにSDGs目標値を達成するためには、同国で最も高い実績をあげているアディスアベバのU5MRを、3分の1以上（38%）低減させなければならない。実績最下位地域のペニヤングル・グムズについては、2015年から2030年までの間に、死亡率を3分の2以上（70%）低減させなければならない。



注：調査データにおける5歳未満児死亡率の参照年（調査前10年間の参照期間の中間年）から算出された、2030年までに出生1,000人あたり死亡者25人というSDGs目標値を達成するために必要な年間低減率である。すでに目標値を達成しているサブグループは、一定水準に保たれている。サブグループは、実績の最上位地域と最下位地域、富の五分位点の最富裕層と最貧困層、都市部居住と農村部居住を基準に選出されている。グループは重複している場合がある。

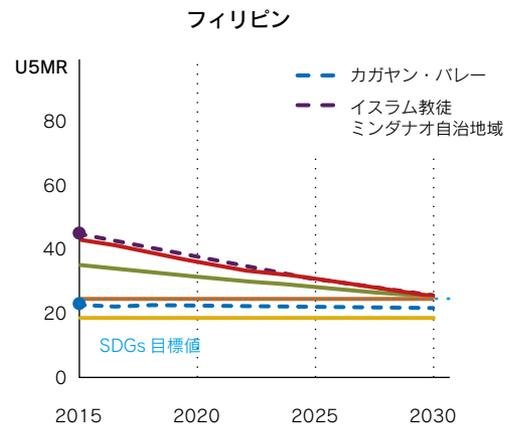
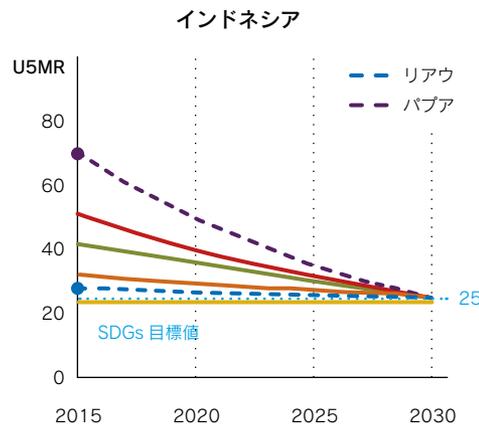
出典：DHS、MICS その他の国別代表的調査に基づくユニセフの分析。

地域・資産別

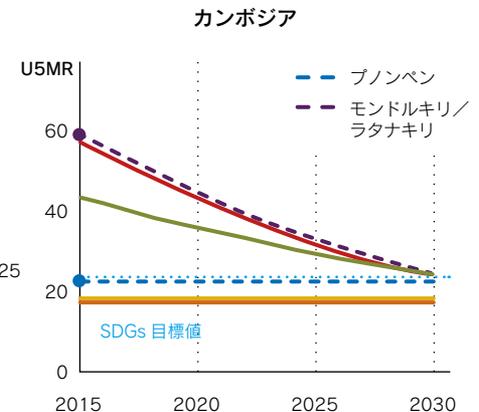
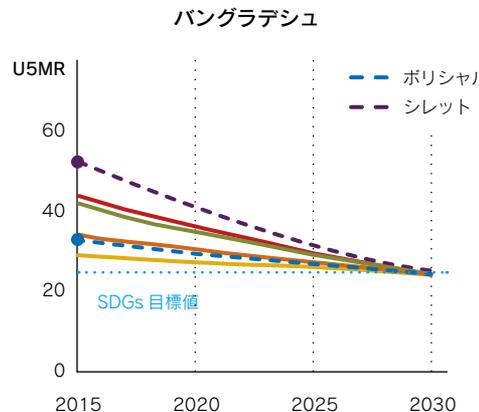
U5MR = 5歳未満児死亡率（出生 1,000 人あたり）

— 最富裕層 — 都市部 — 農村部 — 最貧困層

インドネシアおよびフィリピン。両国共に、20%の最富裕層および最も実績の優れた地域では、すでに2030年の目標値を達成している。フィリピンでは、最富裕層と都市部においてはいずれも2030年の目標値に達しているが、20%の最貧困層とイスラム教徒ミンダナオ自治地域では、目標を達成するためには死亡率を約5分の2（それぞれ40%と42%）低減させなければならない。



バングラデシュおよびカンボジア。カンボジアは、2000年以降の子どもの生存率の改善において最も際立った成功を収めた国のひとつであり、2015年にはU5MRがSDGsの目標値達成の目前まで迫った。しかし、主に少数民族が居住する2つの州では、出生1,000人あたりの死亡者が79人から80人であると報告された。プノンベンにおける水準と比較すると、これら2つの州で生まれた子どもたちとの間では、5歳になる前に命を失うリスクがおよそ3.5倍も高かった。バングラデシュでは、このまま進展を維持するためには、世帯の資産に関連する格差と、シレットなどの地域における高い死亡率を低減させなければならない。



ケアへのアクセスとその質における格差

すべての女性に対して、妊産婦ケア、出産時における専門技能を有する保健従事者によるケア、基本的な新生児ケアを提供することにより、安全な妊娠と子どもの生存の可能性を劇的に向上させることができる。しかし残念ながらこれらの分野においては、ケアへのアクセスのみならずケアの質にも極端な格差が見られる。エビデンスでは、アクセスにおける格差は出生前から現れ、重要な期間である生後数年間まで続くことが示されている。

妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者の利用の格差は、子どもの生存における社会的格差を正確に映し出している。世界的に、20%の最富裕層世帯の女性は、20%の最貧困層世帯の女性と比べて、出産時に専門技能を有する保健従事者が立ち会う可能性が依然として2倍超高い⁵⁶。また2000年以降に見られる妊産婦ケア対象者の控えめな増加は、妊娠期間中における格差の縮小にほとんど影響を及ぼしていない⁵⁷。また、農村部と都市部の格差もそのまま残っている。2015年には、推奨される最低4回の妊産婦ケアを受診できたのは妊産婦のうちわずか半数余りであった。この最低限のケアを受けていない妊産婦の大多数は、農村部に住んでいる貧しい人々である⁵⁸。

これらの予防可能かつ大きな不公平性が、子どもたちの命を奪い、計り知れない苦しみをもたらす。

地域レベルでは、妊産婦ケアや出産時における専門技能を有する保健従事者の利用での明白な格差は、南アジアおよびサハラ以南のアフリカに存在する。バングラデシュとパキスタンの両国では、最富裕層世帯の女性は、最貧困層世帯の女性と比べて妊産婦ケアを受ける（最低4回の受診）可能性がそれぞれ4倍および6倍も高い。一方、出産時の専門技能を有する保健従事者の立会いにおける最大の格差は、東部・南部アフリカにおいて見られる。エリトリアでは、最富裕層世帯の女性は、最貧困層世帯の女性と比べて専門技能を有する保健従事者の立会いを受ける可能性が10倍も高い⁵⁹。

また、最貧困層世帯の母親と新生児は、出産・出生後の健診を受ける可能性も低い。その結果、低体温症の見過ごし、感染症、産後合併症に関連する高いリスクに晒される。

これらの予防可能かつ大きな不公平性が、子どもたちの命を奪い、計り知れない苦しみをもたらす。貧しいコミュニティに適切な保健施設がないことがこうした結果をもたらす一因であり、また一部の医療サービス提供者の社会的態度も同様である。社会的排斥を受けているグループの女性は、保健制度や医療サービス提供者から不愉快な対応を受け、応えてもらえないことが多い。貧困層にサービスを提供する保健施設を手頃な費用で利用できる場合でも、差別的慣行が平等な治療の障害となる可能性がある。

肺炎の場合、訓練を受けた医療サービス提供者による早期診断と効果的な症例管理によって命が助かる可能性がある。しかしながら、最貧困層世帯の子どもたちは、肺炎の症状が現れて最大のリスクに直面した場合でも、保健施設に連れて行かれる可能性はほとんどない。最富裕層世帯の子どもたちは、最貧困層世帯の子どもたちと比べて保健施設に連れて行かれる可能性がマダガスカルで1.5倍高く⁶⁰、エチオピアではおよそ4倍高い⁶¹。同様のパターンは、もうひとつの主要な死因である下痢性疾患の治療においても見られる。

例えば、中部・東部ヨーロッパのロマ族の集団のような、社会的に取り残されているコミュニティは、保健サービスへのアクセスやその利用における不公平性、あらゆる場面で直面している。ボスニア・ヘルツェゴビナではロマ族の子どもたちの5人に1人、またセルビアでは4人に1人が、中度または重度の発育阻害に陥っている。2012年の時点では、ボスニア・ヘルツェゴビナの生後18～29カ月のロマ族の子どもたちの中で、推奨されるすべてのワクチン接種を受けていたのは全体の4%にすぎず、それに対して非ロマ族の子どもたちの場合は68%に上っていた⁶²。

公平性の実現は、最も貧しい国だけに関係することではない。一部の富裕国では、異なる生い立ちを持つ子どもたちが、極めて不平等な展望に直面している。例えば米国は、報告されている乳児死亡率がOECD（経済開発協力機構）の他のどの高所得国

よりも高い。米国で生まれた子どもの場合、新生児期後における生存確率は民族性と密接に関係している。2013年には、アフリカ系アメリカ人の両親から生まれた子どもたちは、白人系アメリカ人の両親から生まれた子どもたちと比べて死亡する可能性が2倍超であった⁶³。

他の国々と同様、米国では、所得、母親の教育水準、出生地などの要素も依然として子どもが5歳まで生存する可能性の決定要因となり続けている。こうした格差は、州レベルで明白に見られる。例えば、2013年のミシシッピ州の乳児死亡率は、マサチューセッツ州の2倍であった⁶⁴。医療従事者による家庭訪問と、教育や所得における不公平性の縮小を目指したより広範な対策の併用が、こうした状況に対する取り組みにおいて極めて重要な役割を果たすであろう。

低コストの支援で状況の改善が可能

子どもの死亡事例の大多数は、低コストで容易に実行可能な、一般的な支援を通じて回避できる。これは、新生児期および生後2カ月目以降のどちらの時期に発生した死亡に対しても当てはまる。妊娠から出産に至るまでの期間と、出産直後の時期に質の高いケアを提供することで、合併症の発症を防ぐだけでなく、その早期発見と迅速な管理を促進できる。出産後の早期ケアは、生後数日間の死亡率を低減させる上で特に重要である。

新生児死亡の割合が増加していることは、子どもの生存率の向上に向けた進展の維持および加速化の先にある、さらに困難な課題を示唆している。新生児の死亡の主要な原因に対処するために必要な支援は、母親の健康を守るための支援と密接に関係しており（図1.5.を参照）、妊娠前、妊娠中、および妊娠後の支援の対象を拡大することが極めて重要である。

新生児死亡の40%は、出生時前後の
主要な支援によって回避できるだろう。

「ランセット（Lancet）」誌で発表された調査では、新生児死亡の40%は、出生時前後の主要な支援によって回避できると推定されている。そうした支援には、専門技能を有する保健従事者によるケア、緊急時の産科ケア、即時新生児ケア（授乳支援、臍帯ケアや保温ケアなど清潔な出産慣行を含む）、新生児蘇生などが含まれる。またそれ以外の30%の事例は、出生直後から母子が肌と肌を触れ合わせる「カンガルー・マザー」ケア、新生児敗血症の予防や管理、新生児黄疸の治療、出産時の酸素欠乏によって生じる脳損傷の予防を通じて防げる可能性がある⁶⁵。

多くの国では、母乳育児のメリットが未だ十分に認識されていない。出生後1時間以内から始める長期授乳は、小児期感染症の予防、知能の向上、肥満や糖尿病の有病率の低減と関係している。「ランセット」誌における調査では、もし母乳育児が普遍的水準近くまで広まれば、75の低所得国および中所得国において、年間82万3,000人の5歳未満児の命が救われるであろうと見ている。授乳をする女性にとっても、授乳は乳がんの予防になり、また出産間隔の改善につながる⁶⁶。

最も立場の弱い人々に手を差し伸べる

国際協力の後ろ盾を得た国家による主導が、過去15年間にわたる子どもの生存率改善の世界的な実現において極めて重要な役割を果たしてきた。経済成長、所得の増大、貧困の減少による生活水準の改善と保健投資のためのリソース創出の実現が、確実に

その要因となっている。しかし、多くの低所得国および中所得国では、前進に向けた推進力の大半が、保健制度の強化とコミュニティ・ベースの健康支援によってもたらされている。コミュニティの医療従事者はケアの対象範囲を拡大し、母親、新生児、子どもの健康のための効果が高く費用の安い支援を立場の弱い人々に提供している⁶⁷。

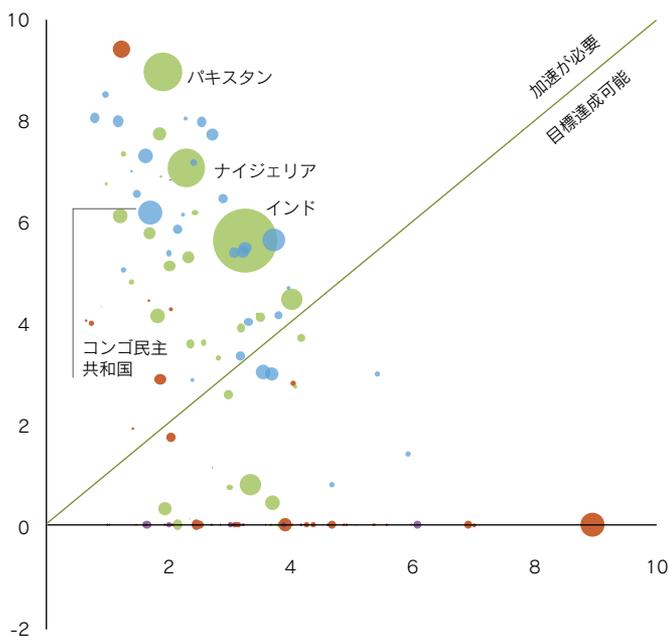
その顕著な例がエチオピアに見られる。2004年から2010年にかけて、エチオピア政府は3万8,000人の保健普及員を訓練して国内各地の現場に配備した。保健普及員たちはそこで基本的な妊産婦ケアおよび産後ケアを提供し、従来保健制度でカバーされていなかった人々に支援の手を差し伸べた⁶⁸。同様に、マラウイの保健監視補助員は、公的な保健制度とコミュニティの緊密な連携を提供し、世界最速のひとつに数えられるペースで進む子どもの死亡率の全国的低減に貢献している⁶⁹。

図 1.5.

新生児死亡率は、SDGsの目標値を達成できるだけの十分なペースで低下していない

2015～2030年に必要とされる新生児死亡率の年間低減率とこれまでの年間低減率の実績

2030年に出生1,000人あたり死亡者12人という新生児死亡率を達成するために必要とされる、2015年からの年間低減率(%)



2000～2015年における新生児死亡率の年間低減率の実績(%)

● 低所得国 ● 低中所得国 ● 高中所得国 ● 高所得国

円の大きさは2015年の新生児死亡数(推計)を表す

新生児の死亡者数



注：この図は、2030年までに新生児死亡率の目標値を達成するために各国に必要とされる低減率を示している。一つひとつの円がそれぞれ1国を表している。各円の大きさは2015年のその国の新生児の死亡数を表し、色はその国の世界銀行所得分類を表している。斜線より上にある国は、目標値を達成するために低減のペースを速める(進捗を加速化する)必要がある。斜線より下にある国は、現在の低減のペースを維持すれば目標値を達成できる。水平軸上にある国は、2015年時点ですでに目標値を達成している。

出典：UN IGME(2015年)に基づくユニセフの分析。

コラム 1.1. ネパールでは、医療従事者による社会的に取り残されている人々への支援を女性ボランティアが支援

世界最貧国のひとつであるネパールは、1990年以降に妊産婦死亡率の最も急速な低減を実現している国のひとつである。この進展は、紛争に見舞われた期間を含めた20年以上にわたる持続的な政策改革の成果である。

ネパールの成功においては、保健制度の発達極めて重要な役割を果たした。1990年代に導入されその後さらに強化されている母性保護政策により、コミュニティ・レベルの医療従事者や専門技能を有する保健従事者の数が大幅に増加している。また、政府は母親の健康と家族計画を、拡大する保健予算における優先事項とし、1995年から2011年までの間に1人あたりの保健関連支出を倍増した。それとほぼ同じ期間中に、妊産婦ケアの対象者は5倍に増加した。専門技能を有する保健従事者の支援を受けた出産の件数は、2006年から2011年までの間に倍増し、出産件数全体の36%になった。

公的な保健制度と共に、ネパールでは女性の地域保健ボランティア・ネットワークが構築された。18日間の基本的訓練を受け、医療機器を提供されたボランティアが、医療従事者と緊密に連携をとる。このモデルにより、同国の保健制度は最も社

会的に取り残されている地域の一部にまで行きわたっている。

保健部門の計画では、保健スタッフのプロ意識の醸成、訓練の改善、基本的サービスの提供を、政治循環全体にわたって反映するようにした。現行の「母性保護および新生児保健に関する長期的国家計画」(2010～2017年)では、産科ケアおよび紹介制度の発展に重点が置かれている。一方で、健康への権利またはこれらを受けることができる権利として、母子ケアを再構築することにより、現在は女性たちが、母性保護、新生児保健、栄養、性と生殖に関する健康に関連する支援について、医療提供者に対してより大きな責任を担わせることができるようになっている。

また、保健制度以外の分野での進展も、ネパールにおける公平性のある進歩を促進している。行動の変化、性と生殖に関する保健ケアへのアクセス、教育へのアクセスの増加が、出生率の急激な低下に貢献している。さらに、貧困生活を送っている人々の割合も、1990年代半ばの68%から2011年の25%へと急速に減少している。

出典：Engel, Jakob その他「Nepal's Story: Understanding improvements in maternal health」Overseas Development Institute、2013年7月。

2000年以降における5歳未満児の死亡件数の世界的な低減のおよそ70%は、感染症の予防および治療が主な要因となっている。肺炎、下痢、マラリア、敗血症、百日咳、破傷風、髄膜炎、はしか、およびエイズによる年間の5歳未満児死亡件数は、2000年から2015年までの間に540万件から250万件に減少した⁷⁰。5歳未満児のマラリアによる死亡件数は、主に殺虫剤処理を施した蚊帳と抗マラリア薬アルテメシニンの使用を通じて、2000年以降に全世界で58%減少している⁷¹。またワクチン接種プログラムにより、2000年から2014年までの間にはしかによる死亡件数が79%減少し、推定1,710万人の子どもたちの命が救われた⁷²。

技術革新（イノベーション）も、手を差し伸べることが最も困難な子どもたちへの支援に向けた前進を加速させている。2014年時点でHIVに感染した14歳未満児が13万人いたマラウイでは、政府が協力機関と共に、質の高いケアを受けるべく早期診断が不可欠である乳児のために、HIV検査の所要期間を短縮する費用対効果の高い方法としてドローンの利用を検証している。

現在、乾燥血液サンプルは地域の保健センターから中央の検査機関に陸路で輸送され、検査機関に到着するまでに平均で16日を要する。そして結果が出るまでにさらに8週間かかっている。しかし燃料費や劣悪な道路状況などの問題のために遅れが生じ、効果的な治療の重大な障壁となっている。ドローンを利用したイノベーションがうまく運用されれば、費用が削減されると共に、家族が結果を受けとるまでの期間も数カ月から数週間に短縮される可能性がある⁷³。

格差が縮小されない場合どうなるか

子どもと母親の健康や生存に関する取り組みの進捗のペースは、今後数年間に政府や国際社会によって行われる政策の選択に左右される。しかし、もし現在の傾向が変わらなかった場合、2030年には次のような結果が予想される。

- 同年だけで、360万人の5歳未満児が死亡する可能性がある。2016年から2030年までの間に、合計6,900万人の5歳未満児が死亡することになる⁷⁴。サハラ以南のアフリカがそのうちのおよそ半数を占め、南アジアが3割を占めると推測される⁷⁵。
- インド(17%)、ナイジェリア(15%)、パキスタン(8%)、コンゴ民主共和国(7%)、アンゴラ(5%)の5カ国で、全世界の5歳未満児死亡数の過半数を占めることになるだろう⁷⁶。
- 5歳未満児死亡率が最も高い30カ国のうち5カ国以外はすべて、サハラ以南のアフリカに集中することになる⁷⁷。2016年から2030年までの間に、およそ6億2,000万人の子どもたちが同地域で生まれると予想され⁷⁸、これは世界全体の約30%に相当することになる⁷⁹。サハラ以南のアフリカは5歳未満児の人口増加が予想される唯一の地域で、増加数は4,000万人を超える可能性が高い⁸⁰。ナイジェリアだけで、全世界の全出生数のおよそ6%を占めることになるだろう⁸¹。
- 全世界の妊産婦死亡率は、出生者10万人あたり161近くになると予想され、依然として1990年の高所得国における水準の5倍に相当する⁸²。
- 引き続き、肺炎が5歳未満児の死亡原因の2番目に多い原因のままであり、早産による合併症が一番大きな原因であろう⁸³。

SDGsの子どもの生存率目標値が達成された場合、今後15年間に全世界で3,800万人の子どもたちの命が救われることになる。

したがって、現在の傾向に基づけば、新生児および5歳未満児の生存率に対する2030年の目標値の普遍的達成の見通しは、暗いものとなる。傾向が変わらない限り、何十もの国が目標値に遠く及ばない結果となるであろう(図1.5、および1.6を参照)。新生児目標は南アジアで2049年まで達成されず、サハラ以南のアフリカでは今世紀後半まで待たないと達成されない⁸⁴。インドが目標値に到達するために必要な新生児死亡率の年間平均削減率は、現在の水準のほぼ2倍にもなる。

5歳未満児の生存率が2015年の水準にとどまった場合と比較すると、SDGsの子どもの生存率のターゲット値が達成された場合、今後15年間に全世界で3,800万人の子どもたちの命が救われることになる。そしてもし各国の水準が地域の実績最上位国の傾向と同等になれば、さらに700万人の命が救われる可能性がある。一方で各国の水準が高所得国における現在の5歳未満児の平均死亡率と同じかそれを下回ることになれば、2,100万人の命が救われることが見込まれる⁸⁵。後者のシナリオにおいては、2015年の水準にとどまった場合と比較して、現在から2030年までの間に5,900万人の子どもたちの命が救われることになる。

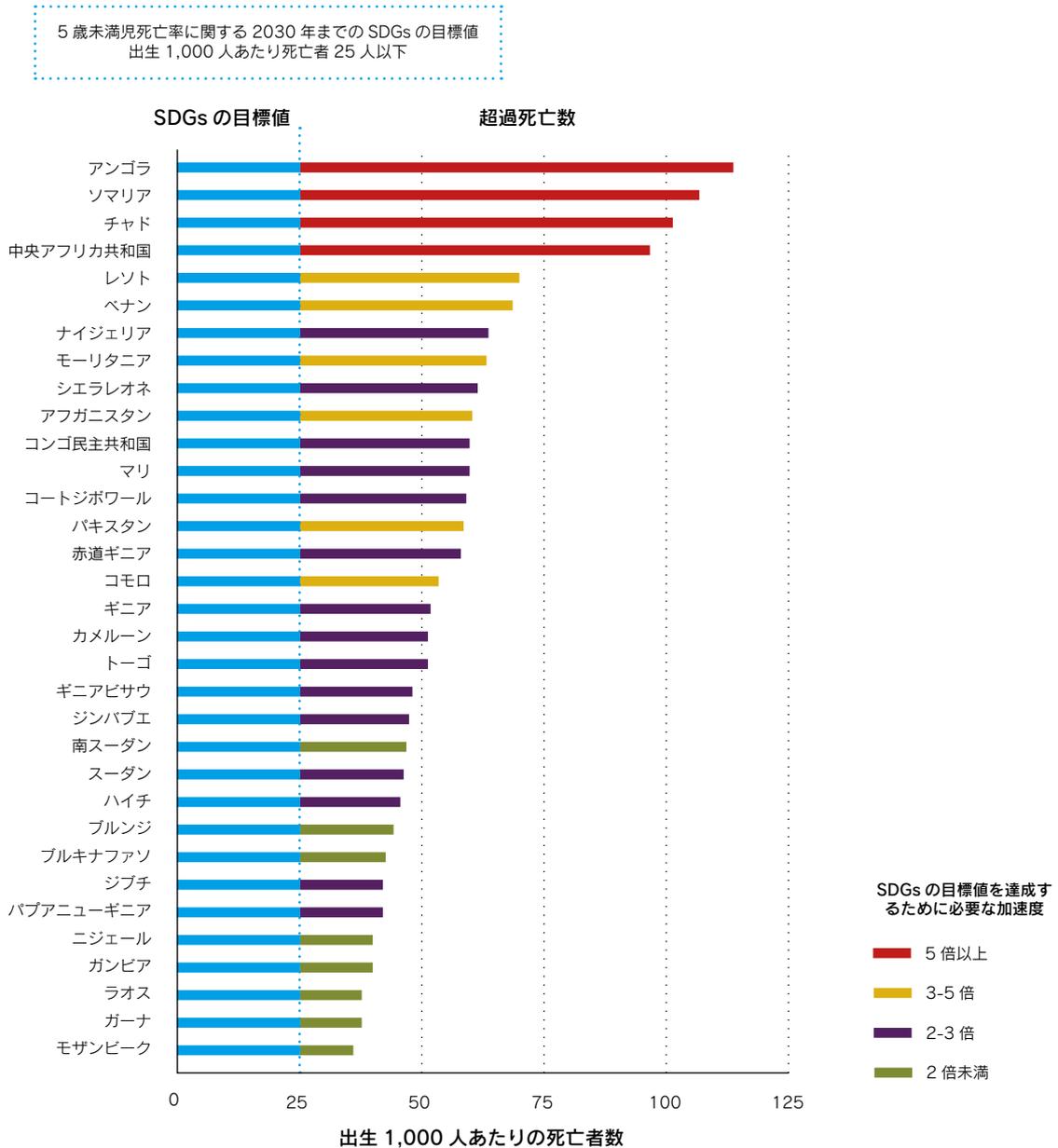
5歳未満児の死亡が多い75カ国の分析では、SDGsの目標値に達する見込みがあるのはわずか8カ国である。もし各国が、それぞれの支援分野(専門技能を有する保健従事者、生後6カ月間の完全母乳育児など)における地域の実績最上位国と同じ速さで支援の対象を拡大すれば、33カ国が2030年までに目標値を達成することができる。それらの国における5歳未満児の年間死者数は、2015年の550万人から2030年には200万人と、3分の2近く減少することになる⁸⁶。

2030年に向けた上記およびその他のシナリオは、実証された支援を拡大する差し迫った必要性を示している。現在の推移と、子どもの生存率に関する2030年目標を達成するために必要な進捗のペースとの隔たりを埋めることにより、1,300万人の5歳未満児（うちほぼ半数が新生児）の命が救われることになる。救われる子ども5人のうちおよそ4人は、サハラ以南のアフリカの子どもたちとなるだろう⁸⁷。

図 1.6.

多くの国が5歳未満児死亡率の目標値に届かず、うち一部の国は目標値から大きくかけ離れた結果となる

SDGsの目標値に届かないと予想される国々における、現在のペースで推移した場合の2030年の推定5歳未満児死亡数



注：ここに示されている国は、2015年の出生者が1万人以上で、現在のペースがそのまま続いた場合、出生1,000人あたりの死亡数が10人を超える大差でSDGs目標値に届かないことが予想される。

出典：UN IGME（2015年）に基づくユニセフの分析。

公平性の目標

2030年目標の達成に向けて公平性の中間ターゲット（「踏み台となる」ターゲット）を設けることは、子どもと母親の幸福に関する政策を導き出す上で有用であると考えられる。例えば、5～7年間で子どもの生存率における格差を半減させることを目指す国家計画を立てた場合、最も立場の弱い女性と子どもを政策の中心に据えることになろう。家庭の資産状況、教育水準、農村部と都市部の格差、地域間や民族間の違いから来る不公平性に焦点を置いて政策を考えることができるのである。

この中間ターゲットを成果へと変えるためには、母子保健サービスの資金調達および提供の方法と、背景リスクの低減を目的とした政策の根本的な変革が必要とされる。しかし公平性の中間ターゲットは、2030年のコミットメント達成に向けた強力な触媒の役割を果たす可能性がある。

また、モニタリングおよび報告のための基準点ももたらすことになる。これは事実上、2030年へと向かうロードマップのマイルストーンとなり、説明責任の流れをつなぐ役割を担う。中間ターゲットは、パフォーマンス評価の基準となるデータに裏付けられたベンチマークを示している場合にのみ有意義となる。現在、入手可能なデータの対象範囲および品質に大きな格差がある。住民登録制度は全世界の出生のごく一部しかカバーしておらず、対象範囲は子どもと母親の死亡率が最も高い国において最も狭くなっている。死亡の対象範囲はさらに狭い⁸⁸。

世界的に見て、5歳未満児の子どもたちのおよそ4人に1人の出生が記録されていない⁸⁹。女性と子どもの健康に関する情報と説明責任委員会がレビューした74カ国のうち、全死亡件数の過半数を登録していたのはわずか2カ国であった⁹⁰。低所得国および中所得国では、死亡事例の最大80%が保健施設外で発生しており、その多くは正確に報告されていない⁹¹。そのため、新生児、子ども、母親の死亡に関する重要な情報が不完全になっている。

こうした地域における情報の不完全さのために、子どもと母親の死亡に関するデータはモデリングを通じて外挿や内挿を行う必要がある。子どもと母親の死亡が減少して統計的に稀になるにつれ、とりわけ最も社会的に取り残されていて支援が困難な集団については、観測データの重要性が高まる。

保健への投資効果の大きさ

防ぐことができる子どもと母親の死亡をなくすために必要な投資は、大きな投資効果をもたらす。その規模は、リスクに含まれる潜在的なコストをも反映したものになる。幼児期の疾病は、命を奪ったり苦しみをもたらしたりするだけでなく、子どもたち自身や彼らのコミュニティ、国の潜在能力を徐々にむしばんでいく。栄養不良と幼児期の疾病は、認知発達に悪影響を及ぼし成人になったときの生産性を低下させる。保健制度によって疾病を予防できない場合、治療費や生産性の損失という形で社会がその代償を払うことになるのである。逆に、母親と子どもの健康や栄養状態が向上すれば、建設的なサイクルを作り出すことができ、子どもたちは自分たちの生まれながらの能力を発揮して、コミュニティや国の繁栄を支えることができる。

防ぐことができる子どもと母親の死亡を効果的になくすには、どれだけのコストが伴うのだろうか。「女性と子どもの健康のための世界的な投資」の枠組みにおいて確立された詳細な財務コスト計算により、有用な知見が導き出される⁹²。

死亡率が高い74の国に対する6つの中核的投資パッケージには、追加年間支出において約300億ドルのコストがかかり、これは現在の水準を2%上回ることになる。この支出パッケージは、栄養を共通のテーマとした上で、妊産婦および新生児の保健、子どもの保健、予防接種、家族計画、HIV／エイズ、マラリアを対象とする。この投資によって、2013年から2035年の間に、推定1億4,700万件の子どもの死亡、3,200万件の死産、500万件の妊産婦の死亡が回避される。

実際にこうしたアプローチをとった場合、74カ国における人口の20%の最貧困層に利用可能な基本的な母子保健の水準を、20%の最富裕層に利用可能な母子保健の水準にまで引き上げることが可能になる。

コラム 1.2. 誰もが大切なひとり：子どもの生存率に関する質の高いデータの重要性

確実にすべての子どもたちの権利が認められ、尊重されるようにするためには、出生数と死亡数を正確に数えることが第一歩となる。しかしながら、100を超える開発途上国では、正確な出生および死亡データを生成するために必要な、住民登録および人口動態統計（CRVS）制度が整備されていない。

全世界で、出生登録されなかった5歳未満の子どもの数が2億3,000万人いる。この数値のうち、サハラ以南のアフリカの子どもたちが39%、南アジアの子どもたちが44%を占めている。信頼できるデータがない場合、CRVS制度がない国の子どもの死亡率の推定は、調査回答、国勢調査情報、およびその他の情報源を利用する最新の統計モデルに基づいて行われる。しかし、いかなるモデルであろうと、出生および死亡登録に基づいた質の高い入力情報の代わりにはなり得ない。

家庭調査は、親の資産状況、居住地、教育水準その他を含めた、社会経済的特徴による子どもの死亡率の違いに関する有用な情報をもたらす。しかし、幼児期における不利な状況が際立つ地域の詳細を示すためには、さまざまな人口集団に関するデータをより細かく分類することが必要となる。すなわち、それらの社会集団および地域に関するデータ報告を収集、統合し、迅速化する必要がある。

こうした状況は、原因別の死亡率に関する情報が得られないことでさらに複雑化する。例えば、幼児の急性下気道感染症（ALRI）の世界的件数の推定値は病院からの報告データをもとにしているが、貧困世帯では専門的ケアへのアクセスが限られているため、病院からの報告データには反映されず、低所得コミュニティにおけるインフルエンザに伴うALRIの発生率は過小評価されてしまう。また、新生児における重篤な細菌感染について得られる世界的推定値は550万人から830万人までと大きな幅があり、基礎となるデータの不確実性を反映している。

調査の増加により著しい進歩があったものの、保健支援の対象を追跡するデータにも、依然として大きな隔たりが存在する。そうしたデータは説明責任を果たす上で重要であり、支援がどこまで届き、どの程度の格差があるのかといった情報をもたらす。あらゆる国がすべての指標について報告する能力を持っているわけではないが、既存の調査ツールに調整を加え、ケアの質に対してより明確に焦点を合わせることができる。

しかし結局のところ、CRVS制度に代わるものはない。2024年までにCRVSの普遍的導入を実現するためのコストは、73カ国（中国とインドを除く）で38億ドルになると推定される。それまでの間、保健制度の対象の拡大と新たな情報通信技術の応用により、特定の疾病に関する不可欠な情報と併せて、重要な出生および死亡登録情報を生成することができる。

出典：

世界銀行／世界保健機関「Global Civil Registration and Vital Statistics: Scaling up investment Plan 2015–2024」2014年5月28日、p. 2。

ユニセフ「すべての子どもが生まれながらに持つ権利：出生登録における不平等と傾向（Every Child's Birth Right: Inequities and trends in birth registration）」ニューヨーク、2013年、pp. 6、36。

Nair, Harish その他「Global burden of respiratory infections due to seasonal influenza in young children: A systematic review and meta-analysis」『ランセット』誌、第378巻9807号、2011年12月3日、p. 1925。

Seale, Anna その他「Estimates of possible severe bacterial infection in neonates in sub-Saharan Africa, South Asia, and Latin America for 2012: A systematic review and meta-analysis」『ランセット』誌、第14巻8号、pp. 731–741、2014年8月。

また、この投資に対して予想される社会的および経済的な投資効果（生産性、生産高の増加、および健康の改善に伴うより広範なメリット）も非常に大きく、すべて合わせるとコストの9倍にも上る⁹³。

子どもと母親の死亡をなくすための投資に対して予想されるその他の投資効果には、次のようなものがある。

- ・ 教育的成果の向上、働き手としての参加、社会的貢献を通じた、保健および栄養支出に対する少なくとも10倍の投資効果⁹⁴。
- ・ 予防接種への投資1米ドルごとに16米ドルの投資効果。新しく、より高価なワクチンが導入されても、予防接種が保健計画における最も費用対効果の高い対策のひとつであることに変わりはない⁹⁵。
- ・ 栄養改善の投資1米ドルごとに16米ドルの投資効果。⁹⁶ 子どもの栄養不良は国のGDP（国内総生産）の1.9%（エジプト）から16.5%（エチオピア）の間のコストがかかる。⁹⁷
- ・ 母乳育児の保護、促進、サポートを通じた年間総額3,020億米ドルの節約⁹⁸。

ナン・ドイさんの子どもサオ・ンガちゃん（4カ月）。地区母子保健チームが実施している成長モニタリングと予防接種の順番を待つ。（ラオス）

© UNICEF/UNI76591/Holmes

「Global Investment Framework（世界的な投資の枠組み）」は、リソース不足が原因で、費用対効果の高い支援を提供しきれないでいる保健システムの問題を解決する方法を見出した。年間100億米ドルの追加コストで、54万4,000人のコミュニティ医療従事者と67万5,000人の看護師、医師、助産師の提供を含めた、性と生殖に関する保健ケア、妊産婦ケア、新生児ケア、子どもの保健ケアの提供が強化できるのである⁹⁹。



国民皆医療制度のメリット

持続的進歩のためには、一連のサービス全体にわたって質の高いケアを提供し、かつ最も立場の弱い人々をはじめとしてすべての女性と子どもに手を差し伸べることができる保健制度も必要となる。

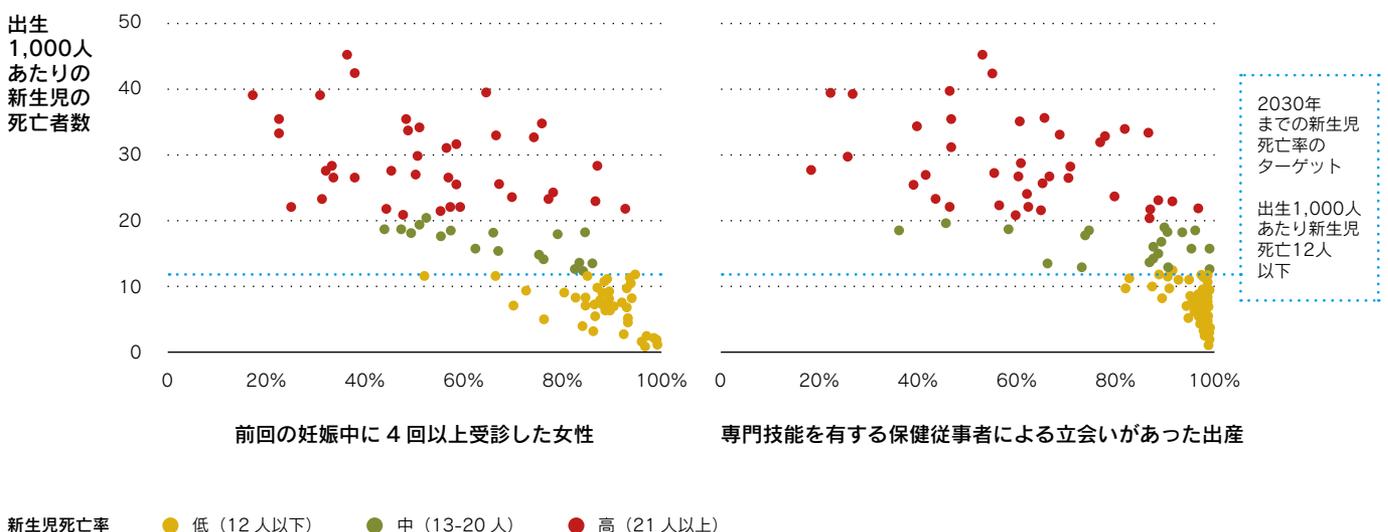
質の高い妊産婦ケア、出産前後から生後 1 週間までの母子のケア、および未熟児や病気の新生児のケアを複合的に提供することが、子どもと母親の保健の成果向上に不可欠である。例えば、効果的な妊産婦ケアを提供することにより、妊娠中の合併症の早期発見が可能になり、女性が自分自身の健康と正常な胎児の発育のために必要な微量栄養素の補助食品を摂取できるようになる。適切な教育を受け技能を身につけた医療従事者は、母乳育児の促進およびサポート、感染症の発見および治療、命を守ることができる予防接種の実施に加え、産科ケアおよび基本的な新生児ケアを提供することができる。

妊産婦ケア、専門技能を有する保健従事者の立会い、子どもの生存率の間の関連性は、無条件に成り立つものではない（図 1.7. を参照）。その理由のひとつとして、提供されるケアの質が国内や各国間で極めて多様であることが挙げられる。それでもなお、妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者の立会いのより幅広い提供が、子どもの生存率への取り組みにおける進歩の中心を担っている。子どもの死亡者数全体に占める新生児死亡者の割合が増えるにつれ、質の高い妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者立会いの普遍的提供を早急に実現する必要性が高くなる。

図 1.7.

妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者の出産時の立会いが新生児の命を救う

妊産婦ケア（4 回以上の受診）、出産時の専門技能を有する保健従事者の立会い、新生児死亡率の間の関連性



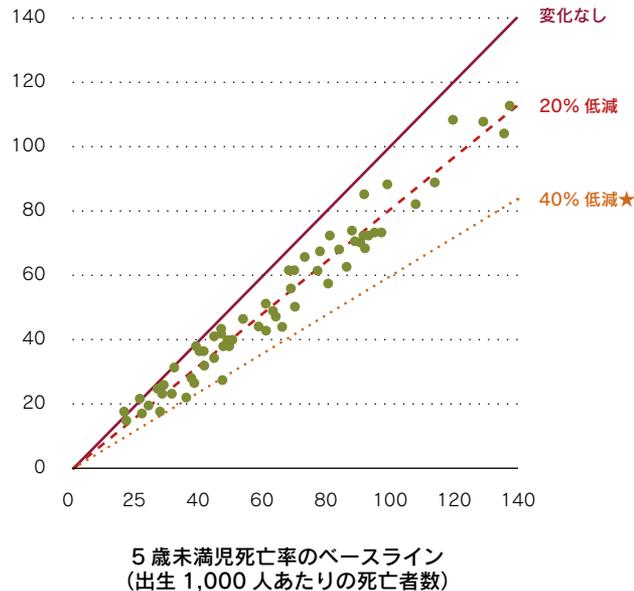
出典：新生児死亡率は UN IGME（2015 年）推計による。妊産婦ケアと専門技能を有する保健従事者の立ち合いは、MICS、DHS、その他の代表的調査データに基づくユニセフのグローバル・データベース（2015 年）による。

図 1.8.

63 の国では、公平性のある支援の提供を実現すれば、5 歳未満児死亡率を約 30% 低減させることができる

国内提供率を最富裕層の水準にまで向上させることによる 5 歳未満児死亡率への影響

支援を拡大した場合の 5 歳未満児死亡率
(出生 1,000 人あたりの死者数)



注：拡大モデルにおける保健サービスには、専門技能を有する保健従事者の立会い、ビタミン A の補給、ワクチン接種などの支援が含まれていた。63 カ国で全世界の 5 歳未満児死亡数の 88% を占める。LiST 分析は、ジョンズ・ホプキンス・ブルームバーグ公衆衛生大学院の国際プログラム研究所において、Adrienne Clermont、Yvonne Tam、Neff Walker の 3 氏によって実施された。

出典：Johns Hopkins University による Lives Saved Tool (LiST) 分析 (2015 年)。

2030 年までに普遍的で質の高いケアを提供するための戦略には、ケアの提供対象を拡大すると「同時に」公平性の格差を縮小するという 2 つの密接に関連する目標が含まれる必要がある。ここでもやはり、普遍的提供を実現するために、人口の 20% の最貧困層に対する提供を、20% の最富裕層に対する提供よりはるかに速いペースで拡大しなければならない。死亡率が高い 63 カ国では、保健支援の国内提供率を 20% の最富裕層の水準にまで向上させれば、5 歳未満児の死亡事例の 4 件に 1 件を防ぐことができ、それらの国における 5 歳未満児平均死亡率を約 30% 低減させることができる (図 1.8. を参照)。

統合的な「肺炎と下痢に関する世界行動計画」の中で世界保健機関 (WHO) とユニセフによって策定された他の戦略では、2025 年までに肺炎と下痢による予防可能な死亡をなくすために必要な対策を示している。この計画では、現行の支援を拡大することのみによって、67 億米ドルのコストで死者数を 3 分の 2 減少できると見込んでいる¹⁰⁰。

子どもの栄養に関しては、世界の発育阻害の子どもの 90% が住む 34 カ国の調査により、90 万人の 5 歳未満児の命を救う可能性を持った 10 の実証された支援が示された。この支援の範囲は、急性栄養不良の治療から、補完食の供給、母乳育児、ピタ

ミンAや亜鉛の補給まで及ぶ。当調査では、34カ国における必要範囲の90%を満たすために必要な、現行の形の栄養支援対象拡大に要する追加年間コストは、約96億米ドルに上ると推定している¹⁰¹。

この推定値は説得力を持つものの、場合によっては、保健制度のサービス提供能力を強化することの重要性から注意を逸らすことにもなる。

適切な訓練と動機づけを実施された医療従事者は、効率的かつ公平で柔軟性のある保健制度に不可欠な活力源である。子どもや母親の死をもたらす原因の診断、予防、治療のために必要な支援は、独立したテクノロジーではなく、専門技能を有する保健従事者によるコミュニティ・レベルの医療従事者、助産師、看護師、医師らによって提供される必要がある。

医療従事者の慢性的な不足が、進展の加速化の大きな障害となっている。多くの国において、医療従事者は都市部や比較的恵まれた人々にサービスを提供する施設に集中している。彼らは、報酬の低さ、教育を継続する機会の欠如、労働条件の厳しさ、供給品や設備の不足、あるいは自分自身の家族に対する社会サービスの欠如などの理由から、遠隔地で働くことを避ける場合がある。

世界保健機関（WHO）は、国民の基本的ニーズに対し比較的高い水準の保健制度適用を目指している国では、住民1万人に対して最低23人の医療従事者が必要であると推計している¹⁰²。この閾値を下回っている国では、出産時の熟練ケアの提供や、新生

家の前で子どもにポリオの経口ワクチンを投与する保健員。バグダッドのサドルシティにて。（イラク）

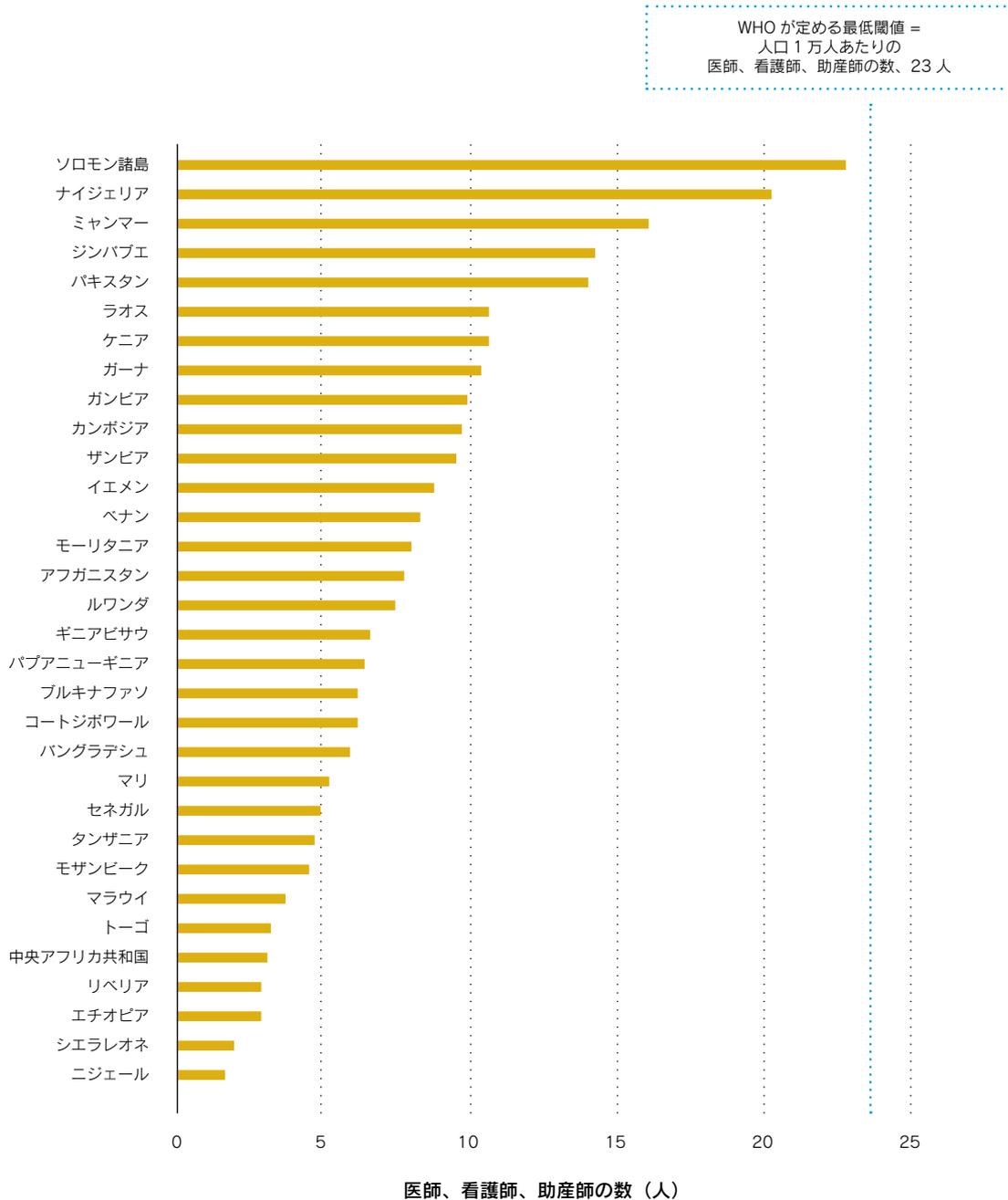
© UNICEF/UNI199369/Khuzai



図 1.9.

多くの国では医療サービス提供者が不足している

人口 1 万人あたりの医師、看護師、助産師の数と WHO が定める最低閾値



出典：世界保健機関、Global Health Workforce Statistics (2014 年)。

児および幼児に対する救急サービスや専門サービスの提供に不自由している。サハラ以南のアフリカのほとんどの国と南アジアの死亡率が高い国の多くは、この閾値を大きく下回っている（図 1.9. を参照）。

2035 年までに、世界ではさらに 1,290 万人の医療従事者が必要になると考えられる。現在すでにサハラ以南のアフリカでは 180 万人の医療従事者が不足しており、これに対して協調的行動がとられない場合、人口の増加に伴って不足数は今後 20 年間で 430 万人にまで上昇するだろう¹⁰³。コロンビア大学地球研究所の推計によれば、サハラ以南のアフリカに新たに 100 万人のコミュニティ医療従事者を供給するだけでも、その追加コストは年間 31 億米ドルになる。しかしその投資が可能であれば、命が救われ苦しみが軽減されることに加え、生産性が強化されることで、推定で年間 194 億米ドルの投資効果をもたらすと考えられる¹⁰⁴。

西アフリカのエボラ危機により、リソース（資源）もスタッフも足りない保健医療制度の脆弱性が浮き彫りになった。大流行直前のシエラレオネおよびリベリアでは、人口 1 万人に対する医療従事者の数は 3 人に満たなかった¹⁰⁵。リベリアでは、430 万人の人口に対して 50 人ほどの医師しかいなかったのである¹⁰⁶。危機のさなかにおける医療従事者の死亡により、感染流行国においてそもそも限られていた熟練医療サービス提供者が激減することとなった。エボラ危機から学んだ教訓のひとつは、伝染病の流行を阻止して不可欠な支援を提供するためだけでなく、国やコミュニティの回復力の強化を手助けするためにも、強力な保健医療制度が必要だということである。

この点について、インドネシアの全体的な医療従事者数と人口の比率は WHO が推奨する水準に近いが、同国の医療従事者は国内全域において不均衡に配分されている。貧困層にサービスを提供している施設では、基本的な設備や訓練を受けたスタッフが不足していることが多い。そのため、マルク、パプア両州の女性のおよそ半数は、専門技能を有する保健従事者の立会いなしで出産しており、これはスマトラにおける水準の 2 倍を上回っている。一方で都市部の女性は、農村部の女性と比べると出産時に専門技能を有する保健従事者が立ち会う可能性が 3 倍以上高い¹⁰⁷。

医療従事者数と人口の比率が世界で最も低い国々は、公平性の問題にも直面している。リベリアでは、医療サービスが最も行き届いている郡における専門技能を有する保健従事者の数と人口の比率は、最もサービスが行き届いていない郡よりも倍以上高い¹⁰⁸。

タンガイル医科大学病院の新生児特別室で、早産で生まれた赤ちゃんの顔を拭く医療従事者。（バングラデシュ）

© UNICEF/UNI195711/Mawa



適切かつ公平な財政

2012年に出されたある推定によれば、最低レベルの必須サービスを普遍的に提供できる保健制度を考えた場合、収入の低い国々は、毎年1人あたり約86米ドルかかるという。この金額は、低所得国における平均レベルの保健制度支出の2倍を上回っている¹⁰⁹。

たとえサービスが利用できる場合でも、妊産婦および子どもの保健ケアに対して設定された公式および非公式の受診料が、貧困層にとっては費用面での障害となる。サービスの利用に伴う距離、時間、費用、あるいは認知度の低さ、質に対する懸念、社会的または文化的な障害など他の障害と同様に、受診料は極めて重要なサービスに対する需要を低下させ、そのことが母親、新生児、子どもの健康にしばしば致命的な結果をもたらす。受診料が貧困世帯の資産の大きな負担となり、彼らを健康障害と貧困のサイクルの中に閉じ込めてしまうのである。

保健サービスの提供コストが公共保健支出でカバーされていない場合、サービス対象範囲の不十分さや受益者負担金の発生によって最も大きな打撃を受けるのは、常に最貧困層の家庭である。2010年の世界保健レポート『保健制度の財政：国民皆保健への道 (Health Systems Financing: The path to universal coverage)』によれば、保健関連の支出のために毎年約1億5,000万人の人々が家計破綻に直面し、また1億人が貧困生活へと追いやられているという¹¹⁰。医療費の自己負担額が15～20%を超えると、貧困化のリスクが急激に上昇する¹¹¹。

保健関連の公共支出の増大は、子どもの生存率の改善において最も高い実績をあげている国々の多くに見られる特徴である。明確な基準はないものの、エビデンスでは、政府はGDPの5%前後を保健関連支出に配分すべきであることが示唆されている¹¹²。ところが、高い死亡率を示している南アジアの多くの国々では、保健関連支出はGDPの3%未満にすぎず、多くの場合、それらの支出は貧困層には行き届かないサービスに偏って配分されている¹¹³。

たとえ保健分野に資金を配分するための協調的取り組みがなされたとしても、世界で最も貧しい国々の多くでは、86米ドルという1人あたりの支出目標には届かない

はしか予防接種キャンペーンの間に予防接種を受けた事を示すマークを男の子の指につける保健員。ルサカにあるリシコ村の遠隔保健拠点にて。(ザンビア)

© UNICEF/UNI91597/Nesbitt



であろう。ある試算では、すべての低所得国が収益配分および保健セクターへの財政配分に対して、より厳しい基準を満たそうとした場合、約 740 億米ドルの財政ギャップが生じるといふ。これは本質的に示唆的な数値にすぎないものの、2030 年の子どもと母親の保健ターゲットを実現するために要するであろう、国際的な追加公的融資の概算値を示すものとなる¹¹⁴。

貧困層向けのサービスに財政を割り当て、貧困者たちからは費用を取り立てず、保険でカバーする方法は、多少の成功を収めている。しかし、これまでの経験では、対象を絞って財政を割り当てる方法は、サービスの利用にわずかしが影響を及ぼさないことが分かっている。国民全体にわたってリスクを分散することができる、既存の国民健康保険制度に貧困世帯を加入させられるよう財政を使うことの方が、好ましい結果が得られている¹¹⁵。

例えば、ブラジルの家族保健プログラムでは、当初立場の弱い人たちが住む地域に重点を置き、1998 年から 2010 年までの間にサービス対象者を 1,060 万人から 1 億人まで拡大した。このプログラムでは、同国の地方自治体の 90% 以上に対して、利用時に費用がかからない保健ケアへのアクセスを提供している¹¹⁶。

タイの国民皆保険スキーム（UCS）では、多数の保険未加入者を国家プログラムの保護下に置くことで公平性を強化し、貧困層の間における「高額医療費」の負担を大

コラム 1.3. バングラデシュが示す、子どもの生存率改善の持続的前進における課題

近年バングラデシュでは、5 歳未満児の死亡率の低減に着実な前進が見られる。その一部は、コミュニティ・レベルでの保健支援の拡大によってもたらされている。こうした前進がさらに加速するか否かは、妊産婦ケアおよび専門技能を有する保健従事者による立会いのより広範かつ公平な提供にかかっている。

低いベースからスタートした同国は、どちらの提供範囲もすでに急速な拡大を成し遂げている。保健施設で生まれる子どもの割合は、2000 年から 2014 年の間に 8% から 37% まで増加した。また、専門技能を有するサービス提供者による妊産婦ケアの対象範囲も、33% から 64% に拡大した。

しかしながら、依然として大きな格差が残っている。専門技能を有する保健従事者による妊産婦ケアへのアクセスにおける貧富間の格差は、ごくわずかしが縮小されていない。ケアを利用できる女性の比率は最貧困層の女性が 36% であるのに対し、最富裕層の女性は 90% である。2014 年に専門技能を有する保健従事者による立会いがあった女性の貧困層対富裕層の比率は約 1 対 4 であり、シレット地区およびバリサル地区が国内

他の地区から大きく後れをとっていた。また 2014 年には、推奨される最低 4 回の妊産婦ケアを受けた女性は 3 分の 1 に満たなかった。

一方で前向きな話題として、バングラデシュでは、保健施設での出産については公平性の実現に向けて前進している。2004 年、保健施設で出産した女性の最貧困層対最富裕層の比率は 1 対 12 であったが、2014 年までにその比率は 1 対 4 にまで改善された。

妊産婦および子どもの健康の改善を持続させるために、異なる社会集団間や経済集団間における格差のさらなる縮小が必要であるとの認識に基づき、政府は主要な支援に対する一連の公平性目標を導入している。それらの目標は、低所得コミュニティ、都市部のスラム地区、実績の低い行政区、少数民族が居住している地域（バングラデシュ南東部のチッタゴン丘陵地帯など）におけるサービスの対象範囲をモニタリングするための基準となる。これらすべてが総合的にモニタリングされれば、同国の最も立場の弱い母親や子どもたちに対する公平性の実現に向けた潜在的道筋を示すことになる。

出典：バングラデシュ国立調査研修所（NIPORT）、Mitra and Associates、ICF International「バングラデシュ人口統計健康調査 2014 年：主要指標」ダッカ（バングラデシュ）およびメリーランド州ロックヒル（米国）、2015 年。

コラム 1.4. 公平性医療基金を通じて貧困層に無料の保健ケアを提供

カンボジアでは、子どもの生存率およびその他の保健指標において目覚ましい前進が見られる。2000年から2015年までの間に、5歳未満児死亡率は出生1,000人あたり死亡者数108人から29人まで減少し、世界で最も急速な減少ペースとなった。同期間中には、母子保健施設の利用の劇的な増加が見られた。同国の公平性医療基金（HEF）を通じて提供される社会保険が、この成功において重要な役割を果たしている。

HEFは、非政府組織が政府出資金とドナーからの寄付金を併用して、貧しい患者の治療費を公共保健施設に支払う、マルチステークホルダー型の取り組みである。この仕組みによって、不正な治療費を請求するという慣行がほぼ根絶された。また、スタッフや施設に患者の治療に対する金銭的インセンティブを提供することで、ケアの質の改善にも貢献している。

HEFは本質的に、貧困層に無料の保健ケアを提供する購買制度である。2013年の時点で、この基金はカンボジアの81の行政区のうち51区の250万人を超える人々を対象として、100万件を超える保健センターでの診察をサポートした。

調査では、HEFが運用されている地区ではそれがインクルージョン（誰もが受け入れられる社会）に向けた大きな力となり、貧困層のためのアクセス改善と自己負担金の削減をもたらしていることが示されている。しかし、これまでの成果には限界がある。おそらく施設までの距離やケアの質を理由として貧困層の推定40～50%の人々はHEFを利用しておらず、また貧困線をわずかでも上回っている人々は対象から除外されている。

出典：Kelsall, Tim, and Seiha Heng, 'The Political Economy of Inclusive Healthcare in Cambodia', ESID Working Paper no. 43, 2014年12月16日。

コラム 1.5. 栄養不良をなくすことで、不平等な機会のサイクルを断ち切る

2014年には、1億5,900万人の5歳未満児が発育障害に陥っていた。また一方で4,100万人の5歳未満児が肥満状態にあり、その数は増加しつつある。発育障害や他の形の栄養不足は社会的不公平性を反映しており、発育障害は貧困のマーカールとして使うことができる。

アフリカやアジアでは、GNPの11%が栄養不良のために失われている。幼児の栄養不良をなくすことには複数のメリットがある。就学期間が少なくとも1年長くなり、貧困が減少し、女性の能力が強化され、そしてこれらの結果として、世代を超えて繰り返される貧困のサイクルを断ち切ることができる可能性がある。

十分な食料を摂取して良好な栄養状態を維持する権利を、誰もが保有している。その権利を実現することは、人生の中でより幅広い機会を得るために必須となる良好な健康状態に対する権利を含めた、子どもたちの権利を行使する上で不可欠である。

これは、政府、市民社会、国連、寄付者、企業、科学者で協働し、国家的に推進されるプロセスを通じてあらゆる形の栄養

不良の撲滅に取り組む、栄養改善拡充のための枠組み（SUN）運動を支える原理である。SUNの加盟国は、手頃な価格で栄養価の高い食料へのアクセスの強化や、それに対する需要の拡大に取り組んでいる。

2016年3月の時点で、コンゴ民主共和国、エチオピア、ハイチ、キルギス、ペルー、スリランカなど56カ国がSUNに加盟している。SUNの対象となる子どもたちは、8,280万人に上る可能性がある。

ペルーでは、国家プログラムのIncluir para Crecer（成長のためのインクルージョン）が、栄養不良の削減と成長の促進のために社会的不公平性および貧困を減らすことを目的として、最も貧しい地域の子どもと妊産婦に重点を置いている。2006年以降、同国における発育障害は、2004～2006年の約30%から2014年には15%にまで半減している。最貧困世帯の子どもたちの間における発育障害の有病率は、同期間に54%から34%まで低下した。

出典：ユニセフ「Improving Child Nutrition: The achievable imperative for global progress」New York, 2013年、およびユニセフのグローバル・ニュートリション・データベース（2016年）。

幅に削減して、必須保健サービスへのアクセスを向上させた¹¹⁷。UCSの立ち上げから1年以内に、それまで保険に加入していなかった1,800万人の人々を含めタイの総人口の75%が保険の保護下に置かれることとなった¹¹⁸。

ルワンダでは、国民健康保険制度（Mutuelle de Santé）によって人口の約90%を保険の保護下に置き、極度の貧困層には無料で保険サービスを提供している。このプログラムが開始されてから最初の10年間で、医療費の自己負担額が総額の28%から12%まで減少した¹¹⁹。またカンボジアの公平性医療基金は、同国における保健制度の対象範囲および公平性の強化において、極めて重要な役割を果たしている（コラム1.4.を参照）。

パートナーシップの力

より多くの子どもたちが良好な健康状態を維持できるようにするために必要な支援の多くは、すでに広く知られている。課題となるのは、最も立場の弱い人々に質の高いサービスを提供するために十分な数のコミュニティ医療従事者、看護師、医師が確保されるよう、支援を拡大することである。必要なリソースの動員を怠った場合、子どもの生存および健康に対する取り組みの進展にブレーキがかかることになる。

これは大きな課題であるが、「すべての新生児のための行動計画」などの具体的かつ実践的な計画は、公平な政策および財政に向けたロードマップとなる。「女性と子どもの健康の実現に向けたグローバル戦略」や「あの約束を再び（APR）」といった運動は、行動のためのプラットフォームを示し、政府、民間セクター、国際機関、活動家の協働を促してくれる。

APR運動は、エチオピア、インド、米国の各政府がユニセフと連携し、米国のワシントンD.C.で「子どもの命を守るための世界的行動を求める会議」を開催した2012年6月に開始された。この呼びかけに応じて、178の政府機関ならびに何百もの市民社会、民間セクター、宗教系組織がAPRの旗印の下で誓約書に署名し、簡単に予防できる原因で女性や子どもたちが亡くなるのを防ぐためにあらゆる手を尽くすことを誓った。

以来、30を超える国々が、「政治的コミットメントを構築し、説明責任を強化し、社会およびコミュニティを動員する」というAPRの中核原理に基づいて、母親、新生児、子どもの生存に焦点を置いた国家戦略を立ち上げることにより、それぞれのコミットメントを深化させている。

現在の多国間パートナーシップも、子どもと母親の健康に関する国家戦略をサポートするための、協力体制の拡大および深化のための強力な基盤を提供している。その一例がGAVIアライアンスに見られる。医薬開発およびサプライチェーン・マネジメントに携わり、国際医薬品卸売連盟に代表者を輩出しているグローバル企業との連携に基づき、このアライアンスでは、手を差し伸べることが困難な73カ国の子どもたちに予防接種を受けさせることを目的とした、3カ年のパートナーシップを立ち上げた。このパートナーシップでは各製薬会社が自ら、ロタウイルス、肺炎、敗血症など命に関わる病気の予防や治療のための、低価格の製品の開発において重要な役割を担っている¹²⁰。

本章で概説した戦略を効果的に実行するためには、国内および世界レベルでの強力な協調関係とより強固なリーダーシップが必要になる。普遍的な保健サービスの提供および子どもとその母親に対する平等で質の高いケアを実現するための国家戦略では、特に最も立場の弱いグループに対して命を救う支援を届けるための明確な優先事項を定めるべきである。この戦略には、訓練を受けたスタッフに対して、手を差し伸べることが困難な地域での職務にインセンティブを与えることも含める必要がある。

視点：

少女たちにも公平なチャンスを一児童婚の阻止

Angelique Kidjo (アンジェリーク・キジョー)
受賞アーティスト、ユニセフ親善大使



児童婚は、世界で最も貧しい少女たちが、立場の弱いがゆえにに大きな重荷を背負っているかを示している。中でも、こうした習慣が最も多く見られる、サハラ以南のアフリカおよび南アジアの農村部の社会的に取り残されたコミュニティに住む少女たちが苦しめられている。

幼くして結婚した少女たちは、自らの幼少期を奪われてしまっている。私はその事実と、それがいかに彼女たちを傷つけているかをこの目で見てきた。

私がベナンのコトヌーで幼少期を過ごしていたとき、小学校時代からの女友達の何人かが非常に幼くして結婚した。うち数人については、その姿を2度と目にするこすらなかった。結婚生活が彼女たちを遠くへ引き離してしまっただけである。他の何人かとは後に会う機会があったが、その様子は以前と同じではなく、喜びも熱意も消えてしまっ

いた。彼女たちはもはや自由に子どもとして振る舞うことができず、おとなでいることを強要されていたのである。私は、彼女たちが屈辱感と、自分たちが他の少女たちとは違うのだという痛々しい意識を持っていることに気づいた。

児童婚減少の取り組みにおいては前進が見られるものの、その進捗は様々ではない。最貧困層世帯の少女、ならびに農村部に住んでいる少女は、最富裕層世帯の少女や都市部に住んでいる少女と比べて、18歳未満で結婚する可能性が2倍高い。

前進をさらに加速させなければ、2030年までに現在の7億人超からその数がさらに増え、9億5,000万人ほどの女子が子どものうちに結婚させられることになるだろう。また2050年までには、全世界の「子どもの花嫁」のほぼ半数はアフリカ人ということになる。



少女たちにも公平なチャンスを一児童婚の阻止

結婚によってその権利を侵害された少女たちにとっても、彼女たちの生産性および能力を備えたおとなへの成長を必要とする社会にとっても、代償はあまりに大きすぎる。

幼くして結婚した少女たちは、世界で最も立場の弱い人々の中に数えられる。教育を途中で打ち切られた少女たちは、良い仕事に就いて自分自身や家族の生活を支えていくためのスキルや知識を身につけるチャンスを失う。彼女たちは社会的に孤立してしまうのである。強制的に結婚させられたかつての学友たちの中に私が見たように、自分が孤立しているという意識自体が辛いものとなる。

夫や家族の支配下に置かれた既婚少女たちは、家庭内暴力を受けやすく、安全な性行為や家族計画について意思決定できる立場にないことから、HIVなどの性感染症に感染したり、身体が十分に発達する前に妊娠や出産を強いられる高リスクに晒される。また、既婚少女たちは十分な医療ケアを受けられる可能性が低いために、ただでさえ危険な妊娠がさらに危険なものになる。出産時においても、まだ子どもである母親は、産科瘻孔など潜在的に障がいをもたらす合併症へのより高いリスクに晒され、母子共に死亡してしまう可能性が高い。

少女からその生まれながらの能力を奪うことで、児童婚は、家族、コミュニティ、国から、彼女たちが女性としてもたらしたであろう貢献を奪うことになる。児童婚は、母親と子どもの健康を改善し、栄養不良の問題と対峙し、子どもたちを学校にとどまらせようとする国の取り組みの妨げとなっている。少女が幼いうちに結婚した場合、彼女たちは自分自身の貧困、低い教育水準、健康障害を、次の世代にまで引き継がざるを得なくなる。

児童婚は、解決困難な問題に思えるかもしれない。社会は相対的に少女を軽視することが多く、彼女たちには兄弟たちと同じチャンスがなかなか与えられないことや、貧困や教育水準の低さなどその他の不利な状況により機会がさらに制約されることで、少女の未来を確保するための最善の選択肢が結婚であるかのように思われるためである。

しかし、少女たちの人生を変え、幼少期を守り、彼女たち自身および社会にとってより良い未来を創る力を与えることのできる、実証済みの戦略がある。これには、少女たちの教育へのアクセスの向上、知識やスキルを伴う能力強化、親やコミュニティの教育、金銭的インセンティブの増強と家族に対するサポート、男女共に結婚可能最低年齢を18歳に制定する法律や政策の強化および執行などが含まれる。

教育は、この問題を解決するための極めて重要な要素となる。教育をほとんどあるいはまったく受けていない少女

は、中等教育まで受けた少女と比べ、子どものうちに結婚させられる可能性が最大で6倍高い。少女が就学している場合、周囲の人々はその少女を、妻や母親になる準備が整った女性ではなく子どもと見なす傾向が高い。また通学経験は少女たちに力を与え、スキルや知識の発達と、コミュニケーション能力や自らの利益のために立ち上がる力を与える社会的ネットワークの構築を可能にする。教育を受けた少女たちは、自国の成長と発展、および自分たちの未来の家族の繁栄と幸福により大きく貢献できるのである。

毎年1,500万人もの少女が幼いうちに結婚しており、この数値の大きさが、児童婚の撤廃に向けた前進を加速させる解決策への投資の重要性を示している。保健、教育、社会的保護およびその他の制度を通じ、貧しい少女や社会的に取り残されている少女に手を差し伸べて力を与えるための重点的投資を行うことにより、少女たちと家族のための新たな進路を作り出すことができる。

上記と同様に重要であるのが、社会規範を変えるための長期的な忍耐強い取り組みである。こうした長期に及ぶ根本的变化はコミュニティの中から生じるものであり、その成否は、自分の娘の人生を変える解決策の模索に、母親および父親の双方を関与させられるかどうかにか左右される。

児童婚が過去のものとなったときに、私たちは、少女たちの基本的権利と幼少期を奪う不公平性に終止符を打つことになる。そうならば、より多くの少女や女性がそれぞれの人生を最大限に楽しみ、自分たちの家族、コミュニティ、社会のために全力を尽くせるようになる。そしてこのことが、世代を超えて繰り返される貧困のサイクルを断ち切りコミュニティや国を強化することにつながる。児童婚の根絶により、少女たちの人生を変え、私たち全員に利益をもたらす可能性が解放されるのである。

写真：キンシャサのホープ中学校に通う14歳のフローレンスさん。(コンゴ民主共和国)

© UNICEF/UNI199292/Dubourthoumiu



教育：

公平な機会の創出

第2章

教育：

公平な機会の創出

質の高い教育には、世代を超えて繰り返される不公平性のサイクルを断ち切り、子どもたちの生活と彼らを取り巻く社会を改善する力がある。教育により子どもたちに、人生で成功するために必要な知識や技術（スキル）を身につけさせることができる。このことは、所得の増加、貧困の減少、健康状態の改善につながる。しかし教育がこの役割を果たすためには、早期幼児教育から始め、とりわけ最も立場の弱い子どもたちを筆頭にすべての子どもたちに公平な成功のチャンスをもたらす、質の高い学習機会を提供し続ける必要がある。

家の外の街灯の光の下で宿題をする14歳のジュマ・アクタールさん。（バングラデシュのクルナ）

© UNICEF/UN016303/Gilbertson VII Photo

貧困国が富裕国かを問わず世界中の国々では、教育が長きにわたり機会の平等化において大きな役割を果たしている。教育は、人々が各自の生まれながらの能力を発揮してコミュニティや世界に貢献することを手助けしているからである。優れた教育は、知識を増大させ、イノベーション（技術革新）を促し、成長と繁栄を推進するスキルを構築し、インクルーシブな（誰もが受け入れられる）社会を育む。公平で質の高い教育は、何世代にもわたり、子どもたちに貧困から抜け出す道筋を与えてきた。個々の子どもたちに対する効果は、国の未来に対する効果にもなる。

しかしながら、世界中の何百万人もの子どもたちが、貧困、ジェンダー、民族性、障がい、あるいは居住地など自分たちではどうにもできない要因のために、依然として教育を受ける権利を行使できずにいる。また、武力紛争、自然災害、気候変動の影響も、子どもたちが学校に通い学ぶチャンスを奪っている。さらに、最もニーズが高いと納得できるエビデンスに基づき財政を割り当てなければ、教育制度は不公平性を解消するどころか、定着させてしまう可能性がある。

本章では、教育が公平性の実現要因としての役割を果たすために、教育へのアクセスの欠如と学習成果の不足という2つの課題を克服する必要があることを示す。この課題を克服するにあたっては、国が包括的な早期幼児期ケアおよび学習機会を提供し、かつ最も後方に置き去りにされている子どもたちのための取り組みを最優先で進展させることを重視した場合に、その国に最も望ましい結果がもたらされることになる。このアプローチは、2030年までに、最富裕層および最貧困層の子どもたちの間における教育成果の格差を縮小できる可能性を持つ。

教育へのアクセス – 最初の段階から

子どもの権利条約では、すべての子どもたちに学校へ通い、学習する権利があることを認めている。この権利は幼児期の早い段階に始まり、持続可能な開発目標（SDGs）の中で各国政府に「すべての少年少女が、質の高い早期幼児教育、早期幼児ケア、就学前教育に確実にアクセスできるようにする」ことを要求している根拠のひとつとなっている。

教育が公平性の促進剤としての役割を果たすためには、貧困下や教育水準の低い環境に生まれた子どもたちが直面する不利な状況の軽減を促す、早期幼児支援から始める必要がある。質の高い早期幼児ケアおよび教育への投資は、公平性と効率性という2つのメリットをもたらす。

成功のためのひとつの鍵は、各種開発セクターの枠を超えて、栄養、健康、および水と衛生に関する慣行を含めた、包括的支援の提供である。またこうした総体的アプローチでは、子どもの保護も考慮され、乳児および幼児に提供されるケアの質に重点が置かれなければならない。

総体的アプローチが成功をもたらすかもしれないという示唆がいくつかある。栄養、養育、刺激を組み合わせた包括的支援により、幼児の認知発達における著しい進歩がもたらされることが示されている¹²¹。栄養状態の改善と学習への準備が教育成果の向上につながり、子どもたちの健康状態が向上して、おとなになってからの所得水準が上昇することになる。ジャマイカにおける長期的調査では、早期幼児教育と関連しておとなの平均所得が42%増加したことが明らかになった¹²²。米国における調査では、早期幼児期への投資に対する回収率は、1年で7～10%と推定されている¹²³。





北部地域にあるコティンギリ小学校
の給食時間（ガーナ）

© UNICEF/UN04349/Logan

早期幼児教育を受ける権利の保護および拡大の取り組みは、数十年にわたって進められている。多くの場合、それらの取り組みは大成功へとつながっている。しかし入学人数を見ると、進展のペースが危うくなっていることが示唆されている。2011 年以降、全世界の非就学児の数は増加しているのである¹²⁴。

ほとんどの国では、早期幼児教育プログラムに参加している子どもは全体の半数に満たない¹²⁵。約 1 億 2,400 万人の子どもおよび青少年が、学校に入って教育課程を全うする機会を与えられていない。2013 年のデータにおいて、これには初等学校就学年齢の子どもが約 5,900 万人（図 2.1. を参照）、そして前期中等学校就学年齢の青少年が約 6,500 万人含まれている¹²⁶。就学していない初等学校就学年齢の子どもたちの過半数が、サハラ以南のアフリカに住んでいる¹²⁷。さらに、入学人数におけるジェンダー間の格差も引き続き問題となっている。

入学人数の傾向は、早期幼児教育の重視に加えて、今後 15 年間にすべての子どもたちに初等および中等教育を行きわたらせることを求める、持続可能な開発目標（SDGs）4 の達成に向けて順調な伸びを示せていない。実際、もし現在の傾向が続いた場合、2030 年には次のような状況が予想される。

- 6,000 万人を超える初等学校就学年齢の子どもたちが、依然として就学していない可能性がある¹²⁸。
- 低所得国では、初等および前期中等教育の修了率が、それぞれ約 76% および 50% になる¹²⁹。
- 低中所得国では、初等教育における修了率が 92% 近くに達し、前期中等教育においては 80% 超となる¹³⁰（図 2.2. を参照）。

同じく現在の傾向が続くと、2030 年には低所得国は初等および前期中等学校の普遍的修了を実現する軌道に依然として乗っておらず、その実現は次の世紀への変わり目頃になると見られる¹³¹。

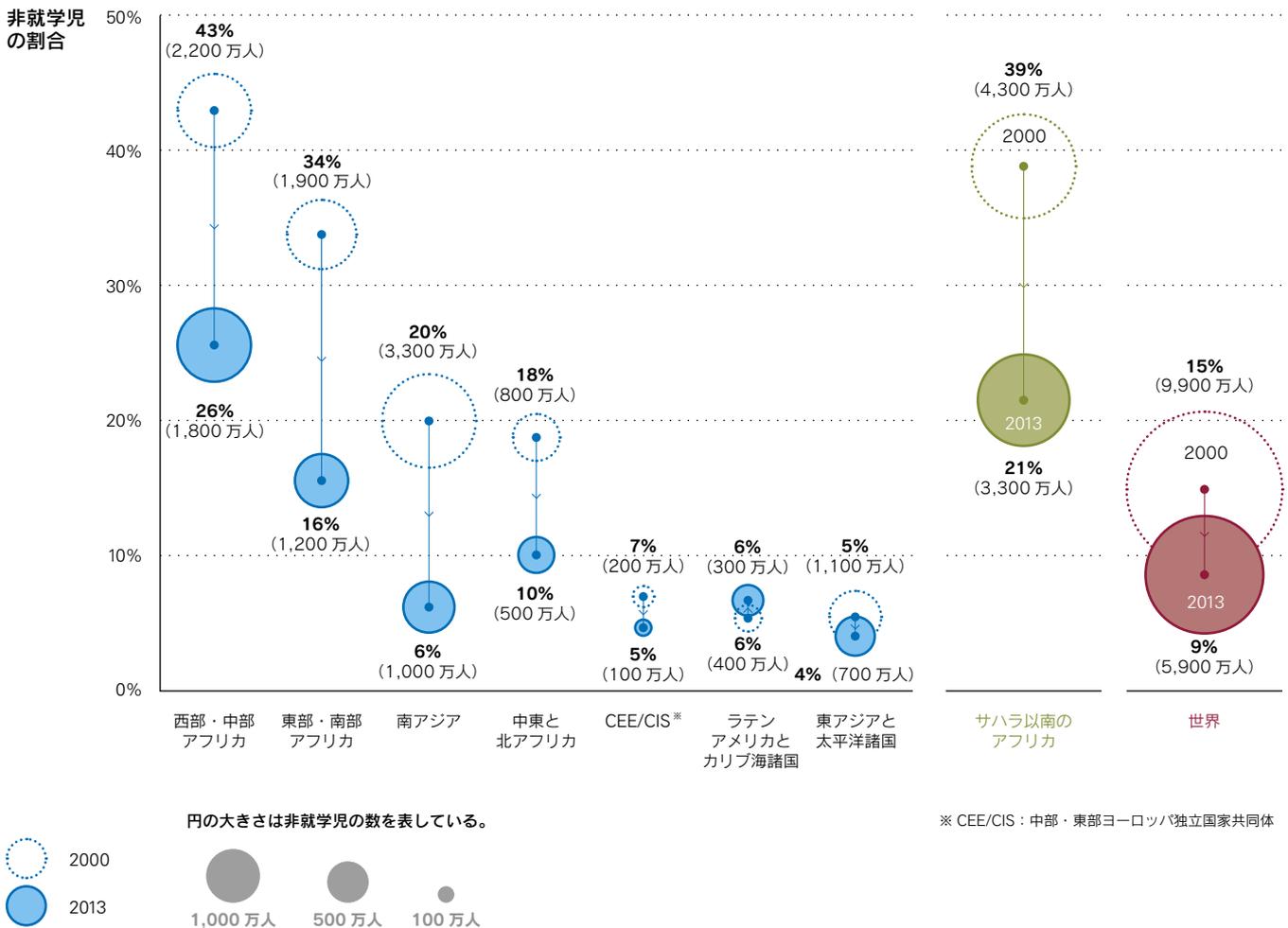
すべての人々に対する効果的学習と併せた、初等および中等学校教育への普遍的アクセスに向けた道筋の図式化は、まず置き去りにされている子どもたちを特定することから始まる。学習の機会から排除されている子どもたちは、さまざまな形の不利益に直面することが多い。通常は、農村部に住む貧困世帯の女子たちの中で、教育へのアクセスが最も欠如している¹³²。また子どもたちは、出身民族や障がいに基づく差別によっても、不利な立場やサービスの欠如に直面する。

一部の非就学児は、一度も学校に足を踏み入れることがない。また最貧困世帯の子どもたちをはじめ多くの子どもたちは、有意義な学校生活を送る準備ができていないまま初日を迎える¹³³。そして教育制度に沿って学習を進めていく中で、一部の子どもたちは初等学校を修了する相当前に落第してしまう。その他の多くの子どもたちにとっても、初等教育から前期中等教育、あるいは前期中等教育から後期中等教育への移行が、依然として乗り越えられないハードルとなっている（図 2.3. を参照）。

図 2.1.

5,900 万人の非就学児の過半数がサハラ以南のアフリカで生活している

2000 年と 2013 年の非就学の初等学校就学年齢児の数と割合（ユニセフの地域分類による）



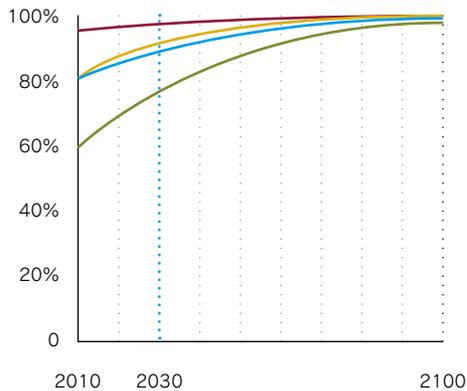
出典：ユネスコ統計研究所グローバル・データベース（2015 年）に基づくユニセフの分析。

図 2.2.

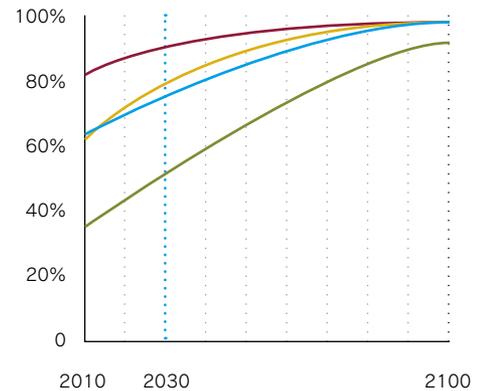
もし現在の傾向がこのまま続いた場合、世界はすべての子どもたちへの初等および中等教育の提供を実現するための軌道から外れる

2010年から2100年の所得別国グループおよび初等・前期中等学校の修了率予測

2.2a
初等教育の
修了率



2.2b
前期中等教育の
修了率



— 全ての国 — 高所得国 — 低中所得国 — 低所得国

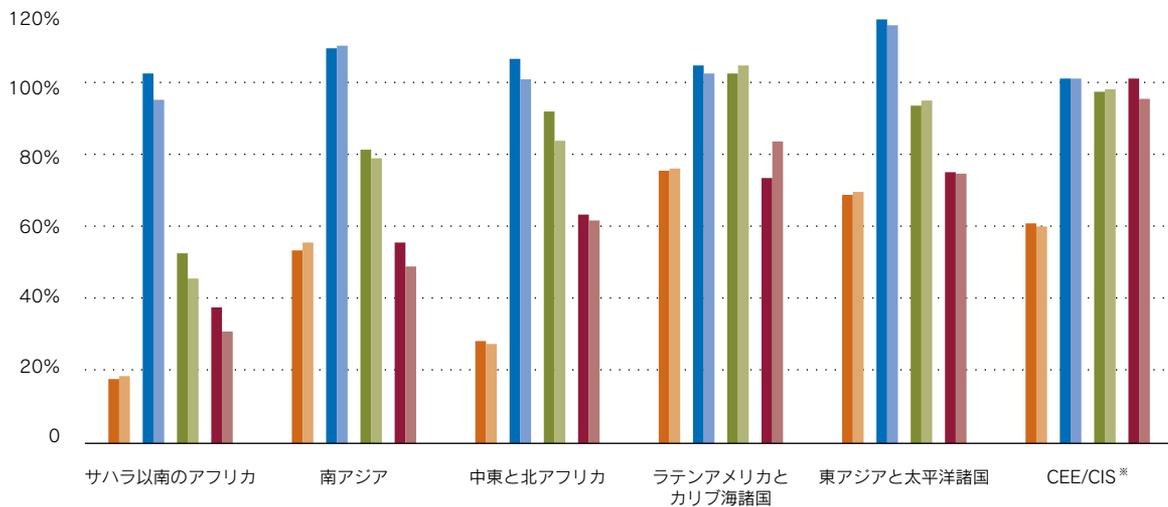
注: 予測は現在の傾向をもとにしている。

出典: ユネスコ、EFA Global Monitoring Report、'How long will it take to achieve universal primary and secondary education?', Technical background note for the Framework for Action on the post-2015 education agenda、Paris、2015年5月。

図 2.3.

多くの少年少女が進級の際に落第する

サハラ以南のアフリカと他のユニセフの活動地域における、就学前、初等、中等教育の総就学率 (2013)



■ 就学前教育、男 ■ 初等教育、男 ■ 前期中等教育、男 ■ 後期中等教育、男 ■ ※ CEE/CIS : 中部・東部ヨーロッパ独立国家共同体
■ 就学前教育、女 ■ 初等教育、女 ■ 前期中等教育、女 ■ 後期中等教育、女

出典: ユネスコ統計研究所グローバル・データベース (2015年)。

教育における不利な状況には、いくつかの理由がある。例えば中国では、農村部の行政区から都心への移住が、子どもたちが教育を受ける権利を得られるかどうかに影響を及ぼす¹³⁴。もし彼らが都市部に住んでいながら農村部に戸籍を置いたままにしている場合、その権利が厳しく制限されることがある。

また、貧困もこの問題における大きな要因である。教育に対する貧困の影響は、早い時期から始まる。いずれの国においても、最貧困層の子どもたちは、早期幼児教育プログラムに参加する可能性が最も低いためである¹³⁵。そして不利な状況はさらに続く。サハラ以南のアフリカでは、人口の最も貧しい20%に属する20～24歳の若者の60%近くが、4年未満の学校教育しか受けていない。対照的に、最も裕福な20%の場合、4年未満の就学経験しかない若者はわずか15%である¹³⁶。エジプトとタンザニアでは、貧しい家庭に生まれた人々は、基礎教育を受け損ねるリスクが全国平均と比べて2倍近くに上る。いずれの国においても、貧しい女性の場合にはそのリスクがさらに高くなる¹³⁷。

近年、初等学校の就学率の上昇に伴い、多くの国では貧富による就学率の格差が縮小している¹³⁸。しかし、最貧困家庭の子どもたちが就学する可能性は高まったものの、彼らはより恵まれた家庭の子どもたちと比べて落第する可能性が高い¹³⁹。

パキスタンでは、初等学校就学年齢の非就学児が560万人を超えている¹⁴⁰。また、出席率と定着率（どのくらい長く教育を受けられるか）には、貧富による大きな格差が存在する（図2.4.を参照）。人口の20%の最富裕層の子どもたちは、20%の最貧困層の子どもたちと比べて、平均でおよそ9年長く学校教育を受けている。この貧富間の格差は、最貧困層の少女たちの間におけるジェンダーに基づく不利益と地域的格差によってさらに拡大する。パキスタンは初等学校修了率の向上において全国的な進展を見せているが、貧しい農村部の少女たちをはじめとする一部のグループは置き去りにされているのである¹⁴¹。

教育経路分析は、学校における子どもたちの進歩に伴って、いつ格差が拡大するのかを特定するのに有用である。ナイジェリアでは、格差は早い時期から始まる。2013年のデータによれば、ナイジェリアの15～17歳の貧しい子どもたちのうち、適正な時期に初等学校に入学した子どもは3分の1に満たなかった。一方で裕福な家庭の子どもたちは、ほぼ全員が適正な時期に入学していた（図2.5.を参照）。貧しい子どもたちの中で落第する者が増えているため、この格差は各レベルの教育の開始時点において拡大し続けている。後期中等教育が始まる段階まで就学している者は、裕福な子どもたちのうち80%であるのに対し、貧しい子どもたちの中には7%しかいない。

公平性と学習成果

教育は、単に学校を修了すれば良いというものではなく、「学習すること」が重要である。しかし、子どもたちが学校で習得する知識および技術の評価からは、何百万人もの子どもたちが教育制度から恩恵を受けずに終わっていることが示されている。2013年の推計によれば、全世界で2億5,000万人近い初等学校就学年齢の子どもたちが、基本的な読み書き能力や計算能力を身につけていないことが分かっている¹⁴²。この人数は、同年齢層に属する6億5,000万人の子どもたち全体の3分の1を大きく上回っている。そのうち約1億3,000万人は、4年以上学校に通っていながらこうした知識・技術を習得していないのである。

学習の欠如は、早い時期（時には初等学校に入る前）から見られる。2014年、データが入手できた28カ国または地域の3歳から5歳未満までの子どもたちの中で、読み書き能力や計算能力の発達が順調に進んでいた子どもは半数に満たなかった¹⁴³。

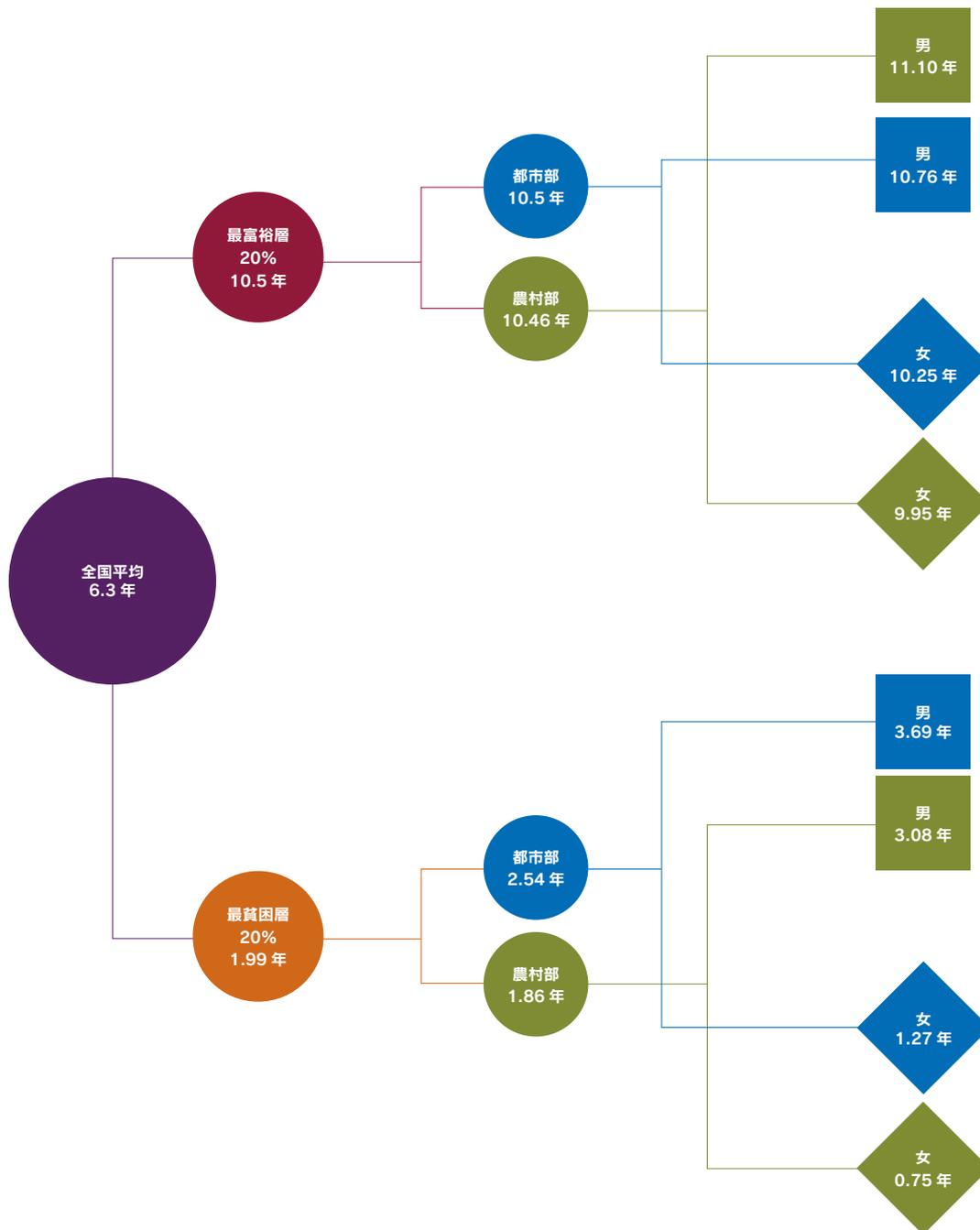
子どもたちの幼少期における学習の欠如は、さまざまなレベルで懸念をもたらす。子どもたちは幼児期および初等学校において、問題解決能力を培い、中等教育を謳歌し、将来雇用市場で成功するための基礎となる基本的スキルを習得する。

教育は、単に学校を修了すれば良いというものではなく、「学習すること」が重要である。

図 2.4.

パキスタンでは、到達する教育レベルはジェンダー、居住地、所得によって異なる

パキスタンの20～24歳の若者が受けた学校教育の平均年数（2013年）



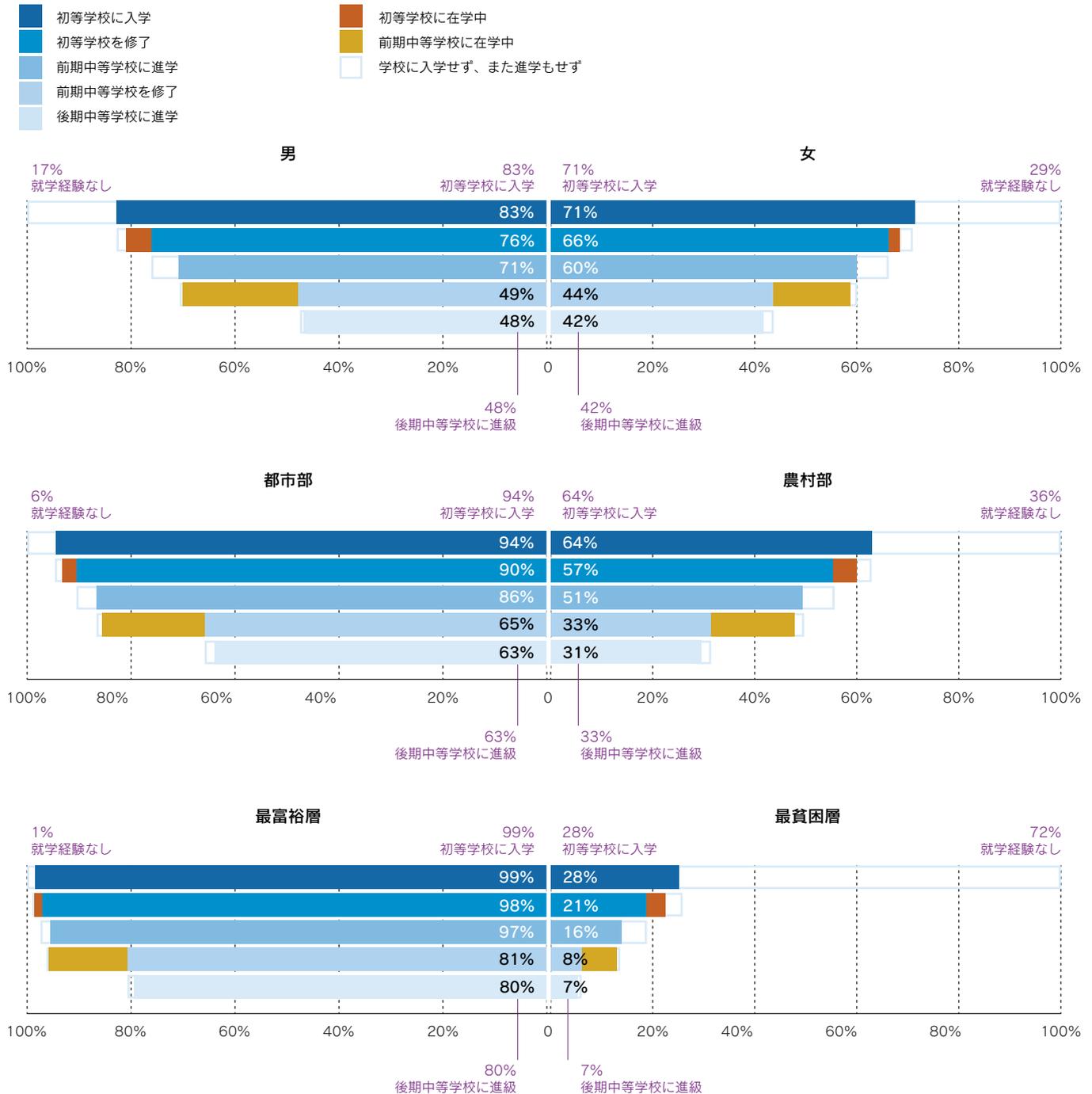
注：表は正確な縮尺率ではない。

出典：ユネスコ、Global Education Monitoring Report、World Inequality Database on Education (WIDE)、2013年 DHS データ。

図 2.5.

ナイジェリアでは、資産状況、ジェンダー、居住地が教育の達成度に影響を及ぼす

ナイジェリアにおける後期中等学校就学年齢の青少年の教育的達成度（2013年）

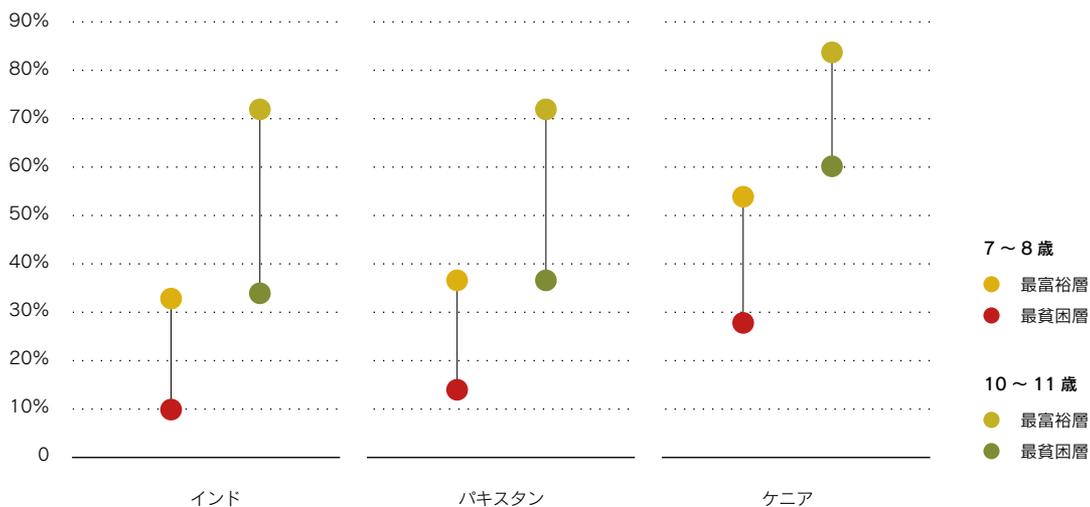


家庭での経験が、学習における成功の基礎を形成する。ほとんどの国の3歳から5歳未満の子どもの過半数は、家庭での学習活動におとなが関与しているが、家庭で3冊以上の本を利用できる子どもたちは半数に満たない¹⁴⁴。また学習成果は、子どもたちが直面するさまざまな形の優位性および不利益と関連している。エビデンスが示す所では、貧困を原因として子どもたちの学習成果に欠損が生じたままになるケースが多いことが示されている（図2.6.を参照）。貧困世帯の子どもたちは、5歳に達しない幼少期のうちから、富裕世帯の子どもたちよりも読み書き能力や計算能力において遅れをとる可能性が高い¹⁴⁵。インドでは、最貧困世帯に生まれた子どもたちは、最富裕世帯の子どもたちと比べて、学習における「ハンディキャップ」を抱えている。このハンディキャップは7歳から11歳までの間で拡大しており、生徒の引き算能力においては19%の格差に達している¹⁴⁶。

子どもたちが貧困に関連する不利益に直面し、就学しなかった親を持つ場合、特に幼い女子にとっては大きな影響をもたらす。インドでは、最富裕家庭に生まれて教育を受けた親を持つ子どもは11歳までに、他の子どもたちと比べてかなりの学術的優位性を享受する。最も恵まれた子どもたちは、教育を受けていない親を持つ最貧困世帯の女子たちと比べて、基本的な読み書きおよび計算力を身につける可能性がおおよそ6倍高い¹⁴⁷。

図 2.6.

基礎的な数学力における貧富の差に基づく格差は、早い時期から生じて長期間持続する 引き算ができる子どもの年齢別の割合（%）＜2012年＞



注：インドおよびケニアの子どもたちは8歳までに2年生を修了するものとされ、パキスタンの子どもたちは8歳までに3年生を修了するものとされている。
 出典：ASER India, ASER Pakistan and Uwezo Kenya 調査データ（2012年）、in Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, *How can education systems become equitable by 2030?: DFID think pieces – Learning and equity*, United Kingdom Department for International Development, London, 2015年8月。

コラム 2.1. 発達途中の脳：学習に対する早期のチャンス

子どもが学校に足を踏み入れるよりもずっと前に、不公平性は脳の構造にいつまでも残る形で、影響を刻みつける可能性がある。

脳の発達に関する最近の研究は、幼児期の体験が発育に及ぼす影響に新たな観点をもたらしている。生後数年間、子どもの脳は毎秒 700 ~ 1,000 のペースで新しい神経結合を作り出し、その後ペースは落ちていく。この早期における結合が、後の結合を構築する基礎となる。

新たな研究により、栄養、保健ケア、および子どもたちと子どもの面倒をみる人たちとのやりとりが、幼児期における脳の発達に有益であることが示されている。会話、意味のある文脈の中での言葉の繰り返しや関連付け、読み聞かせや遊びを通じた読み書きとの早期の出会いは、いずれも言語スキルに好ましい影響をもたらす。

一方で、栄養不良や暴力など、幼少期における慢性的なストレスの多い出来事との頻繁な接触は、学習や情緒的発達に関係

する領域のニューロンに損傷を与え、子どもに悪影響を及ぼす可能性がある。つまり、こうした出来事が脳の発達過程に影響する。子どもの人生の中でのネガティブな経験は、学習、情緒的発達、不安の対処における障害として、後に発現することが多い。

子どもの人生における最初の数年間は脳の発達に極めて大きな影響を及ぼすため、幼少期には、世代を超えて繰り返される不公平性のサイクルを断ち切るための決定的なチャンスが存在するといえる。早期幼児ケア、栄養、刺激は、脳の発達を活性化させ、子どもの学習能力を強化し、精神的レジリエンス（柔軟な回復力）の発達を助け、変化への適応力を身につけさせることができる。

また早期支援は、将来の収入に影響をもたらす可能性もある。例えば、幼少期の栄養不良を防ぐことにより、子どものその後の人生において、時間あたりの賃金を少なくとも 20% 増加させることが調査によって示されている。

出典：

世界銀行「世界開発報告 2015：心・社会・行動（World Development Report 2015: Mind, society, and behavior）」ワシントン DC、2015 年、第 5 章。ハーバード大学児童育成センター「Brain Architecture」<<http://developingchild.harvard.edu/science/key-concepts/brain-architecture>> 2016 年 3 月 15 日にアクセス。

Lake, Anthony および Margaret Chan 「Putting science into practice for early child development」『ランセット』誌、第 385 巻 9980 号、2014 年、pp. 1816–1817。

国際食糧政策研究所「Global Nutrition Report 2014: Actions and accountability to accelerate the world's progress on nutrition」ワシントン DC、2014 年。

エビデンスは今のところ限定的かつ断片的であるものの、最貧困世帯および最富裕世帯の子どもたちの間における主要な学習指標の大きな相違パターンを実証するような調査結果が増えている。ラテンアメリカの 5 カ国における調査の結果では、言語発達に関する子どもたちの共通テストのスコアにおいて、貧富の差と関連する大きな格差が現れている。この格差は 3 歳までに明白になり、子どもたちが就学して以降は取り戻すことができない¹⁴⁸。

学習の欠損は、子どもたちが進級しても続く。ラテンアメリカでは、地域規模の評価により、3 年生の生徒の 4 分の 1 以上が、単純な文章の中で基本的なフレーズを認識したり、情報を見つけたりできないことが示された¹⁴⁹。インドの農村部の学校では、2014 年の調査により、5 年生の子どもたちの中で基礎的な 2 年生の教科書が読める子どもが半数に満たないことが示された。算数においては、5 年生の児童の半数が 2 桁の引き算を計算できず、また基本的な割り算ができた生徒はわずか 4 分の 1 ほどであった¹⁵⁰。

同様の問題は、他の国々でも生じている。2012 年の評価結果によれば、就学者数に関して成功を収めているウガンダでは、5 年生の子どもたちの中で、2 年生レベルの物語を読めた子どもは半数余りであった¹⁵¹。ケニアでは 2012 年の評価において、5 年生の子どもたちの 3 分の 1 が 2 年生の計算問題を解けず、8 年生の生徒でも約 10% が同計算問題を解くことができなかった¹⁵²。

また中等教育レベルでは、国際学力テストにより、多くの低所得国および中所得国で学習のレベルが著しく低いことが示されている。直近の OECD（経済協力開発機構）による生徒の学習到達度調査（PISA）では、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、インドネシア、ヨルダン、ペルー、カタール、チュニジアの中等学校の生徒の 3 分の 2 以上が、数学における基準習熟度指標のレベル 2 を下回る成績であった。上位 2 つのレベルの成績をあげた生徒は、1% に満たなかった。それに対して、高所得の OECD 加盟諸国では、成績が悪かった生徒は平均して 23% で、13% が最高レベルの成績をあげた¹⁵³。

ラテンアメリカから得られたエビデンスは、不公平性と学習達成度の低さの相関関係を明確に示している。米州開発銀行による 2012 年の PISA スコアに関する調査により、当該地域における最貧困層および最富裕層の同年齢の生徒間の平均格差は、学校教育 2 年分に相当することがわかった¹⁵⁴。

学習に関するこうした好ましくない状況は、子どもたちの将来と国家の繁栄に悪影響を及ぼす。多くの教育制度において、生産的な成人就業者となり国家の社会的発展と経済成長に貢献するために必要なスキルが、子どもたちに十分習得されていない。スキルと仕事の不整合の代償が、世界の多くの場所で浮き彫りになっている。

国際労働機関（ILO）によれば、低所得経済圏における教育不足の若年労働者の割合は、高中所得経済圏における割合の 3 倍に上るといふ。サハラ以南のアフリカでは、若年労働者の 5 人に 3 人が、自身の仕事に必要なとされる教育水準を満たしていない¹⁵⁵。中東および北アフリカにおける雇用主調査では、学校で習得したスキルと現代のビジネスに必要なとされるスキルとの間に大きなずれが生じていることが示唆されている¹⁵⁶。こうしたミスマッチが、当該地域の教育を受けた若者の間で高い失業率が続いている理由のひとつであり、これは全世界の若者が直面している問題でもある。

上位組織であるラテンアメリカの全市民のための教育品質向上委員会が、問題を次のように要約している：「学習レベルの大幅な向上がなければ、たとえ学校教育のレベルが向上しても、それがラテンアメリカの市民が切望する生活の質の向上につながることはないであろう」¹⁵⁷。

高所得国もまた、学習面での課題に直面している。OECD 加盟諸国では、教育を受けられる子どもたちの増加により、若者の 80% が後期中等教育の修了資格を取得し、4 分の 1 が高等教育を受けるまでになっている¹⁵⁸。しかし、OECD 加盟諸国の若者のおよそ 5 人に 1 人は中等教育を修了せずにおとなの社会に移行しなければならず、相対的に低い賃金、不安定な雇用、および社会的排除の懸念に直面している¹⁵⁹。この教育格差は、富と機会における不平等さの拡大に対する決定要因として次第に影響力を増し、よりインクルーシブな社会の発展を妨げるようになっている¹⁶⁰。

政府にとっては、これらの問題をその根源である教育制度の中で解決していくことが、子どもや若者に必要なスキルや能力を確実に身につけさせるための、最も費用対効果の高い方法となる。そして現在、学習格差を縮小するための取り組みが進められている。例えば、チュニジア政府は、就学児の学習成果を向上させるための大規模な改革プロセスと、非就学児のための包括的プログラムに着手している¹⁶¹。

OECD 加盟諸国の若者のおよそ 5 人に 1 人は中等教育を修了していない。

その一方で、多くの若者たちが教育制度の過去の失敗の影響を受けながら生活している。2012年、ユネスコの「世界教育モニタリング報告書（Global Education Monitoring Report）」によって、15～24歳の2億人もの若者が、基礎的スキルを身につけずまま学校を去っていることが明らかになった。このやり残された課題に取り組むためには、政府および民間セクターのパートナーシップを通じた、青少年および若者向けの再教育とスキル訓練への投資が必要となる¹⁶²。

緊急事態および長引く危機における教育

複雑な緊急事態や長引く危機が、従来以上に教育を受ける権利を妨げるようになってきている。緊急事態は、一時的に子どもたちの生活や教育を妨げるのみにとどまらず、幼児期全体を通して、また時には生涯にわたって教育への扉を閉ざしてしまう。武力紛争、伝染病、あるいは自然災害は、あらゆる子どもの生活を破壊する可能性があるが、最も貧しくて立場の弱い子どもたちが最もその影響を受けやすい。

最近の報告によれば、人道的緊急事態や長引く危機のために、35カ国の3～18歳の子どもたち7,500万人以上が教育を中断させられている。彼らのうち1,700万人以上が、難民、国内避難民、あるいは問題を抱える他のグループに属している（コラム2.2.を参照）¹⁶³。特に紛争の影響下にある女子たちは、より平穏な環境にいる女子たちと比べて、就学していない可能性が2.5倍高い¹⁶⁴。

紛争状態においては、学校が破壊され、教師や生徒の命が危険に晒されることにより、教育は直接的または間接的に打撃を受けることが多い¹⁶⁵。教育を攻撃から守る世界連合（GCPEA）による調査では、2013年までの5年間に70カ国で行われた生徒、教師、機関に対する攻撃の記録は数千件に及んだ。これらの事例には、爆撃、誘拐、不当逮捕、生徒や教師の拷問や殺害などが含まれている¹⁶⁶。

ダマスカスのカファルバトナ村で
薪を運ぶ2人の少年。（シリア）

© UNICEF/UN06854/AI Shami



具体例は数えきれないほどある。ナイジェリアでは、武装グループのボコ・ハラムが、2014年の大規模攻撃で数百人の女性や少女を誘拐した。また2012年から2014年の間に、同グループはナイジェリア北東部で314人の就学児を殺害した¹⁶⁷。同グループが暴力的活動を開始してから2015年末までの間に、600人を超える教師が殺害され、1,200校を超える学校が損傷または破壊された¹⁶⁸。

またイエメンやシリアをはじめ、他の多くの国でも教師や子どもたちが攻撃、誘拐、殺害されている。2014年だけで、アフガニスタンでは学校への攻撃が163件あり、中央アフリカ共和国では9校が攻撃され、イラクでは学校への攻撃が67件報告された¹⁶⁹。

コラム 2.2. 武力紛争が教育に及ぼす重大な影響

紛争が子どもたちに及ぼす影響は直接的で、命を脅かすことが多い。また、子どもたちが生まれながらの能力を最大限発揮できるよう支援すべき教育制度の発展を阻害してしまう。シリアにおける最近の状況が、紛争がいかにして教育の進歩を停滞させ、さらには逆行させてしまうかを示している。

現在の危機が始まる前の2010年には、同国の初等学校就学年齢児のほぼすべてと、前期中等学校就学年齢児の90%が学校に通っていた。しかしその5年後、シリアでは5～17歳のおよそ210万人の子どもたちが非就学児となっていた。さらに近隣諸国において、就学年齢にある約70万人（就学年齢にある難民人口の半数）のシリア難民の子どもたちが非就学の状態にあった。

紛争から逃れている460万人近い難民の半数以上が子どもで、その多くが現在、教育機会の剥奪による希望のない未来に直面している。近隣諸国は、こうした難民の流入に懸命に対処しようとしている。レバノン政府は寄付者の支援を得て、公立学校にシフト（二交代）制を導入することで大量の非就学難民児を受け入れる、革新的な制度を導入している。その結果レバノンでは、約15万人の難民の子どもたちが同国の公立学校に入学している。

しかしながら、シリア難民の子どもたちの教育ニーズと、彼らにもたらされる学習機会との間には未だ大きな隔たりがあ

る。難民の子どもたちの教育継続能力を妨げる大きな要因のひとつとして、指導に用いる言語が挙げられる。さらに、難民が暮らしている国の大半では、公共制度においてシリア人教師が雇用されていない。

紛争によって教育が中断されているのは、シリアだけではない。ガザでは、学校インフラへのダメージにより、50万人近くの子どもたちが、2014～2015学年度の始まりに教室に戻ることができなかった。イエメンでは、紛争によって何千もの学校が閉鎖され、2015年8月の時点で180万人の子どもたちが教育を受けられなくなっており、この数は、同国での暴力的活動がエスカレートする前の160万人から増加している。スーダンでは、一部の地域で数十年にわたって続いている戦いにより、300万人を超える子どもたちが教育の機会を奪われている。中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、南スーダンでは、従来から教育における慢性的欠陥が際立っていたが、武力紛争により、前進がさらに停滞している。

1993年から紛争が続いているコンゴ民主共和国では、就学年齢に相当する350万人超の子どもたちが学校に通えないままになっている。それでも最新のデータでは、2001年の51%から2013年には87%と、初等教育の就学率が着実に向上していることが示されている。同時に、少年と少女、都市部の子どもと農村部の子ども、最富裕世帯の子どもと最貧困世帯の子どもの間における就学率の格差も縮小を続けている。¹⁷⁰

出典：

ユネスコ統計研究所およびユニセフ「『学校に通えない子どもたちに関する世界イニシアチブ』調査結果～反故にされた約束、「万人のための教育」を再び (Fixing the Broken Promise of Education for All: Findings from the Global Initiative on Out-of-School Children)」UIS、モントリオール、2015年、p. 49。

ユニセフ「Syria Crisis Education Strategic Paper」2016年ロンドン会議用資料、ニューヨーク、2016年1月、p. 1。

国連難民高等弁務官「Education Sector Situation Analysis」2015年11～12月用、「Syrian Regional Refugee Response」ウェブサイトに掲載<<http://data.unhcr.org/syrianrefugees/country.php?id=122>> 2016年1月12日にアクセス。

ユニセフ中東・北アフリカ地域事務所「Education under Fire: How conflict in the Middle East is depriving children of their schooling」アンマン、2015年9月3日、p. 6。

教育のためのグローバル・パートナーシップ、「コンゴ民主共和国」ページ<<http://www.globalpartnership.org/country/democratic-republic-of-congo>> 2016年4月8日にアクセス。

MICS 2001年および2010年、DHS 2007年および2013-2014年。

紛争により家を離れなければならなくなった子どもたちや家族は、しばしば恒久的な避難を強いられることになる。2014年末には、全難民の半数が10年以上にわたって避難生活を続けており、また国内避難民の半数以上は、3年以上にわたって住む場所を持てない状況にあった¹⁷¹。彼らにとっては、避難生活が新たな日常になっている。

しかし、子どもたちの生活における長引く危機の原因は、紛争だけではない。気候変動によってもたらされる危険も大きくなっており、干ばつや洪水に関連するリスクが増大している。気候関連の災害は子どもたちの命を脅かし、教育を中断させ、虐待、育児放棄、人身売買、児童労働といった、より高いリスクに晒す¹⁷²。

またこれらの災害は、学校インフラにも甚大なダメージをもたらす可能性がある。例えば、2015年にサイクロン・バムがバヌアツを襲った際、国の約80%の学校がその影響を受けた。一部の学校は損壊し、それ以外は避難所として使用された¹⁷³。この問題は、小さな島国の中で多くの学校が不可避免的に沿岸地域に置かれている、太平洋地域全体に当てはまる。地域全体を通して、気候変動および気象関連の緊急事態が、子どもたちに質の高い学習機会を提供する取り組みの妨げとなっている¹⁷⁴。

紛争や気候変動の問題を抱えているものの、教育は人道支援要請のうちわずかな部分を占めるにすぎず、さらに実際に資金がつくのはその中でもごく一部である。2013年には、人道支援の呼びかけによって集められた資金のうち、教育に割り当てられた額は2%に満たなかった¹⁷⁵。この数字は、人道的文脈の中で教育の優先順位が低いことを示唆し、危機の影響を受けている両親や子どもたちの強い願望とは不思議なことに整合しない¹⁷⁶。子どもたちにとって、学校に戻ることは、安心感、日常感、さらにはより良い未来への希望を取り戻すことにつながるはずである。

さらに深刻な問題は、援助の仕組みが実際のニーズとあまり整合していないことである。長期的な避難生活の見通しに直面している子どもたちのための教育資金を、短期的な（かつ常に資金不足となる）緊急事態の訴えを通じて調達することは不可能である。迅速な対応は長期的な資金調達と結びつける必要がある。従来は二分されていた開発の専門知識と人道支援との間には、これらをつなぐ包括的なアプローチが必要である。人道支援と開発支援を結びつけることにより、緊急事態または緊急事態後の教育プログラムは、子どもたちに、活気を取り戻して生産的で平穏かつ充実した生活を送るチャンスをえることができるはずである。

ボル民間人保護地区でユニセフが支援する臨時学習センターに通うニイデング・コト・ガツクオス（10歳・写真左）と兄チュール（12歳・写真中央）と友人。（南スーダン）

© UNICEF/UN010064/Rich



質の高い教育がもたらすメリット

貧困や危機、あるいはその他の要因のいずれに起因するものであれ、幼少期から青年期までを通して質の高い教育を受ける子どもたちの権利を奪う不公平性は、若者たちを高度なスキルが要求されない低賃金の不安定な雇用へと追いやり、経済成長を阻害して不平等を助長する可能性がある。

人口動態の変化が、社会的に排斥されている子どもたちをはじめ、すべての子どもたちを教育することの重要性を際立たせている。今後15年間で、世界では15～24歳の年齢層の人口が1億人近く増加すると見られ、同年齢層集団の最大のシェアを占めると考えられるのが、アジアとアフリカである¹⁷⁷。

現在の傾向が2030年まで続いた場合、若者たちの将来の雇用見通しや各国の経済成長に悪影響を及ぼしている、質の低い教育と学校へのアクセスにおける著しい不公平性が、治安や社会的結束まで脅かす恐れがある。実際、多くの低所得国および中所得国では、異なる社会集団間における教育の格差拡大により、すでに紛争のリスクが高まっている¹⁷⁸。

一方、今後増加していくこの世代が、安定した生活の構築、生産性の向上、適切な選択を実現するために必要なスキルを身につけておとなへと成長した場合、その効果は社会的にも経済的にも変革的なものとなりうる¹⁷⁹。

質が高く公平な教育は、機会を分散し、世代を超えて繰り返される不公平性のサイクルを断つことに役立つ。平均すると、子どもが教育を受ける期間が1年延びるごとに、彼らがおとなになってからの収入が約10%増加する。また、国の若者による学校教育履修期間の平均が1年長くなるごとに、その国の貧困率は9%低下する¹⁸⁰。教育に対する投資効果は、低所得国および低中所得国において最も大きくなる¹⁸¹。

全体の中で最も大きい投資効果の一部は、女子に対する教育と関連する。教育は、女子のその後の人生の中で、妊娠中、出産時、および出産後間もない時期に、より優れた保健ケアを求める力を女子に与える。その成果は、5歳未満児死亡率の低下、出生率の低下、保健ケア慣行の改善、結婚や出産の高年齢化に反映されている¹⁸²。教育を受けた母親から生まれた子どもたち（特に少女たち）は、相対的に学校に通う可能性が高くなり、世代を超えた「機会」のサイクルが生まれる可能性がある。また、教育はより積極的な市民としての社会参画や政治プロセスへの参加につながるというエビデンスもある¹⁸³。

また教育は、児童労働など子どもの権利の侵害との闘いにおけるツールにもなりうる。ただし、こうした侵害をなくすには、さまざまな方面での行動が必要になる。歴史的に見て、義務教育の実施は、児童労働の根絶に向けた強力な推進力をもたらしている。これは現在の富裕国において、19世紀終わりから20世紀初頭に実施されておむね成功した、児童労働を制限するための取り組みの重要な要素であった¹⁸⁴。貧困撲滅対策と学習機会の質の向上のための戦略の適切な組み合わせによる後ろ盾があれば、義務教育は、21世紀の低所得国および低中所得国における児童労働の廃止に向けた奮闘においても、同様の役割を果たすことができるだろう。

教育のメリットは、学校教育をより長く受けるだけでもたらされるものではない。学習成果も同様に重要で、収入、所得の配分、そして長期的な経済成長に強い影響を及ぼす¹⁸⁵。低中所得国では、もし今日以降生まれてくる子どもたち全員に基礎的なレベルの読み書き能力と計算能力の教育を受けさせることができれば、彼らの一生のうち GDP（国内総生産）が13倍に増加することになるだろう¹⁸⁶。

基礎的なスキルを普遍的に身につけさせることも、経済成長をよりインクルーシブなものにするだろう。

基礎的なスキルを普遍的に身につけさせることも、経済成長をよりインクルーシブなものにするだろう。質の高い教育へのアクセスにおける格差は、学習とスキルが、生産性、賃金、雇用に及ぼす影響という点から見て、所得格差の最も強力な決定要因のひとつとなっている。スキル格差を縮小することにより、より公平性のある成長パターンに向けた状況が生み出され、経済の規模が拡大して貧困が抑えられることになる¹⁸⁷。

学習プロセス全体を通して子どもたちを支援

本章の中で前述しているように、質の高い教育は早期幼児期における支援から始まる。早期幼児教育を行うことで、最も立場の弱い家庭の子どもたちに、初等学校に就学した際により大きな成功を収められるよう準備させることができるというエビデンスがある。しかし、すべての子どもたちが早期幼児教育を利用できるわけではない（図2.7.を参照）。

カーボヴェルテでは、初等学校に就学する子どもたちの評価により、就学前教育を受けた子どもたちには、受けていない子どもたちに対して14ポイントのアドバンテージがあることが実証された¹⁸⁸。2009年にアルゼンチンで公表された評価では、就学前教育を受けた場合、3年生の算数とスペイン語の標準テストのスコアに著しいプラス効果が現れることが明らかになった。またこれにより、教室での注意力、努力、規律、参加姿勢も向上した。そして貧困レベルが高い地域の子どものたちに対する就学前教育のメリットは、同国の他の子どもたちに対するものより大きかった¹⁸⁹。

バングラデシュ、ボリビア、インドネシア、およびその他の国々の貧しい子どもたちに対する早期幼児支援は、いずれも早期の学習格差の縮小という成果を示している¹⁹⁰。しかし残念ながら、就学前教育への参加率は、子どもの貧困レベルが最も高い最貧困国において最も低い¹⁹¹。

このように早期支援は、確実にすべての子どもたちが学校を修了し、必須の知識とスキルを身につけるようにするための基礎を構築する。しかし、教育における公平性の実現には、さらに多くのことが要求され、学習プロセス「全体を通して」、置き去りにされている子どもたちに焦点を合わせる必要があるとされる。2030年までに、そうした子どもたちの就学率および学習成果を恵まれた子どもたちと同等の水準まで引き上げるためには、彼らが成し遂げる進展を加速させる必要があるだろう。

進展の加速は、国の状況によって異なる場合がある。例えば、フィリピン、セネガル、ウガンダには、いずれも大勢の非就学児がいるが、その就学や修了のレベルは異なっている。セネガルの場合、異なる社会集団間で初等学校修了率に大きな格差が存在するが、いずれの集団も全員の普遍的修了という水準には程遠い。したがって課題となるのは、立場の弱い集団の急速な前進を促進しつつ全体の進展を加速させることである。一方でフィリピンとウガンダでは、最富裕世帯および実績最上位地域の子もたちは、ほぼ全員が学校教育を修了する水準にまで達している。したがってこれら2カ国では、最も貧しく最も立場の弱い子どもたちのために尽力することが最善策となるだろう（図 2.8. を参照）。

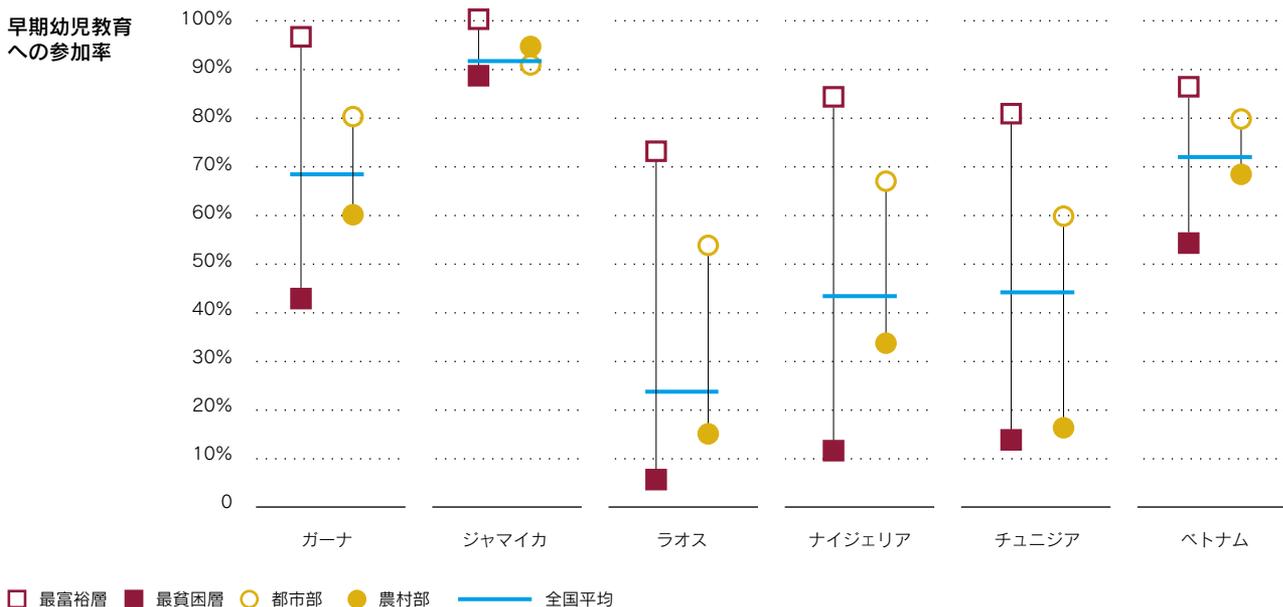
子どもたちの異なるグループ間におけるアクセスの格差は、初等学校の普遍的修了の実現に向けて各グループに必要とされる進捗のペースを決定づける要因となる。そしてそれぞれのグループのニーズは、政府がどのように政策を立案し、各地域、学校、子どもたちにリソースを配分するかという判断に広範な影響を及ぼす。こうした政策を成功させるためには、学校における公平性へのコミットメントと、校外で作用する不公平性の決定要因に対処する施策を組み合わせる必要がある。

バングラデシュにおける非就学児支援プログラムは、政府機関や非政府組織が、最も立場の弱い子どもたちに支援の手を差し伸べるための革新的戦略をいかにして策定できるかを例示している。このプログラムの一環として、アナンダ（Ananda：学ぶ喜び）スクールでは、貧困度の高い地域や学校修了率の低い地域の子もたちに対して、教育における第二のチャンスを提供している。これらの学校では、8～14歳の生徒に5年生の試験への準備をさせるための公的および非公的な方法を組み合わせ、

図 2.7.

早期幼児教育における格差は、資産状況と居住地によって異なる

資産状況、居住地、全国平均別の早期幼児教育への参加率



注：ラオスおよびチュニジア（2011～2012年）とベトナム（2013～2014年）を除き、データは2011年のものである。

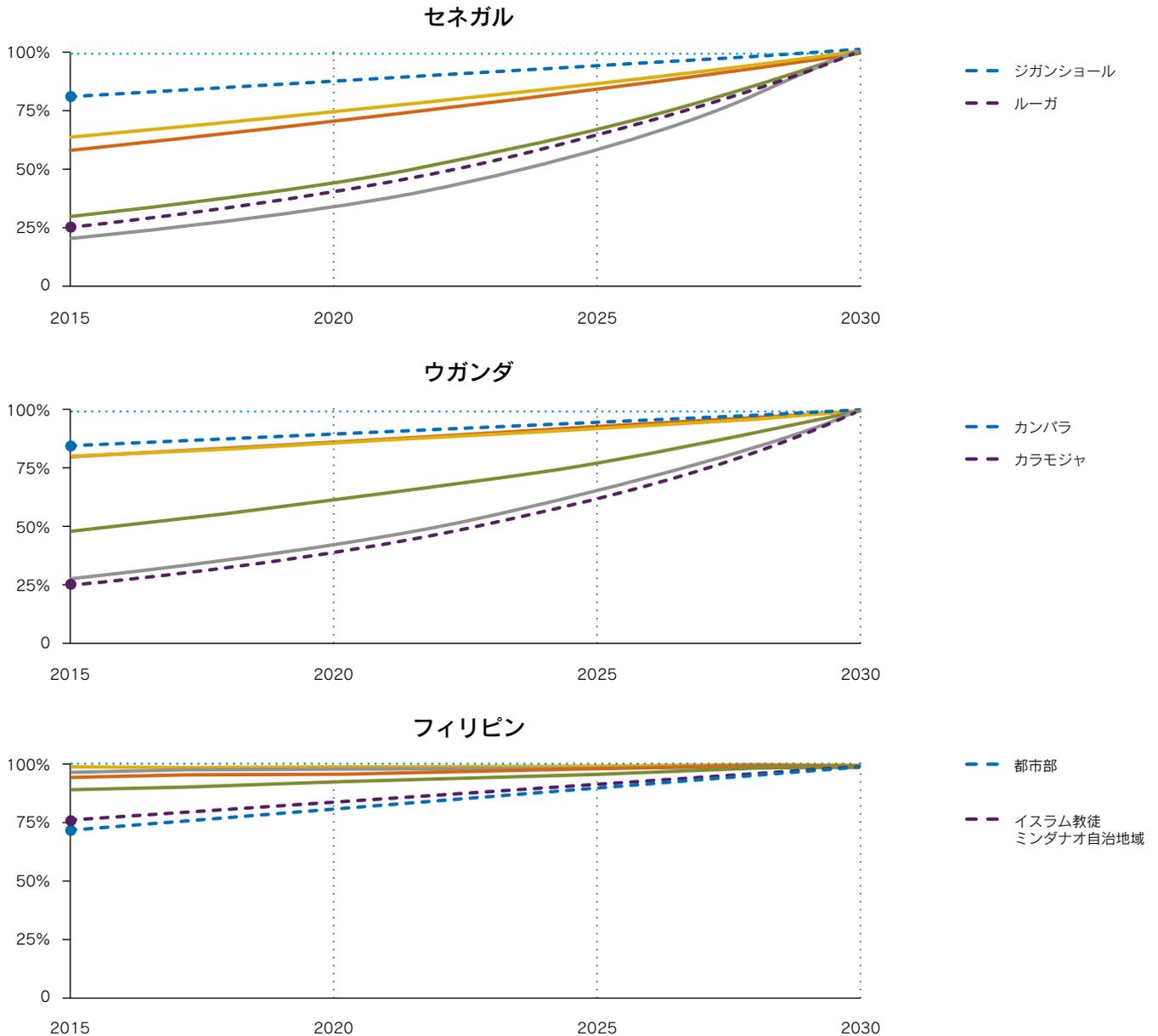
出典：ユニセフのグローバル・データベース（2016年）。

図 2.8.

最も弱い立場にある子どもたちに対する取り組みの進展を加速させなければならない

全児童による初等教育の普遍的修了のために必要とされる加速度（資産・居住地別）

— 最富裕層 — 最貧困層 — 都市部 — 農村部



注：計算においては、調査年と年次の複合変化率が用いられている。
 出典：DHS データ、Overseas Development Institute の計算による。

2005年から2012年までの間に同国の最も貧しい90のウボジラ（小管轄区）に住む79万人超の子どもたちを就学させ、83%の合格率を実現した¹⁹²。目標は、2017年までに148の小管轄区にこの支援を提供することである。

バングラデシュに見られるような取り組みは、手を差し伸べることが最も困難な子どもたちに質の高い教育を提供するという目標が、単純な同じ施策の繰り返しでは達成できないことを示している。何かしら新しい試みを行うことへのコミットメントが求められるのである。

アルゼンチンやジンバブエなどの国において、教育に対する新しいアプローチの検証が行われ、地域的、全国的、および世界的なニーズを満たすようその規模が調整されている。一部のイノベーションでは新たなテクノロジーが利用されている。例えばエデュトラック（EduTrac）は、SMSテクノロジーを利用して、ウガンダやその他の国の教育指標に関するリアルタイム情報の流れを促進するための、携帯電話ベースのデータ収集システムである¹⁹³。スーダンではeラーニング・スーダン（eLearning Sudan）を通じ、電子タブレットを利用して、従来の教育方法が利用できない北コルドファン州の辺地の子どもたちに対する教育を行っている¹⁹⁴。また別のイノベーションでは、おとなによるガイダンスが付いた代替教育へのアクセスを提供する自己学習カリキュラムを利用して、危機状況における教育の課題への取り組みが実施されている。

さらに、市民の姿勢と文化規範も変える必要がある。例えばモンテネグロでは、障がいのある子どもたちの教育へのアクセスを妨げる姿勢を変えるための国家的取り組みが進められている。2010年に開始された集中的な社会認識向上キャンペーンは、この問題に対する一般市民の関心を高め、一定の評価を得ている¹⁹⁵。2014年の世論調査では、モンテネグロ国民の78%がインクルーシブな教育を支持していることが示された¹⁹⁶。

公平性ターゲット

公平性ターゲットは、国内の最も教育的に立場の弱い子どもたちにスポットライトを当てた、一連の明確な優先事項を示すことができる。

手を差し伸べることが最も困難な子どもたちに対する取り組みの進展を加速させるため、国家的教育政策において、すべての子どもたちに学校で学ぶ公平なチャンスを実際に与えることを目的とした、国の事情に合わせて調整された公平性目標値を設定することができる。また、2030年目標の達成に向けた道のりにおける、中間的な「踏み台となる」公平性ターゲットの設定も有用だろう。

例えば、政府は2022年までに、早期幼児教育、初等教育、前期中等教育へのアクセスにおける、資産状況、ジェンダー、民族、居住地に関連する格差を半減させるというターゲットを設定できる。あるいは、最も貧しい女子たちに特に重点を置いた中間ターゲットを定めることもできる。学習成果における格差の縮小に対しても、同様の中間ターゲットを設定することも可能だ¹⁹⁷。

公平性ターゲットは、政策改革に基づいている場合にのみ効果をもたらすことになり、学校教育への参加における格差を縮小するためには、誰が就学していないのか、あるいは誰が落第の危険に晒されているのかに関する詳細なデータが必要になる。一部の公平性ターゲットは、教育制度を通じて達成できる。例えば、どの子どもが立ち遅れているかを特定してリソースをそれらの子どもたちへと誘導する、学習評価ツールなどがこれに該当する。その他の目標値は、貧困、ジェンダー、民族、障がいに関連する不利な立場について取り組むことによって達成可能である。

政策立案者のための指針として、公平性ターゲットは、国内の最も教育的に立場の弱い子どもたちにスポットライトを当てた、一連の明確な優先事項を示すことができる。

教育指導が重要

効果的な学習や公平性の問題と極めて密接に関係しているのが、学習環境の中で子どもたちと関わるおとな、すなわち教師の存在である。有能な教師は子どもたちの人生を変えることができる。反対に、強固なガバナンスが敷かれていない教育制度の下で働く、十分な訓練を受けていない、低賃金の有能でない教師は、子どもたちの貴重な機会を台無しにし、むしろ不公平性を増幅させてしまうことが多い。

教師やその活動を律するガバナンス制度に関連する問題は、世界各国において歴然としている。特に、教師の常習的欠勤が多く、多くの国で蔓延している。例えば、ケニアの初等学校に対して行われた 2013 年の調査では、公立の初等学校において 17% 近い教師の常習的欠勤率が報告された¹⁹⁸。

教育指導および授業計画立案などその他の側面については、十分に注目されていない。例えば、初めて公教育を受ける子どもたち、すなわち教育にアクセスできなかった親を持つ子どもたちが、相次いで初等学校に入学している。彼らについては、十分な学習水準が確保されない恐れがあると考えられている。しかしながら、教員養成課程においては、彼らに教えるために必要なスキルを教育者に体系的に習得させていない¹⁹⁹。

国内における教師の配分の仕方により、クラスの規模や、サービスが十分に行き届いていない行政区の立場の弱い子どもたちに対する指導の質に問題が生じる可能性がある。生徒数と教師数の比率と教師の適格性に関するデータがある国において、クラスの規模が最も大きく適格な教師が最も少ないのは、皮肉にも生徒数が最も多くニーズが最も大きな低学年である²⁰⁰。

十分な成果をあげていない学校における唯一のガバナンスの問題が、十分な訓練を受けていない、熱意のない教師であることはまずない。過密クラス、リソース不足、インフラの不備という形で、計画立案および財政の不足が明らかになっている。例えば、サハラ以南のアフリカでは、半数を超える学校において飲料水とトイレへのアクセスが不足している²⁰¹。施設が男子用と女子用に分かれていない学校がある。新たな学習テクノロジーを利用するために必要な電力を利用できる学校はほとんどない。タンザニアとマラウイにおける 1 クラスの平均生徒数は、それぞれ 72 人と 90 人である²⁰²。ウガンダでは、生徒 3 人に対して 1 冊の教科書しかない。

国が教育実績の水準を高めようとする際には、当然ながら教師が極めて重要な役割を果たすことになる。社会は、教育指導が未来の形成において不可欠な役割を担う、地位の高い職業と見なされるようにする必要がある。未来を念頭に置き、公平性に関する国家目標においては、最も優秀な教師を最も立場の弱い生徒と結びつけることを目指すべきである。しかし多くの場合、キャリア面のインセンティブが逆効果をもたらし、最も優秀な教師は最も恵まれた生徒へと導かれてしまう。

調査により、この点に関する改革を導く数多くのヒントが示されている。インドでは、非政府組織のプラサム (Pratham) が運営するプログラムの下で、公立学校の最も成績の低い子どもたちに対する補習教育が提供された²⁰³。地元のコミュニティから非正規の教師を雇い補足的教育を行うこのプログラムによって、テスト・スコアの著しい向上が成し遂げられた。ケニア、マリ、ニジェールにおける教師向けの対象を絞った教育訓練も、成績の低い子どもたちにおける低学年レベルの読む力を向上させた²⁰⁴。

これらの事例が示唆しているように、初めて公教育を受ける子どもたちおよび補習支援を必要としている子どもたちに対する、全国レベルに拡大された就学前および低学年教育は、学習の推移を劇的に向上させる可能性がある。こうした取り組みの拡大に向けた最も効果的なルートは、国家的な教員養成プログラムを通じたものである。

また、SDGsの採用により、全世界の政府が2030年までの普遍的中等学校教育の実現を誓約していることから、自ずとより多くの教師が必要になる。この期限までに前期中等教育の普遍化を実現するだけでも新たに510万人の教師が必要であり、また初等学校においては330万人が必要である。新たな前期中等学校教師の半数と初等学校教師の63%は、サハラ以南のアフリカにおける就学年齢児童の急増に対処するために必要とされる²⁰⁵。

教育のための資金

過去10年間に学んだ教訓のひとつは、資金を増やしたとしても、それだけで学習成果が向上するわけではないということである。むしろ、リソースをどのように配分するかが重要である。

全世界の多くの政府が、教育支出を増額している。低所得国における教育への平均支出額は、1999年のGDPの3.2%から2012年には4%まで増加した²⁰⁶。しかし、特に南アジア諸国をはじめ多くの政府が、依然として教育に対し体系的に十分な投資をしていない。2012年、インドにおける教育への投資はGDPの3.9%であった²⁰⁷。またパキスタン政府は、教育への支出をGDPの約2%と報告している²⁰⁸。これらの投資水準は、2030年までに万人に教育を提供するために必要となる、GDPの5.5%という推定値を下回っている²⁰⁹。

リソースが国内でどのように配分されるかは、公平性と大きく関係している。生徒数に基づいて平等な額の資金を供給することは、必ずしも公平な財政のための標準的手段ではない。貧困、ジェンダー、障がい、あるいは民族に関連する不利を伴って教育制度に入ってくる子どもの場合、相対的に恵まれた子どもたちと同等の機会を享受するために、より多くのリソースが必要な場合がある。残念ながら、支出は、最も恵まれた生徒たちに有利になるよう不公平に使われることが多い。

その理由のひとつは、貧しい子どもたちのほうが早期に学校を中退する可能性が高く、公共支出の恩恵を受ける機会を失ってしまうことである。低所得国に関するユニセフの調査では、全体的に、人口の10%に相当する最富裕層の子どもたちが、教育への公共支出による恩恵のおよそ46%を享受していることが示されている²¹⁰。

算数の勉強の一環としてフリップチャートに数字を書く5歳の幼稚園児。(東ティモール)

© UNICEF/UN07789/Nazer



ブラジルやベトナム（コラム 2.3. を参照）などいくつかの国では、より公平な支出パターンの実現を目指した改革案を導入している。チリでは、学校教育助成プログラムの Subvención Escolar Preferencial を通じて、各生徒に対して助成金の定額給付を行うと共に、立場の弱い生徒や学習障害を抱えた生徒が大勢いる学校に対して追加助成金を給付する仕組みを提供している²¹¹。

普遍的中等教育の実現に対する世界的なコミットメントは、経済成長の推進においてより高度なスキルが担う役割に対する認識の向上を反映している。しかし、子どもたち全体の中で初等学校未修了者が大きな割合を占める（時には過半数に達する）国では、中等教育への支出の増大が、実際には公平性に対して悪影響を及ぼす恐れがある。中等学校教育の生徒 1 人あたりの費用は初等学校よりもはるかに高く、多くの低所得国では、貧しい子どもたちの中で中等教育まで受ける者はごく少数しかいない²¹²。

この公平性の重要課題に対する取り組みにおいて、政府はあらゆる支出の増大に優先順位をつけ、段階的に実行すべきである。大まかに言えば、初等教育の普遍的修了の実現までに若干距離がある国は、就学前教育、初等教育、前期中等教育の段階への公共支出に焦点を合わせるべきである。そして普遍的アクセスに向けた前進が成し遂げられた場合、支出を徐々に後期中等教育へと移行させればよい。

支援の役割

紛争によって生活を破壊されている子どもたちが無視されれば、教育に関する 2030 年目標は達成されずに終わるだろう。

支援は、紛争や避難状態に直面している子どもたちをはじめとする、世界で最も貧しい子どもたちや最も立場の弱い子どもたちのための教育制度を強化するためのリソースとして、極めて重要な役割を果たし続けている。

例えば、マダガスカルでは、政治的危機により、同国の初等学校に対する予算が決定的に不足する事態に陥ったことがある。その際、そもそも脆弱だった同国の教育制度が、教師たちのストライキ、リソース不足、就学率の下落に直面することとなった。2013 年、ユニセフはプログラムを通じて教師に給与を支払い、初等学校の生徒たちには学習を続けられるよう教科書や文具を提供した²¹³。

しかし、支援の問題は、いかなる単発の緊急事態よりもはるかに大きい。2030 年までに、低所得国および低中所得国において普遍的な就学前教育、初等教育、前期中等教育を提供するためには、年間に推定 3,400 億米ドルのコストがかかる²¹⁴。その大半は、経済成長と歳入増分の組み合わせにより賄うことができる。ただし、たとえ政府がそれらの分野における最低限のベンチマークを満たしたとしても、低所得国および中低所得国には依然として、年間 390 億米ドルに及ぶ教育資金の供給不足が存在することになる。

低所得国の場合、その不足分は教育に関する 2030 年目標の達成に必要な資金の 42% に相当する²¹⁵。どう計算しても、支援が増えなければ、多くの国が目標と程遠い水準にとどまることになり、特に脆弱な国は目標から最もかけ離れた結果に終わる可能性がある²¹⁶。

教育支援への見通しは、最近の動向を見ても、決して明るいものではない。2010 年から 2013 年の間に、基礎教育に対する開発援助は 11% 減った²¹⁷。いくつかの主要な 2 国間贈与者が教育への支援を削減しており、また国際的な支援体制は、武力紛争や人道的緊急事態の影響を受けている子どもたちの窮状に対処するには適していない²¹⁸。しかし、紛争によって生活を破壊されている子どもたちが無視されれば、教育に関する 2030 年目標は達成されずに終わるだろう。

こうした懸念に対処するために、ユニセフと国連事務総長・世界教育担当特使である Gordon Brown (ゴードン・ブラウン) を含めた組織および指導者で構成されるグループが、『教育を後回しにはできない – 緊急時の教育のための基金 (Education Cannot Wait – A Fund for Education in Emergencies)』の創設を呼びかけた。危機直後の迅速な支出「および」長期間にわたる持続的支援を目的とした基金は、教育資金の供給における不足分を穴埋めする上で有用であろう。

その成功に不可欠な要素として、2つの課題への対処が挙げられる。第一に、危機の影響を受けている推定 7,500 万人の子どもたちを教育するために必要な資金が、全世界で年間におよそ 85 億米ドル (子ども 1 人あたり平均 113 米ドル) 不足している²¹⁹。この不足分を補うためには、緊急時の教育のための基金に、紛争影響地域の地域政府、民間セクター、慈善家を参加させる必要がある。第二に、各種国連機関、教育のためのグローバル・パートナーシップなどの多国間パートナーシップ、各種援助団体間の効果的なコーディネーションのために、ガバナンス協定が必要になると考えられる。コーディネーションがうまく行けば、人道支援と開発分野の専門知識との隔たりを適切に橋渡しすることができるかもしれない。

コラム 2.3. ブラジルおよびベトナム：目標の達成

ブラジルとベトナムは、教育制度の改革に関する有益な教訓を提供している。

2012 年、ベトナムの生徒たちは、OECD (経済協力開発機構) の学習到達度調査 (PISA) の、数学と読解で、同国の所得水準に基づく期待値よりもはるかに高いスコアを獲得した。15 歳の生徒たちは、ドイツの同年齢の生徒たちと同等の成績を挙げ、英国および米国の生徒たちの成績を上回った。この偉業は、自国の教育目標の達成に向けた、成功の評価とリソースの供給に対する同国のコミットメントの結果であった。2012 年まで、ベトナムでは教育に国家予算の 21.4% を配分していた。教師たちは有能で、常習的欠勤率は極めて低かった。

一方ブラジルでは、就学率、公平性の向上、学習成果において成功が見られた。2003 年から 2012 年の間に、15 歳児の就学率は 65% から 78% まで向上した。学校制度に新たに入ってくる子どもたちの多くは、社会経済的に立場の弱いグループの子どもたちであった。また同じく 2003 年から 2012 年の間に、ブラジルの生徒たちの PISA の平均スコアも 25 ポイント上昇し、立場の弱い生徒たちにおいては 27 ポイントの上昇が見られた。

出典：

Bodewig, Christian [What explains Vietnam's stunning performance in PISA 2012?] East Asia & Pacific on the Rise、世界銀行のブログ、2013 年 12 月 11 日 <<http://blogs.worldbank.org/eastasiapacific/blogs/christian-bodewig>> 2015 年 1 月 22 日にアクセス。

世界銀行 [Government expenditure on education as % of GDP] <<http://data.worldbank.org/indicator/SE.XPD.TOTL.GD.ZS>> 2016 年 2 月 12 日にアクセス。
Hanushek, Eric A., Ludger Woessmann [Universal Basic Skills: What countries stand to gain] OECD 出版局、2015 年、pp. 31–33。

Bruns, Barbara, David Evans, Javier Luque [Achieving World-Class Education in Brazil: The next agenda] 世界銀行、ワシントン DC、2012 年、pp. 7、40、11、8。

ユネスコ統計研究所、データベース <<http://data.uis.unesco.org/index.aspx?queryid=189>> 2016 年 2 月 10 日にアクセス。

ブラジルの成功の推進要因となったのは、1990 年代中盤に開始された、独立評価機関の創設を伴う複数の制度改革であった。創設された評価機関は、のちに Evaluation System for Basic Education (基礎教育評価システム) という機関になった。現在同システムは、透明性の高い報告メカニズムと、学習の達成度を評価するための標準的方法としての機能を果たしている。成績の良い学校はより高度な自治権を認められており、一方で成績の低迷している学校は標準を向上させるための支援を受けている。

またブラジルでは教育資金も増加され、2012 年までに GDP の 6.3% にまで達した。中央政府の財政制度は、実績の低い自治体の教育制度の下にある学校への財政を目的に設立され、現在では就学前教育に対しても資金を供給している。教員訓練が改善され、また貧困世帯に現金を給付するボルサ・エスコラ (Bolsa Escola) というプログラムによって公平性が強化された。

ベトナムとブラジルの事例は、最も後方に置き去りにされている子どもたちに対する教育の進展を加速させることで、好ましい結果がもたらされうることを示している。

シリアにおける5年間の紛争は、人道的危機への対応に教育をうまく組み込む必要性を明示している。このケースでは、ユニセフがパートナーと共に立ち上げた「失われた世代にしないために (No Lost Generation)」イニシアチブを通じて、シリアと、エジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、トルコなど何百万人もシリア難民が避難している国々の子どもたちと青少年に対して、保護と学習機会を提供している。

公平性のある進展は可能

教育には、世代を超えて繰り返される不公平なサイクルを断ち切り、子どもたちの人生と取り巻く社会を向上させる力がある。しかし、早期幼児教育から初等および中等学校教育までを通して、各自の環境を問わずすべての子どもたちに効果的な学習を提供することは、非常に困難な挑戦である。公平性の向上に向けて意欲的に取り組むことが、2030年までにこの挑戦を成功させるための条件であるが、それによって学校制度の全体的な質が低下するリスクが生じないであろうか。公平性と質のそれぞれのニーズが、別々の方向へと向かわないであろうか。

国際的な経験が、この問いに対する明確な回答を示している。フィンランド、韓国、日本などに見られるような世界で最も優れた教育制度の下では、公平性と質が適切に組み合わされている²²⁰。これらの制度では、最も立場の弱い生徒たちのニーズは、最も恵まれた生徒たちの実績と同様に重要であるとの認識に基づき、「すべての」子どもたちに質の高い教育を提供することを目指している。OECD加盟諸国におけるPISAの学習評価によって得られた最近のエビデンスは有益である。スコアを大幅に向上させることができた13カ国のうち、9カ国はそもそも強固な公平性が確立されていた状況で高スコアを実現し、残りの4カ国は公平性を向上させていた²²¹。

ニネアのズマール地区にあるティーアリア小学校の教室で座る5歳のファジェル。(イラク)

© UNICEF/UNI199908/Anmar



エルディヴィソ小学校に入る列に並ぶ先住民アワ族の子どもたち。(コロンビア)

© UNICEF/UN013357/LeMoynes



普遍的な初等および中等学校教育の実現と学習成果の向上は、野心的ではあるものの達成可能な目標である。多くの国々が、目標達成に向けた革新的なアプローチを考案して検証を行っており、その中のいくつかは成功している。チリは、国際的および地域的な学習評価において世界で最も急速な向上を成し遂げた国のひとつであり、国内で最も貧しい子どもたちと最も裕福な子どもたちの間における基礎教育のテスト・スコアの格差は縮小されつつある²²²。先に述べたように、ブラジルとベトナムは、教育へのアクセスの拡大、学習成果の向上、公平性の強化において成功を収めている。

これらの事例から、効果的な改革の構成要素の一部が浮かび上がってくる。アクセス「および」学習に関する中心的目標として公平性を確立することにより、国の教育制度を改革して、最も立場の弱い子どもたちが決して置き去りにされないための取り組みにおいて、国を正しく先導することができる。国は、立場の弱い学校、生徒、地域を特定した上で、より多くの経済的支援をそれらに付ける必要がある。また、教育に対する支出を拡大することも不可欠となる。変革に向けた推進力の大半は国家政府からもたらされる必要があるが、教育に対する支援および財政においては、国際社会が極めて重要な役割を担うことになる。

すべての子どもたちへの質の高い教育の提供における成功は、学習を教育政策における明確な目標にすることと、学習評価のための有力な国家機関構築に対する投資にかかっている。これには、教育指導のプロフェッショナル化と教員の訓練および支援体制の改善に対する、強力なコミットメントが必要とされる。貧しいグループや社会的に取り残されているグループの子どもたちが、生まれながらにして背負っている不利益を克服できるよう支援するためには、早期幼児ケアと普遍的就学前教育を優先事項とすべきである。

さらに、立場の弱い子どもたちに質の高い教育へのアクセスを提供するには、貧困と闘うための総合的な戦略と、教育に対する経済的障壁を取り除くための取り組みも必要とされる。

最も立場の弱い子どもたちに対する質の高い教育への投資がもたらすメリットは、その世代の子どもたち、次世代の子どもたち、およびそれらの子どもたちが住むコミュニティや社会にとって極めて大きなものとなる。教育は若者の心を育て、視野を広げ、何世代にもわたって彼らを貧困の中に閉じ込める不利益のサイクルを断ち切ることができる。教育制度に投資し、最も立場の弱い子どもたちのニーズを最優先させることにより、国は子どもたちの人生と世界を一変させる教育の可能性を十分に発揮させることができるのである。

子どもたちにチャンス

Gordon Brown (ゴードン・ブラウン)
 国連グローバル教育担当特使

若者たちの声は最高潮に達している。技術的な才能に恵まれ、知識に貪欲で、無限のエネルギーを秘めた今日の子どもたちや若者は、すばやい適応能力を身につけている。彼らは結び付いている。「情報に通じた」世代だと言える。

だからこそ世界のリーダーたちは耳を傾けるべきであるのに、大抵はそうしない。どういうわけか、私たちの惑星の未来の守護者である何百万人もの子どもたちと若者が、今なお過小評価され、無視され、虐待され続けている。現在、そうした子どもたちの目に映るであろうものは、彼らに平等な機会と成功するチャンスを得る権利を与えようとする、欲深い世界だけである。

子どもの権利を守るために立案された国際法があるにもかかわらず、緊急事態や長引く危機により、2015年には3～18歳の7,500万人の子どもたちおよび若者の教育が影響を受けた。彼らの多くが、食料、住まい、保健ケア、教育への適切なアクセスがない状態で生活している。また彼らの多くは、人身売買や性的搾取の被害者である。

14歳未満のおよそ1億5,000万人の子どもたちの多くが、有害な状況下で児童労働に従事している。子どもの人身売買は増加しつつあり、550万人の子どもたちが強制労働に従事し、さらに何千人もの子どもたちが、国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程において禁止されているにもかかわらず、虐待、強制結婚、市民軍への強制入隊のリスクに晒されている。

何十年にもわたり、公民権運動や解放運動を通じて、最悪の迫害との闘いが続けられている。これらには、西洋の植民地主義、南アフリカのアパルトヘイト、アフリカ系アメリカ人に対する差別、何世紀も続くゲイやレズビアンに対する偏見などが含まれる。これらと比較すると、子どもたちの権利は放置されてきた。世界のリーダーたちが、新たに採択された持続可能な開発目標（SDGs）の下で、健康、教育、安全に対するより野心的な目標に全力を挙げているものの、子どもたちの権利は今なおむしばまれている。

例えば、初等学校就学年齢の非就学児数が2010年の約5,660万人から2013年には5,900万人へと増加している一方で、基礎教育に対する援助はさらに削減され、2010年以降で10%近く減少している。

今後10年間において世界が直面する最大の課題は、2つの状況における隔たりを埋めることである。その状況と

はすなわち、若者に約束されており、他者が享受し彼らも期待している機会が存在する一方で、これらの機会への扉が閉ざされ、機会に向けての手段が奪われることによりその機会が否定されている、というものである。

朗報は、世界中の子どもたちが権利を求める運動に参加していることである。バングラデシュでは、少女たちが児童婚禁止区域の設立を目指している。児童労働者たちは、「児童労働に反対するグローバル・マーチ（Global March against Child Labour）」に参加している。また、マララ・ユスフザイ、未だ行方不明となっているナイジェリアのチボク地区の200人を超える少女たち、そしてすべての子どもたちの就学実現に向けて取り組む運動である「ア・ワールド・アット・スクール（A World at School）」に参加している1,000人のグローバル青年大使に触発された、教育へのアクセスを強く求める少女たちの権利運動がある。

全世界の進歩主義者は、今こそこれらの自由闘争をサポートすべきである。以下に示すのは、SDGsを前進させるだけでなく、子どもたちや若者のための世界規模の公民権運動をサポートできる、一連の短期的な実用的提案である。

子どもたちに投資する

子どもたちが、人生を成功させて自らの権利を実現するために必要な機会を確実に得られるようにするためには、リソースが必要とされる。私たちは、すべての子どもたちを就学させることに加えて、常に高い学習の質が確保されることにも重点を置かなければならない。

『教育を後回しにはできない – 緊急時の教育のための基金』は、危機や長引く緊急事態の影響を受けている、7,500万人の子どもたちのニーズに向き合うことができる。数々の著名なNGOや運動組織がすでに世界のリーダーたちに提案しているこうした基金は、これらの子どもたちの教育へのアクセスを維持するために必要な、年間85億米ドルの資金不足を補うために役立つ。

国際援助の拡大に加えて、各国は利用可能なリソースのための、子どもに重点を置いた予算編成も採用すべきである。子どもの権利条約第4条に基づき、締約国は利用可能なリソースを最大限に子どもたちに投資する義務を負う。その結果、子どもたちのことを明確に念頭に置いて予算案を作成する国が増えてきている。子どもの権利委員会は、



子どもたちにチャンス

すでに児童擁護団体の支援を受けて、第4条の政策的含意を明確にする、子どもたちの権利を実現するための公共支出に関する一般見解の草案作成を進めている。

子どもの権利を守る

しかし、単にリソースを増やただけでは十分とは言えない。どうすれば確実に子どもたちの権利が守られ、さらには真剣に受け止められるようになるだろうか。

国連の条約の中で、子どもの権利条約は最も多くの国で批准されている。ところが、これらの権利が実際には行使されていない地域があまりにも多い。同様に、1998年のローマ規程では、訴訟手続きのさなかに被害者や証人である子どもたちを保護するための特別措置の必要性を認め、司法スタッフは子どもの問題に関する専門知識を持つ者であることを義務づけている。それにもかかわらず、子どもたちに悪影響を及ぼす、国際刑事裁判所の職権の範囲内における犯罪行為（レイプ、性的暴力、人身売買、兵士としての子どもたちの利用）が適切に捜査されていない。依然として不当な刑罰免除が広く横行している。

2014年4月に発効した「通報手順に関する子どもの権利条約の第三選択議定書」では、子どもたちが権利の侵害に関する苦情を子どもの権利委員会に直接訴えることを認めている。ただしこれは、国内レベルで解決策が見つからなかった場合にに限られる。2016年2月の時点でこの議定書に批准していたのはわずか26カ国にすぎず、違反する可能性が最も高いと思われる国こそ、署名する可能性が最も低い。

したがってこれらの未解決問題に取り組むために、国際児童裁判所というものが、各国に対して任命された子どもコミッショナーと共に不可欠となる。

若者の声に耳を傾ける

子どもたちの機会を確保するために必要なリソースを集めると共に、彼らの権利を守るための法的な仕組みを確立するためには、この他に少なくとももうひとつ別の要件がある。つまり、子どもたちと若者には、これらの重要な問題について議論できる政治的な仕組みが必要だということである。若者の議会と、有意義な参加のためのその他のプラットフォームが不可欠である。

子どもの権利評議会としての国連安全保障理事会の年次総会は、大きな影響力を持つことになる。年間を通して、安全保障理事会下にある子どもたちの評議会が、提起を要する主要な問題について検証できる。

そのためには国連総会が、次の会合の前に子どもたちと若者のための会合を主催することが望ましい。理想としては、安全保障理事会に直属する国連子ども議会での合意が、2018年の世界人権宣言の70周年に間に合うよう実現されることを願う。そうなれば、2019年の子どもの権利条約採択30周年までに、我々は新しい国際児童裁判所の設立を目の当たりにできるだろう。

長期目標は極めてシンプルである：「子どもたちにチャンス。子どもたちに発言権を。未来は彼らのものである。」



シリア人難民のためのザアタリ難民キャンプにある学校で、生徒たちと話をする教育人権家のマララ・ユスフザイさん（ヨルダンのマフラク県）

© UNICEF/UNI158222/Malhas



子どもたちと貧困： 悪循環を断ち切る

子どもたちと貧困：

悪循環を断ち切る

子どもたちは貧困に対して最も脆弱である。貧困は、不利益と不公平性のサイクルを永続させ、これが何百万人もの子どもたちの生まれながらの可能性を奪い、生涯にわたって影響を及ぼす回復不能なダメージをもたらす。子どもたちを貧困削減の中心に据えることが、負のサイクルを断ち切ってすべての子どもたちに公平な活躍の場を作り出すための最善の方法のひとつである。

ゴミ溜め場のゴミの中から売れる物を探すマリリからの国内避難民ムハマド・モズ 15歳。(ナイジェリア)

© UNICEF/UN016293/Gilbertson VII
Photo

家庭がどの程度の資金を持ち合わせているかは、子どもが人生の中で獲得できる機会を決定するほど重要な役割を果たす。しかし子どもたちにとって、貧困はお金だけの問題にとどまらない。貧困は、学校に通えるかどうか、十分な栄養をとることができるかどうか、あるいは保健ケア、安全な飲料水や衛生設備を利用できるかどうかなど、子どもたちの生活の極めて現実的な面に影響を及ぼす。最貧困世帯の子どもたちは、予防可能な原因で死亡する可能性が最も高く、質の高い教育や保健ケアにアクセスできる可能性が最も低い。

したがって、子どもの貧困を削減するための取り組みでは、家庭を金銭的な貧困から引き上げるにとどまらず、さらなる支援を行う必要がある。この多面的課題に対処するためには、多面的なアプローチが不可欠である。

本章では、まず子どもたちがどのような貧困を経験しているかという点に注目する。次に、金銭面では「極度の貧困」、「中程度の貧困」、「相対的な貧困」という3つのレベルに分け、世界中でどれだけ多くの子どもたちが貧困生活を送っているかを調べる。またここでは、子どもたちからさらに権利を奪っている、貧困の多様かつ重複した側面についても考察する。

さらに本章では、より公平性のある世界への鍵があらゆる側面で子どもの貧困を削減し、最も恵まれた子どもたちと最も立場の弱い子どもたちの間の格差を縮小していることを論証する。ここでは、継続的な測定が、そして最も立場の弱い子どもたちは誰で、どこに住み、どれだけ困窮しているのかを知ることが、子どもの貧困を撲滅するための効果的な政策やプログラムに不可欠であることを述べる。最後に、貧困と不公平性の削減と、栄養、保健、教育、およびその他のサービスへの公平なアクセスへの強化にとって、現金給付プログラムが担っている役割について検証する。

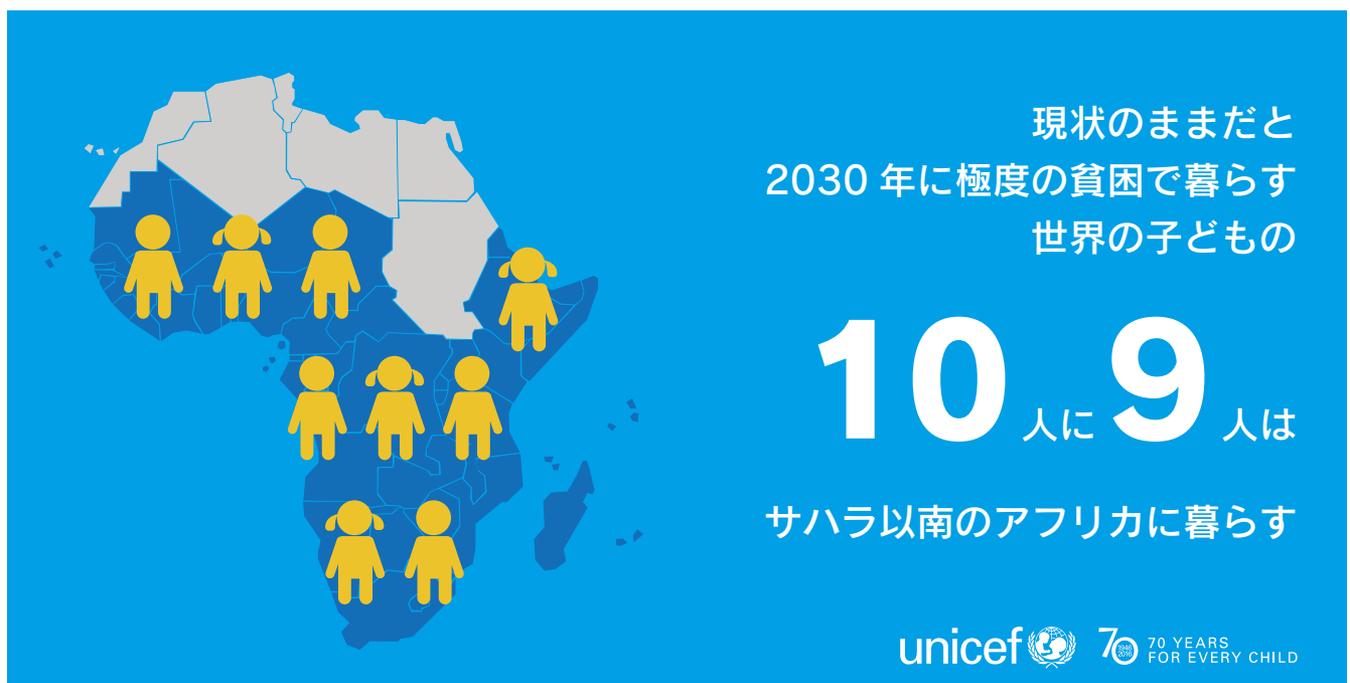
幼児期における貧困の影響

一般的な貧困について、そして特に子どもの貧困については、普遍的な解釈はない。単純な概念であるように思われるかもしれないが、貧困は必ずしも容易に定量化できるものではない。一部の人は、貧困を、人間の基本的ニーズを満たせるだけの十分な所得がないことと捉えているだろう。また別の人は、特定の社会における平均的な生活水準についていくことができないことと定義する。さらには、より大局的な観点から、貧困を、教育、基礎保健ケア、あるいは安全な飲料水といった基本的サービスを利用できないことと解釈している人もいる。

子どもの観点からすると、貧困の定義は、まさしく物質的な事柄ではない。貧困は、どのような状態であれ、子どもの成長を阻害するものなのである。特にそれが早期幼児期に体験された場合はなおさらである。子どもには、幸先良く人生のスタートを切る2度目のチャンスが訪れることはめったにない。脳が急速に発達している生後数カ月から数年の間における健康、栄養、あるいは刺激の欠乏は、後に克服することが困難、あるいは不可能でさえある損傷となり得る。

例えば、早期幼児期における栄養不足は、発育阻害をもたらす可能性がある。その時点で適切に対処されないまま放置されると、認知発達に悪影響を及ぼし、学習障害や青年期あるいは成人期における健康不良につながる恐れがある。健康でないということは、身体的影響や感情的影響だけにとどまらず、子どもたちから遊んだり学んだりするチャンスを奪うことにもなる。早期幼児期に教育の機会を逃したり、あるいは刺激や精神的支援がほとんどない環境で暮らしたりすると、おとなになってからの生産性が著しく制限される恐れがある。

幼児期の数々の機会の剥奪に始まる貧困は、生涯を通してさまざまな形でその傷跡を残す可能性がある。機会を剥奪されて成長した子どもたちは、自らの生まれながらの可能性を十分に発揮する機会が限られてしまうだけでなく、自分の子どもたちも貧しい環境の中で育てざるを得なくなることが多い。こうした悪循環を断ち切るために、貧困削減は子どもたちに重点を置いて着手されなければならない。



現状のままだと
2030年に極度の貧困で暮らす
世界の子どもの

10人に**9**人は
サハラ以南のアフリカに暮らす

unicef  70 70 YEARS FOR EVERY CHILD



食糧配給券に登録するために野宿している際に手を洗う女性、タンヤン。(南スーダン)

© UNICEF/UN016625/Holt

どれだけの子どもたちが貧困生活を送っているかを把握する

子どもの貧困削減における最初のステップは、その数を把握することである。金銭的な貧困を算出する方法は、社会的な進捗状況を測る有益な方法である。完全ではないものの、これらの尺度は、家庭レベルでの貧困の程度を把握するために最も幅広く用いられている指標であり、立場の弱い子どもたちやその家族が直面している経済的障壁を測定することができる（コラム 3.1. を参照）。

金銭的貧困ラインは、国内レベルおよび国際レベルで設定される。これは通常、窮乏生活を送らずに済むために最低限必要とされる商品やサービスをひとまとめにしたものの現在価格を想定する。これを購入できるだけの十分な資金のない家庭が、貧困状態にあると見なされるのである。

しかし、金銭的貧困の評価基準においては、子どもたちがどのように貧困を経験しているかを把握する上で極めて重要な、教育、保健、水や衛生設備の欠如などその他の決定的な側面は考慮されない。

また世帯レベルの評価基準に依拠すると、家庭内の各個人（特に子どもたち）が十分な資金を配分されていない場合や、その他の側面において困窮している場合があるという事実が隠されてしまうことがある。こうした理由から、子どもの貧困は、世帯レベルおよび個人レベルの双方において、金銭的要因と非金銭的要因を組み合わせることで考察することが最善である。

極度の貧困の中で生きる子どもたち

金銭的貧困度の算出に最も一般的に用いられている評価基準は、世界銀行によって考案された国際貧困ラインであり、2015年10月以降、貧困の基準となる生活費が1日あたり1.90米ドルと設定されている。この基準によると、2012年にはおよそ9億人が、その基準線を下回る極度の貧困生活の中で生き延びるために闘っていた²²³。相対的に貧困な家庭は大家族である傾向にあるため、子どもたちは極度の貧困層の中で不均衡に大きな割合を占めている。低所得国および中所得国では、17歳以下の子どもは総人口の約3分の1（34%）を占めているのに対して、1日あたり1.90米ドル未満で生活している人々の中では半数近く（46%）を占めている（図3.1.を参照）。

しかしながら、過去30年の間には、極度の貧困層の削減がかつてないほどの前進を見せている。極度の貧困層の人々の全体的な人口は減少していて、この傾向は今後も続くことが予想される。2012年には、全世界で極度の貧困層の人々の数は、1990年代末と比べてほぼ半減していた²²⁴。

ただし一部の地域では、進捗のペースに対して特別な注意を向ける必要がある。例えば、中東と北アフリカでは、数年にわたって前進を見せたものの、その後の金銭的貧困者の減少ペースは停滞しているようであり、中には逆に増加しているという推計も出されている²²⁵。

コラム 3.1：子どもの貧困を世帯の金銭的貧困から測る方法

子どもの貧困を子どもが住む世帯の金銭的貧困から測る方法は以下のとおりである。

国際貧困ライン

世界銀行の「貧困」ラインは、1日1人あたりの生活費が1.90米ドル未満の家庭で暮らしている人々と見なしている。これは、世界で最も貧しい国々の中から選ばれた一連の国の国内貧困ラインを共通通貨に換算し（購買力平価 [PPP] 為替レートを用いて、各国間の生活費にかかるコストの差異を考慮に入れる）、それら貧困ラインの平均を求めて算出される。

この評価基準には、生存のための基本的ニーズに基づいた、極めて低い絶対的貧困基準が反映されている。この基準は、ミレニアム開発目標に基づく貧困削減の目標値を設定するために用いられ、現在は、2030年までに極度の貧困を撲滅することを目指した持続可能な開発目標の一部となっている。

また世界銀行は、同じ1人あたりのアプローチを用いて、1日1人あたり3.10米ドルというより高い国際貧困基準値も算出している。これらの基準は、極度の貧困よりも生活水準が高めの貧困レベルとなる。

国内貧困ライン

各国政府は、国内貧困ラインを用いて、自国内における金銭的貧困をモニタリングしている。この基準では、消費または所得水準が国内で設定された基準値を下回る家庭で暮らしている人々を、貧困と見なす。国内貧困ラインは現地通貨で評価され、全国標準が反映されている。

絶対的貧困ラインは、基本的条件を満たすために必要な最低限の所得または消費水準を示しているが、一部の政府は「相対的貧困」ラインを利用している。この基準においても通常の消費への参加と国の生活水準が考慮されるが、全国平均所得水準との関連から貧困が評価される（欧州連合および経済協力開発機構も、相対的貧困ラインを用いて加盟国間および他国との貧困レベルの比較を行っている）。

国内貧困ラインの大きな利点は、各国固有のものであり、国ごとの特徴と発展レベルが反映されていることである。しかし、用いられる方法論は国によって大きく異なっており、各国間で比較することはできない。

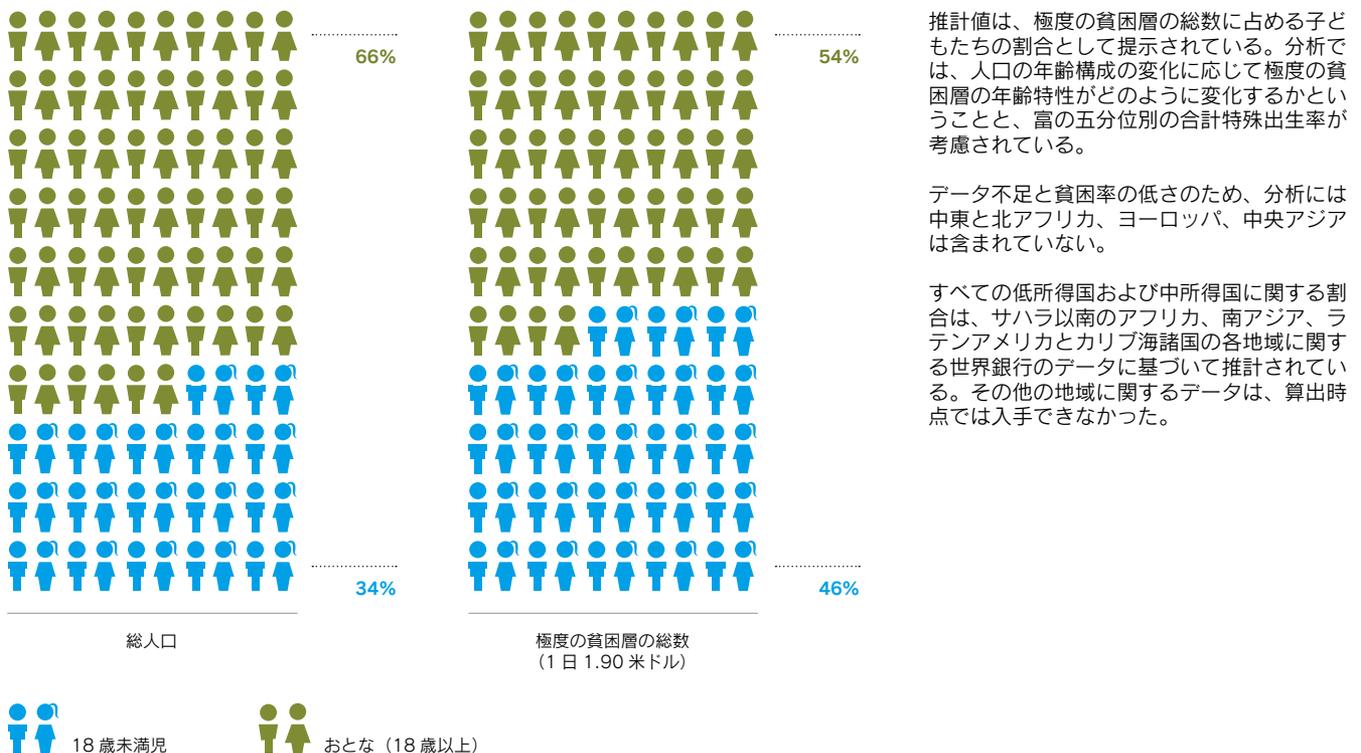
シリアのデータによれば、同国では2011年に始まった紛争により、国内貧困ラインを下回る生活を送る人々の比率から見て、極度の貧困層の割合が急増したことが示唆されている。その割合は、2007年の12.3%から、2013年には推定で43%まで増加した²²⁶。また貧困は、危機から逃れている数百万人に上る難民に対しても懸念される問題である。2014年には、国連難民高等弁務官が、ヨルダンおよびレバノンの登録済みシリア難民の10人中7人が貧困と見なされうるとの推計を出した²²⁷。これら難民の半数は子どもたちである。

特に懸念される他の地域はサハラ以南のアフリカであり、全世界における極度の貧困層の中で大きな割合を占め、その割合はさらに増加している。現在の動向に基づけば、2030年には1日1.90米ドル未満で生き延びている世界の子どもの10人中9人が、サハラ以南のアフリカで生活していることになる（図3.2.を参照）。

図 3.1.

多くの子どもたちが極度の貧困の中で生きている

2012年の、低所得国および中所得国における総人口および極度の貧困層の総数に占める18歳未満の子どもの割合（%）



注：貧困率は世界銀行のPovcalNetとGlobal Monitoring Report 2015/2016から入手。年齢別の分類は国連経済社会局の2012年推計値から入手。富の五分位別の合計特殊出生率は人口保健調査（2005年以降）から入手。子どもの貧困の推計値は、地域の貧困集団に関する統計値などをもとに計算しており、世帯の収入や消費に関する調査をもとに分析したものではない。

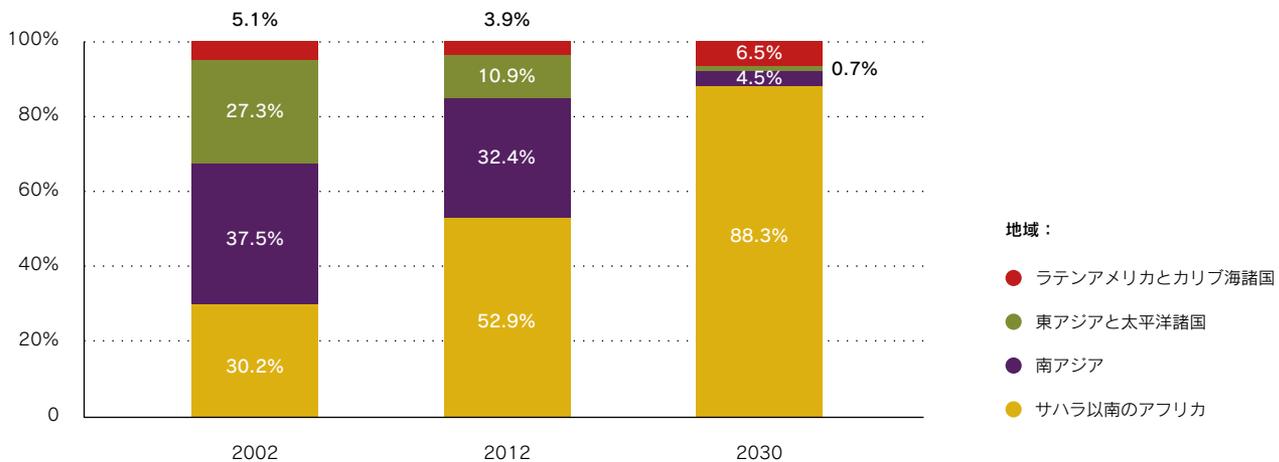
1日1.90米ドルという新しい国際貧困ラインを用いた子どもたちの推計値は、未入手である。しかし、全世界の極度の貧困層の最新プロファイル（1日1.25米ドルという以前の水準に基づく）により、極度の貧困層の人々の47%が18歳以下であったことが明らかになった。最初の推計値の算出に使用したデータは、過去の調査に基づくランキング・プロファイルに依拠したものであったため、プロファイルは有効な参照を提供すると思われる。

出典：ユニセフのためのOverseas Development Instituteによる計算（2016年）。データは、世界銀行（2016年）、国連経済社会局（2013年）、DHS（2015年以降）による。

図 3.2.

2030年には、極度の貧困層の子どもたちの10人中9人がサハラ以南のアフリカで生活していることになる

2002年、2012年、および2030年（予測）における、世界銀行の地域別の極度の貧困層（1日1.90米ドル）の子どもたちの推定割合（%）



注：データ不足と貧困率の低さのため、分析には中東と北アフリカ、ヨーロッパ、中央アジアは含まれていない。貧困率の予測値は、世界銀行のグローバル・モニタリング・レポート 2015/2016 で公表された予測値に基づく線形補間であり、過去 10 年間における平均成長率を想定している。推計値は、極度の貧困層の総数に占める子どもたちの割合として提示されている。分析では、人口の年齢構成の変化に応じて極度の貧困層の年齢特性がどのように変化するかということと、富の五分位点別の特異合計出生率が考慮されている。

出典：ユニセフのための Overseas Development Institute による計算（2016 年）。データは世界銀行（2016 年）、国連経済社会局（2015 年）と DHS（2005 年以降）による。

コラム 3.2. 子どもの多角的貧困の測定

理想としては、すべての国が金銭を基準とする指標と多角的指標の両指標を使って貧困状態にある子どもの数を報告することが望ましい。

前述の国内貧困ラインや国際貧困ラインなど、金銭を基準とする指標はすでに貧困削減の進捗状況を報告するために幅広く使用されている。これらの指標は、国内、地域および世界的レベルでの金銭的な貧困状態にある子どもの人数、すなわち子どもの貧困率を推定するための基盤とすることができる。

子どもの多角貧困指標はそうしたデータに深みと複雑性を加える。これは各国の経済および社会の状況に合わせて修正して適用することができ、貧困削減に向けた国内の取り組みの進展に関する情報を提供する。

多角貧困指数（MPI）は貧困に関するデータの強化を目的とするツールの一例である。この指数は健康、教育、物質的な剥奪といった 3 つの次元の不利益を、10 項目の評価基準を使って把握する。子どものデータを別途集計することが可能な MPI データのレポートは、評価基準の少なくとも 3 分の 1 の指数について満たされていないとき、その個人を貧困状態にあると見なしている。

多角貧困分析（MODA）は、ユニセフが公平性に重点を置いて世界の子どもの貧困と剥奪をより精緻に分析するために開発したもうひとつのツールである。子どもが経験する貧困の影響はおとなとは異なるため、このツールは世帯ではなく、子どもを分析単位とする。

サハラ以南のアフリカは、18歳未満の子どもたちが人口のおよそ半数を占める、世界で最も若者の比率が高い地域であるため、これだけの集中は特に憂慮すべきことである²²⁸。今後15年間にわたり、同地域は全世界の子どもの人口増加分のほぼすべてを占めることになるだろう。現在の傾向がそのまま続けば、2030年にはサハラ以南のアフリカの1億5,600万人の子どもたちが、1日1.90米ドル未満で生き延びるために苦闘することになると考えられる。そして彼ら全体で、全世界の極度の貧困層の半分近くを占めることになる²²⁹。

サハラ以南のアフリカでは、他の地域と比べて貧困がより広く蔓延しているだけでなく、その程度もより厳しいものとなっている。同地域の貧しい人々は平均的に、1.90米ドルという極度の貧困の基準値を超える生活水準の実現に向けた努力を、世界の他の地域における同様の人々よりも低い基点から始めることになる。2012年には、同地域の約8,900万人（人口のおよそ10%）の人々が、1日80セント未満で生活していた。サハラ以南のアフリカでは、極度の貧困の基準値を下回っている人々は、平均して1日1.20米ドルで生活しており、これに対して南アジアにおける極度の貧困層の人々は1日1.50米ドルで暮らしている²³⁰。

「中程度の貧困」の中で生活する子どもたち

1日1.90米ドルで生活する極度の貧困ラインが、貧困層と貧困ではない層とを区別する絶対的な境界線でないことは注目に値する。この貧困ラインより上の水準にある何百万人も子どもたちもやはり貧困の中で生活し、貧困に陥りやすい不安定な状況にあるか、生活の別の側面で剥奪を経験している。

世界全体で見ると、2012年には30億人以上の人が1日5米ドル未満で生活し、貧困の瀬戸際にあった。

より広範な貧困ラインを使ったデータに貧困の包括的かつ普遍的な特徴が明確に示される（図3.3を参照）。2012年に低・中所得国で「中程度の貧困」と見なされる1日3.10ドル未満で生活する人は20億人を超えていた。この総数の内訳は南アジアが約9億人、東アジアと太平洋地域が約5億人、ラテンアメリカとカリブ海諸国が約7,200万人である。信頼できる調査結果が入手できる最新の年である2008年に、中東と北アフリカにおいて1日3.10米ドル未満で生活している人は約5,000万人であった²³¹。世界全体で見ると、2012年には30億人以上の人が1日5米ドル未満で生活し、貧困の瀬戸際にあった²³²。

多くの場合、低・中所得国の人口の半分以上を占めるこうした人々はすでに、ある次元での剥奪を受け、何らかの要因によって極度の貧困に転落しかねない状況にある。干ばつ、病気、紛争の勃発、あるいは景気低迷はすべて、そうした人々を1日1.90米ドルの生活に追いやるきっかけとなりうる。

ラテンアメリカの経験は、貧困の閾値のみにとらわれず幅広く見る必要性を明確に示している。同地域では、1990年代半ばから2011年までの期間に所得の増加と年金をはじめとする社会的移転の結果、極度の貧困は半減した²³³。2012年にはラテンアメリカの中間層の人口が極度の貧困層の人口を上回った。しかし、2013年には人口の38%が1日あたりの所得4～10米ドルで生活し、再び極度の貧困に陥るリスクに直面している²³⁴。

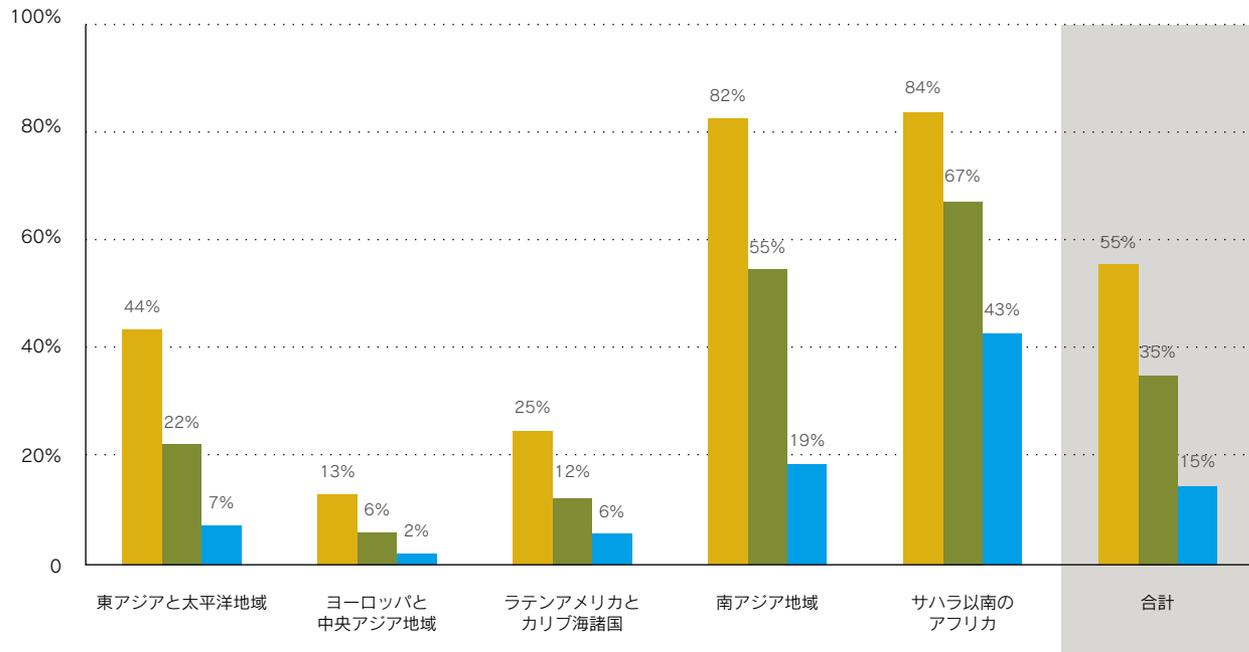
富裕国に暮らす子どもたちの貧困

比較的豊かな国と特に関連が深い相対的貧困も、子どもたちの生活に影響を及ぼすことがある。教育、健康的な生活、十分な栄養を享受する機会が他の子どもたちよりも少ない子どもは、不利な状況に追い込まれ、人生の機会の面でも制約を負う。

グラフ 3.3.

低・中所得国の人口の半分以上が 1 日 5 米ドル未満で生活している

生活水準が各種の国際貧困ラインを下回る人口 (%) <世界銀行の地域区分による> (2012 年)



- 貧困に陥る可能性のある人口の割合 (1日5米ドル未満)
- 中程度の貧困状態にある人口の割合 (1日3.10米ドル未満)
- 極度の貧困状態にある人口の割合 (1日1.90米ドル未満)

注：合計は、PovcalNet によるデータ入手が可能な低・中所得国を参考にしている。算出時点で中東および北アフリカのデータは入手できなかった。推定値はすべて 2011 年国債比較プログラムのベンチマーク推計から外挿法で入手した購買力平価 (PPP) <現行の国際ドル> に基づいている。1 日あたり 5 米ドルは世界銀行が使用している公式の国際貧困ラインではない。

出典：世界銀行 (2016 年)。

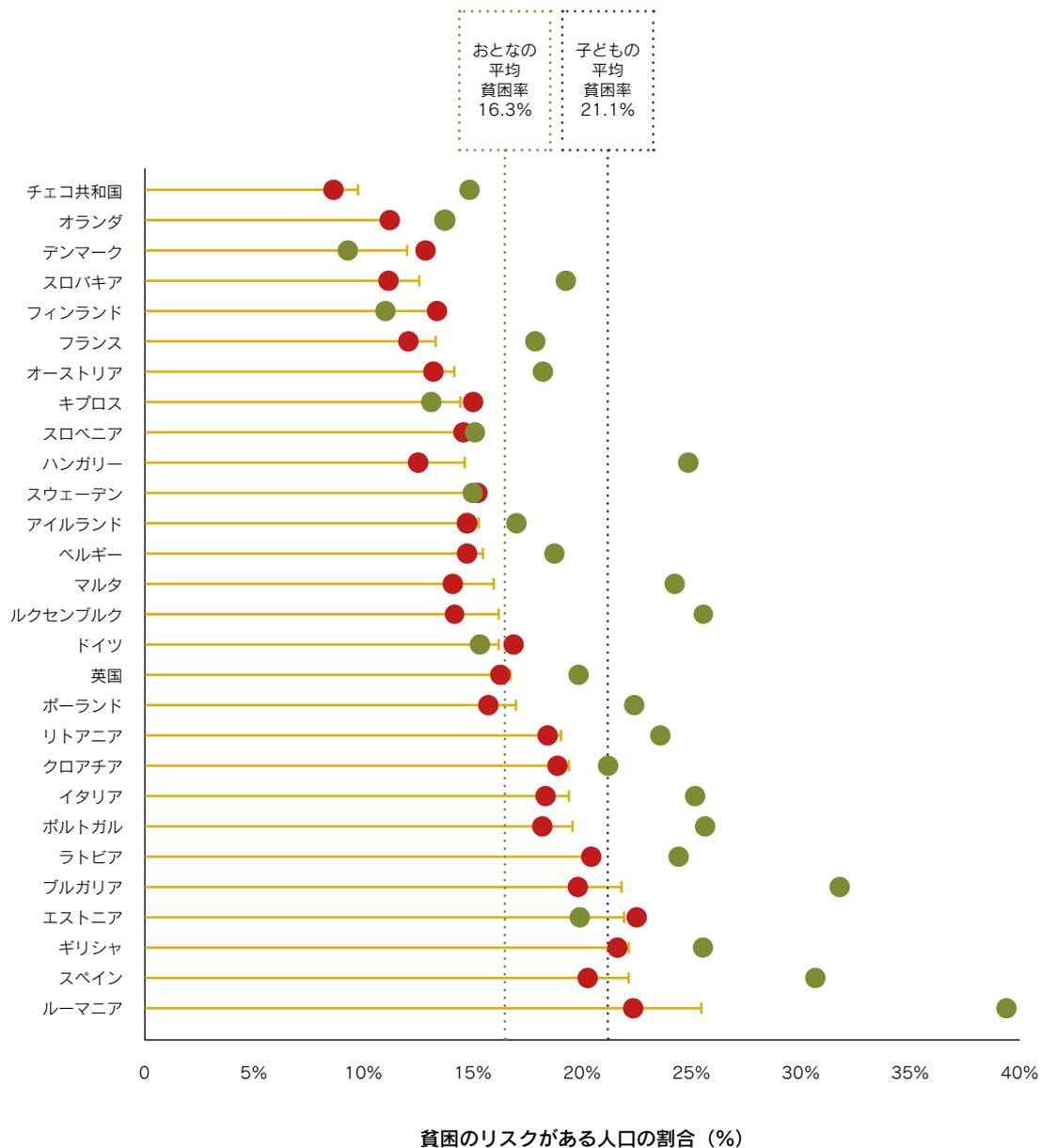
2008 年の世界金融危機発生から 8 年が経過した今、景気回復の足取りは重く、高い失業率、財政圧迫、格差拡大が、経済協力開発機構 (OECD) に加盟する高所得国の子ども世代の希望を奪っている²³⁵。同時に、各国政府が危機に対応して開始した財政削減の影響が子どもたちや貧困世帯に及んでいる²³⁶。

2014 年に、最富裕国 41 カ国において金銭的な貧困の中で生活している子どもたちは 7,700 万人近くに上った²³⁷。金融危機前の水準を基準にすると、OECD 加盟 23 カ国の子どもたちの貧困率は 2008 年以降上昇している。5 カ国では子どもたちの貧困率は 50% 以上上昇している²³⁸。欧州連合 (EU) に加盟するほぼすべての国で、子どもたちの貧困率がおとなの比率を上回っている (図 3.4. を参照)。

図 3.4.

大半の欧州連合（EU）加盟国で子どもの金銭的な貧困リスクはおとなを上回っている

欧州連合で貧困リスクにある人口（％）＜年齢別＞（2014年）



— 合計貧困率 ● おとなの貧困率 ● 子どもの貧困率

注：「貧困リスク」は、社会的移転調整後の等価所得の中央値の60%とする貧困の閾値以下で生活する状況と定義される。

出典：Eurostat (2016) based on European Union Statistics on Income and Living Conditions.

あらゆる次元の子どもの貧困

金銭的な貧困の閾値を上回る水準の世帯で暮らしているというだけでは、必ずしも子どもが貧困状態にないことにはならない。国内貧困線で定義される閾値に達しているながらも、住まい、食料、水、衛生、教育、保健ケアまたは情報へのアクセスが限られている世帯を考えてみよう。金銭を基準として貧困を解釈すれば、この世帯は貧困とは見なされない。しかし、より幅広い観点から解釈すると、この世帯は剥奪を受けているため、その世帯に暮らす子どもは貧困と見なされる。

貧困を多角的に詳しく理解し、観察するためにいくつかの指標が開発されている（コラム 3.2. を参照）。子どもが人生の決定的な局面で経験するさまざまな剥奪に注目することにより、最も恵まれない人々に恩恵が及ぶよう、国の政策やプログラムの対象をより正確に絞ることが可能になる。

多次元貧困指数などの指標は、問題の範囲を正確に見積もることを目的としている。直近の調査結果によると、2015 年に多次元貧困状態にある人は 16 億人に上っている²³⁹。

サハラ以南のアフリカの子どもたちに焦点を当てた、多次元の貧困に関する別の調査は、警鐘に値する結果を報告している。データが存在する 30 カ国で、18 歳未満の 3 億 6,800 万人の子どもたちが、彼らの生存と発達を脅かす 2 つから 5 つの剥奪を経験している²⁴⁰。2008-2009 年の調査では、ラテンアメリカとカリブ海諸国の 8,100 万人の若者たちが、教育、栄養、家屋、衛生、飲み水、情報へのアクセスの権利のうち、少なくともひとつについて中程度あるいは重度の剥奪を経験していることが示された²⁴¹。

不利な状況が重複し、互いに増強し合う

子どもは貧困、健康不良、栄養不良、ストレス、暴力、虐待、ネグレクト（育児放棄）、不適切なケア、学習機会の欠如を経験すると、生まれながらの可能性を十分に発揮する機会が奪われる可能性がある。

長い道のりを歩いて水を汲みに行かなければならない少女は学校へ通う時間があまりない。栄養不良の子どもは、衛生状態の悪い環境で蔓延する病気にかかりやすい。脳内の神経経路が形成される時期に大切に育てられず、刺激や触れ合いを与えられなかった乳児は、十分に発達する機会を失う恐れがある。個々の剥奪が他の剥奪の影響を増幅させ、2 つ、またはそれ以上の剥奪が同時に発生すると、それが子どもに与える影響は計り知れないものとなる可能性がある。

不安定な紛争地域に住む子どもたちの場合、剥奪は特に深刻化する。こうした地域の子子どもたちが栄養不良に陥るリスクは他の低所得国の子どもの 2 倍以上である。さらに学校へ通学できなくなる可能性は 3 倍以上、5 歳の誕生日前に死亡する可能性は 2 倍、改善された飲料水源を利用できない可能性は 2 倍以上である²⁴²（『世界開発報告 2011』による）。

紛争に加え、気候変動や環境悪化の影響も新たなリスクを生み、貧困や不公平性に起因する従来の社会的、経済的な脆弱性をさらに悪化させている。世界で最も深刻な貧困状態にある子どもたちが暮らしているのは、洪水、干ばつ、暴風雨といった自然

タンザニアのキグマ地方のニャルグス難民キャンプで小さい子どもに食事を与える少年。

© UNICEF/UNI186112/Calvin





台風バムに壊された家の外に立つ1歳のモーゼ、2歳のサラ、7歳のポール、彼らの母親ルーシーそして従妹ジョスリン（7歳）。タナ島。（バヌアツ）

© UNICEF/UNI181237/Crumb

災害による被害を特に受けやすい地域である。3億人以上の子どもたちが洪水の発生率が極めて高い地域に住んでいるが、そうした地域はまた1日3.10米ドル未満で生活している人が人口の半数以上を占める国でもある²⁴³。

すでに人生のさまざまな側面の剥奪を経験している子どもたちは、気候変動による緊急の危険性に直面するリスクも高い。そうした子どもたちやその家族は被害の可能性に対して極めて無防備で、気象に関連する衝撃から立ち直ることが最も困難である。前述したように、極度の貧困の閾値を上回る水準にある世帯の多くは、たったひとつの災害で極度の貧困に陥る恐れがある。気象上の危険がより頻繁に発生するようになると、度重なる衝撃の影響が累積し、最も不利な立場にある世帯の多くの生存、復興、対応、および適応は困難になる。

都市化も貧困削減に向けた取り組みの足かせとなり、不公平性を際立たせる要因である。国内貧困ラインは、特に住居費、交通費、水道、衛生、教育、保健医療サービスなど、都市の生活費の高さを考慮に入れていないことがある。都市部に住む子どもたちは、すぐに手に入る近さにありながら、必須のサービスを利用できないことがある。そうした面では、都市住民は農村部の住民よりも高いリスクを負っている。

例えば、2006年にサハラ以南のアフリカで実施された調査によると、都市の富裕層コミュニティと貧困層コミュニティの子どもたちの間には、都市部と農村地域との間よりも大きな栄養格差がある²⁴⁴。2012年のエジプトの調査によると、都市のスラムに住む一部の子どもたちの貧困率と剥奪率は、同国の最も困窮した農村地域の子どものそれに匹敵するか、上回っている²⁴⁵。また中国では、家族と共に都市へ移住した子どもが多くにとって、農村戸籍（戸口・hukou）に登録されていることは、都市で保健医療、教育その他の重要なサービスを受ける資格がないことを意味する²⁴⁶。

2050年には世界の人口の66%が都市の住民となり、アフリカおよびアジア大陸で都市化が最も急速に進行することが予測されていることを考えると、都市の貧困層コミュニティの子どもたちが直面している課題は特に重要な意味を持つ²⁴⁷。都市の貧困者の多くは他の機会も奪われているため、政府の規制、課税および観察の対象外の非公式な仕事に就く以外に選択肢がない。女性や障がいのある人を含む、最も阻害された人々は差別のために非公式経済に従事せざるを得ないことが多く、それが彼らの機会を制限している²⁴⁸。

非公式な仕事と貧困の間には強い相関性がある²⁴⁹。非公式な仕事に従事する労働者は基本的な社会的保護が受けられず、安全でない労働環境を強いられ、解雇されても補償を受けることはできない。生産性の低い活動から抜け出せず、移動の機会はほとんどなく、給与不払いの際も保護を受けることはできない。

人種や民族も子どもの人生のチャンスを決定づける一因であり、それは世界の最富裕国でも同様である。米国では2013年にアフリカ系アメリカ人の子どもの39%、ネイティブ・アメリカンの子どもの36%、ヒスパニック系の子どもの32%が、連邦政府の定める貧困レベルに満たない所得水準と定義される貧困世帯に属している。これに対し、白人世帯の子どもの貧困率は13%、アジア系アメリカ人世帯の場合は13%である²⁵⁰。

欧州ではロマ族が最大規模の少数民族で、最も深刻な剥奪状態にある民族のひとつである²⁵¹。欧州連合加盟11カ国を対象に2011年に実施した調査によると、ロマ族の子どもの約41%は、食料を購入するお金がないため、調査実施前の1カ月間に少なくとも1日以上は家族の誰かが空腹のまま就寝しなければならなかった世帯に属している²⁵²。4名以上の子どもを抱える世帯の場合、調査の対象としたロマ族世帯のほぼすべてが国内の閾値を基準にした貧困リスクに直面している²⁵³。国内の「貧困リスク」の基準線以下に分類される世帯に属するロマ族の子どもの割合は、近隣に住むロマ族以外の子どもの比率の2倍以上である²⁵⁴。

欧州の移民世帯も特に貧困に陥りやすい。2012年にスペインでは移民世帯の子どもの2人に1人が貧困状態にあった²⁵⁵。ギリシャでは2008年から2012年までに一般の子どもの貧困率が15%上昇したのに対し、移民世帯の子どもの貧困率は35%の上昇であった²⁵⁶。

課題は深刻であるが、解決策の多くはすでに実施されている。保健、栄養、水および衛生、保護、人生最初の数年間の学習への支援に重点を置いた総合的なアプローチによって、子どもの生涯のための確固とした基盤を築くことができる。

子どもの貧困の普遍的な測定

2030年目標に署名した国は、あらゆる次元の子どもの貧困に対処することを公約している。この公約に基づき、各国は立場の弱い子どもたちが置き去りにされるのが決してないよう、進捗状況を観察し、格差を特定し、政策とプログラムの指針を示すために、誰が貧困状態にあり、どのような次元の貧困であるのかを示す、常時更新されるデータを必要とする。

子どもの貧困を測定する取り組みは新たに始まったことではない。実際に多くの国がすでに、1日1.90米ドルで生活する極度の貧困の国際的な閾値と国内貧困ライン

2030年目標に署名した国は、あらゆる次元の子どもの貧困に対処することを公約している。



北部ブルガリアのシュメンにあるトライコシメオノフ小学校に通う子どもたち。子どもたちの90%はロマ人である。

© UNICEF/UNI154479/Pirozzi

に基づいて、貧困状態にある子どもの人数を示すデータの作成を実施している。前述したように、子どもの多次元的な貧困の範囲を把握する確立された方法もあり、こうした測定方法により金銭をもとにした測定方法を補完することが可能になっている。

しかし、子どもの貧困に関する統計を報告している国はまだ限定的である。ユニセフが最近行った内部分析によると、3分の1以上の国が子どもの貧困を測定しておらず、測定している国のおよそ半数は定期的な測定を行っていない²⁵⁷。

理想としては、すべての国が金銭を基準とする指標と多次元貧困指数の両方を使って貧困の中で生活する子どもの人数を報告するべきである。子どもの多次元貧困の測定から、子どもが貧困をどのように経験しているかについて、より詳しい全体像をつかむことができる。このデータは、各国の経済および社会の状況に合わせて修正して適用することができ、貧困削減に向けた国内のアプローチの進展を明らかにすることができる。

国際的な金融機関、開発機関、ドナー、地方機関はこうした国々の基準を引き上げ、国内統計作成能力を強化するため、より効果的に協力することができる。こうした過程を通じて、世界は極度の貧困の全体的な撲滅、特に子どもの貧困の撲滅の目標に一歩近づくことができるであろう。

貧困と不公平性の削減のための現金給付の役割

あらゆる次元の子どもの貧困を削減することは世界の最も重要かつ喫緊の課題であり、子どもを最優先し、子どもが生存と繁栄の公平な機会を得る上で必要とするものを提供する協調的かつ持続的な取り組みを必要とする。

子どもが経験する貧困は多面的であるため、基本的な保健医療や質の高い教育を含む公平性のあるサービスを提供するだけでなく、最も不利な立場にある子どもたちが

子どもたちと貧困：悪循環を断ち切る

>> 貧困と不公平性の削減のための現金給付の役割

そうしたサービスに確実にアクセスできるよう配慮することが極めて重要である。年金、諸経費の免除、児童手当、現金給付といった社会的保護の仕組みは、貧困と剥奪に陥るリスクを軽減し、家族の養育能力を強化し、必須サービスへのアクセスを妨げる障害を克服できるようにする効果的なアプローチである。

現金給付は、人道的緊急事態を含むあらゆる状況における極度の貧困状態から、最も貧しく、最も弱い立場にある世帯を救い出す「セーフティ・ネット」の役割を果たすことができる。同時に、所得の増大、就学率の向上、栄養の改善、保健医療サービスの利用の促進、雇用機会の提供によって世帯が貧困から脱出する手段を提供する。ある推定によると、社会的保護イニシアチブは1億5,000万人を貧困から守り²⁵⁸、さまざまな指標から見て子どもの生活にプラスの影響を与えている。多くの地域から得られた結果には、所得や消費の拡大、ものやサービスへのアクセスの拡大、ソーシャル・インクルージョン（誰もが受け入れられる社会）の向上、世帯のストレスの軽減といった直接の効果が表れている。

一般的に現金給付プログラムは規模が限られているため、このプログラムのみで大半の世帯を貧困の金銭的な閾値より上に引き上げることはできない。しかし、貧困の影響を和らげ、家族と経済を支える上で実質的な効果をもたらすことはできる。現金給付は貧困者により多くの現金を配布し、現地市場を活気づけ、貧困削減に伴う社会的利益の流れを生み出すことによって効果を発揮する。各世帯が受けとった給付金を支出すれば、その影響は現地経済に拡大し、その恩恵は社会の他の人々に波及する。

スバウルの子どもたち。ビハール州にある洪水の起こりがちな地区。（インド）

© UNICEF/UNI130498/Singh



現金給付プログラムは不公平性を軽減しながら、経済成長、生産性、雇用創出に寄与することができる。例えば、ブラジルでは世界最大規模の現金給付プログラムのひとつであるボルサ・ファミリア (Bolsa Familia) と、社会年金と障がい給付を組み合わせた継続扶助 (Benefício de Prestação Continuada) とを並行して実施している。同国は 1995 年から 2004 年までにジニ係数で見た不公平性が 2.7% 減少したが、これらのプログラムはその 4 分の 1 以上に寄与している²⁵⁹。

一方、ウクライナでは児童手当が 2001 年から 2007 年までの不公平性の推定 1% 減少に寄与した。この給付は 1 人以上の子どもを持ち、貧困リスクが最も大きい世帯に影響する特有の脆弱性を考慮に入れるよう設計されている²⁶⁰。

現金給付プログラムは不測の危機的状態に対する保護を提供し、世帯が生産に必要な資材を売却し、子どもの就学を断念したり、保健医療や栄養のために欠かせない支出を削減したりすることなく、困窮を乗り切るために役立てられる。子どもを持つ世帯を明示的に対象とするプログラムもあるが、子どもに利益をもたらすためという理由で、現金給付を子ども対象に絞り込む必要はない。

現金給付によって、女性が家計支出の決定により大きな役割を果たすようになり、家計の安定性を向上させ、収益を生む活動に従事できるようになったことを示すエビデンスもある²⁶¹。

紛争被災国、脆弱な国および人道的緊急事態において、現金給付は最も貧しい世帯への援助として最も効率的かつ効果的な方法のひとつとなりうる²⁶²。最近の例として、ヨルダンの難民ホスト・コミュニティに収容されている弱い立場にあるシリア難民 15,000 世帯の子ども約 56,000 名を毎月支援するプログラムが挙げられる。現金給付は、各世帯が基本的ニーズと子ども特有の支出を賄う手段となっている。

現金給付は子どもの在学年数を延ばし、高等教育への進学も後押ししていることが明らかになっている。

プログラムに関する調査に参加した 500 世帯のうち、88% は給付金を少なくともひとつ以上の子どものための支出に使ったと報告している。過半数の世帯が、子どものための新鮮な食料 (65%)、学校関係の費用 (56%)、子どもの医薬品 (53%) に給付金を使ったと述べている²⁶³。

ケニアでは飢餓セーフティ・ネット・プログラム (Hunger Safety Net Programme) を通じて乾燥地域と準乾燥地域の 4 郡に居住する貧困世帯に現金給付を行っている。過酷な干ばつに見舞われているにも関わらず、給付金を受給している世帯は、受給していない世帯よりも、最貧困層 10% に陥る可能性が 10% 低い²⁶⁴。この現金給付プログラムは貧困に効果を発揮するだけでなく、食料の安全確保を向上させ、健康医療への支出拡大も可能にすることがわかった。すでに就学している子どもの学校での成績にも良い影響を与えている。

現金給付と必須サービスへのアクセス

これらの例からわかるように、現金給付は多くの剥奪に対処し、子どもたちが健全な生活を営むために不可欠なサービスを利用する上で役立つ。例えば、最も立場の弱い世帯や子どもたちに対する現金給付が健康保険加入資格取得の手段として利用されることもある。これは、ガーナが貧困対策生活強化 (LEAP) 事業で採用している方法である。LEAP のユニークな特徴は、少額の現金を隔月で支給する他に、受益者に国民健康保険制度への加入資格を無料で提供することである²⁶⁵。

現金給付は、教育面での不利益を決定づける要因にも対処し、貧困と学校中退率との関係を断ち切るために役立てられている²⁶⁶。モロッコでは、現金給付プログラムによって就学率が大幅に向上した²⁶⁷。現金給付が教育への需要を増大させ²⁶⁸、就学率と出席率を向上させることがエビデンスからわかっている²⁶⁹。

さらに現金給付は子どもの在学年数を延ばし、高等教育への進学も後押ししていることが明らかになっている。カンボジアでは、低所得世帯に属しリスクを抱える生徒に奨学金を給付するイニシアチブによって、在学期間が半学年以上延長された²⁷⁰。コロンビア、ガーナ、およびパキスタンでは、現金給付プログラムが高等教育への進学率上昇に寄与している。

現金給付やその他の社会的保護策が学習にも影響を与えている事例もある。例えば、ブルキナファソでは、現金給付プログラムによって子どもたちの試験の成績が向上し、モロッコでもある程度の向上が見られた²⁷¹。一方、学校給食プログラムは学習と認知発達の促進に結びついている。バングラデシュでは、学校給食プログラムに参加する小学校の生徒は、プログラムが実施されていない小学校の生徒と比較して、学習の評価指標が15.7%向上した。特に数学で顕著な向上が見られた²⁷²。

現金給付は児童婚と児童労働、およびそうした慣行に伴う教育面での不利益にもある程度の効果があることが実証されている。こうした子どもの権利侵害への対処は複雑で、さまざまな分野での対策を必要とする難しい課題であるが、現金給付は子どもたちに労働や結婚、退学を強いている財政的な負担を幾分軽減する上で重要な役割を果たすことができる²⁷³。

例えば、パナマでは現金給付プログラムが12～15歳の先住民の子どもたちの児童労働を16%近く削減し、先住民地域の小学校就学率を8%近く向上させることにつながった²⁷⁴。パキスタンの女子就学奨学金プログラム（Female School Stipend Programme）は、少女の就労を5%も削減した²⁷⁵。バングラデシュの現金給付プログラムは、少女の就学、特に中等学校への就学を促し、結婚を遅らせることに成功している。

将来を見据えた社会的保護の拡大

世界中どのような国も社会的なセーフティ・ネット・プログラムを少なくともひとつ実施しており、108カ国で、法律に根差した具体的な子どもと家族に対する給付プログラムがある。しかし、こうしたプログラムがカバーしているのは人口のごく一部にすぎず、75カ国はこうした対象を絞ったプログラムをまったく実施していない²⁷⁶。

社会的保護の拡大は2030年目標を達成する上で欠かせない。実際にこの目標には、2030年までに相当数の貧困層と立場の弱い人々を対象範囲とした、その国で適切な社会的保護制度および対策を展開するという具体的な目標が含まれている。

社会的保護の拡大への普遍的なアプローチは、対象範囲を拡大するだけでなく、受給資格を有する世帯を手違いにより除外するミスを減らし、社会の連帯感を育み、給付の対象となることを不名誉とする悪いイメージを払拭することになる。しかし、



マトバのムハマシーン地区の自宅前近くで佇む子どもたち。(イエメンのサナア)

© UNICEF/UN013965/Shamsan

通りで歩行者の体重を量ってお金を稼ごうとする少年。(イエメンのサナア)

© UNICEF/UN018345/Altwaity



国家はそれぞれのリソース（資源）面などの制約の中で（かつ社会および経済政策の枠組みの範囲内で）効果をあげる、漸進的なアプローチをとることにより、国民全体をカバーするという究極的な目標に向けて、社会的保護を実現することができる。

富裕国にとって喫緊の課題は、世界金融危機を受けて弱体化したセーフティ・ネットと給付金を立て直し、強化することである。中所得国の多くは、現行の現金給付プログラム制度をさらなる拡大の基盤とすることができる。低所得国政府はより厳しい選択を迫られている。予算に限りがあり、子どもの貧困率は高いことから、対象を絞った給付アプローチと全国民を対象とするアプローチとの間に葛藤が生じる。こうした葛藤は個別に対処しなければならない。

しかし結局のところ、社会的保護プログラムは子どもの貧困という根本的な問題の解決に向けた幅広い取り組みにおけるひとつの手段にすぎない。SDGsを採用する際、各国のリーダーはこの問題の最も重要な点を理解していた。第1の目標は極度の貧困を2030年までに効果的に撲滅し（ターゲット1.1）、国内の定義に基づき、あらゆる次元の貧困の中で生活する男性、女性および子どもの比率を少なくとも半減させる（ターゲット1.2）ことである。これらの目標は、どのような国家も貧困の影響から免れないことを強調しており、子どもの貧困撲滅が普遍的な課題であるという事実を浮き彫りにしている。

2030年目標に向けた取り組みにおいて、各国政府はあらゆる次元の子どもの貧困に特徴的な課題を認識した上でそれらに対応し、その撲滅に取り組む決意を明確に表明しなければならない。今の世代でそれを怠れば、人道的、社会的、経済的な負担を次世代に先送りすることになる。

今こそ行動に移すべきである： 持続可能な社会は子どもから始まる

カイラシュ・サティヤルティ
ノーベル平和賞受賞者、カイラシュ・サティヤルティ子ども財団創設者

何年も前のことだが、私はヒマラヤ山脈の麓で、児童労働に携わる、瘦せた小さな子どもに出会った。その子は私にこう聞いた。「世界はとても貧しいから僕はおもちゃや本をもらえずに、代わりに銃や道具を使わなければならないの？」また別のときは、人身売買され、レイプされ、奴隷にされて母親となった、コロンビアのストリートチルドレンにこう聞かれた。「私は一度も夢を持ったことがない。私の子どもは夢を持てるかしら？」と。過激派武装集団に誘拐され、友人や家族の殺害を強要されたスーダン人の子どものには、こう聞かれたことがある。「僕が悪かったの？」

19世紀の奴隷制度廃止をもって奴隷制が終結したわけではない。現代でも、先進国においてさえ、奴隷制は極めて残忍な形で存続し続けている。最新のデータによると、世界では依然として1億5,000万人の子どもが児童労働に従事している。5,900万人の初等教育就学年齢の子どもが学校に通っておらず、毎年、1,500万人の18歳未満の少女が結婚を強要されている。何百万人もの子どもたちが、社会から疎外され、学校教育から置き去りにされる要因となりやすい障害を抱えて生活している。

数百万人に上る、証明書を持たない移民や社会の周縁に追いやられた人が人身売買の対象となり、家事労働や売春を強要されている。危機に見舞われた地域では奴隷制がはるかに広く横行し、子どもたちはおもちゃの代わりに銃が与えられ、少女はたばこ1箱以下の値段で売買されることもある。残念なことに、危機に瀕した国では3,700万人の子どもたちが初等教育または初期の中等教育を受けていない。私はコートジボワールのココア農園で過酷な作業をしている子どもや、コロンビアで花を売る子ども、パキスタンでサッカーボールの縫製作業を行う子ども、インドの雲母採鉱場やレンガ窯で働く子ども、そしてナイジェリアの想像を絶する恐怖の中で生きる子どもに出会ってきた。

すべての子どもは、人生を公平かつ平等にスタートさせる権利がある。自由に、安心して幼少期を過ごしてしかるべきだ。包括的でバランスのとれた、質の高い教育を受ける権利がある。それは基本的な権利であると同時に、よりインクルーシブな（誰もが受け入れられる）社会、持続可能な社会を実現するための手段であると考えなければなら

ない。

2015年9月、200名を超える世界のリーダーが一堂に会し、持続可能な開発に向けた15年計画を採用した。私は、国連が持続可能な開発目標（SDGs）に児童労働、強制労働、現代の奴隷制、人身売買の廃絶の必要性を取り入れ、インクルーシブかつ公平性のある質の高い教育を強調したことを称賛する。こうした不正に終止符を打つ明確な目標が設定され、これらのことと持続可能な成長との関連性が認識されたのはこれが初めてである。これは私が同志の活動家と共に長年にわたって要求してきたことである。

持続可能な社会は、子どもたちが安心して暮らし、教育を受け、健康な生活を送るとき、初めて豊かな未来を実現できる。要するに、児童労働、奴隷制、人身売買、子どもに対する暴力の根絶は他のほほすべての開発目標と直接結びついているのである。

皆が協力して、より良い未来に向けて取り組む決意を表明してきた。しかし、最も重要なことは、意思を表す言葉ではなく、言葉によって表された意思である。

ニューヨークで開催されたSDGsを採択する国連サミットの演説の中で、私は社会から最も置き去りにされている多くの子どもたちを代表して約束ではなく、行動を要求した。前進が可能であることはわかっている。なぜならば、前回の開発アジェンダであった極度の貧困の下で生きる人の人数を削減し、初等教育就学年齢の未就学児の数を半減させるという目標はいずれも達成したからである。

私たちの世代で子どもの奴隷という不正を完全に廃絶することは可能である。私たちは置き去りにされているすべての子どもたちに教育を行うことができる。すべての子どもにも自由を保障することによって平和、平等、インクルージョン、持続可能な開発を享受する機会が得られる。

しかしそれは、政府、企業、市民社会および市民が団結し、それぞれが自らの役割を自発的かつ効果的に果たしたときに初めて実現できる。子どもにやさしい政策を打ち出し、教育と青少年に十分な投資を行うよう、私たちは政府に求



今こそ行動に移すべきである：持続可能な社会は子どもから始まる

めなければならない。政府はもはや児童労働を取り巻く経済論議を無視することはできない。児童労働の増加は失業率の上昇につながる。現在、1億5,000万人の子ども（5～14歳）がおとなの就くべき仕事に従事しており、その結果、2億人のおとなの失業が発生している。政府は正しい経済政策を通じて、両親が子どもを学校に通わせることができるように、妥当な生活賃金を保障しなければならない。

教育の利点は経済成長と貧困削減に寄与することがわかっている。報告によると、質の高い教育への1米ドルの投資は20年間で15倍の投資利益を生む。法の原則は、置き去りにされているすべての子どもにも及ぶべきである。企業はより大きな責任を担い、信仰指導者は他者に対する思いやりがすべての信仰の中心的理念であることを認識しなければならない。

これは私たち一人ひとりの責任である。私たちは、民族、人種、宗教、国籍、政治、その他いかなることも関係なく、仲間であるすべての人に思いやりの気持ちを持って、夢の世界を構築しなければならない。

私たち市民が結束して政府、企業および市民社会に責任を担わせれば、いかなることも可能である。私は同僚と共に何年にもわたって自らの役割をひとつずつ、謙虚に果たしてきた。その結果、85,000人以上の子どもが児童労働や強制労働から救出されて子ども時代を取り戻した。それでも、依然として奴隷状態にある何百万人もの子どもたちの苦痛を終わらせるのに十分とは言えないが、そうした子どもたちやその家族にとっては重要な意味を持つことだった。

私たちの世代でこの辛苦をきつぱりと断ち切ることは可能であり、またそうしなければならない。

私たちは聡明で、若く、エネルギーに満ち、理想主義的な若者たちに、思いやりの大切さを教える必要がある。そうすれば、若者たちと世界がいずれもかつてないほど脆弱に思われるときにも幻滅したり、暴力に訴えたりすることはない。私たちが早急に行動する必要性は、かつて私と同僚が採石場での強制児童労働から救い出した8歳のデヴリが次のように問うたことにも例示される。「なぜもっと早く来てくれなかったの？」

彼女の問いは私たち全員に向けられたものである。今こそ行動に移すべきである。私たちのエネルギーと不正への怒りを正しい方向へ向ければ、変化を起こす潜在的な力になるのである。小さな火花でも部屋の暗闇を消去することができる。問題に目を向けるだけでなく、それに対して行

動を取るとき、私たち一人ひとりが小さいながらも重要な火花になる。

私たちは結束して持続可能な世界に向けた真摯な取り組みを継続し、奴隷制を本来そうあるべきであるように、過去のものとすることができる。私たちの生活遺産として、世界への贈り物にしよう。



ラホール北に位置するシャドラ地区の作業場でレンガを作る女の子。(パキスタン)

© UNICEF/UNI44028/Pirozzi



公平性に至る 道筋

公平性に至る 道筋

すべての子どもは公平な機会を享受する権利を持ち、すべての社会は誰ひとりとして置き去りにすることがないように、機会を拡大する役割を担う。それは正しい行動であり、賢明な行動でもある。今こそ、より公平性のある社会に向けた道を切り拓く時である。

エボラ熱で両親を失った、10歳のファトゥマ。フリータウンにある小学校に通っている。(シエラレオネ)

© UNICEF/UN011612/Holt

まだ始まったばかりの今世紀を特徴づける変化として、世界中で拡大しつつある格差の範囲とその代償について世界の認識が高まっているということがある。本書が論じるのは、幼少期と青年期における不公平性に対処することなく放置すれば、今後も引き続き世界中の世帯に不公平な結果をもたらす、あらゆる国や地域の社会の強さと安定性を脅かす、異なる世代にまたがる不利な立場のサイクルを増幅させるということである。

現在の進展ペースでは、誰ひとりとして置き去りにしないことを誓約する持続可能な開発目標の達成を目指す2030年までにこうしたサイクルを断ち切り、公平性の格差を解消するのに十分ではない。現在の傾向がその年まで続けば、特にアフリカやアジアなど、人口増加傾向にあり、不利な状況が深刻な水準にある一部の地域と国では、現在と同じ数の子どもたちが学校に通うことができなくなる。約1億2,000万人の子どもたちが栄養不良に陥り、身体的発育と認知発達が阻害されて、取り返しのつかない結果を招く恐れがある。紛争や気候変動の影響による慢性的な危機の中で、ますます多くの子どもや家族は行き場を失い、脆弱性が増し、不利な状況が一層悪化するなど、子どもの生活と将来を脅かすリスクが高まっている。

しかし、本書でも証明を試み、また多くのエビデンスが実証しているように、不公平性は不可避なものでも、克服できないものでもない。適切な投資を、適切な時期に行えば、不利な状況に置かれている子どもたちはより良い生活を送るという夢を実現することができる。今、子どもたちの権利を侵害する不公平性を減らせば、その投資は子どもたちがおとなになったときにより生産的な生活を送るのに役立ち、その子どもにより多くの機会を受け渡し、剥奪の世代間サイクルに代えて、持続可能な機会のサイクルを生み出すことができる。

これが公平性の約束であり、課題である。

すべての子どもは公平な機会を享受する権利を持ち、すべての社会は最も若い世代に機会を拡大する役割を担う。ユニセフとパートナーによる取り組みから見えてくるのは、公平性実現のための5つの道筋である。その道筋とは情報、統合、イノベーション、投資、および参加。しばしば重なり合う道である。これは政府、開発パートナー、市民社会およびコミュニティが、すべての子どもたちの公平な機会実現に向けて政策やプログラムを策定する上で役立つ運営上の原則と重要な転換点を示している。



情報

国内の平均にとらわれることなく、社会から最も疎外されている人々に注目する

公平性のある開発を目指す際に重要となる第一の原則は、情報である。誰が社会から置き去りにされているのか、最もニーズを必要としている人たちにどのような形でプログラムは到達しているのか、そうした情報が必要である。

ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた世界的な取り組みにおける最大な問題点は、特定の目標について全体的に進展したことを示す国内平均によって根強く残る格差が覆い隠されることがあり、最貧困層に全体的な進展に応じた恩恵が及んでいないことが明らかにされなかったことである。例えば、安全な飲料水に関するグローバル目標は予定よりも5年早く達成されたが、実際には一部の低所得国で安全な飲料水源へのアクセスの格差は拡大した。

国内の地域レベルでの人口の状態について信頼できるデータがなければ、注目されないコミュニティは進展の中で見過ごされることがある。したがって最もニーズを必要としている子どもや家族に関するデータの可用性と質の向上が不可欠である。ユニセフが開発し、パートナーと共に実施している複数指数クラスター調査（MICS）プログラムは、子どもに関するデータを世帯の資産、地域、性別、民族、言語、宗教、年齢をはじめさまざまな主要要因別に分析する上で役立つ。政府がこうした細分化され

世界の就学年齢の
子どもたちの

4人に1人は

紛争の影響下の国に暮らす



unicef  70 70 YEARS FOR EVERY CHILD

たデータを政策策定や公共支出に多く取り入れるほど、最も不利な状況にあり、弱い立場の、社会から疎外された子どもたちの生活に大きな変化をもたらす可能性が高まる。

情報はコミュニティのニーズに基づいたプログラムの策定に役立つだけでなく、プログラムがニーズへの対応に期待されたほどの効果をあげない場合、政府やその開発パートナーが方針を転換するために役立てることもできる。例えば、SMSを基盤として疾病を監視・追跡するシステムのM-Tracは、政府や開発パートナーが必須医薬品の在庫をより効率的にモニターするのに役立つリアルタイムのデータを提供する。さらに人道的緊急事態やその他の重大な局面において、情報は最も困窮しているところに救命支援を方向づけ、よりタイムリーかつ照準を絞った対応を促進することができる。

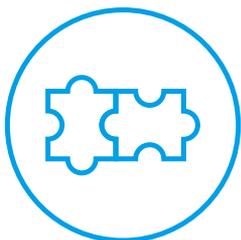
しかし、格差や不公平性につながるその他の要因に関する情報自体では不十分である。公平性に向けた目標を設定し、格差の拡大または縮小を監視する追跡の仕組みを定めなければ、不公平性は根強く続く。ユニセフと一部のパートナーは、子どもと家族、および彼らが必要とするサービスの間に存在する障壁を克服する共同の取り組みについて進捗状況を追跡するMoRES (Monitoring Results for Equity System) という新しいシステムをすでに使用している。MoRESは、「供給側」の障害（貧困コミュニティのニーズに対応するのに十分なコミュニティ保健センターや助産師がいないなど）と、「需要側」の障害（貧困世帯が医療費を支払えない、出産後ケアの差し迫った重要性を十分に理解していないなど）の両方の障害を特定することができる。

こうしたデータを備えることによって、政府や開発パートナーは、授業料を支払えるよう家計を支える現金給付の支給や、出生届の重要性を周知させる啓発キャンペーンなど、機会の拡大に照準を合わせたプログラムの実施が可能になり、子どもたちは出生届により与えられる公的なアイデンティティをもって、幼少期を通じたサービス利用機会の拡大と搾取からの保護が可能になる。

政府は、不利な状況に置かれた宗教や民族集団に影響を及ぼす格差などに照準を合わせた国内の公平性ターゲットを設定することで2030年目標への進展を一層加速することができる。また、公平性の全体的な目標達成、ひいては誰ひとりとして置き去りにしないという持続可能な開発目標（SDGs）の使命達成の進捗度を測る「目安」となる中間ターゲットを採用することもできる。

データの革新は最も不利な状況に置かれ、援助が最も届きにくい立場にある人たちに恩恵をもたらすことができるが、それは置き去りにされ、顧みられることのない人々を社会の構成員として真に受容するとき初めて可能になる。ここ数年間の比較的期待できる有望な変化のひとつは、コミュニティが現地のニーズとそれがどの程度満たされていないかを示す情報を収集および共有する方法に見ることができる。例えば、リアルタイムのソーシャル・メッセンジング・ツールであるU-Reportは、U-Reportの若いレポーターが自分のコミュニティや生活における差し迫った問題に関する重要な情報を政府と共有することを可能にする。その情報は少女が学校に通うことができるかといったことから、伝染病の蔓延を食い止めるためにどこに保健の支援をする必要があるかということまで多岐にわたる。

意思決定者は国民の言葉に耳を傾けている。ウガンダでは国会議員が若い有権者の主張を知るために自発的にU-Reportに登録しており、システムは同国の予防接種範囲の拡大に役立っている。ザンビアではこのシステムのおかげでHIV検査についての認識が向上している。現在、アクティブ・ユーザーは22カ国で200万人を超えており、市民主導のデータ収集と情報共有の勢いが高まる傾向にあることは明白である。



統合

子どもの人生における公平な機会を否定するさまざまな剥奪に多面的なアプローチで取り組む

解決策にどのように取り組み、支援をどのように行うか。公平性のある開発を実践する上で「統合」は重要な指針である。

最も不利な状況に置かれ、弱い立場にある子どもたちの生存と健康な生活を脅かすさまざまな脅威は分野別にきちんと分類されているわけではない。紛争、気候変動、極度の貧困など、子どもに影響を与える極めて重大な課題はすべて密接に相互関連している。子どもたちが被っているさまざまな剥奪も重複し、相互に増強し合っていることが多い。そのため解決策も横断的でなければならない。

子どもの人生における誕生間もない時期を考えてみよう。脳の発達が最高潮に達する短期間の機会である。子どもの脳が生まれながらの可能性を發揮できるかどうかは、どのように「育てられている」か、すなわち適切な栄養と刺激を与えられ、暴力や長期的な逆境から保護されているかどうかで決まる。したがって乳幼児期の発達プログラムは、教育、栄養および保護を網羅する統合的なものでなければならない。

こうした別々の分野への支援を統合することは、ひとつの分野での成功が別の分野の成功を支えるため、個々に対処するよりも高い効果をあげる。例えば、学校給食プログラムの導入は学習と認知発達につながっている。本書の全般でも記述したように、バングラデシュでは、学校給食プログラムを実施している小学校の児童は、プログラムに参加していない学校の児童と比較して、学習成績が15.7%向上した。特に算数で顕著な向上が見られた²⁷⁷。

統合的な戦略は、特にサービス提供機関が人材を共有する場合は、コスト効率がよくなる²⁷⁸。例えば、遠隔地での予防接種キャンペーンを使って、重要な微量栄養素を届けたり、子どもの発育阻害などを評価したりすることである。

紛争や気候変動による災害を含めた慢性的な危機によって被災した何億人もの子どもたちにとって最も緊急に必要とされることは、開発援助と人道支援活動との間に人工的に設けられた垣根を取り除くことである。これらの支援が支援の対象とする子どもたちの生活には、そういった区別が存在しない。

開発の遅れは紛争の影響を増大させ、洪水や土砂崩れなど自然災害を悪化させたり、その引き金になることすらある。災害と紛争は何年にもわたる開発の進展を妨げ、逆戻りさせることがある。こうしたリスクは現在、シリア、中央アフリカ共和国、イエメンといった国々で生じており、短期的、長期的に重大な結果をもたらしかねない。対照的に、健全な開発は将来の危機の影響を軽減し、おそらく危機発生の可能性さえをも減少させる。

緊急事態の人道支援活動は「ビルド・バック・ベター build back better（以前より良い状態に戻す）」を実現する道筋を示し、開発を進展させることもできる。例えば、ネパール政府は2015年の地震発生後、社会支援プログラムを通じて、最も深刻な被害を受けた被災者約40万人に現金給付を支給するためのプラットフォームを整備した。人道的な観点から、この援助は生活が破壊された人々の喫緊のニーズを支えた。また開発の観点から見ると、この援助は被災世帯が災害に対処するために自らの資産を取り崩すことを防ぎ、政府に対しては、将来の社会支援活動を強化するための新たな監視システムの設置を促すことになった。



アレッポのハッサン・ザイアット学校のBクラスに通う子どもたち。紛争により教育の機会を奪われた。(シリア)

© UNICEF/UN018888/AI-Issa

同様に西アフリカでエボラ危機が猛威を振るっていた時期、ユニセフとパートナー機関はエボラ患者の治療を支援するためにコミュニティ医療センターを設置するだけでなく、既存のプライマリー・ケア医療施設を再生してエボラ以外の疾病に罹患した患者の治療に尽力した。これは将来に向けた重要な投資である。

SDGsはMDGsと異なり、経済発展、社会の発展、環境保護および平和構築の間に固有の関連性があることを明示的に認めている。開発面での活動と人道面での活動を統合しない限り、グローバルな目標を達成することはできない。2億5,000万人近くの子どもが武力紛争によって被災した国や地域で生活し、さらに何百万人もの子どもたちが気象に関連した災害や慢性的な危機の矢面に晒されている中、それを達成することはできない。そうした地域で2,400万人の子どもたちが学校に通うことができない状況では、それを達成することはできない。こうした国が基本的な予防接種を受けていない世界の子どものおよそ3分の2を占める中、その達成は不可能である²⁷⁹。また、何百万人もの子どもたちが自宅を捨てて必死に逃亡する両親に連れられて危険な旅をし、さらなる剥奪と弱い立場に追い込まれかねない状況の中で、それを達成することはできない。

人道支援機関と開発に携わる機関との密接な協調は、それぞれの分野を隔てる境界線を除去することに役立つ。そうした協調には共同の計画策定、SDGsを履行する際に人道的なニーズを中心とすること、特定の危機における人道支援と開発活動の両方への資金援助の要請を統合するなどがある。さらに、人道的緊急事態において現金給付のような社会的保護の利用を拡充し、各世帯に短期的な支援を提供しながら、将来の社会的なセーフティ・ネットを強化する。

危機に瀕している国に照準を合わせた、実際的かつコスト効率に優れたこうした対策を統合的に行うことは、当面の緊急事態への対応をサポートするだけでなく、最も弱い立場にあり、生涯にわたって社会から疎外されている子どもたちのために機会を拡大するための道筋を示すことにもつながる。



イノベーション

今までとは違う新しい方法で最も不利益を被っている子どもたちのため、開発面での変革を促進する

ユニセフでは、子どもの人生にさらなる価値を付けるため、今までとは違った方法で仕事をするをイノベーションという。

ユニセフは子どものための革新を支えてきた長い歴史がある。(安全な飲み水を人々が利用できるよう) マークII型の手押しポンプや(緊急の治療を要する重篤な栄養不良を治療するため) すぐに口にてできる栄養補給食品といった解決方法で先駆者となり、パートナーと協同してきた。また、5歳未満児の世界的な予防接種率を(1980～1990年の間に) 20%から76%へと引き上げるため、政府その他のパートナー機関と協同する方法も見つけてきた。

現在、世界の子どもたちが直面している数々の課題—疾病の流行、移住者・難民危機の問題から学校に通うことができない何百万もの子どもたちの問題まで—は、ひとつの共通項を持つ。これらのことが若者たちの人生をもつていよいよスピードで破壊しているということである。これらの課題に対処するということは、これもまた、今までのやり方を見直し、新しい方法で仕事をするということである。いかに柔軟で適応可能な解決方法を見つけるかということ。新しいパートナーシップをいかに機敏に探すか—今までにないパートナーと共同で仕事をする、そして若者自身と組むということを意味する。

互いの結びつきが強い現代社会においては、今まで以上に多くの人たちが情報サービスを利用している。そのため、世界は新しい解決方法を見出すため、より多くの若者たちの参加を促進している。恩恵を受ける側としてだけでなく、問題を解決する当事者としての参加である。

左：栄養不良の治療の一環としてすぐ口にてできる栄養補助食品のパッケージを受け取る子ども。(ソマリア)

© UNICEF/UNI201564/Rich

右：キゴマ地域のニャルグス難民キャンプで早期家族捜索再会のための携帯電話登録で写真を撮られる女性。(ブルンジ)

© UNICEF/UNI188792/Beechey



開発・人道支援セクターでのイノベーションは、成功はもとより、失敗についてもオープンでなくてはならない。技術を使い、より早く、新しい方法で情報を取得することが必要である。

緊急事態に直面した際、ソーシャルメディアを利用することで、影響下にある人たちからリアルタイムで情報を得ることが可能になった。例えば、西アフリカ地域でエボラ・ウイルスが蔓延した際も、ユニセフは U-Report システム（若者と政策決定者とのコミュニケーションを可能にするソーシャルメディア・プラットフォーム）を利用して若者たちと対話をすることができた。リベリアでエボラの対応に追われていたユニセフとそのパートナー機関は、1日の間に、エボラの影響下にある43,000人にテキスト・メッセージを送り、ニーズを探り出し、情報を収集し、適切な行動につなげた。

U-Report は、今や22カ国で利用可能であり、利用者が210万人に達している。そして、このツールは問題解決に光明を見出す劇的な方法のひとつとなっている。これらのツールはまた政府や国際社会の早い対応を可能にする。というのは、リアルタイムで情報を得ると、これに応えようとする義務感が生じるからである。

技術面でのイノベーションは、コミュニケーションとコラボレーションを改善するだけでなく、データの収集方法に新しい道を提供してくれる。例えば、ウガンダ統計局は携帯電話を通して行う政府の小調査に U-Report を利用している。これらのデジタル・ベースの調査結果は、何カ月も、あるいは何年も前の調査結果しか掲載していない紙ベースの調査を補うものとして使用されている。リアルタイム・データを使用することで、政府と開発に関わるパートナー機関は、危機的な問題が発生した場合に今まで以上に早くこれを察知し、計画的に対応ができるからである。

しかし、イノベーションは技術だけでは留まることはない。人間の行動を支えてくれるであろう、その可能性をも示している。2016年より先の未来、複雑で体系的な問題を解決する主要なけん引役になるであろうことを。

ユニセフとパートナー機関にとって、イノベーションは、若者たちとの新しい関わり方を示すものである。マラウイのブランタイヤでは、ユニセフのイノベーション・ラボが Polytechnic Institute と、自分たちが抱える問題の対処方法を模索する初等・中等学校に通う子どもたちと一緒に問題解決にあたっている。これらの若者たちは、現代デザイン技術やコンセプトを使い、どうしたらより良い世界を構築できるか（例えば学習に適した教育環境といった内容）を探っている。

この関係の中で、ユニセフは仲介人、あるいはみんなをかき集める役として機能し、アイデアを押し付けるのではなく、若者たちや機関のパートナーたちと共に、彼らの素晴らしいアイデアを拡大、展開できるよう支援している。

このアプローチは新しいビジネスのやり方を示してくれている。パーソナル・データといった分野で、イノベーションが新しい形のパートナーシップの展開を可能にしているのである。例えば、デジタル技術の先駆的企業である ARM との協同で、ユニセフは Wearables for Good Challenge（グッド・チャレンジのためのウェアラブル）を立ち上げ、子どもの命を守り、改善できる新しいウェアラブル技術の開発促進を進めている。すでに世界中から250チーム以上がこの企画に参加している。そのほとんどは若者たちから構成され、彼らはオープンソース技術を使い、農村部に住む母親たちに、母親と子どもたちの安全確保のために必要な情報を提供すべく協同している。

公平性のイノベーションには、資金をどのように獲得し、現実化していくかという問題も含まれている。2015年にユニセフが立ち上げたイノベーション・ファンド（基金）は、地元の企業家やデザイナーを実際に支援することができる革新的なツール

である。ベンチャーの財政力と開発を結び付け、今まで取り残されてきた子どもたちのために、オープンソースのネットワークを構築するところまでたどり着いた。

イノベーション・ファンド（基金）はユニセフがパートナーと共に新しい方法で取り組む後押しをしてくれる。そうしたパートナーにはイノベーション・ラボ（実験室）やインキュベーター（独自のアイデアやノウハウを持つ企業家等に助言をし、支援をする団体等）やイノベーションの推進者が含まれる。イノベーション・ファンドは革新的なアイデアがユニセフの世界的な組織体制により早く浸透するのを促進し、私たちがそうしたアイデアを世界の最も脆弱な子どもたちのニーズに対し、テストし、そして評価をし、適用するのを進める。

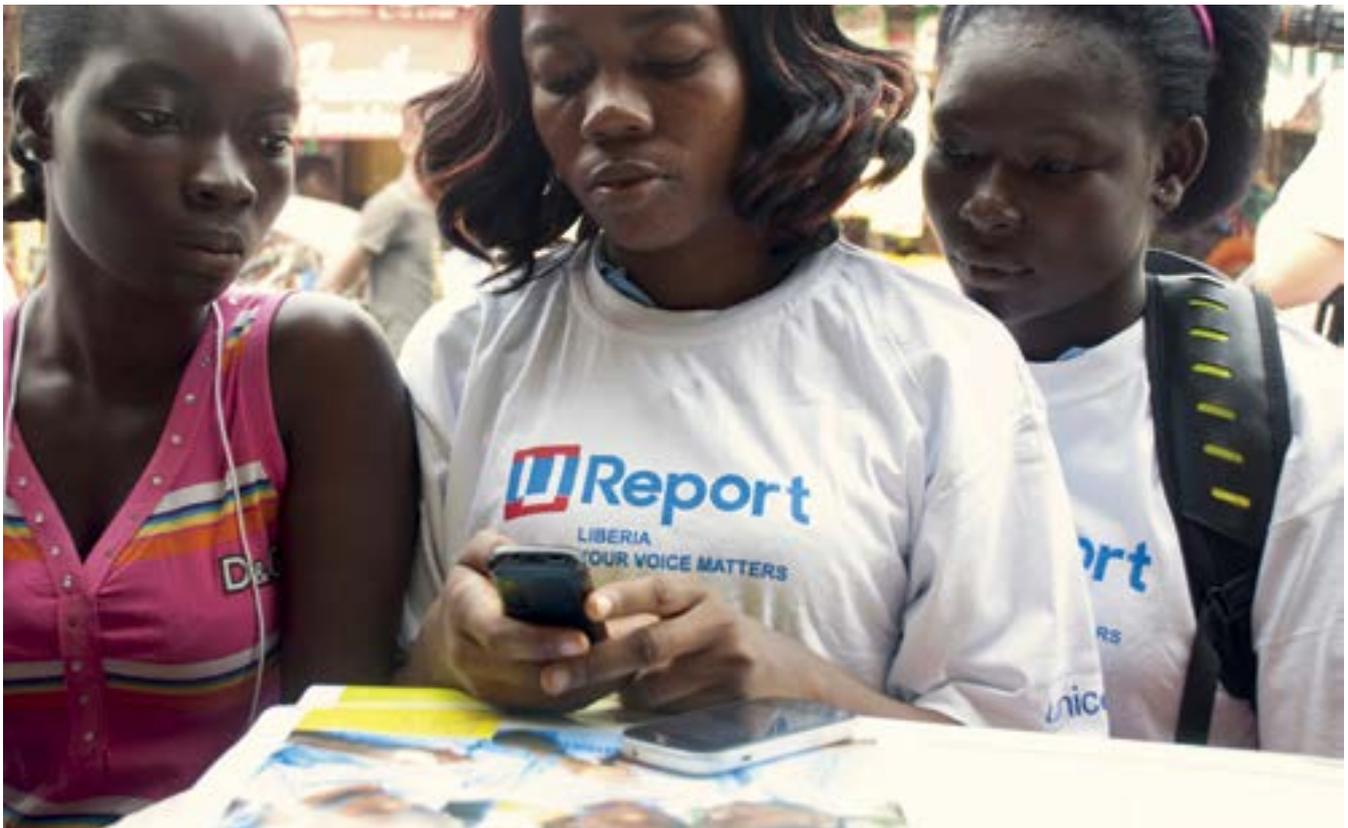
結局、私たちの究極的なゴールは子どもに変化をもたらすことである。新しい方法でビジネスをすることはまさにこれに役立つというエビデンスがある。

ウガンダでは、例えば、まだ公表されていない暫定的なデータながら、政策の変更、立法、コミュニティ・アウトリーチ、そしてモバイル技術を通して、出生登録のレベルを上げることができた。リベリアでは、13,000人のUレポーターの若者たちが、学校での性的暴力に関する質問にほとんど即時的に応答し、86%は深刻な問題だと反応した。また、この問題にどう対処したらよいかのアイデアも提供した。政府は、これに呼応し、地元レベルの、また国レベルの政策変更や問題解決に努めた。

モンロビアでエボラ出血熱予防のためコミュニティの意識を高める活動をするUレポーター、ミッチェル・アビカさん（写真中央）。（リベリア）

© UNICEF/UNI178336/Naftalin

世界中、イノベーションは変化をもたらしている。リアルタイムの、多方面への情報配信、オープンソースの変化をもたらす触媒（チェンジエージェント）としてのコミュニティを構築し、イノベーションを拡大するよう資金面で支援する—これらのアプローチ、そしてその他のアプローチも含め、最も貧しく、最も不利益を被っている子どもたちのために結果を早く出すことで、不公平さを削減する可能性が広がる。





投資

公平性を重視した予算と革新的な資金調達によって、社会から最も疎外された子どもたちや家族に支援を届ける

本書で主張しているように、最も不利な立場にある子どもたちやコミュニティへの投資を行うことは単なる道義的な責任にとどまらない。それはより効果的かつコスト効率的に成果を達成し、ひいてはそれが剥奪の世代間サイクルを断ち切り、社会を強化することに役立つ賢明かつ戦略的な投資なのである。逆も然りである。社会から最も置き去りにされた子どもたちや家族への投資を怠ることは、そうした人々の社会を見捨てることでもある。重要なサービスや支援へのアクセスに対する格差は、全世界で毎年数千億米ドルの額に及び²⁸⁰。

最も不利な立場に立たされている子どもたちにより大きな機会を提供することは、予算編成や公共支出の最優先事項でなければならない。国家の予算は、もっとも立場の弱い子どもたちのためにどれだけ国家が力を入れているかを示すものだといえる。こうした予算は、不利な状況に置かれた子どもや家族を、必須のサービスや支援（やその他のショックな出来事が発生した際、家族を守る社会のセーフティ・ネットも含め）と結びつけるようなシステム作りに資金を割り当てる上で重要な役割を果たす。

国家予算で子どもを最優先するだけでは不十分である。低所得国か、中所得国か、あるいは高所得国かを問わず、すべての国の政府は予算決定が最も弱い立場にある子どもたちに与える影響を分析する必要がある。公共支出が最も不利な状況に置かれた子どもたちではなく、最も恵まれた子どもたちを優遇するよう偏向している場合もある。この不公平性を最も明白に表しているのは国民ひとりあたりの教育支出額の格差である。一部の低所得国では、教育への公的支出のほぼ半分近くが生徒数全体のわずか10%を占める最も優れた教育を受ける生徒に費やされている。同様に多くの国では、最富裕層世帯に育った生徒は、教科書やその他の教材を含む公的な教育資金へのアクセスが最貧困世帯の生徒の最大18倍にもなる²⁸¹。

しかし、財務および開発の省庁との間でより適切な調整と計画策定を行うことで、国家予算を最も不利な状況に置かれた人々のニーズによりかなうものとすることができるはずだ。同様に支出をより綿密に追跡することで、公的資金を投じたプログラムが最も援助が届きにくい人々に届いているかどうかを理解することもできるはずである。

公共支出の効果をより綿密に監視することは、ほぼすべての政府の優先課題を実現するために不可欠であるが、子どもの公平性実現も例外ではない。公共支出が子どもの貧困に与える影響を観察するための基盤となる仕組みを構築している国もある。例えば、ハンガリーでは、財務省が子どもへの潜在的な影響を評価するために使用する、子どもに重点を置いた予算編成の枠組みを構築している。南アフリカでは、Children's Institute が2005年児童法の規定の履行を目的として予算配分を監視している。

同時に、各国政府は計画立案と予算をより統合したアプローチを採用し、本章ですでに説明したように、分野の枠を越えて統合的にプログラムを実施することにより、投資効果を向上させることができる。

資金が不足し、政府開発援助や人道支援をめぐる競争が激しさを増す中、低・中所得国とその開発パートナーは資金不足を補い、より予測可能かつ多様な資金源を確保する新たな方法を模索している。対象を絞った短期的な投資によって、子どもや家族による重要なサービスとサポートへのアクセスを妨げている障壁を取り除くことはできるが、より持続的に資金を供給しなければ、そうした成果を長期にわたって維持することはできない。

今日、新たなパートナーシップが、公的資金と民間資金をどのように動員し、貧困世帯が子どもの医療費や教育費の支払いに利用できる現金給付から、第一線で活動するコミュニティの保健医療従事者の研修プログラムへの資金提供、少数民族や先住民コミュニティの幅広い教育プログラムの支援に至るまで、最も不利な状況に置かれた子どもたちのための支出にどのように直接つなげれば良いかを示している。

この新しいパートナーシップの最も有望な点は、最も疎外されている子どもやコミュニティに届けるワクチン、蚊帳、栄養補給剤などの必需品の開発と提供に充当する資金の新たな調達方法を見つけていることである。例えば、Power of Nutritionというパートナーシップは、民間資本 1 米ドルを他の投資家からの資金を確保することにより最大 6 倍まで増やす革新的なマッチング・メカニズムを利用して、栄養補給のため 10 億米ドルを調達することを目指している。同様に、UNITLIFE は採取業界に少額の徴収金を課すことによってサハラ以南のアフリカにおける栄養不良解消のための資金を拡大している。例えば、コンゴ共和国は、国営石油会社が販売する原油 1 バレルあたり 0.10 米ドルに相当する金額を拠出する。また HIV/ エイズ、結核およびマラリアと闘う世界的な保健イニシアチブの UNITAID（ユニットエイド）は、この 5 年間に資金の半分以上を航空券連帯税によって調達した。

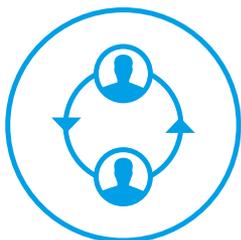
こうした革新的パートナーシップのうち最大の成功を収めている例として GAVI ワクチン・アライアンスが挙げられる。これは市場を形成し、開発途上国でワクチン接種をより手頃な費用で行えるようにする上で役立っている。例えば、GAVI は世界銀行、世界保健機関、ビル&メリンダ・ゲイツ財団およびユニセフと提携し、5 歳未満の子どもの主な死因である肺炎球菌性の疾患を予防するワクチンの開発、利用・普及を促進している。

資金調達の予測可能性の向上と持続的な投資の必要性は、人道的緊急事態の場合、より差し迫った重要性を持つ。紛争が長期化し、危機がより頻発および激化した場合、人道支援のニーズは格段に増大する。資金不足が深刻化する中、ドナー、政府、および国際機関は人道的活動の新たな資金調達方法を模索している。

緊急事態が発生する前に投資を行うことは、政府や国際機関の対応能力の強化につながり、高い投資効果を実現できる。干ばつや洪水に見舞われやすい地域に必需品を事前に配備し、国内でトレーニングやシミュレーションを実施することにより、緊急時にスタッフを増員する必要性が減り、調達および輸送コストが削減され、対応時間を迅速化し、二酸化炭素（CO₂）排出量を削減することさえできる。同様に、現地の保健制度やその他の基幹インフラへの投資は開発を強化するだけでなく、危機による影響と危機対応コストを削減することができる。

世界食糧計画（WFP）とユニセフは、英国国際開発省（DFID）の支援を受け共同調査を行ったが、ハイリスク下での人道支援を視野に入れて投資をすると、金銭的な投資還元率は平均 200% ということが分かった。これは、準備のための 1 米ドルの投資は、緊急事態が発生した場合の 2 米ドル以上の価値に相当することを意味する²⁸²。

より公平性を重視した投資を徹底することにより、最も不利な立場に置かれた子どもたちのためにリソースを最大限有効活用することは、持続的な開発目標に向けた取り組みの中でますます重要性が高まる。新たなグローバル目標は、政府に誰ひとりとして置き去りにすることがないように促し、最も困窮している人に恩恵が及ぶよう、政策、予算編成および公共支出の計画的な転換を求めている。



参加

子どもの公平性の実現はすべての人が取り組むべき課題である

定義によると、公平性に向けた開発はインクルーシブな（誰もが受け入れられる）開発である。伝統的なトップダウン方式による開発促進という、政府や国際機関がほぼ完全に主導権を握っていた垂直的なシステムは変化し始めている。開発はより水平的になり、複数のセクター、地域および年齢層にわたり、従来の参加の障壁を超越する。低・中所得国における協力、調整および協調の拡大に伴い、共通の課題に取り組むためのリソース、技術および知識の活発な交換が行われている。集団が情報を共有し、会員を拡大し、同じ目標を目指すパートナーの数が増える中、ソーシャル・メディアとデジタル技術が一般市民の関与のより迅速かつ効果的な組織化、拡大および維持を促している。

こうした新しい機会とチャンネルは、市民が自らの生活に影響する喫緊の問題について抗議するための手段となる。それは、社会から取り残され、顧みられないことのない人々の生活やニーズに関する貴重な洞察を政府に提供する。また重要なこととして、それは地方のキャンペーンから、変化を求め、公約に対するリーダーの説明責任を要求する強力な新しい手段を大衆に与える幅広い運動に至るまで、新たな時代の関与と大衆の参画を促進している。

このような緩やかに組織化された活動は地方、国家、地域または世界的レベルで行われることもあれば、互いに交わって行われることもある。インドにおける I Paid a Bribe の運動は、一般市民が自らの生活の範囲内で起こった政府役人の汚職事例を報告するためのウェブサイトとしてスタートしたが、インド国内および海外での政府の汚職問題と闘う運動へと急速に成長していった。

ナイジェリアの #bringbackourgirls キャンペーンは全世界に拡大しているが、過激派集団ボコ・ハラムによる数百人の女子生徒誘拐に抗議するアブジャのひとりの弁護士によるツイートから始まった。

栄養促進をさらに高める一環として
栄養のデモンストレーションに参加する
女性たち。(ブルキナファソ)

© UNICEF/UNI189376/Hubbard





モハマド・アブドラ・シャリフとその妻シリン・アジズ・アマと5人の子どもたち。イラクから逃れレスボスのスカラフレッツ村の近くでボランティアから支援を受けた。右側は難民と移住者の為のモリア収容センターでの彼ら家族の写真。(ギリシャ)

© UNICEF/UNI197504/Gilbertson VII
Photo

米国では、2014年、友人が不治の病である筋萎縮性側索硬化症（ALS）と診断されたことを受けて、大学生グループがアイス・バケツ・チャレンジを始めた。このオンラインによるチャレンジは、友人に24時間以内にバケツ1杯の氷水を頭からかぶり、そのまた友人にも同様のことをするように求めるか、ALS財団に寄付するかを求めるもので、このチャレンジにより現在までに1億1,500万米ドルの資金が集まり、治療のための資金調達に数百万人の人が参加した²⁸³。

「口コミで広げる」ことを意図せず、国内や地方の問題をグローバルな行動にしようとする意図していない運動もある。それでも、そうした運動は人々の生活に計り知れない影響を与えることがある。例えば、ネパールの屋外排泄を根絶する運動は国内における一部の最貧困地域の市民と市当局を動員し、短期間のうちに27の地区で屋外排泄を解消した。

運動は、最も不利な立場に置かれた子どもたちに恩恵を与えようとする政府の取り組みを支える強力な支援にもなりうる。例えば、Scaling-Up Nutrition（SUN）＜栄養拡大＞の活動は栄養不良の予防を世界的な優先課題にすることに成功したが、この成功は政府のコミットメントと、テクノロジーを利用して発育阻害の問題に注目を集め、変革のために団結した全世界の活動家と専門家のネットワークに支えられたリソースの強力な組み合わせによるものである。

どのような形態をとろうとも、運動にはそれぞれ異なる活動の仕方と新たなリーダーシップが必要とされる。真の運動は、中央政府や国連の意思決定者のオフィスからだけではなく、「内部」から主導されるものである。しかし政府、国際機関および市民社会は、環境保全、極度の貧困の撲滅、女性の権利推進、そして基本的に最も不利な状況に置かれている子どもたちが生涯にわたって公平な機会を実現するための機会の拡大といった共通の課題に、コミュニティと共に取り組む機会としてこうした運動を捉えなければならない。

公平性をすべての子どもたちに

情報とデータは、置き去りにされている子どもやコミュニティを特定し、そうした人々を支援する我々の取り組みが効果を発揮しているのかどうかをモニターする上で役立つ。分野の枠を越えた統合は、子どもたちの直面している複合的な剥奪や課題に対処してくれる。イノベーションは古くからある問題に新たな解決策を提供し、子どもやコミュニティが変化する世界の課題に対応する際の一助となる。投資は、公平性の観点からアプローチすることにより、最も不利な状況にある人たちの持続的な前進を約束する。子どもや青少年を含む、コミュニティの参加は、優先課題を定め、行動を起こす方法に変化をもたらしている。これらはいずれも、すべての子どもがより良い未来のために公平な機会を享受する、より公平性のある世界の構築へと導く道筋である。

公平性についての約束を履行することは可能である。子どもの機会の不公平性は、一世代で徹底的に削減することができる。

世界が国際開発に向けた意欲的かつ新しい過程に踏み出すとき、誰 1 人として置き去りにしないという誓約をスローガン以上のものにしなければならない。すべての子どもに公正な機会を提供することを、私たち全員が実践すべき原則としなければならない。

子どもの公平性を実現することは優先的な問題で、最も困窮している人に投資することは倫理的にも、戦略上も重要であるとの認識に立つ。

それは、子どもに必要な支援や基本的な機会へのアクセスを妨げている障害や障壁を克服するといった実際的な挑戦である。

それは、公平性を重視する政策、プログラムおよび公共支出を通じて、コミットメントを最も不利な状況に置かれている人々の生活を向上させる行動に転換する政治的意思の問題である。

それは、投資。どうすれば政府やドナーの資金を、もっとも疎外されている人たちのために振り分けられるかということである。

それは、紛争や子どもに対する暴力を根絶し、気象変動の影響に対処する約束を履行する、より広範なコミットメントである。

最後に、それは持続可能な未来、そして私たちの共通の運命はより公平性のある世界を実現できるかどうかにかかっていることを認識し、すべての人がより公平性のある世界の構築に参加することを求める、呼びかけである。

1. United Nations Children's Fund, *Narrowing the Gaps to Meet the Goals*, UNICEF, New York, September 2010.
2. United Nations Interagency Group for Child Mortality Estimation, *Levels & Trends in Child Mortality – Report 2015*, UNICEF, New York, September 2015, p. 3 (hereafter referred to as 'UN IGME 2015'). (以後“UN IGME”と表記) 同書
3. United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Beyond averages – learning from the MDGs*, No. 11, UNICEF, New York, June 2015, pp. 22, 26.
4. The projections in this paragraph were calculated for UNICEF by the Overseas Development Institute, 2015.
5. United Nations, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*, General Assembly Resolution A/RES/70/1, paragraph 4, United Nations, New York, 25 September 2015.
6. United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Global Humanitarian Overview 2016*, United Nations OCHA, New York 2015, p. 5.
7. United Nations High Commissioner for Refugees, *UNHCR Mid-Year Trends 2015*, UNHCR, Geneva, 2015, p. 3.
8. United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *Global Humanitarian Overview 2016*, United Nations OCHA, New York, December 2015, p. 3.
9. United Nations Children's Fund, *Humanitarian Action for Children 2016 – Overview*, UNICEF, New York, January 2016, pp. 3, 6–7.
10. United Nations Children's Fund, *Unless We Act Now: The impact of climate change on children*, UNICEF, New York, November 2015.
11. World Health Organization, *Quantitative Risk Assessment of the Effects of Climate Change on Selected Causes of Death, 2030s and 2050s*, WHO, Geneva, 2014.
12. Grant, James P., *The State of the World's Children 1980–81*, UNICEF, New York, n.d., p. 6.
13. UN IGME 2015.
14. World Health Organization, United Nations Children's Fund, United Nations Population Fund and the World Bank, *Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2015 – Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division*, WHO, Geneva, November 2015.
15. United Nations Children's Fund, *Committing to Child Survival: A Promise Renewed – Progress report 2015*, UNICEF, New York, September 2015 (hereafter referred to as 'APR 2015'), (以後“APR2015”と表記) p. 35.
16. United Nations Children's Fund, *Narrowing the Gaps to Meet the Goals*, UNICEF, New York, September 2010.
17. APR 2015, p. 35.
18. APR 2015, pp. 28, 29.
19. The World Bank, *World Development Report: Conflict, security, and development*, The World Bank, Washington, D.C., 2011, p. 62.
20. APR 2015, p. 32.
21. UN IGME 2015.
22. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2012: Children in an urban world*, UNICEF, New York, February 2012. ※[世界子供白書2012]
23. Save the Children, *A Devastating Toll: The impact of three years of war on the health of Syria's children*, Save the Children, London, March 2014, p. iv.
24. United Nations Children's Fund, *Unless We Act Now: The impact of climate change on children*, UNICEF, New York, November 2015, p. 8.
25. 同書
26. World Health Organization, *Preventing Diarrhoea through Better Water, Sanitation and Hygiene: Exposures and impacts in low- and middle-income countries*, WHO, Geneva, December 2014.
27. Ezeh, Osita K., et al., 'The Impact of Water and Sanitation on Childhood Mortality in Nigeria: Evidence from Demographic and Health Surveys, 2003–2013', *International Journal of Environmental Research and Public Health*, vol. 11, no. 9, September 2014, pp. 9256–9272.
28. Nepal National Sanitation and Hygiene Coordination Committee, 'Nepal Country Paper on Sixth South Asian Conference on Sanitation (SACOSAN-VI)', Dhaka, January 2016, p. 17.
29. United Nations Children's Fund, *Annual Results Report 2014: Water, sanitation and hygiene*, UNICEF, New York, June 2015, p. 3.
30. UN IGME 2015.
31. APR 2015, p. 19.
32. World Health Organization, United Nations Children's Fund, United Nations Population Fund and the World Bank, *Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2015 – Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division*, WHO, Geneva, November 2015.
33. Victora, Cesar G., et al., 'Countdown to 2015: A decade of tracking progress for maternal, newborn, and child survival', *The Lancet*, October 2015, pp. 1–2.
34. You, Danzhen, et al., 'Global, Regional, and National Levels and Trends in Under-5 Mortality between 1990 and 2015, with Scenario-Based Projections to 2030: A systematic analysis by the UN Inter-agency Group for Child Mortality Estimation', *The Lancet*, vol. 386, no. 10010, pp. 2275–2286, December 2015.
35. 同書
36. United Nations Children's Fund, *Levels and Trends in Child Mortality*, UNICEF, New York, 2015, pp. 20, 26.
37. Wang, Yanping, et al., 'Under-5 mortality in 2851 Chinese Counties, 1996–2012: A subnational assessment of achieving MDG 4 goals in China', *The Lancet*, vol. 387, no. 10015, January 2016, pp. 273–283.
38. APR 2015, p. 9.
39. Bangladesh (DHS 2014), Indonesia (DHS 2012), India (DHS 2005–2006), Philippines (DHS 2013).
40. Lawn, Joy E., et al., 'Every Newborn: Progress, priorities, and potential beyond survival', *The Lancet*, vol. 384, no. 9938, July 2014, pp. 189–205.
41. UNICEF global databases, 2016.
42. United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Beyond Averages – Learning from the MDGs*, No. 11, UNICEF, New York, June 2015.
43. APR 2015.
44. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2013/14 – Teaching and Learning: Achieving quality for all*, UNESCO, Paris, pp. 158–159.
45. United Nations Children's Fund, *Ending Child Marriage: Progress and prospects*, UNICEF, New York, 2014, p. 6.
46. 同書 p. 4
47. United Nations Children's Fund, *A Profile of Child Marriage in Africa*, UNICEF, New York, 2015.
48. World Health Organization, 'Adolescent pregnancy', Fact Sheet No. 364, WHO, Geneva, Updated September 2014.
49. United Nations Children's Fund, *Committing to Child Survival: A Promise Renewed – Progress report 2014*, UNICEF, New York, September 2014, p. 34.
50. DeFranco, Emily A., Shelley Ehrlich and Louis J. Muglia, 'Influence of interpregnancy interval on birth timing', *British Journal of Obstetrics & Gynaecology*, vol. 121, no. 13, December 2014, pp. 1633–1641.
51. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, 'World Contraceptive Patterns 2015', United Nations, New York, 2015.
52. United Nations Population Fund, *Adding It Up: The costs and benefits of investing in sexual and reproductive health*, UNFPA, 2014, p. 4.
53. World Health Organization, *Every Newborn: An action plan to end preventable deaths*, WHO, Geneva, June 2014, p. 17.
54. UNICEF Global databases 2016.
55. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2016: A fair chance for every child*, Table 13, New York, 2016. ※[世界子供白書2016] 表13
56. United Nations Children's Fund, *Progress for Children – Beyond Averages: Learning from the MDGs*, No. 11, UNICEF, New York, June 2015, p. 2
57. UNICEF Global databases 2016.
58. Bangladesh DHS 2014; Pakistan DHS 2012–2013; Eritrean Population and Health Survey 2010.
59. MDG survey 2012–2013.
60. Central Statistical Agency (Ethiopia) and ICF International, 2012; *Ethiopia Demographic and Health Survey 2011*, Addis Ababa, Ethiopia, and Calverton, Maryland, USA; Central Statistical Agency and ICF International, p. 143.
61. UNICEF Regional Office for CEE/CIS, 'Realizing the Rights of Roma Children and Women in Bosnia and Herzegovina, the former Yugoslav Republic of Macedonia, and Serbia: Summary analysis of key findings from MICS surveys in Roma settlements in the three countries', UNICEF Regional Office for CEE/CIS, issue 2, 2014.
62. Mathews, T. J., Marian F. MacDorman and Marie E. Thoma, 'Infant Mortality Statistics From the 2013 Period: Linked birth/infant death data set', Division of Vital Statistics, National Vital Statistics Reports, vol. 64, no. 9, August 2015, pp. 3–4.
63. 同書 p. 6
64. APR 2015, p. 12.
65. Victora, Cesar G., et al., 'Breastfeeding in the 21st Century: Epidemiology, mechanisms, and lifelong effect', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, pp. 475–490, January 2016.
66. John Hopkins University, the Office of the UN Special Envoy for the health-MDGs, the World Bank, Partners in Health, Last Mile Health, the Clinton Foundation, ALMA, the Governments of Ethiopia and Liberia, *Strengthening Primary Health Care through Community Health Workers: Investment case and financing recommendations*, New York, July 2015.
67. 同書 p. 14
68. Doherty, Tanya, et al, 'Assessment of Malawi's Success in Child Mortality Reduction through

*参考文献は、原典にあたるように英文のままにしてあります。ユニセフ発行のもので、日本語の資料がウェブサイト上にあるものは※印とタイトル名をつけてあります。

- the Lens of the Catalytic Initiative Integrated Health Systems Strengthening Programme: Retrospective evaluation', *Journal of Global Health*, vol. 5, no. 2, November 2015.
70. APR 2015, p. 39.
 71. World Health Organization, *World Malaria Report 2015*, WHO, December 2015.
 72. World Health Organization, 'Measles', Fact Sheet WHO/286, WHO, Geneva, Updated March 2016.
 73. Email communication from UNICEF Malawi, 23 March 2016.
 74. UNICEF projection, based on UN IGME 2015, p. 6.
 75. UNICEF projection, based on APR 2015, pp. 61–64.
 76. UNICEF projection, based on APR 2015, p. 64.
 77. UNICEF analysis based on UN IGME 2015.
 78. UNICEF projection, based on APR 2015, p. 63.
 79. Calculation based on APR 2015, p. 63: Between 2016 and 2030, 2.1 billion children will be born around the world and sub-Saharan Africa will see 620 million births.
 80. UNICEF projection based on APR 2015, p. 63.
 81. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Population Prospects: The 2015 revision*, United Nations, New York, 2015.
 82. Alkema, Leontine, et al., 'Global, Regional, and National Levels and Trends in Maternal Mortality between 1990 and 2015, with Scenario-based Projections: A systematic analysis by the UN Maternal Mortality Estimation Inter-Agency Group', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, January 2016, p. 10; World Health Organization, United Nations Children's Fund, United Nations Population Fund and the World Bank, *Trends in Maternal Mortality: 1990 to 2015 – Estimates by WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group and the United Nations Population Division*, WHO, Geneva, November 2015, p. 54.
 83. Liu, Li, et al., 'Global, regional, and national causes of child mortality in 2000–13, with projections to inform post-2015 priorities: an updated systematic analysis', *The Lancet*, vol. 385, no. 9966, October 2014.
 84. UNICEF analysis based on UN IGME 2015.
 85. APR 2015, pp. 62–70.
 86. APR 2015, p. 70.
 87. APR 2015, p. 62.
 88. Mikkelsen, Lene, et al., 'A Global Assessment of Civil Registration and Vital Statistics Systems: Monitoring data quality and progress', *The Lancet*, vol. 386, no. 10001, October 2015, pp. 1395–1406.
 89. United Nations Children's Fund, *Every Child's Birth Right: Inequities and trends in birth registration*, UNICEF, New York, 2013.
 90. World Health Organization, 'Working Group on Accountability for Results: Final Paper', Commission on Information and Accountability for Women's and Children's Health, WHO, May 2011.
 91. World Bank/WHO, *Global Civil Registration and Vital Statistics Scaling up Investment Plan 2015–2024*, World Bank/WHO, May 2014.
 92. Stenberg, Karin, et al., 'Advancing Social and Economic Development by Investing in Women's and Children's Health: A new Global Investment Framework', *The Lancet*, vol. 383, no. 9925, pp. 1333–1354, April 2014.
 93. 同書
 94. United Nations, *The Global Strategy For Women's, Children's and Adolescents' Health (2016–2030): Survive, thrive, transform, Every Woman Every Child*, United Nations, New York, 2015, p. 9.
 95. Ozawa, Sachiko, et al., 'Return On Investment From Childhood Immunization In Low- And Middle-Income Countries, 2011–20', *Health Affairs*, vol. 35, no. 2, pp. 199–207, February 2016.
 96. 同書
 97. African Union Commission, NEPAD Planning and Coordinating Agency, UN Economic Commission for Africa, and UN World Food Programme, *The Cost of Hunger in Africa: Social and economic impact of child undernutrition in Egypt, Ethiopia, Swaziland and Uganda – Abridged Report*, UNECA, Addis Ababa, 2014, p. 4.
 98. Rollins, Nigel C., et al., 'Why Invest, and What It Will Take to Improve Breastfeeding Practices?', *The Lancet*, vol. 387, no. 10017, pp. 491–504, January 2016.
 99. Stenberg, Karin, et al., 'Advancing Social and Economic Development by Investing in Women's and Children's Health: A new global Investment framework', *The Lancet*, vol. 383, no. 9925, pp. 1333–1354, April 2014.
 100. Chopra, Mickey, et al., 'Ending of Preventable Deaths from Pneumonia and Diarrhoea: An achievable goal', *The Lancet*, vol. 381, no. 9876, April–May 2013, pp. 1499–1506.
 101. Black, Robert E., et al., 'Maternal and Child Nutrition: Building momentum for impact', *The Lancet*, vol. 382, no. 9890, August 2013.
 102. World Health Organization, 'Achieving the Health-Related MDGs. It Takes a Workforce!', WHO, Geneva, February 2016.
 103. Campbell, Jim, et al., 'A Universal Truth: No health without a workforce – Forum Report' (Third Global Forum on Human Resources for Health, Recife, Brazil), Global Health Workforce Alliance and World Health Organization, Geneva, 2013.
 104. John Hopkins University, the Office of the UN Special Envoy for the health-MDGs, the World Bank, Partners in Health, Last Mile Health, the Clinton Foundation, ALMA, the Governments of Ethiopia and Liberia, *Strengthening Primary Health Care through Community Health Workers: Investment case and financing recommendations*, New York, July 2015.
 105. World Health Statistics 2015, WHO, p. 116.
 106. Boozary, Andrew S., et al., 'The Ebola Outbreak, Fragile Health Systems, and Quality as a Cure', *The Journal of the American Medical Association*, vol. 312, no. 18, pp. 1859–1860, November 2014.
 107. Statistics Indonesia (Badan Pusat Statistik—BPS), National Population and Family Planning Board (BKKBN), and Kementerian Kesehatan (Kemenkes—MOH), and ICF International. 2013. Indonesia Demographic and Health Survey 2012. Jakarta, Indonesia: BPS, BKKBN, Kemenkes, and ICF International.
 108. Liberia Health System Assessment, 2015, p. 28.
 109. 'What Steps Countries Are Taking to Implement Pro-Poor Universal Health Coverage? – A background document prepared for The Bellagio Workshop on Pro-Poor Universal Health Coverage', Evans, David, Naomi Beyeler and Alix Beith, July 2015, p. 11.
 110. World Health Organization, *The World Health Report – Health Systems Financing: The path to universal coverage*, WHO, Geneva, 2010.
 111. 同書
 112. The Royal Institute of International Affairs, *Shared Responsibilities for Health: A coherent global framework for health financing, Final Report of the Centre on Global Health Security Working Group on Health Financing*, Chatham House, London, May 2014.
 113. Martin, Roma, et al., 'Addressing Inequality in South Asia', South Asia Development Forum, World Bank Group, Washington, D.C., 2015.
 114. Greenhill, Romilly, et al., *Financing the Future: How international public finance should fund a global social compact to eradicate poverty*, Overseas Development Institute, London, April 2015.
 115. Save the Children, The Rockefeller Foundation, UNICEF and the World Health Organization, *Universal Health Coverage: A commitment to close the gap*, Save the Children Fund, London, September 2013, p. 39.
 116. Lindelow, Magnus, and Edson C. Araujo, Brazil – Universal Health Coverage for 'Inclusive and Sustainable Development: Country summary report', Working Paper 91214, The World Bank Group, Washington, D.C., September 2014.
 117. Health Insurance System Research Office, *Thailand's Universal Coverage Scheme: Achievements and challenges – An Independent Assessment of the First 10 Years (2001–2010): Synthesis report*, Health Insurance System Research Office, May 2012, pp. 11, 19.
 118. Tangcharoensathien, Viroj, et al., 'Promoting Universal Financial Protection: How the Thai universal coverage scheme was designed to ensure equity', *Health Research Policy and Systems*, vol. 11, no. 25, August 2013, p. 12.
 119. Makaka, Andrew, Sarah Breen and Agnes Binagwaho, 'Universal Health Coverage in Rwanda: A report of innovations to increase enrolment in community-based health insurance', *The Lancet*, vol. 380, Special Issue, S7, October 2012.
 120. GAVI, The Vaccine Alliance, 'Immunisation Leaders Call for Increased Political Support for Immunisation in Pakistan', GAVI, The Vaccine Alliance Secretariat, Geneva, February 2015.
 121. Behrman, Jere R., Yingmei Cheng and Petra E. Todd, 'Evaluating Preschool Programs When Length of Exposure to the Program Varies: A nonparametric approach', *Review of Economics and Statistics*, vol. 86, no. 1, February 2004, pp. 108–132.
 122. Gertler, Paul, et al., 'Labor Market Returns to Early Childhood Stimulation: A 20-year follow up to an experimental intervention in Jamaica', Policy Research Working Paper no. 6529, World Bank, Washington D.C., July 2013, p. 2.
 123. Heckman, James J., 'The Economics of Inequality: The value of early childhood education', *American Educator*, Spring 2011, p. 32.
 124. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, EFA Global Monitoring Report and UNESCO Institute for Statistics, 'A Growing Number of Children and Adolescents Are Out of School as Aid Fails to Meet the Mark', Policy Paper 22, Fact Sheet 31, UNESCO and UIS, Paris and Montreal, July 2015.
 125. United Nations Children's Fund, *Early Childhood Development: A statistical snapshot – Building better brains and sustainable outcomes for children*, UNICEF,

- New York, September 2014, p. 7.
126. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, EFA Global Monitoring Report and UNESCO Institute for Statistics, 'A Growing Number of Children and Adolescents Are Out of School as Aid Fails to Meet the Mark', Policy Paper 22, Fact Sheet 31, UNESCO and UIS, Paris and Montreal, July 2015.
 127. 同書 p. 4
 128. A UNICEF projection based on 2013 enrolment data from UNESCO Institute for Statistics; United Nations Department of Economic and Social Affairs, *World Population Prospects: The 2015 revision, UN DESA*, Population Division, New York, 2015.
 129. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report*, 'How Long Will it Take to Achieve Universal Primary and Secondary Education?', Technical background note for the Framework for Action on the post-2015 education agenda, UNESCO, Paris, May 2015, p. 3.
 130. 同書
 131. 同書
 132. UNESCO Institute for Statistics and United Nations Children's Fund, *Fixing the Broken Promise of Education for All: Findings from the Global Initiative on Out-of-School Children*, UIS, Montreal, 2015, p. 101.
 133. United Nations Children's Fund, *Early Childhood Development: A statistical snapshot – Building better brains and sustainable outcomes for children*, UNICEF, New York, September 2014, p. 7.
 134. United Nations Children's Fund China, *What Matters to UNICEF China*, UNICEF, Beijing, 2014, p. 11.
 135. United Nations Children's Fund, *Early Childhood Development: A statistical snapshot – Building better brains and sustainable outcomes for children*, UNICEF, New York, September 2014, p. 7.
 136. Dabla-Norris, Era, et al., *Causes and Consequences of Income Inequality: A global perspective*, International Monetary Fund, Washington, D.C., June 2015, p. 17.
 137. UNESCO World Inequality Database on Education (WIDE).
 138. United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Beyond Averages – Learning from the MDGs*, No. 11, UNICEF, New York, June 2015, p. 19.
 139. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2015: 2000–2015 – Achievements and challenges*, UNESCO, Paris, March 2015, p. 83.
 140. UNESCO Institute for Statistics database. Note: Government of Pakistan's Academy of Educational Planning and Management, *Pakistan Education Statistics 2014–2015*, AEPAM, Islamabad, February 2016. Page 1 indicates that there are more than 6 million children of primary school age out of school.
 141. Malik, Rabeya, and Pauline Rose, *Financing Education in Pakistan Opportunities for Action, Country Case Study for the Oslo Summit on Education for Development*, 2015, p. 5.
 142. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2013/14: Teaching and learning – Achieving quality for all*, UNESCO, Paris, 2014, pp. 5, 19.
 143. United Nations Children's Fund, *Early Childhood Development: A statistical snapshot – Building Better Brains and Sustainable Outcomes for Children*, UNICEF, New York, 23 September 2014, p. 7; and UNICEF global databases, 2014, based on MICS and DHS, 2009–2012.
 144. United Nations Children's Fund, *Early Childhood Development: A statistical snapshot – Building better brains and sustainable outcomes for children*, UNICEF, New York, 23 September 2014, p. 7.
 145. United Nations Children's Fund, *Progress for Children: Beyond Averages – Learning from the MDGs*, No. 11, UNICEF, New York, June 2015, p. 53.
 146. Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, 'How Can Education Systems Become Equitable by 2030?', DFID think pieces – Learning and equity, United Kingdom Department for International Development, London, August 2015, pp. 12–14.
 147. 同書 p. 14
 148. Schady, Norbert, et al., 'Wealth Gradients in Early Childhood Cognitive Development in Five Latin American Countries', *Journal of Human Resources*, vol. 50, no. 22015, pp. 446–463.
 149. Oviedo, Maria, Ariel Fiszbein and Federico Sucre, 'Learning For All: An Urgent Challenge in Latin America', Commission For Quality Education For All Background Paper', The Dialogue Leadership for the Americas, Washington, D.C., July 2015, p. 4.
 150. Uwezo Kenya, *Are Our Children Learning?: Annual Learning Assessment Report*, Uwezo Kenya, Nairobi, 2012, p. 3.
 151. Uwezo, Uganda, *Are Our Children Learning?: Annual learning assessment report*, Uwezo Uganda, Kampala, 2012, p. 14.
 152. 同書 p. 3
 153. Organisation for Economic Co-operation and Development, *PISA 2012 Results in Focus: What 15-year-olds know and what they can do with what they know*, OECD, Paris, 2014, pp. 4–5.
 154. Bos, Maria Soledad, Alejandro J. Ganimian and Emiliana Vegas, *América Latina en PISA 2012: ¿Cómo se desempeñan los estudiantes pobres y ricos?* Washington, D.C., Inter-American Development Bank, 2013, quoted in Oviedo, M., Ariel Fiszbein and Federico Sucre, 'Learning For All: An Urgent Challenge in Latin America', Commission For Quality Education For All Background Paper, The Dialogue Leadership for the Americas, Washington, D.C., July 2015, p. 4.
 155. International Labour Organization, *Global Employment Trends for Youth 2015: Scaling up investments in decent jobs for youth*, ILO, Geneva, 2015, p.33.
 156. Steer, Liesbet, Hafez Ghanem, Maysa Jalbout, et al., *Arab Youth: Missing Educational Foundations for a Productive Life?*, The Center for Education at the Brookings Institution, Washington, D.C., February 2014, p. 16.
 157. Oviedo, Fiszbein and Sucre, 'Learning For All', p. 10.
 158. Organisation for Economic Co-operation and Development, *Equity and Quality in Education Supporting Disadvantaged Students and Schools*, OECD, Paris, 2012, p. 80.
 159. Organisation for Economic Co-operation and Development, *Education at a Glance 2014: OECD indicators*, OECD, Paris, 2014, p. 9.
 160. 同書 p. 14
 161. Email from UNICEF Tunisia, 4 March 2016.
 162. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization Institute for Statistics, *EFA Global Monitoring Report 2012: Youth and skills – Putting education to work*, UNESCO, Paris, March 2012, p. 16.
 163. Nicolai, Susan, et al., *Education Cannot Wait: Proposing a fund for education in emergencies*, Overseas Development Institute, London, May 2016, p. 7.
 164. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report*, 'Humanitarian Aid for Education: Why it matters and why more is needed', Policy Paper 21, UNESCO, Paris, June 2015, p. 3.
 165. United Nations Children's Fund Regional Office for the Middle East and North Africa, *Education under Fire: How conflict in the Middle East is depriving children of their schooling*, UNICEF, Amman, September 2015, p. 4, 12.
 166. The Global Coalition to Protect Education from Attack, *Education under Attack 2014*, The Global Coalition to Protect Education from Attack Secretariat, New York, 2014, p. 8.
 167. United Nations, Children and Armed Conflict: Report of the Secretary-General, A/69/926–S/2015/409, United Nations, New York, 5 June 2015, pp. 2, 39 and 40.
 168. United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, *2016 Humanitarian Response Plan, Nigeria*, OCHA, New York, December 2015, p. 5.
 169. United Nations, Children and Armed Conflict, Report of the Secretary-General, A/69/926–S/2015/409, United Nations, New York, 5 June 2015, pp. 2, 6, 9.
 170. Multiple Indicator Cluster Surveys 2001 and 2010; Demographic Health Surveys 2007 and 2013–2014.
 171. Crawford, Nicholas, et al., *Protracted Displacement: Uncertain paths to self-reliance in exile*, Overseas Development Institute, London, September 2015, p. 1.
 172. United Nations Children's Fund, *Unless We Act Now: The impact of climate change on children*, UNICEF, New York, November 2015, pp. 25, 32.
 173. United Nations Children's Fund, 'Cyclone Pam Humanitarian Situation Report 7', March 2015.
 174. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *Pacific Education for All: 2015 review*, UNESCO, Paris, 2015, pp. 53, 64.
 175. United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs, Financial Tracking Service, <<https://fts.unocha.org/pageloader.aspx?page=emergency-globalOverview&year=2016>>, accessed 3 June 2016.
 176. Nicolai, Susan, and Sébastien Hine, *Investment for Education in Emergencies: A review of evidence*, Overseas Development Institute, London, February 2015, p. 10.
 177. United Nations Division of Economic and Social Affairs, 'Youth Population Trends and Sustainable Development', No. 2015/1, UN DESA, New York, May 2015, p. 1.
 178. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015, p. 13.
 179. United Nations Division of Economic and Social Affairs, 'Youth Population Trends and Sustainable Development', No. 2015/1, UN DESA, New York, May 2015, p. 1.
 180. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015, pp. 8–9.
 181. Montenegro, Claudio E., and Harry Anthony Patrinos, 'Comparable Estimates of Returns

- to Schooling around the World', Policy Research Working Paper 7020, The World Bank, Washington, D.C., 2014, p. 16.
182. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2013/14: Teaching and Learning – Achieving quality for all*, UNESCO, Paris, 2014, pp. 140–185.
 183. 同書 p. 175
 184. Cunningham, Hugh, and Pier Paolo Viazzo, eds., *Child Labour in Historical Perspective: 1800–1985 – Case studies from Europe, Japan and Colombia*, UNICEF International Child Development Centre and Istituto degli Innocenti, Florence, 1996.
 185. Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann, *Education Quality and Economic Growth*, The World Bank, Washington, D.C., 2007, p. 1.; and Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann, 'The Role of Cognitive Skills in Economic Development', *Journal of Economic Literature*, vol. 46, no. 3, 2008, pp. 607–668.
 186. Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann *Universal Basic Skills: What countries stand to gain*, OECD Publishing, Paris, 2015, p. 10.
 187. Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann, *Education Quality and Economic Growth*, The World Bank, Washington, D.C., 2007, p. 1.; and Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann, 'The Role of Cognitive Skills in Economic Development', *Journal of Economic Literature*, vol. 46, no. 3, 2008, pp. 607–668.
 188. United Nations Children's Fund, 'Bilan de Compétences – Enfants à l'Entrée au Primaire au Cap Vert', UNICEF, Cabo Verde, 2013, p. 46.
 189. Berlinski, Samuel, Sebastian Galiani and Paul Gertler, 'The Effect of Pre-primary Education on Primary School Performance', *Journal of Public Economics*, vol. 93, no.1–2, February 2009, pp. 219–234, section 4.5 and section 6.
 190. Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, 'How Can Education Systems Become Equitable by 2030?', August 2015.
 191. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015, p. 27.
 192. Bangladesh Institute of Development Studies, *Impact Evaluation Study of Reaching Out-of-School Children (ROSC) Project of the Ministry of Primary and Mass Education*, Bangladesh Institute of Development Studies, Dhaka, June 2014, p. 9.
 193. United Nations Children's Fund, *EduTrac: Tracking and monitoring education*, UNICEF, New York, March 2013.
 194. United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2015: Reimagine the future*, UNICEF, New York, 2014. ※[世界子供白書2015]
 195. United Nations Children's Fund, "It's about ability" Campaign Results in 80 Per Cent of Citizens Supporting Inclusive Education', UNICEF, New York, February 2016; and United Nations Children's Fund, *The State of the World's Children 2013: Children with disabilities*, UNICEF, New York, May 2013, p. 13. ※[世界子供白書2013] p. 13
 196. United Nations Children's Fund, *UNICEF Annual Report 2014: Montenegro*, UNICEF, New York, 2014, p. 5. ※[ユニセフ年次報告2014]
 197. Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, 'How Can Education Systems Become Equitable by 2030?', p. 15.
 198. Martin, Gayle, H., and Obert Pimhidzai, *Service Delivery Indicators Kenya: Education and health*, the World Bank, Washington, D.C., July 2013, pp.10–11.
 199. Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, 'How Can Education Systems Become Equitable by 2030?', pp. 13, 23.
 200. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015, p. 66.
 201. United Nations Children's Fund, 'Advancing WASH in Schools Monitoring', Working Paper, UNICEF, New York, 2015, pp. 17, 20.
 202. UNESCO Institute for Statistics, January 2015.
 203. Muralidharan, Karthik, 'Priorities for Primary Education Policy in India's 12th Five-year Plan', *India Policy Forum 2013*, vol. 9, National Council of Applied Economic Research and the Brookings Institution, New Delhi, 2013. pp.15–16; and Banerjee, Abhijit, V., et al., 'Remedying Education: Evidence from two randomized experiments in India', *The Quarterly Journal of Economics*, vol. 122, no. 3, pp. 1235–1264.
 204. Rose, Pauline, and Benjamin Alcott, 'How Can Education Systems Become Equitable by 2030?', p. 23.
 205. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2013/14: Teaching and Learning – Achieving quality for all*, UNESCO, Paris, 2014, pp. 186, 223.
 206. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report 2015: 2000–2015 – Achievements and challenges*, UNESCO, Paris, March 2015, p. 242.
 207. The World Bank, 'Government expenditure on education as % of GDP (%)', The World Bank, Washington, D.C., February 2016.
 208. Government of Pakistan Ministry of Finance, *Pakistan Economic Survey 2014–2015*, Government of Pakistan, Islamabad, March 2016, p. 171. Note: The World Bank puts the figure at 2.5 per cent. The World Bank, 'Government expenditure on education as % of GDP (%)', The World Bank, Washington, D.C., February 2016.
 209. Steer, Lisbeth, and Katie Smith, *Financing Education: Opportunities for global action*, Center for Universal Education at the Brookings Institution, Washington, D.C., June 2015, p. 23.
 210. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015, p. 59.
 211. Organisation for Economic Co-operation and Development, *Education Policy Outlook Chile*, OECD, Paris, November 2013, p. 8.
 212. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, January 2015.
 213. United Nations Children's Fund, 'Rapport final d'évaluation du Programme Appui d'Urgence à l'Éducation Nationale Malgache (AUENM)', Internal Evaluation Report, UNICEF, June 2015.
 214. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, *EFA Global Monitoring Report*, 'Pricing the Right to Education: The cost of reaching new targets by 2030', Policy Paper 18, UNESCO, Paris, July 2015, p. 4. 単位は2012年時点の米ドルであった。
 215. 同書
 216. Steer, Lisbeth, and Katie Smith, *Financing Education: Opportunities for global action*, Center for Universal Education at the Brookings Institution, Washington, D.C., June 2015, p. 70;
 217. United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization and UNESCO Institute for Statistics, 'A Growing Number of Children and Adolescents Are Out of School as Aid Fails to Meet the Mark', Policy Paper 22, Fact Sheet 31, UNESCO and UIS, Paris and Montreal, July 2015.
 218. Crawford, Nicholas, et al., *Protracted Displacement: Uncertain paths to self-reliance in exile*, Overseas Development Institute, London, September 2015, pp. 2–3.
 219. Nicolai, Susan, et al., Education Cannot Wait: Proposing a fund for education in emergencies, Overseas Development Institute, London, May 2016, pp. 9–10.
 220. Organisation for Economic Co-operation and Development, *Equity and Quality in Education Supporting Disadvantaged Students and Schools*, OECD, Paris, 2012, p. 15.
 221. Hanushek, Eric A., and Ludger Wößmann, *Universal Basic Skills: What countries stand to gain*, OECD Publishing, Paris, 2015, p. 12.
 222. Wales, Joseph, et al., *Improvements in the Quality of Basic Education: Chile's experience*, Overseas Development Institute, London, July 2014, p.8.
 223. Ferreira, Francisco H. G., et al., *A Global Count of the Extreme Poor in 2012: Data issues, methodology and initial results*, Policy Research Working Paper 7432, World Bank, Washington, D.C., October 2015.
 224. Regional aggregates from the World Bank PovcalNet.
 225. Economic and Social Commission for Western Asia, *The Arab Millennium Development Goals Report: Facing challenges and looking beyond 2015*, ESCWA, August 2013, p. 3.
 226. Economic and Social Commission for Western Asia, *Conflict in the Syrian Arab Republic: Macroeconomic implications and obstacles to achieving the Millennium Development Goals*, ESCWA, June 2014, p. 27.
 227. Verme, Paolo, et al., *The Welfare of Syrian Refugees: Evidence from Jordan and Lebanon*, World Bank and United Nations Refugee Agency, December 2015, p. xvi.
 228. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Population Prospects: The 2015 revision*, UN DESA, New York, 2015.
 229. ODI calculations for UNICEF based on data from the World Bank and UN DESA.
 230. ODI calculations for UNICEF based on data from the World Bank.
 231. The World Bank PovcalNet.
 232. ODI calculations for UNICEF based on data from The World Bank.
 233. The World Bank, *Shifting Gears to Accelerate Shared Prosperity in Latin America and the Caribbean*, World Bank, Washington, D.C., June 2013, p. 9. Note: 極度の貧困とは、この場合、1日2.50米ドル未満で暮らすことをいう。貧困に陥る可能性があるとは、1日4.10米ドル以下で暮らすことを言う。
 234. Stampini, M., et al., 'Poverty, Vulnerability and the Middle Class in Latin America', Working Paper Series No. 591, Inter-American Development Bank, Washington, D.C., May 2015.
 235. UNICEF Office of Research, 'Children of the Recession: The impact of the economic crisis on child well-being in rich countries', Innocenti Report Card 12, UNICEF Office of Research, Florence, September 2014.

236. Ortiz, Isabel, and Matthew Cummins, eds., *A Recovery for All: Rethinking socio-economic policies for children and poor households*, UNICEF, Division of Policy and Practice, New York, 2012.
237. UNICEF Office of Research, 'Children of the Recession: The impact of the economic crisis on child well-being in rich countries', Innocenti Report Card 12, UNICEF Office of Research, Florence, September 2014.
238. 同書 p. 9
239. Alkire, Sabina, et al., *Global Multidimensional Poverty Index 2015 Summary*, Oxford Poverty & Human Development Initiative, Oxford, June 2015, p. 1.
240. de Milliano, Marlous, and Ilze Plavgo, 'Analysing Child Poverty and Deprivation in sub-Saharan Africa', Office of Research Working Paper: WP-2014-19, UNICEF Office of Research, Florence, November 2014, p. 18.
241. ECLAC-UNICEF, *La pobreza infantil en América Latina y el Caribe*, CEPAL, Chile, December 2010.
242. The World Bank, *World Development Report: Conflict, security, and development*, World Bank, Washington, D.C., 2011, p. 62
243. United Nations Children's Fund, *Unless We Act Now: The impact of climate change on children*, UNICEF, New York, November 2015, p. 33.
244. Fotso, Jean-Christophe, 'Child health Inequities in Developing Countries: Differences across urban and rural areas', *International Journal for Equity in Health*, vol. 5, no. 9, 2006, p. 8.
245. United Nations Children's Fund and Informal Settlements Development Facility, Egypt, *Multidimensional Child Poverty in Slums and Unplanned Areas in Egypt*, UNICEF Egypt and ISDF, Cairo, 2013, p. 1.
246. United Nations Children's Fund China, *What Matters to UNICEF China*, UNICEF China, 2014, p. 11.
247. United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division, *World Urbanization Prospects: The 2014 revision*, UN DESA, New York, 2014, p. 2.
248. International Labour Organization, 'Decent Work and the Informal Economy: A policy resource guide', ILO, March 2013, p. 329.
249. 同書 p. 30
250. Jiang, Yang, Mercedes Ekono and Curtis Skinner, 'Basic Facts About Low-Income Children: Children under 18 years, 2013', Fact Sheet, National Center for Children in Poverty, Mailman School of Public Health, Columbia University, New York, January 2015, pp. 1–4.
251. UNICEF Regional Office for Central and Eastern Europe and the Commonwealth of Independent States (CEE/CIS), Education Section, *The Right of Roma Children to Education: Position paper*, UNICEF Regional Office for CEE/CIS, Geneva, 2011.
252. FRA European Union Agency for Fundamental Rights, *Poverty and Employment: The situation of Roma in 11 EU Member States*, European Union Agency for Fundamental Rights, Vienna, 2014, p. 12.
253. 同書
254. 同書 p. 37
255. Fanjul, Gonzalo, 'Child poverty and inequality in rich countries', Background Paper for *The State of the World's Children 2016*, UNICEF, 2015, p. 4, citing statistics from Eurostat (not published).
256. 同書
257. Internal analysis by UNICEF Social Protection for *2015 Annual Results Report* (not yet published).
258. Fiszbein, Ariel, Ravi Kanbur and Ruslan Yemtsov, *Social Protection, Poverty and the Post-2015 Agenda*, World Bank, Washington, D.C., May 2013, p. 12.
259. Soares, Fabio Veras, et al., *Cash Transfer Programmes in Brazil: Impacts on inequality and poverty*, United Nations Development Programme, June 2006, p. 1.
260. De Neubourg, Chris, Bruno Martarano and Marco Sanfilippo, *The Impact of Social Protection on Children: A review of the literature*, UNICEF Office of Research, Florence, June 2012, p. 12.
261. Plagerson, Sophie and Marianne S. Ulriksen, *Cash Transfer Programmes, Poverty Reduction and Empowerment of Women in South Africa*, Working Paper No. 4 / 2015, International Labour Organization, Gender, Equality and Diversity Branch, Conditions of Work and Equality Department, Geneva, 2015, p. 33.
262. Overseas Development Institute, *Doing Cash Differently: How cash transfers can transform humanitarian aid – Report of the high level panel on humanitarian cash transfers*, ODI, London, September 2015, p. 18.
263. Barakat, Nesreen, et al., *A Window of Hope: UNICEF child cash grant programme in Jordan – Post-distribution monitoring report* (February–June 2015), UNICEF Jordan Country Office, August 2015, p. 29.
264. Merttens, Fred, et al., *Kenya Hunger Safety Net Programme Monitoring and Evaluation Component Impact Evaluation: Impact evaluation final report: 2009 to 2012*, Oxford Policy Management, Oxford, June 2013, p. 22.
265. Handa, Sudhanshu, et al., *Livelihood Empowerment against Poverty Impact Evaluation*, Carolina Population Center, University of North Carolina at Chapel Hill, North Carolina, October 2013.
266. Fiszbein, Ariel, and Norbert Schady, 'Conditional Cash Transfers: Reducing Present and Future Poverty', A World Bank Policy Research Report 47603, World Bank, Washington, D.C., 2009, p. xi.
267. Benhassine, Najj, et al., 'Turning a Shove into a Nudge?: A 'labeled cash transfer' for education', *American Economic Journal: Economic Policy*, vol. 7, no. 3, August 2015, pp. 86–125.
268. Guarcello, Lorenzo, Scott Lyon and Furio Rosati, 'Child Labour and Out-of-School Children: Evidence from 25 developing countries', Background Paper for *Fixing the Broken Promise of Education for All*, UNESCO Institute for Statistics and UNICEF, Montreal, 2015, p. 29; International Labour Organization, *World Report on Child Labour 2015: Paving the way to decent work for young people*, ILO, Geneva, 2015, pp. 66–67.
269. UNESCO Institute for Statistics and United Nations Children's Fund, *Fixing the Broken Promise of Education for All: Findings from the Global Initiative on Out-of-School Children*, UNESCO-UIS, Montreal, 2015, p. 42.
270. Filmer, Deon, and Norbert Schady, 'The Medium-term Effects of Scholarships in a Low-Income Country', *Journal of Human Resources*, vol. 49, no. 3, summer 2014, pp. 663–694.
271. Kazinga, Harounan, et al., *Seven-Year Impacts of Burkina Faso's BRIGHT Program*, Millennium Challenge Corporation, Washington, D.C., February 2016; and Benhassine, Najj, et al., 'Turning a Shove into a Nudge?: A 'labeled cash transfer' for education', *American Economic Journal: Economic Policy*, vol. 7, no. 3, August 2015, pp. 86–125.
272. Ahmed, Akhter, U., 'Impact of Feeding Children in School: Evidence from Bangladesh', International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., November 2004, p. 41, mentioned in Sabates-Wheeler, Rachel, and Jennifer Yablonski, 'Social Protection and Child Poverty: Evidence, practice, and gaps', unpublished UNICEF background paper for this edition of *The State of the World's Children 2016*, p. 19.
273. UNESCO Institute for Statistics and United Nations Children's Fund, *Fixing the Broken Promise of Education for All: Findings from the Global Initiative on Out-of-School Children*, UNESCO-UIS, Montreal, 2015, p. 65.
274. Arráiz, Irani, and Sandra Rozo, 'Same Bureaucracy, Different Outcomes in Human Capital?: How indigenous and rural non-indigenous areas in Panama responded to the CCT', Inter-American Development Bank, Office of Evaluation and Oversight, Working Paper OVE/WP-0311, May 2011.
275. Alam, Andaleeb, et al., 'Does Cash for School Influence Young Women's Behavior in the Longer Term? Evidence from Pakistan', Policy Research Working Paper Series 5669, World Bank, Washington, D.C., May 2011.
276. International Labour Organization, *World Social Protection Report 2014/15: Building economic recovery, inclusive development and social justice*, ILO, Geneva, June 2014, p. 16.
277. Ahmed, Akhter, U., *Impact of Feeding Children in School: Evidence from Bangladesh*, International Food Policy Research Institute, Washington, D.C., November 2004, p. 41, mentioned in Sabates-Wheeler, Rachel, and Jennifer Yablonski, 'Social Protection and Child Poverty: Evidence, practice, and gaps', unpublished UNICEF background paper for *The State of the World's Children 2016*, p. 19.
278. World Health Organization, 'Integrated Health Services – What and why?' Technical Brief No. 1, 2008, p. 6.
279. Refers to countries and areas that are either partially or entirely affected by conflict. UNICEF calculations based on UNICEF global databases.
280. Hutton, G., 'Global Costs and Benefits of Drinking-Water Supply and Sanitation Interventions to Reach the MDG target and Universal Coverage', World Health Organization, 2012
281. United Nations Children's Fund, *The Investment Case for Education and Equity*, UNICEF, New York, Jan. 2015.
282. United Nations Children's Fund and World Food Programme, 'Return on Investment for Emergency Preparedness Study', Final Report, Analysis conducted by the Boston Consulting Group for UNICEF and WFP, n.p., 2015.
283. ALS Association, 'ALS Ice Bucket Challenge Commitments', ALS Association, Washington, D.C., 2016.

統計表

世界の国々および地域の経済・社会に関する統計
(子どもの福祉を特に重視)

表	1. 基本統計	118
	2. 栄養指標	122
	3. 保健指標	126
	4. HIV / エイズ指標	130
	5. 教育指標	134
	6. 人口統計指標	138
	7. 経済指標	142
	8. 女性指標	146
	9. 子どもの保護指標	150
	10. 前進の速度	154
	11. 青少年指標	158
	12. 公平性指標－居住地	162
	13. 公平性指標－世帯の豊かさ	166
	14. 子どもの早期ケア指標	170
概要		108
データについての一般的留意事項		108
子どもの死亡率に関する推計値		109
5歳未満児死亡率の順位		110
国と地域の分類		112
特定の表に関する注記		113

記号の説明

以下の記号はすべての表に共通する。

- データを入手できない。
- x 列見出しで指定されている年または期間ではないデータ。このようなデータは、地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない（断り書きのある場合を除く）。
- y 標準的な定義とは異なるデータまたは国内の一部のみを参照するデータ。言及されている参照期間内のデータである場合、そのデータは地域平均や世界平均の算出に含まれている。
- * 列見出しで指定されている期間内に利用できる直近年次を参照するデータ。
- ** 中国を除く。

特定のデータ・ポイントの出典と年は、<data.unicef.org> において入手できる。特定の表で使われている記号は、その表の脚注で説明されている。

概要

以下は、国・地域（countries and territories）、並びに、世界のそれぞれの地域（regions）での、子どもの生存、発達、保護に関する最新の統計を掲載したものである。

ここに示した統計表は、国際的に合意された子どもの権利や発達に関連する目標や協定の実現に向けて、進展・結果を求め努力をしているユニセフの支えとなるものでもある。

統計は、国別や経年別にも比較可能となるよう最大限の努力が払われている。しかしながら、国レベルのデータは、データ収集の方法、推計値の算出方法、対象となる人口などが異なる可能性がある。また、ここに掲載されたデータは、年々進化する手法、時系列データの見直し（例えば、予防接種、妊産婦死亡率）、そして地域の分類変更などの影響を受けている。さらには、年単位でのデータ比較を可能にする指標が、ものによっては得られていないことがある。そういう意味では、これまでに出版された「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

本書に掲載されている数値は、ウェブサイト <www.unicef.org/sowc2016> とユニセフの世界統計データベース <data.unicef.org> に掲載されている。最新版の統計表のほか、出版後の更新情報および正誤表についても、上記ウェブサイトを参照されたい。

データについての一般的留意事項

以下の統計表に示したデータは、世界統計データベースから取得したものであり、定義と出典のほか、必要に応じて脚注も添えられている。統計表を作成するにあたっては、複数指標クラスター調査（MICS）や人口保健調査（DHS）など、関係機関の推計値と国別世帯調査を用いた。他の国連機関のデータも使用されている。

今年の統計表に示したデータには、2016年1月現在入手可能なデータが一般的に反映されている。手法とデータ出典に関するより詳細な情報は、<data.unicef.org> に掲載されている。

本書には、2015年版「世界人口予測（World Population Prospects: The 2015 Revision）」と2014年版「世界都市化予測（World Urbanization Prospects: The 2014 Revision）」（国連経済社会局発行）から得た最新の人口推計と将来推計も含まれている。近年になって人災または天災を被った国は、データの質が低下しやすい。その可能性が特に高いのは、国の基本インフラの破壊や大規模な人口移動が生じた国である。

複数指標クラスター調査（MICS）：ユニセフは、MICSを通して、信頼性が高く国際比較が可能なデータを各国が収集するのを支援している。1995年以来、100を超える国と地域において280件以上の調査が実施されてきた。

MICSは、ミレニアム開発目標（MDGs）など、子どもたちのための国際的に合意がなされた開発目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするための最大級のデータ源である。これらのデータの詳細な情報は、<mics.unicef.org> に掲載されている。

子どもの死亡率に関する推計値

ユニセフは、死亡率に関する推計値（新生児死亡率、乳児死亡率、5歳未満児死亡率〈全体および男女別〉、5歳未満児死亡数など）を「世界子供白書」に毎年掲載している。これらの数値は、本書の制作段階で入手可能な最良の推計値であり、国連の「死亡率推計に関する機関間グループ」（UN IGME）の作業に基づくものである。同グループには、ユニセフ、世界保健機関（WHO）、世界銀行、および国連人口局が参加している。UN IGME は、新たに入手可能となったデータを詳細に検討し、死亡率の推計値を毎年更新している。

この検討作業によって、以前報告された推計値の改訂が必要となることが多い。したがって、各年版の「世界子供白書」で報告されている推計値は比較できない場合があり、死亡率の経年変化を分析する目的で使用してはならない。ただし、1970～2015年の5歳未満児死亡率に関しては、ユニセフの地域分類や国分類に基づき、比較可能な推計値を以下にまとめてある。最新のUN IGME 推計値に基づく1970～2015年（1970年、1990年、2000年および2015年）の各国の死亡率指標は表10に示されているほか、<data.unicef.org/child-mortality/under-five> と <www.childmortality.org> にも掲載されている。

5歳未満児死亡率（出生1,000人あたり）

ユニセフによる地域グループ	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
サハラ以南のアフリカ	244	219	201	188	180	172	154	127	101	83
東部・南部アフリカ	213	195	189	175	167	159	140	111	84	67
西部・中部アフリカ	276	246	218	206	198	190	172	145	119	99
中東と北アフリカ	200	164	127	91	71	61	50	42	34	29
南アジア	213	195	171	149	129	111	94	77	64	53
東アジアと太平洋諸国	116	94	76	64	58	51	42	30	23	18
ラテンアメリカとカリブ海諸国	120	103	85	68	54	42	32	25	24	18
CEE/CIS*	97	74	69	56	48	47	37	28	21	17
後発開発途上国	242	230	212	192	175	158	138	111	90	73
世界	145	129	116	101	91	85	76	63	52	43

5歳未満児死亡数（単位：100万人）

ユニセフによる地域グループ	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
サハラ以南のアフリカ	3.2	3.2	3.4	3.6	3.9	4.1	4.1	3.7	3.3	2.9
東部・南部アフリカ	1.3	1.4	1.6	1.6	1.7	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1
西部・中部アフリカ	1.7	1.7	1.8	1.9	2.0	2.2	2.2	2.1	1.9	1.8
中東と北アフリカ	1.2	1.1	1.0	0.8	0.7	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
南アジア	5.8	5.8	5.5	5.3	4.7	4.1	3.5	2.9	2.4	1.9
東アジアと太平洋諸国	5.0	3.5	2.4	2.4	2.5	1.6	1.2	0.9	0.7	0.5
ラテンアメリカとカリブ海諸国	1.2	1.1	1.0	0.8	0.6	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2
CEE/CIS*	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1
後発開発途上国	3.3	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6	3.4	3.0	2.5	2.2
世界	17.2	15.6	13.9	13.4	12.7	11.0	9.8	8.3	7.0	5.9

*中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体

5歳未満児死亡率の順位

以下のリストは、子どもの福祉の極めて重要な指標のひとつである5歳未満児死亡率（U5MR、出生1,000人あたりの死亡数であらわす）の2015年の推定値が高かった順に各国・地域を配列したものである。次頁以降の統計表では、国・地域を英語名のアルファベット順に配列してある。

5歳未満児死亡率の順位（高）

国と地域	U5MR (2015) 値 順位	国と地域	U5MR (2015) 値 順位	国と地域	U5MR (2015) 値 順位
アンゴラ	157 1	ザンビア	64 33	ブータン	33 67
チャド	139 2	ガーナ	62 35	アゼルバイジャン	32 68
ソマリア	137 3	スワジランド	61 36	イラク	32 68
中央アフリカ共和国	130 4	エチオピア	59 37	ドミニカ共和国	31 70
シエラレオネ	120 5	バブアニューギニア	57 38	カンボジア	29 71
マリ	115 6	キリバス	56 39	グアテマラ	29 71
ナイジェリア	109 7	ウガンダ	55 40	モロッコ	28 73
ベナン	100 8	東ティモール	53 41	フィリピン	28 73
コンゴ民主共和国	98 9	ガボン	51 42	ソロモン諸島	28 73
ニジェール	96 10	トルクメニスタン	51 42	バヌアツ	28 73
赤道ギニア	94 11	マダガスカル	50 44	インドネシア	27 77
ギニア	94 11	ミャンマー	50 44	ツバル	27 77
コートジボワール	93 13	ケニア	49 46	アルジェリア	26 79
ギニアビサウ	93 13	タンザニア	49 46	カーボヴェルデ	25 80
南スーダン	93 13	インド	48 48	朝鮮民主主義人民共和国	25 80
アフガニスタン	91 16	エリトリア	47 49	エジプト	24 82
レソト	90 17	サントメ・プリンシペ	47 49	ニウエ	23 83
ブルキナファソ	89 18	セネガル	47 49	エクアドル	22 84
カメルーン	88 19	コンゴ	45 52	フィジー	22 84
モーリタニア	85 20	ナミビア	45 52	モンゴル	22 84
ブルンジ	82 21	タジキスタン	45 52	ニカラグア	22 84
パキスタン	81 22	ボツワナ	44 55	ベトナム	22 84
モザンビーク	79 23	ルワンダ	42 56	ドミニカ	21 89
トーゴ	78 24	イエメン	42 56	キルギス	21 89
コモロ	74 25	南アフリカ	41 58	パラグアイ	21 89
ジンバブエ	71 26	ガイアナ	39 59	パレスチナ	21 89
リベリア	70 27	ウズベキスタン	39 59	スリナム	21 89
スーダン	70 27	バングラデシュ	38 61	ホンジュラス	20 94
ガンビア	69 29	ボリビア	38 61	トリニダード・トバゴ	20 94
ハイチ	69 29	マーシャル諸島	36 63	ヨルダン	18 96
ラオス	67 31	ネパール	36 63	セントビンセント・グレナディーン	18 96
ジブチ	65 32	ミクロネシア連邦	35 65	サモア	18 96
マラウイ	64 33	ナウル	35 65	ベリーズ	17 99

いまだに毎日約 16,000 人の 5 歳未満児が命を失っている

5 歳未満児死亡率の順位 (低)

国と地域	U5MR (2015)	値	順位	国と地域	U5MR (2015)	値	順位	国と地域	U5MR (2015)	値	順位
エルサルバドル	17	17	99	ブルネイ	10	10	133	オーストラリア	4	4	166
パナマ	17	17	99	ブルガリア	10	10	133	オーストリア	4	4	166
ペルー	17	17	99	コスタリカ	10	10	133	ベルギー	4	4	166
トンガ	17	17	99	ロシア連邦	10	10	133	クロアチア	4	4	166
ブラジル	16	16	104	スリランカ	10	10	133	デンマーク	4	4	166
コロンビア	16	16	104	ウルグアイ	10	10	133	フランス	4	4	166
イラン	16	16	104	クウェート	9	9	139	ドイツ	4	4	166
ジャマイカ	16	16	104	モルディブ	9	9	139	アイルランド	4	4	166
パラオ	16	16	104	ウクライナ	9	9	139	イスラエル	4	4	166
モルドバ	16	16	104	アンティグア・バーブーダ	8	8	142	イタリア	4	4	166
サウジアラビア	15	15	110	チリ	8	8	142	モナコ	4	4	166
ベネズエラ	15	15	110	クック諸島	8	8	142	オランダ	4	4	166
アルバニア	14	14	112	ラトビア	8	8	142	ポルトガル	4	4	166
アルメニア	14	14	112	レバノン	8	8	142	スペイン	4	4	166
カザフスタン	14	14	112	カタール	8	8	142	スイス	4	4	166
モーリシャス	14	14	112	マレーシア	7	7	148	英国	4	4	166
セントルシア	14	14	112	セルビア	7	7	148	アンドラ	3	3	182
セーシェル	14	14	112	スロバキア	7	7	148	キプロス	3	3	182
チュニジア	14	14	112	アラブ首長国連邦	7	7	148	チェコ	3	3	182
トルコ	14	14	112	米国	7	7	148	エストニア	3	3	182
アルゼンチン	13	13	120	バーレーン	6	6	153	日本	3	3	182
バルバドス	13	13	120	キューバ	6	6	153	ノルウェー	3	3	182
リビア	13	13	120	ハンガリー	6	6	153	韓国	3	3	182
メキシコ	13	13	120	マルタ	6	6	153	サンマリノ	3	3	182
シリア	13	13	120	ニュージーランド	6	6	153	シンガポール	3	3	182
バハマ	12	12	125	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	6	6	153	スロベニア	3	3	182
ジョージア	12	12	125	ベラルーシ	5	5	159	スウェーデン	3	3	182
グレナダ	12	12	125	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	5	159	フィンランド	2	2	193
オマーン	12	12	125	カナダ	5	5	159	アイスランド	2	2	193
タイ	12	12	125	ギリシャ	5	5	159	ルクセンブルク	2	2	193
中国	11	11	130	リトアニア	5	5	159	バチカン	-	-	-
ルーマニア	11	11	130	モンテネグロ	5	5	159	リヒテンシュタイン	-	-	-
セントクリストファー・ネイビス	11	11	130	ポーランド	5	5	159				

国と地域の分類

14の項目別統計表の末尾に掲げられた平均値は、以下のように分類された国・地域のデータを用いて算出されている。

サハラ以南のアフリカ

東部・南部アフリカ；西部・中部アフリカ；ジブチ；スーダン

東部・南部アフリカ

アンゴラ；ボツワナ；ブルンジ；コモロ；エリトリア；エチオピア；ケニア；レソト；マダガスカル；マラウイ；モーリシャス；モザンビーク；ナミビア；ルワンダ；セーシェル；ソマリア；南アフリカ；南スーダン；スワジランド；ウガンダ；タンザニア；ザンビア；ジンバブエ

西部・中部アフリカ

ベナン；ブルキナファソ；カーボヴェルデ；カメルーン；中央アフリカ共和国；チャド；コンゴ；コートジボワール；コンゴ民主共和国；赤道ギニア；ガボン；ガンビア；ガーナ；ギニア；ギニアビサウ；リベリア；マリ；モーリタニア；ニジェール；ナイジェリア；サントメ・プリンシペ；セネガル；シエラレオネ；トーゴ

中東と北アフリカ

アルジェリア；バーレーン；ジブチ；エジプト；イラン；イラク；ヨルダン；クウェート；レバノン；リビア；モロッコ；オマーン；カタール；サウジアラビア；パレスチナ；スーダン；シリア；チュニジア；アラブ首長国連邦；イエメン

南アジア

アフガニスタン；バングラデシュ；ブータン；インド；モルディブ；ネパール；パキスタン；スリランカ

東アジアと太平洋諸国

ブルネイ；カンボジア；中国；クック諸島；朝鮮民主主義人民共和国；フィジー；インドネシア；キリバス；ラオス；マレーシア；マーシャル諸島；ミクロネシア連邦；モンゴル；ミャンマー；ナウル；ニウエ；パラオ；パプアニューギニア；フィリピン；韓国；サモア；シンガポール；ソロモン諸島；タイ；東ティモール；トンガ；ツバル；バヌアツ；ベトナム

ラテンアメリカとカリブ海諸国

アンティグア・バーブーダ；アルゼンチン；バハマ；バルバドス；ベリーズ；ボリビア；ブラジル；チリ；コロンビア；コスタリカ；キューバ；ドミニカ；ドミニカ共和国；エクアドル；エルサルバドル；グレナダ；グアテマラ；ガイアナ；ハイチ；ホンジュラス；ジャマイカ；メキシコ；ニカラグア；パナマ；パラグアイ；ペルー；セントクリストファー・ネイビス；セントルシア；セントビンセント・グレナディーン；スリナム；トリニダード・トバゴ；ウルグアイ；ベネズエラ

中部・東部ヨーロッパ、独立国家共同体（CEE / CIS）

アルバニア；アルメニア；アゼルバイジャン；ベラルーシ；ボスニア・ヘルツェゴビナ；ブルガリア；クロアチア；ジョージア；カザフスタン；キルギス；モンテネグロ；モルドバ；ルーマニア；ロシア連邦；セルビア；タジキスタン；マケドニア旧ユーゴスラビア共和国；トルコ；トルクメニスタン；ウクライナ；ウズベキスタン

後発開発途上国／地域

[国連後発開発途上国・内陸開発途上国・小島嶼開発途上国担当上級代表（UN-OHRLLS）によって「後発開発途上」と分類された国と地域]

アフガニスタン；アンゴラ；バングラデシュ；ベナン；ブータン；ブルキナファソ；ブルンジ；

カンボジア;中央アフリカ共和国;チャド;コモロ;コンゴ民主共和国;ジブチ;赤道ギニア;
エリトリア;エチオピア;ガンビア;ギニア;ギニアビサウ;ハイチ;キリバス;ラオス;
レソト;リベリア;マダガスカル;マラウイ;マリ;モーリタニア;モザンビーク;
ミャンマー;ネパール;ニジェール;ルワンダ;サントメ・プリンシペ;セネガル;
シエラレオネ;ソロモン諸島;ソマリア;南スーダン;スーダン;東ティモール;トーゴ;
ツバル;ウガンダ;タンザニア;バヌアツ;イエメン;ザンビア

特定の表に関する注記

表 2 栄養指標:

低体重・発育障害・消耗症・過体重: ユニセフと WHO および世界銀行は、各地域と世界の平均値と推定値を出す際、また傾向分析を行う際、それぞれの身体測定データになるべくばらつきが出ないように工夫をしている。この一環として、低体重、発育障害、消耗症、および過体重の有病率に関する各地域と世界のそれぞれの平均値は、M. de Onis 氏ほか著の 'Methodology for Estimating Regional and Global Trends of Child Malnutrition' (International Journal of Epidemiology, vol. 33, 2004, pp.1260-1270) に触れられているモデルを基に算出された。データ収集源の違い(入手可能となった新たな経験的データが盛り込まれている)や統計方法の違いにより、これらの推計値はこれまでに発行されている「世界子供白書」で報告されている地域の平均値に記載された数値と比較できないこともある。

ビタミンAの補給: 4～6カ月の間隔でビタミンAを年2回補給されることが子どもたちにとって重要であることを強調するため、本書ではビタミンAの補給について完全投与(2回以上)のみを報告している。この指標を測定する直接的な方法がない場合には、統計をとった年度の1回目(1月～6月)および2回目(7月～12月)の補給率のうち、低い数値(割合)の推定値が「完全投与」として記載されている。

地域別あるいは世界全体の集計値には、82カ国のみが国家レベルで事業を行う優先国として含まれている。従って、各地域の事業優先国のうち、人口の少なくとも50%がカバーされた国のみ数値が記載されている。言い換えると、東アジアと太平洋諸国の推定値が示されているが、中国は国家レベルで事業を行う優先国ではないため、中国のデータは含まれていない。

低出生体重: データは2014年11月以来更新されていない。世帯調査をした際、多くの場合、子どもたちの体重が測られていないためである。その推計値をどのような分析手法で出すべきなのか、方法論についての結論がまだ出ていない段階である。

ヨード添加塩: データは2014年11月以来更新されていない。理由は、指数の定義が近々変更される予定だからである。これについては将来発行される「世界子供白書」で掲載する。

表 3 保健指標:

水と衛生: 本書には飲料水と衛生施設の普及率の推計値も掲載されており、各値は WHO とユニセフの水と衛生共同モニタリング・プログラム(JMP)から得ている。JMPの調査方法と国別推計の完全な情報は、<data.unicef.org> と <www.wssinfo.org> で見ることができる。JMPの推計は、利用可能なすべての世帯調査と国勢調査に線形回帰を用いて算出しているため、また、最新の推計値が発表されるまでに新たな追加データが出て来るため、JMP推計値は、あとから出て来る値と比較してはならない。

予防接種：本書では、WHO とユニセフによる国別予防接種率の推計値を記載している。2000 年以來、推計値は毎年 1 回 7 月に更新されているが、その前には協議プロセスを設け、各国に報告書の草稿を提示してレビューとコメントを求めている。このシステムでは新たな経験的データが組み込まれ、改訂版が毎年公表されるため、過年度版から得た予防接種率とは比較できない。プロセスに関する詳細は、<data.unicef.org/child-health/immunization> で見ることができる。

報告された予防接種ワクチンの地域平均値は、以下のように算出されている。

- BCG に関しては、国の定期予防接種計画に BCG が組み込まれている国のみ、地域平均値に含まれている。
- DPT、ポリオ、はしか、B 型肝炎、インフルエンザ菌 b 型 (Hib)、ロタウイルスのワクチンに関しては、すべての国が地域平均値に含まれている。
- 破傷風からの出生時の保護 (PAB) に関しては、妊産婦および新生児破傷風の流行地域のみ、地域平均値に含まれている。

治療に関する指数：最近まで、マラリアにかかった 5 歳未満の子どもに対する抗マラリア薬投与の割合をモニタリングする標準的な指数として、「発熱した 5 歳未満児のうち抗マラリア薬を与えられた割合 (%)」が使われてきた。しかし、2010 年に、WHO が抗マラリア薬の治療を行う前に、診断検査を実施するよう推奨したために、以前の指数を追うことが難しくなった。WHO の推奨に従い、より多くの国々が、診断検査を実施・拡大し、マラリアの診断が下った子どもだけにマラリア薬を投与するようになったからである。高熱が出る症例であっても、多くの場合はマラリアではないことを考慮すると、熱がある子どもに抗マラリア薬を投与するケースが少ないのは、診断結果がマラリアと確定した子どもにだけ薬の投与がなされているためだと考えられる。本件については、Household Survey Indicators for Malaria Control の 2013 年版を参照されたい。こうした手法の変更があったため、本書では、この指数は使わず、「熱がある子どものケア」を使用している。

同様に、「肺炎の症状を呈していた 5 歳未満児のうち措置を受けた割合 (%)」も本書の表からは外した。この指数は、子どもたちの面倒をみる人たちが、急性の呼吸器感染と関係がありそうな症状を子どもたちが呈したと報告した場合に、抗生物質による治療を行った割合を示すものであった。しかし、子どもたちは医学的には肺炎を診断されたわけではなかったために、その妥当性を疑問視する問題などが持ち上がった。調査によると、急性呼吸器感染症の症状を呈する子どもたちの多くは、真正の肺炎ではないことが分かった。従って、モニタリングをする指数としてはすでに推奨されない。

表 4 HIV / エイズ指標：

2015 年、国連エイズ合同計画 (UNAIDS) は、WHO (世界保健機関) が発表した HIV 治療ガイドライン (おとなと子どもの治療、HIV 母子感染予防のための新しい治療方針を示している) の変更点を反映する形で、全国レベル、国レベル、地域レベルでの HIV / エイズの 2014 年推計値を発表した。また、HIV 母子感染の推計値や感染した子どもの生存率でもより確実性の高い推計値を発表した。さらに、いくつかの国については、人口調査、拡大全国センチネルサーベイランス・システム、およびプログラム・サービス統計から、従来よりも信頼性が高いデータを利用できるようになった。国連エイズ合同計画は、この改良された手法に基づき、推定 HIV 感染率、エイズと共に生きる人々と治療を必要とする人々の数、エイズ関連の死亡者数、新たな HIV 感染件数、エイズを含むあらゆる原因で親を失った子どもの数を、過去にさかのぼって推計している。

傾向分析には、新しい推計値のみを使用することを推奨する。本書の統計表に示されている新たな HIV/ エイズ推計値は、国連エイズ合同計画の“*How AIDS Changed Everything, 2015*”でも公表されている。概して、「世界子供白書」に掲載されている世界および地域別の数字は、それ以前に公表された推計値と比較することができない。HIV/ エイズ推計値、統計方法、更新情報の詳細については、〈www.unaids.org〉において見ることができる。

表 7 経済指標：

2016 年版には「金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合」が追加された。これは持続可能な開発目標 (SDGs) 1 のターゲット 1.2 の子どもの貧困を減らすという明確なコミットメントを見据えた指数である。この指数は、「国が定めた貧困レベルより低い収入あるいは消費レベルの世帯に住む 0-17 歳の子どもの割合」を示している。データは、統計局の表、世帯調査、国の貧困レポート、ユーロスタット (欧州連合統計局) の地域データベースから引用されている。国の貧困率は、国によって違うので留意されたい。例えば、収入や消費などを採用する国もあれば、絶対貧困ラインを採用する国も、相対的貧困ラインを採用する国もある。従って、国の貧困率は、進捗状況を測るものとして使うべきであり、国同士を比較したり、順位を比較したりすべきものではない。この指数は 3 つの指数のうちの最初の指数であり、持続可能な開発目標 1 のターゲット 1 の国際「子どもの極度の貧困」指数とターゲット 1.2 の国の「多次元的な子どもの貧困」で補うこととなる。

表 8 女性指標：

妊産婦死亡率 (調整値)：この表は 2015 年の妊産婦死亡率の調整値を示す。この「調整値」は、世界保健機関 (WHO)、ユニセフ、国連人口基金 (UNFPA)、世界銀行、国連人口部から成る「妊産婦死亡に関する機関間グループ」(MMEIG) と独立した技術専門家らによって算出された。ここでは、妊産婦死亡率を算出するために二重の方法を採用している。すなわち、誤分類や過少報告を修正するため住民登録システムから得られる既存推定値を調整したことと、妊産婦死亡率について信頼性が高い国レベルの推計値がない国のために統計モデルを使って推定値を生成したことである。このように調整された推計値は、国連機関間グループの過去の推計値とは比較することができない。完全な報告書 (1990 年、1995 年、2000 年、2005 年、2010 年、2015 年の国別・地域別のすべての推計値のほか、手法に関する詳細も含まれている) は、〈data.unicef.org/maternal-health/maternal-mortality〉に掲載されている。

出産後ケアの指標：出産直後あるいは出生直後は、妊産婦と新生児にとって、非常に重要な時期である。それというのも、ほとんどの妊産婦死亡と新生児死亡がこの時期に起きるからである。新生児ケアと妊産婦のための出産後ケアが重要であることに鑑みて、人口保健調査 (DHS) や複数指標クラスター調査 (MICS) などの世帯調査プログラムでは、最近、これらの指標調査を採り入れ、新生児ケアと妊産婦のための出産直後のケアがきちんと実施されているかどうか、追跡調査することになった。今回は表の中に、新生児と妊産婦のための早期の出産・出生後ケアに関連する標準化指標が 2 つ追加された。具体的には、出産後 2 日以内の新生児に対する出生後の健診と出産後 2 日以内の妊産婦に対する出産後の健診である。これらの指標は、Every Newborn Action Plan (ENAP) 〈新生児一人ひとりに対する行動計画〉という世界的なモニタリング指標の一部となっている。

人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS) は、同じ指標同士を比較できるよう努力はしているが、データ収集や報告方法が、この二つの調査では若干異なっている。国全体の値と地域別の値は注意をもって分析することが必要である。

特定のデータ・ポイントの出典元は、< data.unicef.org >に掲載されている、妊産婦に対する出産直後のケアに関するデータベース、またはそれぞれの調査プログラムのウェブサイト（MICS は、<http://mics.unicef.org>、DHS は <http://dhsprogram.com>）に掲載されている当該国のレポートを参照されたい。

表 9 子どもの保護指標：

出生登録：第 2 回および第 3 回複数指標クラスター調査（MICS2、MICS3）から第 4 回（MICS4）にかけて出生登録の定義が変化した。その後の回における比較可能性をもたせるため、MICS2 および MICS3 から引かれたデータは MICS4 で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。したがって、ここで紹介する再計算を経たデータは国別の MICS2 および MICS3 に掲載された推定値と異なりうる。

児童労働：表中の児童労働の割合を示す数値は、国により大きく違っているが、これは調査方法、調査票の質問内容、児童労働の広がりや把握するための定義や値が大きく異なっていることによる。国際基準や国際定義に基づく児童労働のデータに関しては限られた国のみが数値を提供した。表中の第 4 回 MICS 調査（MICS4、2009～2012 年）で得られたデータは、他国と比較できるように、MICS3 調査で用いられた指標定義に従って再計算されている。この定義では、水汲みや薪集めといった活動は、経済活動ではなく家事に分類されている。このアプローチのもとでは、5～14 歳の子どもは、週 28 時間以上にわたって水汲みまたは薪集めをしなければならない場合のみ、児童労働者と見なされることになる。

女性性器切除 / カutting (FGM/C)：0～14 歳の女子に対する女性性器切除の実施率のデータは技術上の理由から再計算されているため、原典である複数指標クラスター調査（MICS）および人口保健調査（DHS）の国別報告書とは数値が異なりうる。詳しくはユニセフ発行の、“*Female Genital Mutilation/Cutting: A statistical overview and exploration of the dynamics of change*” (New York, 2013) を参照。FGM/C を受けた割合を示す地域の推定値とこの慣習についての考え方を示す数値は、FGM/C が実施されている国の既存データを基にしている。そのため、地域の中でも FGM/C が実施されている国の状況を示すものであり、実施されていない国もあるため、地域全体を示すものではない。

子どもに対する暴力的なしつけ：2010 年よりも前のユニセフ出版物と MICS 国別報告書で使われた推定値は調査世帯の重みを用いて算出されたが、その重み付けでは MICS 調査の子どものしつけに関するモジュールの管理について最終段階での子どもの選択が考慮されていない（子どものしつけに関するモジュールでは、2～14 歳の子ども 1 人の無作為な選択が行われている）。2010 年 1 月には、最終段階での子どもの選択を考慮する世帯の重み付けを用いることで、従来よりも正確な推定値を生成することが決定された。MICS3 のデータは、この方法で再計算された。

表 10 進展の度合い：

表 10 では、子どもの福祉における進展を示す主たる指標として、5 歳未満児死亡率（U5MR）が用いられている。1970 年には毎年約 1,720 万人の 5 歳未満児が命を落としていた。それに対し 2015 年には、5 歳の誕生日を迎える前に亡くなった子どもは推定 590 万人であった。したがって、世界の 5 歳未満児死亡数が長い間に著しく減少してきたことは明らかである。

U5MR は、子どもの福祉の物差しとして、いくつかの利点を備えている。

- 第一に、U5MR は開発の過程の結果を測定するものであって、就学率、1 人あたりのカロリー摂取率、人口 1,000 人あたりの医師数のような「インプット」を測定するものではない。後者はいずれも目的達成の手段である。

- 第二に、U5MR は多種多様なインプットの結果であることが知られている。例えば、肺炎治療の抗生物質、マラリア予防の殺虫剤処理を施した蚊帳、母親の栄養状態と保健知識、予防接種や経口補水塩の利用水準、母子保健サービス（妊産婦ケアを含む）の利用可能性、家族の所得と食料の入手可能性、安全な飲料水と基礎的衛生設備の利用可能性、子どもの環境の全面的安全性などがある。
- 第三に、U5MR は、例えば 1 人あたりの GNI などに比べ、平均値の誤謬に影響を受けることが少ない。富裕層の子どもたちの所得が 1,000 倍ということは人為的尺度ではあり得ても、そうした子どもたちの生存可能性が 1,000 倍ということは自然尺度ではあり得ないからである。言い換えれば、各国の U5MR は少数の富裕層による影響を受けにくいから、大多数の子ども（および社会全体）の健康状態を、完全には程遠いものの、より正確に描き出すことができる。子どもの死亡率低減の速度を評価するには、年間削減率（ARR）を算出すればよい。絶対的な変化を比較するのとは異なり、ARR は、最初の値との差を反映した相対的な変化を測定する。

子どもの死亡率が低くなれば、絶対的な低下のポイント数が同じであっても削減率は大きくなる。したがって ARR は、例えば U5MR が絶対的に 10 ポイント低くなった場合、同じ期間において 5 歳未満児死亡率が低かったほど、進展の度合いが高かったことを示す。U5MR が 1990 年に 100 であったのが 10 ポイント下がり 2015 年に 90 になった場合は 10% の削減になり、これは ARR が約 0.4% 削減に相当する。一方、同じ 10 ポイントでも同期中に 20 から 10 に下がった場合は 50% の削減になり、これは ARR で言えば 2.8% 削減に相当する（削減率がマイナスの場合は、期間内に 5 歳未満児死亡率が増加したことを意味する）。

それゆえ、国内総生産の成長率と併せて用いると、子どもの死亡を示す指標とその削減率は、いかなる国や地域で、いかなる期間においても、最も重要な人間的ニーズの一部の充足に向けてどのような進展があったかがわかる。

表 10 が示しているように、U5MR の年間削減率と 1 人あたり国内総生産の年間成長率との間に固定的な関係は存在しない。ただし、これら 2 つの指標を比較することで、経済的発展と人間開発の関連性が浮き彫りにされるのである。

最後に、各国・地域の合計特殊出生率とその年間平均減少率も表 10 に示した。これにより、U5MR を大きく削減できた国の多くは、出生率も大きく削減できていることがわかる。

表 12 - 13 居住地域と世帯の豊かさによる格差

発育阻害：2016 年からは、「世界子供白書」に「低体重（年齢に対する体重）」の割合の表を掲載しないこととなり、「発育阻害（年齢に対する背丈）」の分析を掲載している。その理由は、低体重はすでに栄養を追跡する指標としては、国、地域の進捗具合、世界的な進捗を追跡する指標としては用いられなくなり、発育阻害のほうが、子どもの栄養不良を示すマーカーとして、世界的に用いられるようになったからである。また、持続可能な開発目標（SDGs）の課題でも焦点となっているためである。低体重は、ミレニアム開発目標（MDGs）1.c の 5 歳未満時の子どもの栄養不良を測る指標として使われてきたが、MDGs の期間中も、ユニセフ、その他のパートナー機関は、成功したかどうかを示すマーカーとして、発育阻害の進捗状況に着目してきた。

表1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率2015		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1,000人)	年間出生数(1,000人)	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)	1人当たりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	初等教育純就学率(%)
		1990	2015	男	女	1990	2015								
アフガニスタン	16	181	91	95	87	123	66	36	32,527	1,081	94	680	61	32	-
アルバニア	112	41	14	15	13	35	13	6	2,897	40	1	4,450	78	97	96
アルジェリア	79	47	26	27	24	40	22	16	39,667	936	24	5,490	75	73 x	99
アンドラ	182	9	3	3	3	8	2	1	70	-	0	43,270 x	-	-	-
アンゴラ	1	226	157	165	149	134	96	49	25,022	1,128	169	c	53	71	84
アンティグア・バーブーダ	142	26	8	9	7	24	6	5	92	1	0	13,300	76	99	86
アルゼンチン	120	28	13	14	11	24	11	6	43,417	753	10	13,480	76	98	100
アルメニア	112	50	14	16	13	43	13	7	3,018	39	1	4,020	75	100	-
オーストラリア	166	9	4	4	3	8	3	2	23,969	318	1	64,540	83	-	97
オーストリア	166	10	4	4	3	8	3	2	8,545	82	0	49,670	82	-	-
アゼルバイジャン	68	95	32	34	29	76	28	18	9,754	193	7	7,590	71	100	95
バハマ	125	24	12	13	11	20	10	7	388	6	0	20,980	76	-	98
バーレーン	153	23	6	6	6	20	5	1	1,377	20	0	21,060 x	77	95	-
バングラデシュ	61	144	38	40	35	100	31	23	160,996	3,134	119	1,080	72	60	95
バルバドス	120	18	13	14	12	16	12	8	284	3	0	15,310 x	76	-	91
ベラルーシ	159	17	5	5	4	14	3	2	9,496	112	1	7,340	71	100	94
ベルギー	166	10	4	5	4	8	3	2	11,299	130	1	47,260	81	-	99
ベリーズ	99	40	17	18	15	32	14	8	359	8	0	4,350 x	70	-	97
ベナン	8	180	100	104	95	108	64	32	10,880	388	37	890	60	29 x	96
ブータン	67	134	33	36	30	93	27	18	775	13	0	2,370	70	53 x	89
ボリビア	61	124	38	42	35	86	31	20	10,725	253	9	2,870	69	92	88
ボスニア・ヘルツェゴビナ	159	18	5	6	5	16	5	4	3,810	34	0	4,760	77	98	-
ボツワナ	55	54	44	47	40	42	35	22	2,262	55	2	7,240	65	87	91
ブラジル	104	61	16	18	15	51	15	9	207,848	3,016	52	11,530	75	90	-
ブルネイ	133	12	10	11	9	9	9	4	423	7	0	37,320 x	79	96	-
ブルガリア	133	22	10	12	9	18	9	6	7,150	68	1	7,620	74	98	96
ブルキナファソ	18	202	89	94	83	103	61	27	18,106	717	60	700	59	29 x	68
ブルンジ	21	172	82	88	76	104	54	29	11,179	488	37	270	57	87 x	96
カーボヴェルデ	80	63	25	27	22	48	21	12	521	11	0	3,450	74	85	98
カンボジア	71	117	29	32	25	85	25	15	15,578	371	10	1,020	69	74	95
カメルーン	19	138	88	94	82	86	57	26	23,344	847	71	1,350	56	71	95
カナダ	159	8	5	5	5	7	4	3	35,940	387	2	51,630	82	-	99
中央アフリカ共和国	4	177	130	137	123	115	92	43	4,900	164	21	320	51	37	71
チャド	2	215	139	146	131	116	85	39	14,037	630	83	980	52	38	84
チリ	142	19	8	9	7	16	7	5	17,948	234	2	14,910	82	97	93
中国	130	54	11	11	10	42	9	6	1,376,049	16,601	182	7,400	76	95	-
コロンビア	104	35	16	18	14	29	14	9	48,229	747	12	7,970	74	93	97 x
コモロ	25	125	74	79	68	88	55	34	788	26	2	790	64	77	85
コンゴ	52	94	45	49	41	61	33	18	4,620	167	7	2,720	63	79	93
クック諸島	142	24	8	9	7	21	7	4	21	-	0	-	-	-	98
コスタリカ	133	17	10	11	9	14	9	6	4,808	70	1	10,120	80	97	96
コートジボワール	13	153	93	101	84	105	67	38	22,702	838	75	1,450	52	41	75
クロアチア	166	13	4	5	4	11	4	3	4,240	40	0	12,980	77	99	98
キューバ	153	13	6	6	5	11	4	2	11,390	115	1	5,880 x	80	100	93
キプロス	182	11	3	3	3	10	3	2	1,165	13	0	26,370	80	99	97
チェコ	182	15	3	4	3	13	3	2	10,543	107	0	18,370	79	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	80	43	25	28	22	33	20	14	25,155	360	9	a	71	100 x	97 x
コンゴ民主共和国	9	187	98	105	91	120	75	30	77,267	3,217	305	380	59	75	-
デンマーク	166	9	4	4	3	7	3	3	5,669	59	0	61,310	80	-	99
ジブチ	32	119	65	71	59	93	54	33	888	22	1	b	62	-	65
ドミニカ	89	17	21	23	20	14	20	16	73	-	0	6,930	-	-	97 x
ドミニカ共和国	70	60	31	34	28	47	26	22	10,528	216	7	6,040	74	90	86
エクアドル	84	57	22	24	19	44	18	11	16,144	331	7	6,090	76	92	97
エジプト	82	86	24	25	23	63	20	13	91,508	2,488	66	3,050	71	72	100
エルサルバドル	99	59	17	19	15	46	14	8	6,127	105	2	3,920	73	84	96
赤道ギニア	11	190	94	101	88	128	68	33	845	29	3	10,210	58	95	58
エリトリア	49	151	47	51	41	93	34	18	5,228	175	8	480 x	64	72	41
エストニア	182	20	3	3	3	17	2	2	1,313	14	0	19,030	77	100	100
エチオピア	37	205	59	65	54	122	41	28	99,391	3,176	184	550	65	39 x	86
フィジー	84	30	22	24	20	25	19	10	892	18	0	4,870	70	-	97
フィンランド	193	7	2	3	2	6	2	1	5,503	59	0	48,420	81	-	100
フランス	166	9	4	5	4	7	4	2	64,395	782	3	42,960	82	-	99

表1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率 2015		乳児死亡率 (1歳未満)		新生児死亡率 2015	総人口 (1,000人)	年間出生数 (1,000人)	5歳未満児の年間死亡数 (1,000人)	1人当たりのGNI (米ドル)	出生時の平均余命 (年)	成人の識字率 (%)	初等教育純就学率 (%)
		1990	2015	男	女	1990	2015								
ガボン	42	93	51	55	46	61	36	23	1,725	51	3	9,720	65	82	-
ガンビア	29	170	69	74	64	80	48	30	1,991	83	6	500 x	60	53	69
ジョージア	125	48	12	13	11	41	11	7	4,000	54	1	3,720	75	100	99
ドイツ	166	9	4	4	3	7	3	2	80,689	685	3	47,640	81	-	100
ガーナ	35	127	62	67	56	80	43	28	27,410	884	54	1,590	62	71	89
ギリシャ	159	13	5	5	4	11	4	3	10,955	92	0	22,680 x	81	97	97
グレナダ	125	23	12	13	11	18	11	6	107	2	0	7,910	74	-	98
グアテマラ	71	81	29	32	26	60	24	13	16,343	438	13	3,430	72	78	89
ギニア	11	238	94	99	88	141	61	31	12,609	460	42	470	59	25	76
ギニアビサウ	13	229	93	100	85	136	60	40	1,844	68	6	550	55	58	69
ガイアナ	59	60	39	44	34	47	32	23	767	15	1	3,940 x	66	85	85
ハイチ	29	146	69	75	63	101	52	25	10,711	263	18	820	63	49 x	-
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	94	58	20	23	18	45	17	11	8,075	169	3	2,270	73	85	95
ハンガリー	153	19	6	6	5	17	5	4	9,855	92	1	13,340	75	99	96
アイスランド	193	6	2	2	2	5	2	1	329	4	0	46,350 x	83	-	99
インド	48	126	48	46	49	88	38	28	1,311,051	25,794	1,201	1,570	68	69	95
インドネシア	77	85	27	30	24	62	23	14	257,564	5,037	147	3,630	69	93	93
イラン	104	58	16	16	15	45	13	10	79,109	1,350	21	7,120 x	76	84	99
イラク	68	54	32	35	29	42	27	18	36,423	1,244	39	6,500	70	79	-
アイルランド	166	9	4	4	3	8	3	2	4,688	68	0	46,550	81	-	99
イスラエル	166	12	4	4	4	10	3	2	8,064	167	1	35,320	83	-	97
イタリア	166	10	4	4	3	8	3	2	59,798	501	2	34,270	83	99	99
ジャマイカ	104	31	16	18	14	25	14	12	2,793	48	1	5,150	76	88	-
日本	182	6	3	3	3	5	2	1	126,573	1,033	3	42,000	84	-	100
ヨルダン	96	37	18	19	17	30	15	11	7,595	199	4	5,160	74	93	88
カザフスタン	112	53	14	16	12	45	13	7	17,625	377	6	11,850	70	100	99
ケニア	46	102	49	53	45	66	36	22	46,050	1,571	74	1,290	62	72 x	86
キリバス	39	96	56	61	51	69	44	24	112	3	0	2,950	66	-	98
クウェート	139	18	9	9	8	15	7	3	3,892	75	1	49,300	75	96	98
キルギス	89	65	21	24	19	54	19	12	5,940	154	4	1,250	71	99	98
ラオス	31	162	67	73	61	111	51	30	6,802	179	12	1,660	67	73 x	95
ラトビア	142	20	8	9	7	17	7	5	1,971	20	0	15,280	74	100	98
レバノン	142	33	8	9	8	27	7	5	5,851	86	1	10,030	80	90 x	89
レソト	17	88	90	97	83	71	69	33	2,135	61	6	1,330	50	76	81
リベリア	27	255	70	75	65	170	53	24	4,503	156	11	370	61	43 x	38
リビア	120	42	13	15	12	36	11	7	6,278	129	2	7,820	72	90	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	38	-	-	d	-	-	98
リトアニア	159	17	5	6	5	13	3	3	2,878	30	0	15,430	73	100	100
ルクセンブルク	193	9	2	2	2	7	2	1	567	6	0	75,990	82	-	95
マダガスカル	44	161	50	54	45	98	36	20	24,235	831	40	440	66	64	-
マラウイ	33	242	64	68	60	143	43	22	17,215	665	40	250	64	61	98 x
マレーシア	148	17	7	8	6	14	6	4	30,331	509	4	11,120	75	93	-
モルディブ	139	94	9	9	8	68	7	5	364	8	0	6,410	77	98 x	97 x
マリ	6	254	115	120	108	131	75	38	17,600	758	83	650	58	31	64
マルタ	153	11	6	7	6	10	5	4	419	4	0	21,000 x	81	93	97
マーシャル諸島	63	50	36	40	32	40	30	17	53	-	0	4,390	-	-	100
モーリタニア	20	118	85	96	80	78	65	36	4,068	134	11	1,270	63	46 x	75
モーリシャス	112	23	14	15	12	20	12	8	1,273	14	0	9,630	75	89	97
メキシコ	120	47	13	14	12	37	11	7	127,017	2,346	31	9,870	77	93	97
ミクロネシア連邦	65	56	35	38	31	43	29	19	104	2	0	3,200	69	-	87
モナコ	166	8	4	4	3	6	3	2	38	-	0	d	-	-	-
モンゴル	84	108	22	27	18	77	19	11	2,959	69	2	4,280	70	98	96
モンテネグロ	159	17	5	5	4	15	4	3	626	7	0	7,320	76	98	94
モロッコ	73	80	28	30	25	63	24	18	34,378	699	20	3,070	74	67	99
モザンビーク	23	240	79	83	74	160	57	27	27,978	1,087	82	600	55	51	88
ミャンマー	44	110	50	55	45	78	40	26	53,897	944	46	1,270	66	93	95
ナミビア	52	74	45	49	41	50	33	16	2,459	72	3	5,630	65	76 x	91
ナウル	65	57	35	39	32	44	29	23	10	-	0	-	-	-	87
ネパール	63	141	36	38	34	98	29	22	28,514	577	20	730	70	60	95
オランダ	166	8	4	4	3	7	3	2	16,925	177	1	51,890	82	-	99
ニュージーランド	153	11	6	6	5	9	5	3	4,529	60	0	41,070	82	-	98

表1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率2015		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率2015	総人口(1,000人)2015	年間出生数(1,000人)2015	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)2015	1人当たりのGNI(米ドル)2015	出生時の平均余命(年)2015	成人の識字率(%)2009-2014*	初等教育純就学率(%)2010-2014*
		1990	2015	男	女	1990	2015								
ニカラグア	84	67	22	25	20	51	19	10	6,082	121	3	1,870	75	78 x	98
ニジェール	10	328	96	100	91	138	57	27	19,899	983	88	410	62	15	62
ナイジェリア	7	213	109	115	102	126	69	34	182,202	7,133	750	2,970	53	51 x	66
ニウエ	83	14	23	25	20	12	20	13	2	-	0	-	-	-	-
ノルウェー	182	9	3	3	2	7	2	2	5,211	61	0	103,630	82	-	100
オマーン	125	39	12	13	10	32	10	5	4,491	81	1	16,870 x	77	87	97
パキスタン	22	139	81	85	77	106	66	46	188,925	5,451	432	1,400	66	55	73
パラオ	104	36	16	18	15	31	14	9	21	-	0	11,110	-	100	99
パナマ	99	31	17	19	15	26	15	10	3,929	75	1	11,130	78	94	97
パプアニューギニア	38	89	57	62	53	65	45	25	7,619	215	12	2,240	63	63	87
パラグアイ	89	47	21	23	18	37	18	11	6,639	141	3	4,400	73	94	89
ペルー	99	80	17	18	15	56	13	8	31,377	615	10	6,360	75	94	95
フィリピン	73	58	28	31	25	41	22	13	100,699	2,349	66	3,500	68	95 x	97
ポーランド	159	17	5	6	5	15	5	3	38,612	387	2	13,690	78	100	97
ポルトガル	166	15	4	4	3	12	3	2	10,350	83	0	21,360	81	94	99
カタール	142	21	8	9	7	18	7	4	2,235	26	0	92,200	78	96	97
韓国	182	7	3	4	3	6	3	2	50,293	457	2	27,090	82	-	96
モルドバ	104	33	16	18	14	27	14	12	4,069	43	1	2,560	72	99	91
ルーマニア	130	38	11	12	10	31	10	6	19,511	179	2	9,520	75	99	91
ロシア連邦	133	26	10	11	8	22	8	5	143,457	1,823	19	13,220	70	100	98
ルワンダ	56	152	42	45	38	93	31	19	11,610	363	14	700	65	66	96
セントクリストファー・ネイビス	130	28	11	11	10	23	8	7	56	-	0	14,920	-	-	81
セントルシア	112	23	14	16	13	19	13	9	185	3	0	7,260	75	-	-
セントビンセント・グレナディーン	96	25	18	20	17	20	17	12	109	2	0	6,610	73	-	91
サモア	96	31	18	19	16	26	15	10	193	5	0	4,060	74	99	97
サンマリノ	182	11	3	3	3	10	3	1	32	-	0	d	-	-	93
サントメ・プリンシペ	49	111	47	52	43	71	35	17	190	6	0	1,670	67	70 x	96
サウジアラビア	110	44	15	16	14	36	13	8	31,540	619	9	25,140 x	74	94	96
セネガル	49	140	47	54	44	70	42	21	15,129	567	27	1,050	67	52	73
セルビア	148	28	7	7	6	25	6	4	8,851	90	1	5,820	75	98	99
セーシェル	112	17	14	15	12	14	12	9	96	2	0	14,100	73	94	95
シエラレオネ	5	264	120	127	113	157	87	35	6,453	229	26	700	51	46	99
シンガポール	182	8	3	3	3	6	2	1	5,604	50	0	55,150	83	96	-
スロバキア	148	18	7	8	7	16	6	4	5,426	57	0	17,750	76	-	-
スロベニア	182	10	3	3	2	9	2	1	2,068	22	0	23,580	81	100	97
ソロモン諸島	73	40	28	31	26	32	24	12	584	17	0	1,830	68	-	-
ソマリア	3	180	137	143	130	108	85	40	10,787	471	61	a	56	-	-
南アフリカ	58	60	41	47	37	47	34	11	54,490	1,111	42	6,800	58	93	-
南スーダン	13	253	93	98	87	150	60	39	12,340	446	39	970	56	27 x	41
スペイン	166	11	4	4	4	9	4	3	46,122	413	2	29,440	83	98	100
スリランカ	133	21	10	11	9	18	8	5	20,715	323	3	3,460	75	91	97
パレスチナ	89	44	21	23	19	36	18	12	4,668	151	3	3,060	73	95	93
スーダン	27	128	70	75	65	80	48	30	40,235	1,319	89	1,710	64	74	55
スリナム	89	48	21	24	19	41	19	12	543	10	0	9,950	71	95	91
スワジランド	36	75	61	65	56	56	45	14	1,287	38	2	3,550	49	83	79
スウェーデン	182	7	3	3	3	6	2	2	9,779	119	0	61,610	82	-	100
スイス	166	8	4	4	4	7	3	3	8,299	86	0	88,120 x	83	-	99
シリア	120	37	13	14	12	30	11	7	18,502	438	6	b	70	86	71
タジキスタン	52	108	45	50	40	85	39	21	8,482	256	12	1,080	70	100	97
タイ	125	37	12	14	11	30	11	7	67,959	715	9	5,780	75	96	96 x
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	153	37	6	6	5	33	5	4	2,078	23	0	5,150	76	98	88
東ティモール	41	176	53	57	48	132	45	22	1,185	44	3	2,680	69	58	98
トーゴ	24	146	78	84	72	90	52	27	7,305	256	20	570	60	60	93
トンガ	99	22	17	15	18	19	14	7	106	3	0	4,260	73	99	96
トリニダード・トバゴ	94	31	20	22	18	27	18	13	1,360	19	0	20,070	71	99	99
チュニジア	112	57	14	15	13	44	12	8	11,254	202	3	4,230	75	79	100
トルコ	112	75	14	15	12	56	12	7	78,666	1,289	19	10,830	76	93	93
トルクメニスタン	42	91	51	59	44	73	44	23	5,374	112	6	8,020	66	100	-
ツバル	77	57	27	30	25	44	23	18	10	-	0	5,720	-	-	96
ウガンダ	40	187	55	60	49	111	38	19	39,032	1,665	85	670	59	73	94

表1 基本統計

国・地域	5歳未満児死亡率の順位	5歳未満児死亡率		5歳未満児死亡率2015		乳児死亡率(1歳未満)		新生児死亡率	総人口(1,000人)	年間出生数(1,000人)	5歳未満児の年間死亡数(1,000人)	1人当たりのGNI(米ドル)	出生時の平均余命(年)	成人の識字率(%)	初等教育純就学率(%)
		1990	2015	男	女	1990	2015								
ウクライナ	139	20	9	10	8	17	8	6	44,824	484	4	3,560	71	100	97
アラブ首長国連邦	148	17	7	8	6	14	6	4	9,157	98	1	44,600	77	90 x	96
英国	166	9	4	5	4	8	4	2	64,716	813	3	43,430	81	-	100
タンザニア	46	165	49	52	45	100	35	19	53,470	2,064	98	920	66	68	82
米国	148	11	7	7	6	9	6	4	321,774	4,025	25	55,200	79	-	93
ウルグアイ	133	23	10	11	9	20	9	5	3,432	49	0	16,350	77	98	100
ウズベキスタン	59	72	39	44	34	59	34	20	29,893	667	26	2,090	69	100	95
バヌアツ	73	36	28	30	25	29	23	12	265	7	0	3,160	72	84	-
ベネズエラ	110	30	15	17	13	25	13	9	31,108	599	9	12,500 x	74	95	93
ベトナム	84	51	22	25	19	37	17	11	93,448	1,582	34	1,890	76	94	98
イエメン	56	126	42	46	38	89	34	22	26,832	856	34	1,300 x	64	68	85
ザンビア	33	191	64	69	59	113	43	21	16,212	645	39	1,680	61	61 x	89
ジンバブエ	26	76	71	76	65	51	47	24	15,603	539	38	840	59	84	89

地域別要約

サハラ以南のアフリカ	180	83	89	77	108	56	29	1,001,417	36,812	2,947	1,661	59	60	79
東部・南部アフリカ	167	67	72	62	103	46	25	480,144	16,694	1,068	1,610	61	67	84
西部・中部アフリカ	198	99	105	92	116	66	32	480,150	18,778	1,789	1,703	57	53	74
中東と北アフリカ	71	29	31	27	53	23	15	455,880	11,039	324	6,561	72	79	90
南アジア	129	53	52	53	92	42	30	1,743,865	36,381	1,870	1,500	68	67	94
東アジアと太平洋諸国	58	18	19	16	44	15	9	2,097,940	29,541	538	6,845	74	95	96
ラテンアメリカとカリブ海諸国	54	18	20	16	43	15	9	628,992	10,772	196	9,634	75	92	94
CEE/CIS	48	17	19	15	39	15	9	413,760	6,084	108	9,216	72	99	95
後発開発途上国	175	73	78	68	109	51	27	954,158	30,969	2,181	845	64	60	82
世界	91	43	44	41	63	32	19	7,309,846	140,244	5,945	10,647	72	85	91

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。

これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

5歳未満児死亡率— 出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

乳児死亡率— 出生時から満1歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

新生児死亡率— 出生時から生後28日以内に死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGNI— GNI(国民総所得)とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額(補助金は控除)および非居住者からの1次所得(被用者の報酬および財産所得)の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIは世界銀行アトラス計算法によるものである。

出生時の平均余命— 新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率— 15歳以上の人口のうち、読み書きができ日常生活についての簡単な短文を理解できる人の割合。

初等教育純就学率— 初等学校、または中等学校に就学する初等学校就学年齢にある子どもの数。初等教育就学年齢の子どもの総人口に占める割合で表す。初等学校就学年齢の子どもの中には中等学校に就学している初等教育就学年齢にある子どももいるため、この指標は初等教育純就学率「調整値」としても見ることができ。

データの主な出典

5歳未満児・乳児・新生児死亡率— 死亡率推定に関する国連機関間グループ：ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

総人口と出生数— 国連人口局。

5歳未満児の死亡数— 死亡率推定に関する国連機関間グループ：ユニセフ、世界保健機関(WHO)、国連人口局、世界銀行。

1人あたりのGNI— 世界銀行。

平均余命— 国連人口局。

成人の識字率および初等学校就学率— ユネスコ統計研究所(UIS)。

注

a 低所得国(GNI1人あたり1,045米ドル以下)

b 低中所得国(GNI1人あたり1,046~4,125米ドル)

c 高中所得国(GNI1人あたり4,126~12,735米ドル)

d 高所得国(GNI1人あたり12,736米ドル以上)

- データなし。

x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは、地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。

* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%)	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子ども の割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	低体重 (%)	発育阻害 (%)	消耗症 (%)	過体重 (%)	ビタミンA 完全補給率 (年2回補給) ^Δ (%)	適切なヨード 添加塩の消費率 (%)
	中・重度 ^ε										2014	2009-2013*
	2009-2013*	2010-2015*					2010-2015*				2014	2009-2013*
アフガニスタン	-	54	-	-	-	54 x	25	41	10	5	95 α	20
アルバニア	-	43 x	39 x	78 x	-	31 x	6 x	23 x	9 x	23 x	-	75
アルジェリア	6 x	36	26	28	-	27	3	12	4	12	-	61 x
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	12 x	55 x	-	-	-	-	16 x	29 x	8 x	-	6 α	45 x
アンティグア・バーブーダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	7	53	33	93	-	29	2 x	8 x	1 x	10 x	-	-
アルメニア	8	36	35	75	32	23	5	21	4	17	-	97 x
オーストラリア	6	-	-	-	-	-	0 x	2 x	0 x	8 x	-	-
オーストリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	10 x	20	12	77	22	16 x	5	18	3	13	58 α,w	54 x
バハマ	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	10	-	34 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	22 x	57	55	42	23	87	33	36	14	1	0 α	58
バルバドス	12	40	20 p	-	-	-	4	8	7	12	-	17
ベラルーシ	5	53	19	64	-	12	1 x	5 x	2 x	10 x	-	85
ベルギー	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	11	62	15	69	-	35	6	19	3	8	-	-
ベナン	15 x	47	41	73	16	46	18	34	5	2	99 α	86
ブータン	10	78	51	87	-	61	13	34	6	8	- α	- f
ボリビア	6 x	78	64	83 x	-	40 x	4	18	2	-	- α	- f
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5	42	19	71	-	12	2	9	2	17	-	62 x,y
ボツワナ	13 x	40 x	20 x	-	-	6 x	11 x	31 x	7 x	11 x	70 α	65 x
ブラジル	9	43 x	39 x	94 x	-	26 x	2 x	7 x	2 x	7 x	-	96 x
ブルネイ	12	-	-	-	-	-	10 x	20 x	3 x	8 x	-	-
ブルガリア	9	-	-	-	-	-	2 x	9 x	3 x	14 x	-	92
ブルキナファソ	14	42	50	59	3	80	24	33	11	-	98 α	34 x,f
ブルンジ	13	74	69	70	9	79	29	58	6	3	69 α	- f
カーボヴェルデ	6 x	73 x	60 x	-	-	13 x	-	-	-	-	-	75 x
カンボジア	11	63	65	82	30	37	24	32	10	2	71 α	- f
カメルーン	11 x	31	28	83	-	19	15	32	5	7	96 α	85
カナダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	10 x	-	-
中央アフリカ共和国	14	44	34	59	-	32	24	41	7	2	34 α	65
チャド	20	29	0	46	5	65	29	40	13	3	96 α	54
チリ	6	-	-	-	-	-	1	2	0	9	-	-
中国	-	41 x	28 x	60 x	-	9 x	3	9	2	7	-	97 y
コロンビア	10	57	43	86	60	33	3	13	1	5	-	-
コモロ	25 x	34	12	81	6	57	17	32	11	11	14 α	77 x,f
コンゴ	13 x	24	33	84	-	11	12	21	8	6	99 α	73 x,f
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	7	60	33	86	-	28	1 x	6 x	1 x	8 x	-	-
コートジボワール	17 x	31	12	64	5	38	16	30	8	3	99 α	30 x,f
クロアチア	5	-	23 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	5	48	33	91	56	24	3 x	7 x	2 x	-	-	88 x
キプロス	12 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	8	-	-	-	-	-	2 x	3 x	5 x	4 x	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	6	28	69	66	-	22	15	28	4	-	99 α	25
コンゴ民主共和国	10	52	48	79	8	66	23	43	8	4	99 α	59
デンマーク	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	10 x	55 x	1 x	35 x	-	18 x	30	34	22	8	- α	0 x
ドミニカ	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	11 x	43	5	81	38	12	4	7	2	8	-	- f
エクアドル	9	55	40 x	74	-	19	6	25	2	8	-	-
エジプト	13 x	27	40	77	23	20	7	22	10	16	- α	78 x
エルサルバドル	9	42	47	90	-	57	5	14	2	6	-	62 x
赤道ギニア	13 x	21	7	76	11	5	6	26	3	10	- α	- f
エリトリア	14 x	93	69	40 x	-	73	39	50	15	2	49 α	68 x
エストニア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	20 x	52	52	49	4	82	25	40	9	3	71 α	20 x,f
フィジー	10 x	57 x	40 x	-	-	-	5 x	8 x	6 x	5 x	-	-
フィンランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	14 x	32	6	82	-	4	7	18	3	8	- α	- f
ガンビア	10	52	47	47	8	42	16	25	12	3	27 α	22

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%)	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	低体重 (%)	発育阻害 (%)	消耗症 (%)	過体重 (%)	ビタミンA完全補給率 (年2回補給) ^Δ (%)	適切なヨード添加塩の消費率 (%)
	2010-2015*						中・重度 [°]				2014	2009-2013*
	2009-2013*											
ジョージア	7	69	55 x	85 x	-	17 x	1 x	11 x	2 x	20 x	-	100
ドイツ	7	-	-	-	-	-	1 x	1 x	1 x	4 x	-	-
ガーナ	11	56	52	73	13	50	11	19	5	3	23 α	35
ギリシャ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	9	-	39 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	11	56 x	53	-	51	57	13	47	1	5	19 α	-f
ギニア	12 x	17	21	43	4	66	19	31	10	4	- α	-f
ギニアビサウ	11	34	53	71	-	51	17	28	6	2	98 α	12
ガイアナ	14	49	23	81	30	41	9	12	6	5	-	10
ハイチ	23	47	40	87	14	31	12	22	5	4	30 α	3 x,f
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	10	64	31	70	54	43	7	23	1	5	- α	-
ハンガリー	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	28 x	41 x	46 x	56 x	-	77 x,y	29	39	15	-	61 α	71
インドネシア	9 x	49	42	91	37	55	20	36	14	12	84 α	58
イラン	8	69	53	76	-	51	4	7	4	-	-	-f
イラク	13	43	20	36	-	23	9	23	7	12	-	29
アイルランド	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	11	65	24	55	-	31	3	6	3	8	-	-
日本	10	-	-	-	-	-	3	7	2	2	-	-
ヨルダン	13 x	19	23	92	33	13	3	8	2	5	-	-f
カザフスタン	6	68	32	49	-	26	4	13	4	13	- α	85
ケニア	8	62	61	80	22	53	11	26	4	4	28 α	93
キリバス	8	-	69 x	-	-	82 x	15 x	-	-	-	- α	-
クウェート	8	-	12 x	-	-	9 x	3	6	2	9	-	-
キルギス	6	83	41	85	36	23	3	13	3	7	- α	76 x
ラオス	15	39	40	52	-	40	27	44	6	2	89 α	-f
ラトビア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	12	41 x	27 x	-	-	11 x	4 x	17 x	7 x	17 x	-	71
レソト	11	53 x	67	68 x	11	30	10	33	3	7	67 α	79
リベリア	14 x	61	55	46	4	44	15	32	6	3	0 α	-
リビア	-	-	-	-	-	-	6 x	21 x	7 x	22 x	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	16	66	42	90	-	83	37 x	49 x	15 x	6 x	99 α	50
マラウイ	14	75	70	89	14	75	17	42	4	5	41 α	62
マレーシア	11	-	29 x	-	-	-	13 x	17 x	-	-	-	-
モルディブ	11	64 x	48 x	91 x	-	68 x	18 x	20 x	10 x	7 x	- α	44 x
マリ	18	46 x	38 x	27 x	-	56 x	28 x	39 x	15 x	5 x	- α	74 x
マルタ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	18 x	73 x	31 x	-	-	53 x	-	-	-	-	- α	-
モーリタニア	35	56	27	48	-	36	20	22	12	1	89 α	7
モーリシャス	14 x	-	21 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	9	39	14	95	-	14	3	14	2	9	- α	91 x
ミクロネシア連邦	11	-	60 x	-	-	-	-	-	-	-	- α	-
モナコ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	5	71	47	95	-	53	2	11	1	11	79 α	70
モンテネグロ	5	14	17	95	66	9	1	9	3	22	-	71 x
モロッコ	15 x	30	28	86 x	-	15 x	3	15	2	11	- α	21 x
モザンビーク	17	69	41	95	11	52	16	43	6	8	99 α	25 f
ミャンマー	9	76	24	76	-	65	23	35	8	3	94 α	69
ナミビア	16 x	71	49	80	13	21	13	23	7	4	- α	57 x
ナウル	27 x	76 x	67 x	-	-	65 x	5 x	24 x	1 x	3 x	-	-
ネパール	18	49	57	74	32	87	30	37	11	2	85 α	80
オランダ	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	8	68	32	-	-	43	6 x	23 x	2 x	6 x	4 α	97 x
ニジェール	27 x	53	23	-	6	50	38	43	19	3	95 α	19
ナイジェリア	15	33	17	67	10	35	20	33	8	2	80 α	80
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%)	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	低体重 (%)	発育阻害 (%)	消耗症 (%)	過体重 (%)	ビタミンA完全補給率 (年2回補給) ^Δ (%)	適切なヨード添加塩の消費率 (%)
	中・重度 ^Θ						中・重度 ^Θ				2014	2009-2013*
	2009-2013*	2010-2015*					2010-2015*				2014	2009-2013*
ノルウェー	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	10	71	33	90	-	48	10	14	8	4	-	-f
パキスタン	32x	18	38	66	15	56	32	45	11	5	96α	69
パラオ	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	8	47	22	61	-	34	4x	19x	1x	-	-	-
バブアニューギニア	11x	-	56x	-	-	72x	28	50	14	14	-α	-
パラグアイ	6	47x	24x	-	-	14x	3	11	3	12	-	93y
ペルー	7	55	68	82	-	55y	3	15	1	-	-	88
フィリピン	21x	50	34x	90x	-	41	20	30	8	5	83α	45x
ポーランド	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	8	34	29	50	-	32	-	-	-	-	-	-
韓国	4x	-	-	-	-	-	1	3	1	7	-	-
モルドバ	6	61	36	62	-	12	2	6	2	5	-	44
ルーマニア	8	12x	16x	-	-	-	4x	13x	4x	8x	-	74x
ロシア連邦	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-f
ルワンダ	7	71	87	79	17	87	9	38	2	8	95α	87x,f
セントクリストファー・ネービス	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-f
セントルシア	10	50	-	-	-	-	3	3	4	6	-	46
セントビンセント・グレナディーン	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	10	88x	51x	-	-	74x	-	-	-	-	-	-
サンマリノ	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	10	38	74	74	-	24	9	17	4	2	-α	65
サウジアラビア	9	-	-	-	-	30x	5x	9x	12x	6x	-	-
セネガル	19	30	33	63	8	41	13	19	6	1	89α	43
セルビア	6	51	13	97	72	9	2	6	4	14	-	32x
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	11	54	32	63	7	48	18	38	9	9	8α	63
シンガポール	10	-	-	-	-	-	3x	4x	4x	3x	-	-
スロバキア	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	13x	75x	74x	-	-	67x	12x	33x	4x	3x	-	-
ソマリア	-	23x	5x	16x	-	27x	23x	26x	15x	3x	30α	4y
南アフリカ	-	61x	8x	-	-	31x	9x	24x	5x	-	-α	-
南スーダン	-	48	45	21	-	38	28	31	23	6	18α	45
スペイン	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	17x	80x	76x	-	-	84x	26	15	21	1	72α	92x
パレスチナ	9	41	39	90	42	12	1	7	1	8	-	77
スーダン	-	69	55	51	-	49	33	38	16	3	99α	10
スリナム	14	45	3	47	-	15	6	9	5	4	-	-
スワジランド	9	48	64	90	-	8	6	26	2	9	43α	52
スウェーデン	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	10	46x	43x	-	-	25x	10x	28x	12x	18x	-	79x
タジキスタン	10x	50	34	49	20	50	13	27	10	7	99α	39
タイ	11	46	12	75	-	18	9	16	7	11	-	71
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	6	21	23	41	-	13	1	5	2	12	-	94x,y
東ティモール	12x	93	62	97	18	39	38	50	11	2	-α	60x
トーゴ	11	61	58	67	12	61	16	28	7	2	-α	32
トンガ	-	79	52	-	-	30	2	8	5	17	-	-
トリニダード・トバゴ	12	41x	13x	83x	-	22x	4x	5x	5x	5x	-	28x
チュニジア	7	40	9	27	-	19	2	10	3	14	-	97x
トルコ	11x	50	30	-	-	34	2	10	2	11	-	69x
トルクメニスタン	5	60x	11x	-	-	37x	9x	19x	7x	5x	-α	75x,f
ツバル	6x	15x	35x	-	-	51x	2x	10x	3x	6x	-	-
ウガンダ	12	53	63	67	6	46	12	34	4	6	66α	87x,f
ウクライナ	5	66	20	43	-	22	1x	4x	0x	-	-	21
アラブ首長国連邦	6	-	34x	-	-	29x	-	-	-	-	-	-
英国	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	8	51	41	90	-	48	13	35	4	-	88α	56
米国	8	-	-	-	-	-	1	2	1	6	-	-

表2 栄養指標

国・地域	低出生体重児出生率 (%)	母乳育児の早期開始 (%)	完全母乳育児 (6カ月未満) (%)	離乳食開始 (6-8カ月) (%)	必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6-23カ月) (%)	2歳児の母乳育児 (%)	低体重 (%)	発育阻害 (%)	消耗症 (%)	過体重 (%)	ビタミンA完全補給率 (年2回補給) ^Δ (%)	適切なヨード添加塩の消費率 (%)
	中・重度 ^θ										2014	2009-2013*
	2009-2013*	2010-2015*					2010-2015*				2014	2009-2013*
ウルグアイ	8	77	-	-	-	-	4	11	1	7	-	-
ウズベキスタン	5x	67x	26x	47x	-	38x	4x	20x	5x	13x	99α	53x
バヌアツ	10x	85	73	72	-	49	11	29	4	5	-	23x
ベネズエラ	9	-	7x	-	-	-	3x	13x	4x	6x	-	-
ベトナム	5	27	24	91	59	22	12	19	6	5	94α,w	45
イエメン	32	53	10	69	15	45	16	47	16	2	7α	30x
ザンビア	11x	66	73	82	11	42	15	40	6	6	-α	64x
ジンバブエ	11	59	41	87	13	17	11	28	3	4	32α	-f
地域別要約												
サハラ以南のアフリカ	13	49	40	69	9	52	19	36	8	4	74	59
東部・南部アフリカ	11	59	54	73	10	60	16	36	6	5	62	-
西部・中部アフリカ	14	40	29	68	9	46	22	35	10	4	83	65
中東と北アフリカ	-	45	35	61	-	33	7	18	8	9	-	-
南アジア	28	39	46	57	-	75	30	37	15	4	62	69
東アジアと太平洋諸国	-	44	31	69	41**	24	5	11	4	6	86	86
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	49	32	88	-	28	3	10	1	7	-	-
CEE/CIS	6	54	27	-	-	29	2	10	2	14	-	-
後発開発途上国	14	55	47	66	11	63	-	-	-	-	67	50
世界	16**	44	39	66	-	49	14	24	8	5	69	75

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

- 低出生体重児出生率**—出生時の体重が2,500グラム未満の乳児の割合。
- 母乳育児の早期開始**—生後1時間以内に母乳を与えられる新生児の割合。
- 母乳のみの育児 (生後6カ月未満)**—調査時において、24時間以内に、母乳のみを与えられた生後0～5カ月の子どもの割合。
- 離乳食開始 (6～8カ月)**—調査時において、24時間以内に、固形、半固形、または軟らかい食品を摂取した生後6～8カ月の子どもの割合。
- 必要な最低限の食事をとる子どもの割合 (6～23カ月)**—月齢6～23カ月の母乳で育てられている子どものうち、最小の多様性と最小の食事頻度を保った食事を調査の前日に受け、尚かつ、月齢6～23カ月の母乳で育てられていない子どものうち、調査の前日に、少なくとも2回ミルクを飲ませてもらい、ミルク以外に、最小の多様性と最小の食事頻度を保った食事を調査の前日に受けた子どもの割合。
- 2歳時の母乳育児 (20～23カ月)**—調査時において、24時間以内に、母乳を与えられた生後20～23カ月の子どもの割合。
- 低体重—中・重度**：世界保健機関 (WHO) のWHO Child Growth Standardsの基準による年齢相応の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
- 発育阻害—中・重度**：WHOのWHO Child Growth Standardsによる年齢相応の身長を持つ基準集団の身長中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
- 消耗症—中・重度**：WHOのWHO Child Growth Standardsによる身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。
- 過体重—中・重度**：WHOのWHO Child Growth Standardsによる身長相応の体重を持つ基準集団の体重の中央値からの標準偏差がプラス2以上である生後0～59カ月児の割合。
- ビタミンAの完全補給率**—ビタミンAの補給を当該年におよそ4～6カ月かけて、2回受けた生後6～59カ月児の推定割合。
- 適切なヨード添加塩の消費率**—適切なヨード添加処理が施された塩 (簡易検査キット検査で15ppm以上) を消費する世帯の割合。

データの主な出典

- 低出生体重**—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、定期報告制度によるデータ、ユニセフ、世界保健機関 (WHO)。
- 乳児と幼児への食事**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。
- 低体重・消耗症・発育阻害・過体重**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。
- ビタミンAの補給**—ユニセフ。
- 適切なヨード添加塩の消費率**—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、ユニセフ。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年～2006年と2007～2008年のインドのデータ並びに2008年の中国のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。
- y 標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであり、地域平均や世界平均の算出の際には含まれている。
- p 少量のデータ数による (典型的には25～49の重み付けなしの事例)。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表記されない。
- θ 低体重 (中・重度)、発育阻害 (中・重度)、消耗症 (中・重度)、過体重 (中・重度) の地域における平均値は、ユニセフ・WHO・世界銀行の合同世界栄養データベース2015年改訂版の統計モデルのデータを使って推定された。詳細な情報は<data.unicef.org/nutrition/malnutrition>を参照。
- Δ 年に2回のビタミンA補給を受けた子どもの割合について、2回の実施時期のうち補給率が低かった方の数字が報告されている (2014年1～6月に実施された第1回と7～12月の第2回のうちポイントが低い方を報告している)。
- w より若い年齢層を目標としたビタミンAプログラムを国内で実施している国を示す。目標値としては平均値が使用されている。
- α 「優先」に区分された国を示す。ビタミンA補給プログラムを国内に持つ優先国は、5歳未満児死亡率が高く (出生1,000に対して70以上)、かつ/または、5歳未満の子どものビタミンA欠乏症が高く、かつ/または、ビタミンA補給プログラムの歴史がある国である。
- f 当該国の調査では、国際基準とは同一ではない指標を用いている。データがある場合は、国際基準に合った直近のデータを掲載した。
- * データが列の見出しで指定されている期間内に入ってきた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。

表3 保健指標

国・地域	改善された飲用水源を利用する人の割合 (%)						改善された衛生施設を利用する人の割合 (%)						完全に予防接種を受けた割合 (%)										肺炎		下痢		マラリア		
	2015			2015			BCG	3種混合+DTP1 ²	3種混合DTP3 ²	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	破傷風から保護される新生児 ¹	肺炎の症状がある子どものケア (%)	下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1張保有している家庭の割合 (%)								
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部																2014							
																						2010-2015*	2010-2015*	2010-2015*					
アフガニスタン	55	78	47	32	45	27	86	82	75	75	66	75	75	0	40	70	61	53	-	-	-								
アルバニア	95	95	95	93	95	90	99	99	98	98	98	98	98	0	99	92	70 x	54 x	71 x	-	-								
アルジェリア	84	84	82	88	90	82	99	99	95	95	95	95	0	0	92	66	25	-	-	-	-								
アンドラ	100	100	100	100	100	100	-	99	97	97	96	96	97	0	93	-	-	-	-	-	-								
アンゴラ	49	75	28	52	89	22	81	99	80	81	85	80	80	18	61	78	-	-	-	26	35								
アンティグア・バーブーダ	98	-	-	-	-	-	-	99	99	96	98	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-								
アルゼンチン	99	99	100	96	96	98	99	98	94	92	95	94	94	0	89	-	94	18	-	-	-								
アルメニア	100	100	100	89	96	78	99	97	93	95	97	93	93	91	0	-	57	33	54	-	-								
オーストラリア	100	100	100	100	100	100	-	92	92	92	93	91	91	84	91	-	-	-	-	-	-								
オーストリア	100	100	100	100	100	100	-	93	83	83	76	83	83	61	0	-	-	-	-	-	-								
アゼルバイジャン	87	95	78	89	92	87	98	96	94	97	98	94	94	0	64	-	36 x	11	-	1 x	-								
バハマ	98	-	-	92	-	-	-	96	96	96	92	96	96	0	96	99	-	-	-	-	-								
バーレーン	100	-	-	99	99	99	-	99	99	99	99	99	99	97	98	98	-	-	-	-	-								
バングラデシュ	87	87	87	61	58	62	99	97	95	95	89	95	95	0	0	96	42	77	27	-	-								
バルバドス	100	-	-	96	96	96	-	98	94	95	95	94	94	0	90	-	-	-	-	-	-								
ベラルーシ	100	100	99	94	94	95	98	97	97	97	99	97	20	0	0	-	93	45	-	-	-								
ベルギー	100	100	100	99	99	99	-	99	99	99	96	98	98	86	93	-	-	-	-	-	-								
ベリーズ	100	99	100	91	93	88	98	96	95	95	95	95	0	0	91	82	23	-	-	-	-								
ベナン	78	85	72	20	36	7	88	84	70	72	63	70	70	0	70	93	23	50	44	73	81								
ブータン	100	100	100	50	78	33	99	99	99	98	97	99	99	0	0	83	74	61	-	-	-								
ボリビア	90	97	76	50	61	28	99	98	94	95	95	94	94	99	56	87	62	22	-	-	-								
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100	100	100	95	99	92	98	92	86	86	89	89	79	0	0	-	87	36	-	-	-								
ボツワナ	96	99	92	63	79	43	98	98	95	96	97	95	96	82	81	92	14 x	49 x	75 x	-	-								
ブラジル	98	100	87	83	88	52	99	99	93	96	97	96	95	92	93	93	50 x	-	-	-	-								
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	99	99	99	99	97	99	96	0	0	95	-	-	-	-	-								
ブルガリア	99	100	99	86	87	84	97	90	88	88	93	95	83	0	92	-	-	-	-	-	-								
ブルキナファソ	82	97	76	20	50	7	88	95	91	91	88	91	91	91	89	56	21	61	75	90	90								
ブルンジ	76	91	74	48	44	49	92	98	95	95	94	95	95	96	95	85	55	38	59	54	63								
カーボヴェルデ	92	94	87	72	82	54	99	99	95	95	93	95	95	0	0	92	-	-	-	-	-								
カンボジア	76	100	69	42	88	30	93	99	97	98	94	97	97	0	0	91	69	34	61	4 x	5 x								
カメルーン	76	95	53	46	62	27	82	93	87	86	80	87	87	46	87	85	28	17	33	55	71								
カナダ	100	100	99	100	100	99	-	98	96	96	95	75	96	0	97	-	-	-	-	-	-								
中央アフリカ共和国	68	90	54	22	44	7	74	69	47	47	49	47	47	0	47	60	30	16	-	36	47								
チャド	51	72	45	12	31	6	59	60	46	54	54	46	46	0	0	60	26	20	36	36	77								
チリ	99	100	93	99	100	91	98	96	92	92	94	92	92	0	89	-	-	-	-	-	-								
中国	95	98	93	76	87	64	99	99	99	99	99	99	0	0	0	-	-	-	-	-	-								
コロンビア	91	97	74	81	85	68	89	91	90	91	91	90	90	89	89	85	64	54	54	-	3 x								
コモロ	90	93	89	36	48	31	76	83	80	79	80	80	80	0	0	85	38	38	45	41	59								
コンゴ	76	96	40	15	20	6	95	95	90	90	80	90	90	60	69	85	28	28	51	61	66								
クック諸島	100	-	-	98	98	98	99	99	99	99	98	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-								
コスタリカ	98	100	92	95	95	92	80	91	91	91	95	91	91	0	83	-	77	40	-	-	-								
コートジボワール	82	93	69	22	33	10	84	78	67	66	63	67	67	0	2	82	38	17	43	37	67								
クロアチア	100	100	100	97	98	96	98	98	95	95	94	95	95	0	0	-	-	-	-	-	-								
キューバ	95	96	90	93	94	89	99	98	96	99	99	96	96	0	0	-	93	61	93	-	-								
キプロス	100	100	100	100	100	100	-	99	99	99	86	96	96	0	0	-	-	-	-	-	-								
チェコ	100	100	100	99	99	99	-	99	99	99	99	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-								
朝鮮民主主義人民共和国	100	100	99	82	88	73	98	94	93	99	99	93	93	0	0	93	80 x	74 x	-	-	-								
コンゴ民主共和国	52	81	31	29	29	29	90	81	80	79	77	80	80	0	61	82	42	39	55	56	70								
デンマーク	100	100	100	100	100	100	-	96	94	94	90	0	94	0	93	-	-	-	-	-	-								
ジブチ	90	97	65	47	60	5	86	93	78	78	71	78	78	0	78	80	94	94	-	20 x	32								
ドミニカ	-	96	-	-	-	-	98	99	97	97	94	97	97	0	0	-	-	-	-	-	-								
ドミニカ共和国	85	85	82	84	86	76	99	91	91	90	88	89	87	86	27	90	73	48	65	-	-								
エクアドル	87	93	76	85	87	81	89	84	83	84	85	83	83	81	90	85	-	46	-	-	-								
エジプト	99	100	99	95	97	93	96	96	94	94	93	94	94	0	0	86	68	28	68	-	-								
エルサルバドル	94	97	87	75	82	60	96	96	93	93	94	93	93	96	92	90	80	58 x	-	-	-								
赤道ギニア	48	73	31	75	80	71	71	65	24	30	44	24	24	0	0	70	54	40	62	23	38								
エリトリア	58	73	53	16	45	7	97	97	94	94	96	94	94	25	0	94	45	43	-	20	71 x								
エストニア	100	100	99	97	98	97	95	95	93	93	93	93	93	32	0	-	-	-	-	-	-								
エチオピア	57	93	49	28	27	28	75	86	77	75	70	77	77	63	76	80	27	26	24	30	47								
フィジー	96	100	91	91	93	88	99	99	99	99	94	99	99	99	99	94	-	-	-	-	-								
フィンランド	100	100	100	98	99	88	-	99	98	98	97	0	98	93	0	-	-	-	-	-	-								
フランス	100	100	100	99	99	99	-	99	99	99	90	82	98	0	89	-	-	-	-	-	-								
ガボン	93	97	67	42	43	32	91	77	70	68	61	70	70	0	0	85	68	26	67	39	36								

表3 保健指標

国・地域	改善された飲用水源を利用する人の割合 (%)						改善された衛生施設を利用する人の割合 (%)						完全に予防接種を受けた割合 (%)										肺炎	下痢	マラリア		
	2015			2015			BCG	3種混合+DTP1 ²	3種混合DTP3 ²	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	破傷風から保護される新生児 ^A	肺炎の症状がある子どものケア (%)	下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1張保有している家庭の割合 (%)						
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部																2014					
																						2010-2015*	2010-2015*	2010-2015*			
ガンビア	90	94	84	59	62	55	96	98	96	97	96	96	96	92	96	92	68	59	65	47	69						
ジョージア	100	100	100	86	95	76	96	99	91	91	92	91	91	69	0	-	74 x	40 x	-	-	-						
ドイツ	100	100	100	99	99	99	-	98	96	95	97	87	94	0	68	-	-	-	-	-	-						
ガーナ	89	93	84	15	20	9	99	99	98	98	92	98	98	98	98	88	56	49	77	47	68						
ギリシャ	100	100	100	99	99	98	-	99	99	99	97	96	99	0	96	-	-	-	-	-	-						
グレナダ	97	-	-	98	98	98	-	97	97	81	94	97	97	0	0	-	-	-	-	-	-						
グアテマラ	93	98	87	64	78	49	91	89	73	65	67	73	73	54	51	85	50	49	49	-	-						
ギニア	77	93	67	20	34	12	72	60	51	42	52	51	51	0	0	80	37	34	37	26	47						
ギニアビサウ	79	99	60	21	34	8	94	92	80	78	69	80	80	0	0	80	34	19	51	81	90						
ガイアナ	98	98	98	84	88	82	99	98	98	97	99	98	98	95	97	99	84	43	71	7	5						
ハイチ	58	65	48	28	34	19	76	72	48	55	53	48	48	40	0	81	38	53	40	12	19						
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
ホンジュラス	91	97	84	83	87	78	86	86	85	85	88	85	85	85	85	94	64	60	62	-	-						
ハンガリー	100	100	100	98	98	99	99	99	99	99	99	0	99	0	93	-	-	-	-	-	-						
アイスランド	100	100	100	99	99	100	-	96	90	90	90	0	90	0	90	-	-	-	-	-	-						
インド	94	97	93	40	63	28	91	90	83	82	83	70	20	0	0	87	77	26 x	71 x	-	-						
インドネシア	87	94	79	61	72	47	93	94	78	79	77	78	21	0	0	85	75	39	74	3 x	3 x						
イラン	96	98	92	90	93	82	99	99	99	99	99	99	0	0	0	95	76	61	-	-	-						
イラク	87	94	70	86	86	84	95	77	64	67	57	62	64	29	0	72	74	23	-	-	-						
アイルランド	98	98	98	90	89	93	74	98	96	96	93	95	96	0	92	-	-	-	-	-	-						
イスラエル	100	100	100	100	100	100	-	95	94	94	96	97	94	93	93	-	-	-	-	-	-						
イタリア	100	100	100	100	99	100	-	98	94	94	86	94	94	0	55	-	-	-	-	-	-						
ジャマイカ	94	97	89	82	80	84	90	97	92	94	92	92	92	0	0	80	82	64	-	-	-						
日本	100	100	100	100	100	100	93	99	98	99	98	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-						
ヨルダン	97	98	92	99	99	99	95	98	98	98	98	98	98	0	0	90	77	20	69	-	-						
カザフスタン	93	99	86	98	97	98	95	96	95	95	99	95	95	0	58	-	81	62	-	-	-						
ケニア	63	82	57	30	31	30	81	88	81	81	79	81	81	19	81	76	66	54	72	54	59						
キリバス	67	87	51	40	51	31	72	83	75	79	91	75	75	0	57	-	81 x	62 x	27 x	-	-						
クウェート	99	99	99	100	100	100	99	97	95	94	94	96	95	0	94	95	-	-	-	-	-						
キルギス	90	97	86	93	89	96	97	96	96	95	96	96	96	0	0	-	60	33	56	-	-						
ラオス	76	86	69	71	94	56	82	94	88	88	87	88	88	0	72	90	54	42	-	43	50						
ラトビア	99	100	98	88	91	82	92	93	92	92	95	92	92	0	87	-	-	-	-	-	-						
レバノン	99	-	-	81	81	81	-	84	81	75	79	81	81	0	0	-	74 x	44 x	-	-	-						
レソト	82	95	77	30	37	28	87	97	96	95	92	96	96	0	0	83	63	53	61	-	-						
リベリア	76	89	63	17	28	6	73	74	50	49	58	50	50	0	45	89	51	60	71	38	55						
リビア	-	-	-	97	97	96	99	96	94	94	93	94	94	86	39	-	-	-	-	-	-						
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
リトアニア	97	100	90	92	97	83	98	97	93	93	93	94	93	0	0	-	-	-	-	-	-						
ルクセンブルク	100	100	100	98	98	99	-	99	99	99	99	94	99	89	95	-	-	-	-	-	-						
マダガスカル	52	82	35	12	18	9	75	83	73	73	64	73	73	50	72	78	41	15	48	62	68						
マラウイ	90	96	89	41	47	40	97	97	91	87	85	91	91	83	87	89	68	64	75	66	78						
マレーシア	98	100	93	96	96	96	99	99	97	97	94	96	97	0	0	90	-	-	-	-	-						
モルディブ	99	100	98	98	97	98	99	99	99	99	99	99	99	0	0	95	22 x	57 x	84 x	-	-						
マリ	77	97	64	25	38	16	79	80	77	84	80	77	77	13	84	85	38 x	14 x	59	27 x	85						
マルタ	100	100	100	100	100	100	-	99	99	99	98	90	99	0	0	-	-	-	-	-	-						
マーシャル諸島	95	94	98	77	84	56	89	97	78	77	79	79	65	44	29	-	-	38 x	63 x	-	-						
モーリタニア	58	58	57	40	58	14	98	88	84	84	84	84	84	5	84	80	43	19	-	18	46						
モーリシャス	100	100	100	93	94	93	97	97	97	98	98	97	97	0	0	95	-	-	-	-	-						
メキシコ	96	97	92	85	88	74	96	90	87	87	97	84	87	85	94	88	-	52	-	-	-						
ミクロネシア連邦	89	95	87	57	85	49	70	98	81	81	91	83	68	33	61	-	-	-	-	-	-						
モナコ	100	100	-	100	100	-	89	99	99	99	99	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-						
モンゴル	64	66	59	60	66	43	99	99	99	99	98	99	99	0	0	-	70	31	-	-	-						
モンテネグロ	100	100	99	96	98	92	91	97	91	91	88	87	91	0	0	-	89 x	16 x	74	-	-						
モロッコ	85	99	65	77	84	66	99	99	99	99	99	99	99	90	80	88	70	22	-	-	-						
モザンビーク	51	81	37	21	42	10	93	93	78	78	85	78	78	0	73	83	50	55	56	36	51						
ミャンマー	81	93	74	80	84	77	86	90	75	76	86	75	75	0	0	87	69	61	-	11	-						
ナミビア	91	98	85	34	54	17	97	92	88	88	83	88	88	0	0	85	68	72	63	6	24						
ナウル	97	97	-	66	66	-	99	99	95	95	98	95	95	0	0	-	69 x	23 x	51 x	-	-						
ネパール	92	91	92	46	56	43	99	94	92	92	88	92	92	0	0	82	50	44	46	-	-						
オランダ	100	100	100	98	97	100	-	98	96	96	96	95	96	0	95	-	-	-	-	-	-						
ニュージーランド	100	100	100	-	-	-	-	93	93	93	93	93	93	0	93	-	-	-	-	-	-						
ニカラグア	87	99	69	68	76	56	98	99	98	99	99	98	98	98	98	81	58 x	65	-	-	-						
ニジェール	58	100	49	11	38	5	76	89	68	67	72	68	68	19	13	81	59	41	75	96	87						

表3 保健指標

国・地域	改善された飲用水源を利用する人の割合 (%)						改善された衛生施設を利用する人の割合 (%)						完全に予防接種を受けた割合 (%)								肺炎	下痢	マラリア				
	2015			2015			BCG	3種混合+DTP1 ²	3種混合DTP3 ²	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	破傷風から保護される新生児 ¹	肺炎の症状がある子どものケア (%)	下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1張保有している家庭の割合 (%)						
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部																2014					
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部																					
ナイジェリア	69	81	57	29	33	25	74	75	66	66	51	66	66	0	0	55	35	34	32	17	50						
ニウエ	99	-	-	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	0	99	-	-	-	-	-	-						
ノルウェー	100	100	100	98	98	98	-	99	93	93	94	0	94	0	91	-	-	-	-	-	-						
オマーン	93	95	86	97	97	95	99	99	99	99	99	98	99	0	98	98	56	59	-	-	-						
パキスタン	91	94	90	64	83	51	85	79	73	72	63	73	73	0	68	75	64	38	65	0 x	1						
パラオ	-	97	-	100	100	100	-	99	95	95	83	99	99	99	93	-	-	-	-	-	-						
パナマ	95	98	89	75	84	58	99	96	80	80	90	80	80	87	48	-	82	52	-	-	-						
バブアニューギニア	40	88	33	19	56	13	81	87	62	53	65	62	62	0	0	70	63 x	-	-	-	-						
パラグアイ	98	100	95	89	95	78	95	98	87	83	90	87	87	85	88	85	-	-	-	-	-						
ペルー	87	91	69	76	82	53	94	98	88	79	89	88	88	86	86	85	60	28	60	-	-						
フィリピン	92	94	90	74	78	71	87	86	79	84	88	79	79	1	0	87	64	49	50	-	-						
ポーランド	98	99	97	97	98	97	93	99	99	95	98	96	99	0	0	-	-	-	-	-	-						
ポルトガル	100	100	100	100	100	100	99	99	98	98	98	98	98	0	0	-	-	-	-	-	-						
カタール	100	-	-	98	98	98	90	99	99	99	99	99	99	90	93	-	-	-	-	-	-						
韓国	-	100	-	100	100	100	99	99	99	99	99	99	97	0	0	-	-	-	-	-	-						
モルドバ	88	97	81	76	88	67	97	94	90	92	90	92	89	69	28	-	79	42	-	-	-						
ルーマニア	100	100	100	79	92	63	98	98	94	94	89	94	92	0	0	-	-	-	-	-	-						
ロシア連邦	97	99	91	72	77	59	96	97	97	97	98	97	31	0	0	-	-	-	-	-	-						
ルワンダ	76	87	72	62	59	63	99	99	99	99	98	99	99	98	99	90	54	28	49	68	81						
セントクリストファー・ネイビス	98	-	-	-	-	-	99	99	97	93	93	98	98	0	0	-	-	-	-	-	-						
セントルシア	96	100	96	91	85	92	89	99	99	99	99	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-						
セントビンセント・グレナディーン	95	-	-	-	-	-	96	99	98	97	99	98	98	0	0	-	-	-	-	-	-						
サモア	99	97	99	91	93	91	95	99	91	91	91	91	91	0	0	-	78	63	59	-	-						
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	82	80	80	57	80	79	0	0	-	-	-	-	-	-						
サントメ・プリンシペ	97	99	94	35	41	23	95	98	95	95	92	95	95	0	95	-	69	49	66	61	78						
サウジアラビア	97	-	-	100	100	100	98	99	98	98	98	98	98	94	98	-	-	-	-	-	-						
セネガル	79	93	67	48	65	34	95	94	89	85	80	89	89	0	81	91	42	23	56	43	74						
セルビア	99	99	99	96	98	94	98	97	93	93	86	92	94	0	0	-	90	36	-	-	-						
セーシェル	96	-	-	98	98	98	98	99	99	99	99	99	99	0	0	-	-	-	-	-	-						
シエラレオネ	63	85	48	13	23	7	90	88	83	83	78	83	83	53	83	85	72	85	72	49	64						
シンガポール	100	100	-	100	100	-	99	98	97	97	95	97	0	0	0	-	-	-	-	-	-						
スロバキア	100	100	100	99	99	98	-	99	97	97	97	97	97	0	96	-	-	-	-	-	-						
スロベニア	100	100	99	99	99	99	-	98	95	95	94	0	95	0	0	-	-	-	-	-	-						
ソロモン諸島	81	93	77	30	81	15	99	95	88	94	93	88	88	0	0	85	73 x	38 x	68 x	40 x	49 x						
ソマリア	-	-	-	-	-	-	37	52	42	47	46	42	42	0	0	64	13 x	13 x	-	11 x	12 x						
南アフリカ	93	100	81	66	70	61	77	73	70	71	70	74	70	72	65	80	65 x	40 x	65 x	-	-						
南スーダン	59	67	57	7	16	4	46	49	39	44	22	0	0	0	0	-	48	39	57	46	66						
スペイン	100	100	100	100	100	100	-	99	97	97	96	96	96	0	0	-	-	-	-	-	-						
スリランカ	96	99	95	95	88	97	99	99	99	99	99	99	99	0	0	95	58 x	50 x	85 x	3 x	5 x						
パレスチナ	58	51	81	92	93	90	99	99	99	99	99	99	99	0	97	-	77	32	-	-	-						
スーダン	-	-	-	-	-	-	95	99	94	94	86	94	94	86	97	74	48	22	-	30 x	25						
スリナム	95	98	88	79	88	61	-	91	85	85	85	85	85	0	0	93	76	42	-	43	61						
スワジランド	74	94	69	57	63	56	99	99	98	98	86	98	98	0	67	88	60	57	-	2	10						
スウェーデン	100	100	100	99	99	100	26	99	98	98	97	42	98	0	98	-	-	-	-	-	-						
スイス	100	100	100	100	100	100	-	98	96	96	93	0	95	0	80	-	-	-	-	-	-						
シリア	90	92	87	96	96	95	81	65	43	52	54	71	43	0	0	92	77 x	50 x	-	-	-						
タジキスタン	74	93	67	95	94	95	98	98	97	94	98	97	97	0	0	-	63	60	57	1 x	2 x						
タイ	98	98	98	93	90	96	99	99	99	99	99	99	0	0	0	95	83	58	-	-	-						
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	99	100	99	91	97	83	99	98	95	96	93	97	94	0	0	-	93 x	62	-	-	-						
東ティモール	72	95	61	41	69	27	79	81	77	76	74	77	77	0	0	81	71	71	73	41	41						
トーゴ	63	91	44	12	25	3	97	91	87	85	82	87	87	35	34	81	49	19	58	43	65						
トンガ	100	100	100	91	98	89	89	86	82	84	67	82	82	0	0	-	-	-	64	-	-						
トリニダード・トバゴ	95	95	95	92	92	92	-	93	92	94	96	92	92	0	95	-	74 x	-	-	-	-						
チュニジア	98	100	93	92	97	80	95	98	98	98	98	98	98	0	0	96	60	65	-	-	-						
トルコ	100	100	100	95	98	86	95	97	96	96	94	96	96	0	96	90	-	-	-	-	-						
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	99	99	98	98	99	97	97	0	0	-	51 x	40 x	-	-	-						
ツバル	98	98	97	-	86	-	99	99	90	90	96	90	90	0	0	-	-	44 x	79 x	-	-						
ウガンダ	79	96	76	19	29	17	93	89	78	82	82	78	78	0	50	85	79	44	82	74	90						
ウクライナ	96	96	98	96	97	93	95	90	76	74	79	46	83	0	0	-	92	59	-	-	-						
アラブ首長国連邦	100	100	100	98	98	95	90	94	94	94	94	94	94	56	94	-	-	-	-	-	-						
英国	100	100	100	99	99	100	-	98	95	95	93	0	95	0	93	-	-	-	-	-	-						

表3 保健指標

国・地域	改善された飲用水源を利用する人の割合 (%)						改善された衛生施設を利用する人の割合 (%)						完全に予防接種を受けた割合 (%)							肺炎	下痢	マラリア		
	2015			2015			BCG	3種混合+DTP1 ³	3種混合DTP3 ³	ポリオ3	はしか	HepB3	Hib3	ロタ	PCV3	破傷風から保護される新生児 ^λ	肺炎の症状がある子どものケア (%)	下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%)	熱がある子どものケア (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の割合 (%)	殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1張保有している家庭の割合 (%)			
	全体	都市部	農村部	全体	都市部	農村部																2014		
タンザニア	56	77	46	16	31	8	99	99	97	97	99	97	97	93	88	71	44	77	72	91				
米国	99	99	98	100	100	100	-	98	94	93	91	90	93	69	92	-	-	-	-	-				
ウルグアイ	100	100	94	96	97	93	99	99	95	95	96	95	95	0	95	91	-	-	-	-				
ウズベキスタン	-	98	-	100	100	100	99	99	99	99	99	99	99	52	0	68 x	28 x	-	-	-				
バヌアツ	94	99	93	58	65	55	73	75	64	65	53	64	64	0	75	72	48	57	51	83				
ベネズエラ	93	95	78	94	97	70	95	88	78	79	89	78	78	76	0	72 x	38 x	-	-	-				
ベトナム	98	99	97	78	94	70	96	95	95	96	97	95	95	0	91	81	51	-	9	10				
イエメン	-	-	-	-	-	-	73	94	88	88	75	88	88	72	88	70	34	25	33	-				
ザンビア	65	86	51	44	56	36	95	96	86	78	85	86	86	73	77	85	70	64	75	41	68			
ジンバブエ	77	97	67	37	49	31	99	98	91	92	92	91	91	48	91	75	59	43	47	27	42			
地域別要約																								
サハラ以南のアフリカ	68	87	56	30	40	23	83	85	77	77	72	77	77	32	53	76	46	36	51	44	61			
東部・南部アフリカ	66	88	57	33	47	26	84	88	80	80	79	80	79	48	70	82	55	41	57	49	63			
西部・中部アフリカ	69	86	55	27	35	20	81	80	73	73	65	73	73	14	33	72	40	34	46	39	63			
中東と北アフリカ	93	95	89	91	93	87	94	94	89	90	87	91	75	33	33	84	65	32	-	-	-			
南アジア	92	95	91	45	65	35	91	89	83	82	81	73	37	0	10	85	71	52 †	50 †	-	-			
東アジアと太平洋諸国	94	97	90	76	86	64	96	97	93	94	94	93	23	0	0	87**	73**	46**	66**	-	-			
ラテンアメリカとカリブ海諸国	95	97	84	83	88	64	95	94	88	88	92	88	88	75	79	88	-	45	-	-	-			
CEE/CIS	97	99	93	86	89	81	96	97	95	94	95	92	74	7	28	-	-	-	-	-	-			
後発開発途上国	69	86	62	38	47	33	87	89	81	81	79	81	81	31	53	83	49	43	51	50	64			
世界	91	96	84	68	82	51	91	91	86	86	85	82	56	19	31	83**	63**	41 †**	54 †**	-	-			

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。

これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない

指標の定義

改善された飲用水源を利用する人の割合—主要な飲料水の水源として以下のいずれかを利用している人の割合。家屋や土地、庭、近隣の庭の配水管から引かれた水、公共の蛇口、配水塔、掘り抜き井戸、掘削孔、保護された掘り抜き井戸、湧き水や雨水。あるいは、容器に入った水に加え、上記のいずれかの水源を第二次水源として利用している。

改善された衛生施設を利用できる人の割合—近隣の世帯と共有せずに以下のいずれかの衛生設備を利用している人の割合。下水管に接続された水洗または簡易水洗トイレ、汚水処理タンクまたはピット式トイレ、換気口付ピット式改良型トイレ、覆い板(スラブ)付ピット式トイレ、コンポスト式(堆肥化)トイレ。

EPI—拡大予防接種プログラム。このプログラムで最初に扱われる予防接種は、ジフテリア、百日咳、破傷風(三種混合:DPT)、はしか、ポリオ、結核である。1974年に推奨されたこの6種類にB型肝炎(HepB)、ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)の予防接種が加えられた。肺炎球菌結合型ワクチンやロタウイルスのワクチンも、WHO(世界保健機関)による推奨を受け、多くの国で拡大予防接種プログラムに加えられつつある。

BCG—カルメット-ゲラン菌(結核予防ワクチン)の接種を受けた乳児の割合。

3種混合(DPT1)—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの初回接種を受け、生存している乳児の割合。

3種混合(DPT3)—ジフテリア・百日咳・破傷風3種混合ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

ポリオ3—ポリオワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

はしか—はしか予防が入ったワクチンの初回接種(MCV1)を受け、生存している乳児の割合。

HepB3—B型肝炎の予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

Hib3—ヘモフィルス・インフルエンザb型菌ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

ロタ—ロタウイルスの予防接種を推奨通り最後まで受け、生存している乳児の割合。

PCV3—肺炎球菌結合型ワクチンの予防接種を3回受け、生存している乳児の割合。

破傷風から守られる新生児—出生時に破傷風から保護される新生児の割合。

肺炎の症状がある子どものケア—調査前2週間に肺炎の症状(肺に何らかの問題があることで起こる咳、頻呼吸、呼吸困難など)を呈していた5歳未満の子どものうち、医療機関や医療従事者に相談したり治療を受けたりした子どもの割合。

下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合—調査前2週間に下痢をした5歳未満の子どものうち、経口補水塩(ORS/パケット、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液)による治療をされた者の割合。

熱がある子どものケア—熱がある5歳未満の子どもの、保健施設あるいは保健ケ

アを提供する人から助言や治療を受けた子どもの割合。薬を売る人や店、伝統的な治療師は除く。国によっては(特にマラリア以外の感染症が蔓延している国)では、計算から薬局も除外されている。

殺虫剤処理を施した蚊帳で眠る5歳未満児の割合—5歳未満の子どもの殺虫剤処理を施した蚊帳の下で眠った子どもの割合。

殺虫剤処理を施した蚊帳を最低1張保有している家庭の割合—殺虫剤処理を施した蚊帳を少なくとも1張持っている家庭の割合。

データの主な出典

改善された飲用水源の利用および衛生施設の利用—世界保健機関(WHO)とユニセフの合同モニタリング・プログラム。

予防接種—ユニセフとWHO。

肺炎症状のケアと治療—人口保健調査(DHS)、複数指標クラスター調査(MICS)、その他の国別世帯調査。

経口補水塩(ORS)による下痢性疾患の治療—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

マラリアの予防と治療—DHS、MICS、マラリア指標調査、その他の国別世帯調査。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。

β DPT1接種率が少なくともDPT3と同率でなければならない。DPT1接種率がDPT3よりも小さいことは、データ収集・報告プロセスの欠陥を反映するものである。ユニセフとWHOは、各国・各地域の機関と協力してこのような欠陥を解消すべく取り組んでいる。

λ WHOとユニセフは、妊婦が破傷風トキソイド(TT)ワクチンの接種を2回以上受けているという理由により出生時に破傷風から保護されていると考えられる子どもの割合を計算するモデルを採用した。このモデルでは、女性が保護されている可能性がある他のシナリオ(例えば、補完的に実施された予防接種活動においてTTの接種を受けた場合)を把握し、または含めることにより、この指標の正確性を高めることも目指している。この手法の詳細については、<data.unicef.org>を参照。

* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

** 中国を除く。

† インドを除く。

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人のHIV感染率(%) 2014	HIVと共に生きる人(全年齢)の数(1,000人) 2014			母子感染リスク	小児感染	若者の予防(15-24歳)						HIV検査		孤児			
		推定	推定値(下限)	推定値(上限)	HIVと共に生きる女性(1,000人) 2014	HIVと共に生きる子ども(1,000人) 2014	若者のHIV感染率(%) 2014			HIVについて包括的な知識をもつ割合(%) 2010-2014*		複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合(%) 2010-2014*		過去12カ月でHIVの検査を受けた若者の結果を得た若者の割合(%) 2010-2014*		エイズにより孤児となった子どもの数(1,000人) 2014	全ての原因により孤児となった子どもの数(1,000人) 2014	両親を失った孤児の学校への出席率(%) 2010-2014*
							全体	男	女	男	女	男	女	男	女			
アフガニスタン	<0.1	7	4	13	3	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
アルバニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22x	36x	55x	-	1x	0x	-	-	-
アルジェリア	<0.1	11	3	26	5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	9	-	-	-	2	-	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	2.4	300	220	430	160	32	0.8	0.6	1.1	32x	25x	-	-	-	-	120	1,300	85x
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53	46	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	0.5	130	78	170	38	-	0.2	0.2	0.1	-	40	-	-	-	-	-	-	-
アルメニア	0.2	4	3	6	<1	-	0.1	0.2	<0.1	9	16	86	-	0	3	-	-	-
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	0.1	8	6	12	3	<0.2	<0.1	0.1	<0.1	5x	5x	29x	-	-	-	-	-	-
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	<0.1	9	8	10	3	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	-	9	-	-	-	-	-	-	88
バルバドス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	-	-	-	24	-	-	-
ベラルーシ	0.5	29	24	36	10	-	0.2	0.1	0.2	51	56	73	64p	19	24	-	-	-
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	1.2	3	2	8	1	<0.2	0.4	0.3	0.4	-	43	-	26x,p	-	25	-	-	92
ベナン	1.1	78	68	90	41	8	0.3	0.2	0.4	31	22	44	35	5	14	28	440	78
ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	-	-	-	8	-	-	-
ボリビア	0.3	18	13	29	5	<1	0.2	0.2	0.1	28x	22x	41x	-	2x	-	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	48	67	-	1	0	-	-	-
ボツワナ	25.2	390	370	410	210	16	7.2	5.7	8.9	-	-	-	-	-	-	67	100	-
ブラジル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	0.9	110	92	130	57	13	0.5	0.4	0.5	36	31	75	65	7	12	75	830	101
ブルンジ	1.1	85	72	110	42	14	0.4	0.3	0.4	47	45	-	-	11	18	77	580	82
カーボヴェルデ	1.1	3	3	4	<1	-	0.5	0.8	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カンボジア	0.6	75	47	140	36	6	0.2	0.1	0.2	46	38	-	-	7	12	-	-	88
カメルーン	4.8	660	610	790	350	58	1.7	1.2	2.1	41	32	67	47	13	21	310	1,200	86
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	4.3	140	120	150	70	15	1.7	1.4	2.0	25	17	47	34	13	19	91	300	88
チャド	2.5	210	170	270	110	29	0.8	0.6	1.0	-	10	-	57p	-	4	130	970	117
チリ	0.3	39	32	47	4	-	0.1	0.2	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	0.4	120	96	160	38	2	0.2	0.2	0.1	-	24	-	39	-	11	-	-	-
コモロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24	19	52	-	4	3	-	-	108
コンゴ	2.8	81	72	88	43	11	1.2	0.9	1.4	28	14	51	45	6	12	46	210	100
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	0.3	9	6	12	2	<0.2	0.1	0.1	<0.1	-	33	-	55	-	14	-	-	-
コートジボワール	3.5	460	420	510	250	42	1.1	0.9	1.4	25	16	57	34	8	14	230	1,200	66
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	0.3	17	15	21	4	-	0.2	0.2	<0.1	59	61	-	70	25	27	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8x	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	1.0	450	400	490	230	59	0.4	0.3	0.5	25	19	22	11	4	7	290	4,000	80
デンマーク	0.2	6	4	8	2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	1.6	10	8	14	5	1	0.6	0.5	0.8	-	18x	-	-	-	-	6	32	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	56	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	1.0	69	52	100	31	3	0.4	0.4	0.4	41	45	57	40	10	16	-	-	97
エクアドル	0.3	33	25	46	8	-	0.1	0.2	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	<0.1	9	6	14	2	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	-	4y	-	-	-	-	-	-	-
エルサルバドル	0.5	21	13	29	7	<1	0.2	0.2	0.2	-	31	-	-	-	-	-	-	-
赤道ギニア	6.2	32	29	34	16	3	1.9	1.3	2.5	18	19	36	19	16	35	6	43	-
エリトリア	0.7	16	12	24	9	2	0.3	0.2	0.3	34	25	-	-	-	-	11	140	-
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	1.2	730	600	970	390	110	0.5	0.5	0.6	34	24	47	-	20	21	450	3,500	90
フィジー	0.1	<1	<0.5	1	<0.5	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	3.9	48	41	55	29	4	0.9	0.6	1.3	36	30	77	56	12	30	18	68	101
ガンビア	1.8	20	16	25	11	2	0.5	0.4	0.7	32	26	51p	-	4	10	10	87	90
ジョージア	0.3	7	5	8	1	-	0.2	0.3	<0.1	-	-	-	-	-	5	-	-	-

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人のHIV感染率(%) 2014	HIVと共に生きる人(全年齢)の数(1,000人) 2014			母子感染リスク	小児感染	若者の予防(15-24歳)						HIV検査		孤児				
		推定	推定値	推定値(下限)	推定値(上限)	HIVと共に生きる女性(1,000人) 2014	HIVと共に生きる子ども(1,000人) 2014	若者のHIV感染率(%) 2014			HIVについて包括的な知識をもつ割合(%) 2010-2014*		複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合(%) 2010-2014*		過去12カ月でHIVの検査を受けた若者の結果を得た若者の割合(%) 2010-2014*		エイズにより亡くなった子どもの数(1,000人) 2014	全ての原因により孤児となった子どもの数(1,000人) 2014	両親を失った孤児の学校への出席率(%) 2010-2014*
								全体	男	女	男	女	男	女	男	女	推定	推定	推定
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	1.5	250	190	330	140	21	0.5	0.4	0.6	27	20	34	15	3	10	120	950	94	
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	65	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	0.5	49	34	69	18	3	0.2	0.2	0.2	24x	22x	74x	27x,p	-	-	-	-	-	-
ギニア	1.6	120	100	140	65	-	0.6	0.4	0.7	34	23	54	37	3	5	-	-	71	
ギニアビサウ	3.7	42	38	47	22	5	1.2	0.8	1.5	-	15	-	50	-	7	13	120	108	
ガイアナ	1.8	10	7	15	5	<0.5	0.9	0.7	1.2	47x	54x	76x	-	18x	29x	-	-	-	-
ハイチ	1.9	140	130	160	79	8	0.7	0.5	0.8	28	35	62	52	9	17	64	300	96	
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	0.4	23	19	27	9	2	0.2	0.2	0.2	35	33	59	38	7	13	-	-	91	
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	0.3	2,100	1,600	2,800	760	130	-	-	-	36x	20x	32x	17x,p	1x	1x	530	29,600	72x	
インドネシア	0.5	660	600	720	230	19	0.4	0.4	0.4	10y	11y	-	-	-	-	-	-	-	-
イラン	0.1	74	51	110	9	<1	<0.1	<0.1	<0.1	-	20y	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	0	-	-	-	94
アイルランド	0.3	8	6	10	2	-	0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	1.6	29	25	38	11	<1	0.7	0.8	0.6	36y	43y	76	49	49	69	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	80
カザフスタン	0.2	20	18	25	7	-	<0.1	<0.1	<0.1	34	36	76	74	15	21	-	-	-	-
ケニア	5.3	1,400	1,200	1,600	700	160	2.8	2.2	3.5	64	57	69	38	39	50	650	2,000	99	
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49x	44x	30x	2x,p	-	-	-	-	-	82x
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	0.3	9	7	12	4	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	24	20	76	-	1	12	-	-	-	-
ラオス	0.3	11	10	12	5	<1	0.1	0.1	0.2	28	24	-	-	2	2	-	-	80	-
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	<0.1	2	<0.2	4	<0.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	23.4	310	290	340	170	19	8.0	5.9	10.2	29x	39x	60x	45x	17x	40x	74	120	98x	-
リベリア	1.2	33	29	38	17	4	0.3	0.3	0.4	29	36	32	26	6	18	25	190	75	-
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	0.3	39	34	45	16	5	0.1	0.2	0.1	26	23	7	9	2	3	-	-	74x	-
マラウイ	10.0	1,100	990	1,100	560	130	3.2	2.4	4.1	51	44	53	38	34	42	530	990	96	-
マレーシア	0.5	100	91	110	20	<1	<0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルティブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35x,y	-	-	-	-	-	-	-	-
マリ	1.4	130	110	170	68	18	0.6	0.5	0.7	33	24	38	8p	4	6	59	810	81	-
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39x	27x	23x,p	9x,p	-	-	-	-	-	-
モーリタニア	0.7	16	13	20	8	2	0.3	0.2	0.4	-	6	-	-	-	-	-	-	-	100p
モーリシャス	0.9	8	7	9	2	-	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	0.2	190	140	270	40	3	<0.1	0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	23	69	-	13	17	-	-	102	-
モンテネグロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	48	65	-	1	0	-	-	-	-
モロッコ	0.1	29	20	37	9	<1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モザンビーク	10.6	1,500	1,300	2,100	830	160	4.5	2.4	6.6	52	30	41	38	11	26	610	1,800	91	-
ミャンマー	0.7	210	190	230	70	11	0.3	0.4	0.3	-	32	-	-	-	-	-	-	-	-
ナミビア	16.0	260	240	280	130	16	4.0	2.9	5.0	51	62	79	68	26	43	53	100	102	-
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10x	13x	17x,p	8x,p	4x	4x	-	-	-	-
ネパール	0.2	39	35	43	13	2	<0.1	<0.1	<0.1	-	36	45	-	-	3	-	-	-	-
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	0.3	10	8	15	3	<0.5	0.1	0.2	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニジェール	0.5	52	46	59	25	-	0.1	<0.1	0.2	25	14	42x,p	-	2	7	-	-	109	-
ナイジェリア	3.2	3,400	3,100	3,700	1,700	380	1.0	0.7	1.3	34	24	51	41	5	8	1,600	9,900	123	-
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	0.2	6	4	9	2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	0.2	2	2	3	<1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	101
パキスタン	<0.1	94	58	180	26	2	<0.1	<0.1	<0.1	5y	4y	-	-	-	-	-	-	-	79p

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人のHIV感染率 (%) 2014	HIVと共に生きる人 (全年齢) の数 (1,000人) 2014			母子感染リスク	小児感染	若者の予防 (15-24歳)						HIV検査		孤児			
		推定	推定値 (下限)	推定値 (上限)	HIVと共に生きる女性 (1,000人) 2014	HIVと共に生きる子ども (1,000人) 2014	若者のHIV感染率 (%) 2014			HIVについて 包括的な知識をもつ割合 (%) 2010-2014*		複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合 (%) 2010-2014*		過去12カ月で HIVの検査を受けた若者の結果を得た若者の割合 (%) 2010-2014*		エイズにより孤児となった子どもの数 (1,000人) 2014	全ての原因により孤児となった子どもの数 (1,000人) 2014	両親を失った孤児の学校への出席率 (%) 2010-2014*
					全体	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	推定	推定	推定
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	0.6	17	13	24	4	<0.5	0.2	0.2	0.1	-	37	-	-	-	-	-	-	-
バブアニューギニア	0.7	37	34	41	19	4	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	13	300	-
パラグアイ	0.4	17	12	32	6	<0.5	0.3	0.3	0.2	-	-	51 x	-	-	-	-	-	-
ペルー	0.4	72	61	100	21	2	0.1	0.1	0.1	-	22 x	-	34	-	-	-	-	100
フィリピン	<0.1	36	21	100	4	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	-	21 x	-	-	0	-	-	-	-
ポーランド	<0.1	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	16	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	0.6	18	15	21	8	<0.2	0.2	0.1	0.3	28	36	68	49	9	17	-	-	-
ルーマニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	2.8	210	190	230	120	22	1.2	1.0	1.3	47	53	58 p	29 p	32	37	85	500	91
セントクリストファー・ネービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	53	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	-	42 p	-	22	-	-	-
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6 x	3 x	-	-	1 x	0 x	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	0.8	1	<1	2	<0.5	-	0.2	0.2	0.2	43	42	59 x	-	14 x	29 x	-	-	-
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	0.5	44	37	53	17	4	0.1	0.1	<0.1	31	29	49	-	7	13	-	-	97
セルビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	48	54	63	65	2	2	-	-	-
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	1.4	54	47	61	29	4	0.3	0.2	0.4	30	29	21	6	5	14	19	310	81
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	<0.1	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	<0.1	<1	<1	1	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35 x	29 x	39 x	18 x	-	-	-	-	-
ソマリア	0.5	35	27	45	15	5	0.2	0.2	0.2	-	4 x	-	-	-	-	27	630	78 x
南アフリカ	18.9	6,800	6,500	7,500	3,900	340	6.1	4.0	8.1	23	25	-	-	-	-	2,300	2,800	98 x
南スーダン	2.7	190	130	270	100	19	1.0	0.7	1.3	-	10	-	7	-	-	91	570	78
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	<0.1	3	2	6	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-
スーダン	0.2	53	41	69	23	4	0.1	0.1	0.2	-	9	-	-	-	0	-	-	82
スリナム	1.0	4	3	4	2	-	0.4	0.3	0.5	-	42	-	39	-	21	-	-	-
スワジランド	27.7	210	210	220	120	19	11.3	7.2	15.5	51	49	85	69	23	37	56	87	100
スウェーデン	0.2	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	<0.1	<1	<0.1	2	<0.2	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	7 x	-	-	-	-	-	-	-
タジキスタン	0.4	16	12	21	6	1	0.1	0.1	0.1	-	9	-	-	-	5	-	-	81
タイ	1.1	450	400	490	190	7	0.3	0.3	0.2	-	56	-	-	-	10	-	-	94 p
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27 x	-	-	-	-	-	-	-
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	12	-	-	-	-	-	-	75
トーゴ	2.4	110	95	140	60	12	0.7	0.5	0.8	32	23	63	59 p	9	16	54	330	97
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	12	-	-	1	2	-	-	-
トリニダード・トバゴ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54 x	-	67 x	-	-	-	-	-
チュニジア	<0.1	3	2	4	<1	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	20	-	-	-	0	-	-	-
トルコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5 x	-	-	-	-	-	-	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61 x	39 x	-	-	8 x	4 x	-	-	-
ウガンダ	7.3	1,500	1,400	1,800	770	150	3.0	2.3	3.7	39	39	31	24	24	40	650	1,900	87
ウクライナ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	50	84	67	12	13	-	-	-
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	5.3	1,500	1,300	1,900	800	140	1.8	1.4	2.1	47	40	41	34	21	29	810	2,600	95
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	0.7	14	12	17	2	-	0.3	0.4	0.1	-	35	-	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	0.2	32	26	40	13	-	<0.1	<0.1	<0.1	-	31 x	-	-	-	-	-	-	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15 x	-	-	-	-	-	-	-
ベネズエラ	0.6	110	43	180	36	3	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	0.5	250	220	280	77	5	0.3	0.3	0.2	-	49	-	-	-	9	-	-	-

表4 HIV/エイズ指標

国・地域	成人のHIV感染率 (%) 2014	HIVと共に生きる人 (全年齢) の数 (1,000人) 2014			母子感染リスク	小児感染	若者の予防 (15-24歳)						HIV検査		孤児			
		推定値	推定値 (下限)	推定値 (上限)	HIVと共に生きる女性 (1,000人) 2014	HIVと共に生きる子ども (1,000人) 2014	若者のHIV感染率 (%) 2014			HIVについての包括的な知識をもつ割合 (%) 2010-2014*		複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合 (%) 2010-2014*		過去12カ月でHIVの検査を受けた若者結果を得た若者 (%) 2010-2014*		エイズにより孤児となった子ども数 (1,000人) 2014	全ての原因により孤児となった子ども数 (1,000人) 2014	両親を失った孤児の学校への出席率 (%) 2010-2014*
					推定	推定	推定	全体	男	女	男	女	男	女	男	女	推定	推定
イエメン	<0.1	7	5	11	2	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	-	2,x,y	-	-	-	-	-	-	-
ザンビア	12.4	1,200	1,100	1,200	540	100	3.7	3.3	4.2	47	42	40	34	29	43	380	950	86
ジンバブエ	16.7	1,600	1,500	1,600	830	150	5.9	4.8	7.0	52	56	65	43	32	46	570	810	94
地域別要約																		
サハラ以南のアフリカ	4.7	25,800	24,000	28,700	13,800	2,300	1.6	1.2	2.0	36	28	46	33	13	18	11,000	46,600	96
東部・南部アフリカ	7.3	19,200	18,100	21,900	10,300	1,600	2.5	1.8	3.2	41	35	45	31	23	30	7,600	21,700	91
西部・中部アフリカ	2.3	6,600	5,900	7,500	3,400	730	0.8	0.6	0.9	31	22	46	33	6	10	3,400	24,700	101
中東と北アフリカ	0.1	220	130	300	66	11	<0.1	<0.1	<0.1	-	9	-	-	-	-	71	6,500	-
南アジア	0.2	2,200	950	3,700	800	140	<0.1	<0.1	<0.1	-	8†	-	-	-	-	580	37,800	83†
東アジアと太平洋諸国	0.2	2,700	2,400	3,000	900	62	0.1	0.1	0.1	-	27**	-	-	-	-	770	23,000	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	0.5	2,000	1,700	2,300	670	46	0.2	0.2	0.2	-	-	-	-	-	-	550	10,200	-
CEE/CIS	0.6	1,500	1,300	1,800	610	17	0.2	0.1	0.2	-	-	-	-	-	-	250	7,700	-
後発開発途上国	1.9	10,900	9,900	13,100	5,600	1,100	0.8	0.6	1.0	36	23	40	-	14	17	5,200	35,500	89
世界	0.8	36,900	34,300	41,400	17,400	2,600	0.3	0.3	0.4	-	23†**	-	-	-	-	13,300	140,000	-

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

- 成人の推定HIV感染率**—2014年時点でHIVと共に生きる成人 (15 ~ 49歳) の割合。
- HIVと共に生きる人の推定数**—2014年時点でHIVと共に生きる人々 (全年齢) の推定数。
- HIVと共に生きる女性の推定数**—2014年時点でHIVと共に生きる女性 (15歳以上) の推定数。
- HIVと共に生きる子どもの推定数**—2014年時点でHIVと共に生きる子ども (0 ~ 14歳) の推定数。
- 若者のHIV感染率***—2014年時点でHIVと共に生きる15 ~ 24歳の若い男女の割合。
- HIVについての包括的な知識を持つ割合**—15 ~ 24歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法 (コンドームの使用と、ひとりの誠実でHIVに感染していない相手のみと性交渉を持つこと) を正しく認識し、HIV感染についての2つの主要な現地の誤解を否定し、健康に見える人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。
- 複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合**—15 ~ 24歳の男女の若者のうち、過去12カ月に、二人以上と性交渉を持ち、かつ直近の性交渉でコンドームを使用した人の割合。
- 過去12カ月の間にHIVの検査を受け、結果を得た若者**—過去12カ月の間にHIVの検査を受け、結果を受け取った15-24歳の若者の割合。
- エイズにより孤児となった子ども**—2014年時点で、エイズにより親の一方もしくは両親を失った0 ~ 17歳の子どもの推定数。
- 全ての原因により孤児となった子ども**—2014年時点で、何らかの理由により親の一方もしくは両親を失った0 ~ 17歳の子どもの推定数。
- 両親を失った孤児の学校への出席率**—少なくとも親の一方と住んでいて通学している孤児ではない10 ~ 14歳の子どものうち、生物学上の両親を失い現在通学している同年齢の子どもの割合。

*HIV感染率 [=HIV prevalence] —Prevalenceは、ある一時点で、観察しようとする集団の中で特定の「疾患」にかかっている人の割合を指し、一般に「有病率」と訳す。しかし、HIV/エイズの場合は、エイズ患者に加え、まだ発症していないHIV感染者も含めて、HIV/エイズと共に生きている人々の割合を指すため、ここでは「HIV感染率」と訳している。

データの主な出典

- 成人の推定HIV感染率**—2014国連エイズ合同計画 (UNAIDS) HIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- HIVと共に生きる人の推定数**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- HIVと共に生きる女性の推定数**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- HIVと共に生きる子どもの推定数**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- 若者のHIV感染率**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- HIVについての包括的な知識を持つ割合**—AIDS Indicator Surveys (AIS)、人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, <www.statcompiler.com>
- 複数のパートナーとの性交渉でコンドームを使用した若者の割合**—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, <www.statcompiler.com>
- 過去12カ月の間にHIVの検査を受け、結果を得た若者**—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, <www.statcompiler.com>
- エイズにより孤児となった子ども**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- 全ての原因により孤児となった子ども**—2014UNAIDSのHIV/エイズ推計、2015スペクトラム・モデルに拠る、2015年7月
- 両親を失った孤児の学校への出席率**—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, <www.statcompiler.com>

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2006年以前の推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- p 少量のデータ数による (典型的には25 ~ 49の重み付けなしの事例)。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表記されない。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- † インドを除く。

表5 教育指標

国・地域	若者 (15-24歳) の 識字率 (%)		人口 100人 あたりの数		就学前教育		初等教育								中等教育					
					総就学率 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)		非就学児		小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)			
	2009-2014*		2014		2010-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*			
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	割合 (%)	人数 (1,000人)	政府 データ	調査 データ	男	女	男	女
アフガニスタン	62	32	75	6	-	-	131	92	-	-	62y	46y	-	-	-	84	62	35	47	27
アルバニア	99	99	105	60	90	87	114	111	-	-	92	93	4	7	99	100	86	85	78	79
アルジェリア	94x	89x	93	18	79	79	122	115	-	-	98	97	1	36	93	98x	-	-	77	81
アンドラ	-	-	83	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71	-	-	-	-	-
アンゴラ	79	67	63	21	64	94	157	100	95	73	77	75	16	624	32x	83x	14	11	21	17
アンティグア・バーブーダ	-	-	132	64	78	72	101	93	87	85	-	-	14	1	-	-	78	81	-	-
アルゼンチン	99	99	159	65	71	72	111	110	-	-	98	99	0	6	95	97	-	-	82	85
アルメニア	100	100	116	46	46	60	96x	111x	-	-	100	99	-	-	90	100x	82x	97x	92	93
オーストラリア	-	-	131	85	110	108	107	106	97	98	-	-	3	51	-	-	86	88	-	-
オーストリア	-	-	152	81	102	101	103	102	-	-	-	-	-	-	99	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	100	100	111	61	23	24	107	105	96	94	69y	67y	5	23	97	100x	89	87	87y	85y
バハマ	-	-	82	77	-	-	107	109	-	-	-	-	2	1	89x	-	80	86	-	-
バーレーン	99	98	173	91	55	55	-	-	-	-	86x	87x	-	-	98	99x	-	-	77x	85x
バングラデシュ	79	83	80	10	32	32	109	115	93	97	71	76	5	907	66x	96x	50	55	40	52
バルバドス	-	-	129	77	83	86	93	94	91	92	100	99	9	2	93	-	99	100	93	91
ベラルーシ	100	100	123	59	107	103	99	99	94	94	93	90	6	22	98	100	99	100	96	98
ベルギー	-	-	114	85	119	118	105	105	99	99	-	-	1	6	97	-	94	95	-	-
ベリーズ	-	-	51	39	50	51	114	109	98	95	94	95	3	2	95	97	67	71	50	61
ベナン	55x	31x	100	5	20	21	131	120	-	-	77	73	4	70	53	88x	50	34	50	38
ブータン	80x	68x	82	34	16	18	101	103	88	90	96	95	11	11	79	94	59	67	54	56
ボリビア	99	99	96	39	64	63	99	96	88	87	97x	97x	12	169	97	96x	75	76	78x	75x
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100	100	91	61	-	-	-	-	-	-	97	95	-	-	87	100	-	-	93	95
ボツワナ	96	99	167	19	18	18	110	107	91	92	86x,y	88x,y	9	27	94	-	59	67	36x	44x
ブラジル	97	98	139	58	-	-	-	-	-	-	97	97	-	-	-	88x	-	-	76	78
ブルネイ	99	100	110	69	73	74	107	108	-	-	-	-	-	-	96	-	87	88	-	-
ブルガリア	98	98	138	55	83	83	99	99	96	97	-	-	4	10	98	-	89	87	-	-
ブルキナファソ	47x	33x	72	9	4	4	89	85	70	66	54	50	32	957	69	89x	23	20	22	17
ブルンジ	90x	88x	30	1	7	7	127	128	95	97	85	84	4	69	53	82x	25	25	20	14
カーボヴェルデ	98	98	122	40	70	70	116	110	98	98	-	-	2	1	91	-	65	74	-	-
カンボジア	88	86	133	9	18	18	120	113	96	94	84y	86y	5	97	47	92x	40x	37x	46	45
カメルーン	85	76	76	11	34	35	120	107	100	90	87	84	5	193	70	93	46	40	55	50
カナダ	-	-	81	87	73	73	99	100	-	-	-	-	1	11	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	49	27	25	4	6	6	107	80	79	62	78	68	29	207	47	81	18	9	23	15
チャド	54	46	40	3	1	1	115	88	95	74	55	48	16	357	51	89	-	-	22	12
チリ	99	100	133	72	125	121	102	98	93	92	90y	92y	7	110	99	-	87	90	80y	84y
中国	100	100	92	49	117	118	109	109	-	-	97y	97y	-	-	-	-	-	-	87y	88y
コロンビア	98	99	113	53	55	55	130x	129x	97x	97x	95	96	3x	129x	83	95	74x	80x	76	83
コモロ	87	87	51	7	22	24	108	102	88	83	85	85	15	17	-	19x	42	45	51	56
コンゴ	86	77	108	7	14	14	107	115	89	97	96	97	7	47	-	96	-	-	67	67
クック諸島	-	-	-	-	75	81	108	104	-	-	-	-	2	0.03	77	-	82	85	-	-
コスタリカ	99	99	144	49	79	79	111	110	96	96	96	96	4	16	90	93	76	80	69	74
コートジボワール	58	39	106	15	7	7	96	84	80	71	72	66	25	879	74	90x	-	-	32	23
クロアチア	100	100	104	69	63	62	96	96	97	100	-	-	2	3	99	-	94	96	-	-
キューバ	100	100	22	30	98	99	100	96	93	94	-	-	7	53	96	-	88	91	-	-
キプロス	100	100	96	69	77	77	99	100	97	98	-	-	3	2	91	-	94	96	-	-
チェコ	-	-	130	80	106	103	99	99	-	-	-	-	-	-	99	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	100x	100x	11	0	84x	85x	100x	100x	97x	97x	99	99	3x	47x	-	100	98x	99x	98	98
コンゴ民主共和国	91	77	53	3	4	4	112	102	-	-	88	85	-	-	55	75	-	-	54	41
デンマーク	-	-	126	96	99	96	102	101	98	99	-	-	1	6	98	-	89	92	-	-
ジブチ	-	-	32	11	5	4	73	63	69	60	71y	68y	35	33	84	92x	29x	21x	45x	37x
ドミニカ	-	-	127	63	88	82	118	118	96x	99x	-	-	3x	0.2x	85	-	76	82	-	-
ドミニカ共和国	96	98	79	50	43	45	105	96	86	85	95	96	14	179	79	90	61	70	66	79
エクアドル	98	99	104	43	185	189	113	113	96	98	97y	97y	3	63	89	-	81	84	81y	83y
エジプト	91	84	114	32	25	24	106	105	-	-	97	97	0	12	96x	99x	77	77	81	79
エルサルバドル	96	96	144	30	68	70	118	112	96	96	91y	91y	4	30	84	-	69	70	-	-
赤道ギニア	98	99	66	19	68	68	85	84	58	58	61x	60x	42	46	72	-	-	-	23x	22x
エリトリア	94	90	6	1	15	15	55	47	43	38	57y	56y	59	405	78	-	31	26	23x	21x
エストニア	100	100	161	84	90	87	101	100	100	99	-	-	0	0.3	97	-	92	93	-	-
エチオピア	63x	47x	32	3	31	30	104	96	89	84	64y	67y	14	2,124	37	84x	-	-	13y	18y
フィジー	-	-	99	42	17x	19x	105	106	96	98	-	-	3	3	97	-	79	88	-	-
フィンランド	-	-	140	92	81	81	101	101	99	100	-	-	0	1	99	-	94	94	-	-
フランス	-	-	101	84	108	108	106	105	99	100	-	-	1	26	-	-	99	100	-	-
ガボン	87	89	171	10	36	38	144	140	-	-	94	96	-	-	-	-	-	-	48	57

表5 教育指標

国・地域	若者 (15-24歳) の 識字率 (%)		人口 100人 あたりの数		就学前教育				初等教育								中等教育			
					総就学率 (%)		総就学率 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)		非就学児		小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)	
	2009-2014*		2014		2010-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*	
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	割合 (%)	人数 (1,000人)	政府 データ	調査 データ	男	女	男	女
ガンビア	74	67	120	16	33	35	84	88	66	72	61	64	31	99	77	95	-	-	34	34
ジョージア	100	100	125	49	-	-	116	118	-	-	95	96	1	2	99	98 x	92	92	85	88
ドイツ	-	-	120	86	110	109	103	103	-	-	-	-	0	4	96	-	-	-	-	-
カーナ	88	83	115	19	114	117	107	106	89	89	70	70	11	413	84	100	55	54	38	37
ギリシャ	99	99	110	63	77	76	99	98	98	97	-	-	3	18	91	-	96	95	-	-
グレナダ	-	-	110	37	95	93	105	101	98	98	-	-	2	0.2	-	-	80	81	-	-
グアテマラ	95	92	107	23	65	66	106	102	89	89	-	-	11	258	72	-	48	45	-	-
ギニア	38	22	72	2	15	15	95	84	80	72	63	53	24	449	53	96 x	38	25	38	25
ギニアビサウ	80	71	63	3	6	7	118	110	71	68	62	62	31	76	-	73	-	-	27	20
ガイアナ	92	94	71	37	95	93	87	84	86	84	97	97	15	17	92	96	82	83	81	88
ハイチ	74 x	70 x	65	11	78	84	176	175	-	-	83	84	-	-	-	88	-	-	33	39
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	94	96	94	19	47	48	110	108	95	95	91 y	92 y	5	54	75	84	46	53	46	55
ハンガリー	99	99	118	76	87	86	101	99	96	96	-	-	4	15	98	-	93	92	-	-
アイスランド	-	-	111	98	98	97	98	99	98	99	-	-	1	4.0	98	-	88	88	-	-
インド	90	82	74	18	54	57	105	117	92	99	85 x	82 x	5	6,402	-	95 x	61	62	59 x	49 x
インドネシア	99	99	129	17	51	58	106	106	93	94	98	99	7	1,900	82	-	76	74	72	75
イラン	98	98	88	39	43	42	107	112	-	-	96	97	1	45	82	97	80	81	-	-
イラク	83	81	95	11	-	-	-	-	-	-	93	87	-	-	-	96	-	-	53	45
アイルランド	-	-	105	80	107	110	103	103	99	100	-	-	1	4	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	121	71	113	112	104	105	97	98	-	-	3	22	99	-	97	99	-	-
イタリア	100	100	154	62	101	99	102	101	100	99	-	-	1	15	99	-	95	95	-	-
ジャマイカ	94	99	107	41	102	108	-	-	-	-	97	99	-	-	95	99	70	77	91	92
日本	-	-	120	91	-	-	102	101	100	100	-	-	0	3	100	-	99	100	-	-
ヨルダン	99	99	148	44	33	31	89	88	88	87	98	98	12	119	98	-	83	88	74	77
カザフスタン	100	100	172	55	57	57	111	111	99	100	99	99	1	5	99	100	95	97	96	96
ケニア	83 x	82 x	74	43	75	73	111	112	84	88	84	87	14	956	-	96	57	56	57	61
キリバス	-	-	17	12	-	-	111	115	-	-	83	87	2	0.3	-	-	-	-	54	65
クウェート	99	99	218	79	82	80	103	105	97	99	-	-	2	4	96	-	81	85	-	-
キルギス	100	100	134	28	25	25	108	107	98	98	99	99	2	8	99	100	80	80	85	86
ラオス	89 x	79 x	67	14	30	31	119	113	96	94	85	85	5	36	78	95	52	50	45	45
ラトビア	100	100	117	76	93	92	103	102	98	99	-	-	2	2	92	-	89	91	-	-
レバノン	98 x	99 x	88	75	87	82	102	93	92	86	98	98	11	54	93	93 x	65	65	77	85
レソト	74	92	85	11	30	32	108	106	79	82	92	96	19	66	67	84 x	27	42	34	47
リベリア	63 x	37 x	73	5	-	-	100	92	39	37	42	43	62	442	68 x	76 x	18	15	27	24
リビア	100	100	161	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	109	95	102	97	103	105	-	-	-	-	2	0.03	79 x	-	97	87	-	-
リトアニア	100	100	147	72	85	84	101	101	100	100	-	-	0	0.3	97	-	94	94	-	-
ルクセンブルク	-	-	149	95	93	94	96	97	94	96	-	-	5	2	85	-	84	87	-	-
マダガスカル	66	64	41	4	13	14	147	147	-	-	68 y	71 y	-	-	40	89	31	32	27	28
マラウイ	74	70	33	6	-	-	145	148	-	-	93	94	2 x	48 x	49	88	33	33	32	34
マレーシア	98	98	149	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	99 x	99 x	189	49	-	-	104 x	101 x	97 x	96 x	94	95	3 x	2 x	82	99	-	-	63	70
マリ	56	34	149	7	4	4	81	73	67	60	60	55	36	1,030	62	94	39	30	36	23
マルタ	98	99	127	73	112	119	100	95	99	94	-	-	3	1	97	-	85	76	-	-
マーシャル諸島	-	-	29	17	46	49	106	105	-	-	-	-	0	0.02	83 x	-	-	-	-	-
モーリタニア	66 x	48 x	94	11	3	4	95	101	73	77	60	62	25	151	64	78	23	20	26	22
モーリシャス	98	99	132	41	101	104	102	104	96	98	-	-	3	4	98	-	-	-	-	-
メキシコ	98	98	82	44	101	104	105	104	97	98	97 x	97 x	3	357	95	-	66	69	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	30	-	-	98	97	86	88	-	-	13	2	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	88	92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	98	99	105	27	85	86	103	101	96	95	95	97	4	10	-	99	85	88	91	96
モンテネグロ	99	99	163	61	57	54	95	93	94	93	98	98	6	3	80	100 x	-	-	94	95
モロッコ	89	74	132	57	65	53	119	113	99	99	91 x	88 x	1	37	89	-	59	53	39 x	36 x
モザンビーク	80	57	70	6	-	-	109	100	90	85	76	76	12	678	31	60 x	18	18	25	23
ミャンマー	96	96	54	2	23	24	101	98	98	91	90	91	5	284	75 x	93	48	49	58	59
ナミビア	83 x	91 x	114	15	21	22	113	110	89	92	92	93	9	36	91	89 x	48	60	55	65
ナウル	-	-	-	-	85	96	110	100	89	84	97 y	98 y	13	0.2	-	-	70	75	65 y	72 y
ネパール	90	80	82	15	88	84	130	141	95	94	76	76	5	174	70	-	58	62	62	62
オランダ	-	-	116	93	94	95	107	106	99	99	-	-	1	11	-	-	92	93	-	-
ニュージーランド	-	-	112	86	97	99	98	99	98	99	-	-	2	6	-	-	96	97	-	-
ニカラグア	85 x	89 x	115	18	57	59	124	123	97	100	71 y	70 y	2	12	-	56 x	45	53	38 x	48 x
ニジェール	35	15	44	2	7	7	76	65	66	57	55	46	38	1,233	64	92	19	13	21	13

表5 教育指標

国・地域	若者 (15-24歳) の 識字率 (%)		人口 100人 あたりの数		就学前教育				初等教育						中等教育					
					総就学率 (%)		総就学率 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)		非就学児		小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)	
	2009-2014*		2014		2010-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*			
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	割合 (%)	人数 (1,000人)	政府データ	調査データ	男	女	男	女
ナイジェリア	76 x	58 x	78	43	13	13	88	81	71	60	70	66	34	8,735	79 x	97	-	-	56	49
ニウエ	-	-	-	92	113	125	127	125	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	116	96	99	99	100	100	100	100	-	-	0	1	99	-	95	95	-	-
オマーン	97	98	158	70	53	55	106	115	97	97	97	98	3	6	99	99	87	90	91	92
パキスタン	80	62	73	14	74	66	101	86	79	67	67	60	27	5,612	80	-	46	36	45	38
パラオ	100	100	91	-	71	77	116	112	-	-	-	-	1	0.01	-	-	90	99	-	-
パナマ	98	97	158	45	71	72	107	104	97	96	97	97	3	14	93	-	75	81	77	84
バブアニューギニア	67	77	45	9	102 x	99 x	120	109	90	84	-	-	13	160	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	99	99	106	43	38	38	108	104	89	89	87 x	89 x	11	85	84	-	67	66	81 x	80 x
ペルー	99	99	104	40	87	88	101	101	95	96	92 y	93 y	5	162	91	87	77	79	80 y	82 y
フィリピン	97 x	98 x	111	40	53 x	56 x	117	117	95	99	88 x	89 x	3	402	76 x	90 x	62	74	55 x	70 x
ポーランド	100	100	149	67	78	77	101	101	97	97	-	-	3	62	99	-	91	93	-	-
ポルトガル	99	99	112	65	92	89	112	108	99	99	-	-	1	7	-	-	92	94	-	-
カタール	96	98	146	91	58	58	104	99	99	95	96	97	3	3	98	100	100	89	94	93
韓国	-	-	116	84	92	92	99	99	97	96	-	-	4	101	100	-	97	96	-	-
モルドバ	100	100	108	47	83	81	94	94	91	91	99	98	9	14	95	100 x	77	78	84	88
ルーマニア	99	99	106	54	92	93	96	95	92	91	-	-	9	72	94	-	87	87	-	-
ロシア連邦	100	100	155	71	92	91	100	101	97	98	-	-	2	141	97	-	-	-	-	-
ルワンダ	77	78	64	11	14	15	136	139	95	97	87 y	89 y	4	68	35	76 x	-	-	21 y	25 y
セントクリストファー・ネービス	-	-	119	65	97	92	83	84	80	83	-	-	19	1	93	-	81	85	-	-
セントルシア	-	-	103	51	63	67	-	-	-	-	100	99	-	-	90	100	80	81	91	92
セントビンセント・グレナディーン	-	-	105	56	68	70	106	103	92	91	-	-	9	1	69	-	84	87	-	-
サモア	99	99	56	21	35	39	106	106	97	98	88 y	89 y	3	1	90	-	75	84	51 y	70 y
サンマリノ	-	-	119	-	106	108	94	93	93	93	-	-	7	0.1	96	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	83 x	77 x	65	24	-	-	114	109	96	95	94	94	4	1	80	92	44	51	55	65
サウジアラビア	99	99	180	64	14	18	109	108	98	95	-	-	4	121	99	-	97	79	-	-
セネガル	74	59	99	18	14	16	78	84	70	76	63	66	27	634	61	90	-	-	39	37
セルビア	99	99	122	54	59	59	101	101	98	99	99	99	1	4	98	100	91	93	92	95
セーシェル	99	99	162	54	93	93	104	105	94	95	-	-	5	0.5	-	-	74	75	-	-
シエラレオネ	73	56	77	2	9	10	130	130	100	99	74	78	1	7	48	93	40	35	48	42
シンガポール	100	100	147	82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99 x	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	117	80	93	91	103	101	-	-	-	-	-	-	98	-	-	-	-	-
スロベニア	100	100	112	72	95	93	99	99	97	98	-	-	3	3	100	-	95	95	-	-
ソロモン諸島	-	-	66	9	98	98	116	112	-	-	63 x,y	69 x,y	-	-	71	-	42	42	29 x,y	30 x,y
ソマリア	-	-	51	2	-	-	-	-	-	-	24 x	19 x	-	-	-	88 x	-	-	7 x	4 x
南アフリカ	98	99	149	49	77	78	102	97	-	-	97	97	-	-	-	-	-	-	88	88
南スーダン	44 x	30 x	25	16	6	6	101	67	47	34	26	21	59	1,022	-	71	-	-	10	6
スペイン	100	100	108	76	99	99	105	106	99	100	-	-	0	14	97	-	96	97	-	-
スリランカ	98	99	103	26	95	95	102	100	98	96	-	-	3	47	98	100 x	84	87	-	-
パレスチナ	99	99	72	54	50	51	95	95	93	93	99	99	7	33	98	100	77	84	85	94
スーダン	91	86	72	25	38	36	73	65	53	56	72	68	45	2,713	80	90	-	-	46	45
スリナム	98	99	171	40	92	96	122	118	91	92	95	96	9	5	86	96	44	50	53	66
スワジランド	92	95	72	27	25	26	118	108	79	78	96	97	21	45	75	93	31	38	42	52
スウェーデン	-	-	128	93	95	95	117	124	100	100	-	-	0	2	100	-	95	94	-	-
スイス	-	-	137	87	99	99	103	103	99	100	-	-	1	4	-	-	82	80	-	-
シリア	97	95	64	28	6	6	81	79	72	70	97 x	96 x	29	563	93	100 x	47	46	64 x	65 x
タジキスタン	100	100	95	17	11	10	98	97	97	97	98	97	3	19	99	100 x	88	79	92	82
タイ	97	97	144	35	117	116	99	97	97 x	96 x	96	96	4 x	202 x	-	100	77	82	75	83
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	99	98	106	68	28	29	86	85	89	88	98	98	12	15	-	100	-	-	90	88
東ティモール	80	79	119	1	17	17	138	136	96	99	71	73	2	4	81	91	48	56	43	48
トーゴ	87	73	65	6	15	15	129	121	96	90	90	87	7	79	53	90	-	-	52	41
トンガ	99	100	64	40	36	35	110	110	95	97	93 y	93 y	4	1	-	-	74	79	82 y	84 y
トリニダード・トバゴ	100	100	147	65	-	-	108	104	99	98	98 x	98 x	1	2	89 x	98 x	-	-	84 x	90 x
チュニジア	98	96	128	46	40	43	113	109	-	-	98	98	0	4	94	97	-	-	69	77
トルコ	99	97	95	51	28	27	107	107	94	93	94 x,y	92 x,y	7	357	90	95 x	90	86	75 x	64 x
トルクメニスタン	100	100	136	12	64	62	90	89	-	-	99 x	99 x	-	-	-	-	-	-	95 x	95 x
ツバル	-	-	38	-	93	93	101	102	95	98	97 x,y	99 x,y	4	0.1	-	-	62	78	35 x	47 x
ウガンダ	90	85	52	18	11	11	109	111	92	95	86	87	6	477	25	72 x	24	22	20	21
ウクライナ	100	100	144	43	105	103	103	105	96	98	100	100	3	56	99	100	88	89	93	93
アラブ首長国連邦	94 x	97 x	178	90	92	92	106	107	96	96	-	-	4	15	92	-	-	-	-	-
英国	-	-	124	92	80	76	109	109	-	-	-	-	0	7	-	-	94	95	-	-

表5 教育指標

国・地域	若者 (15-24歳) の識字率 (%)		人口 100人あたりの数		就学前教育		初等教育								中等教育					
					総就学率 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)		非就学児		小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 (%)		純就学率 (%)		純出席率 (%)			
	2009-2014*		2014		2010-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*		2010-2014*		2010-2014*		2009-2014*			
	男	女	携帯電話	インターネットユーザー	男	女	男	女	男	女	男	女	割合 (%)	人数 (1,000人)	政府 データ	調査 データ	男	女	男	女
タンザニア	76	73	63	5	32	33	86	87	81	82	75y	78y	18	1,715	67	91x	-	-	26	25
米国	-	-	110	87	71	71	100	99	93	93	-	-	7	1,774	-	-	87	89	-	-
ウルグアイ	98	99	161	61	89	89	114	110	-	-	97	98	0	0.5	95x	-	68	76	72	78
ウズベキスタン	100	100	78	44	25	25	98	96	96	94	95x	95x	5	101	98	100x	-	-	91x	90x
バヌアツ	95	95	60	19	64	64	125	122	-	-	76y	78y	-	-	71x	88x	51	53	22y	26y
ベネズエラ	97	98	99	57	73	73	102	100	93	93	91x	93x	7	243	87	82x	71	79	-	-
ベトナム	97	97	147	48	83	80	110	109	-	-	98	98	2	127	90	99	-	-	89	92
イエメン	97	80	68	23	1	1	106	89	92	78	80	72	15	583	69	73x	50	33	81	58
ザンビア	70x	58x	67	17	-	-	103	104	88	90	86	88	11	325	55	87x	-	-	47	43
ジンバブエ	90	92	81	20	27	27	103	102	88	90	93	94	11	283	-	91	43	43	46	50
地域別要約																				
サハラ以南のアフリカ	76	66	71	19	18	19	103	96	81	76	75	74	21	32,960	57	91	36	32	40	36
東部・南部アフリカ	79	72	64	17	21	22	108	102	85	84	78	79	16	11,826	47	-	34	33	32	33
西部・中部アフリカ	73	57	78	21	15	15	100	91	78	70	72	68	26	18,403	67	91	37	30	46	38
中東と北アフリカ	94	90	107	37	28	28	108	102	91	88	91	89	10	4,852	83	-	70	66	71	67
南アジア	87	79	75	17	55	56	111	112	94	94	81	77	6	10,259	63	94	55	48	56	48
東アジアと太平洋諸国	99	99	101	43	69	70	118	117	96	96	96	97	4	6,500	92	-	77	78	82	84
ラテンアメリカとカリブ海諸国	98	98	115	50	76	77	106	103	93	94	95	96	6	4,020	83	90	73	78	75	78
CEE/CIS	100	100	128	56	61	60	101	101	95	95	-	-	5	954	95	-	89	88	-	-
後発開発途上国	77	69	64	9	15	15	109	101	84	80	73	73	18	24,360	54	-	36	33	37	36
世界	93	89	97	40	54	54	109	107	92	90	85	83	9	59,204	75	93**	67	65	62	58

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

若者の識字率 - 15歳～24歳の若者のうちの識字者の数。当該年齢に相当する若者の総人口に占める割合で示されている。

携帯電話の利用状況 - 過去3か月に、プリペイドSIMカードの利用も含め、公共の携帯電話サービスに加入し、利用している人の数。

インターネットユーザー - インターネットユーザー数推計値の総人口に占める割合。過去12か月の間に、携帯電話などの媒体を含め、何らかの機器でインターネットを利用した人の数を含む。

就学前教育総就学率 - 年齢に関わらず就学前教育に就学する子どもの人数が、公式の就学前教育就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

初等教育総就学率 - 年齢に関わらず初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

初等教育純就学率 - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。初等学校就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純就学率「調整値」としても見ることができる。

初等教育純出席率 - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。初等学校就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。

非就学児 (割合) - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって、初等教育あるいは中等教育に就学していない子どもの人数が、公式の初等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

非就学児 - 公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって、初等教育あるいは中等教育に就学していない子ども。初等教育就学年齢にありながら就学前教育(保育園・幼稚園)を受けている子どもは、非就学児に区分される。

小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 - 初等学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の割合。

中等教育純就学率 - 公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校に就学する子どもの人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。報告、記録制度が整備されていないため、中等教育純就学率には、中等学校就学年齢で高等学校以上の学校に就学している子どもの数は含まれていない。

中等教育純出席率 - 公式の中等教育就学年齢に相当する子どもであって中等学校またはそれ以上の学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。中等学校就学年齢で高等学校に行っている子もいるため、この指標は中等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。

全てのデータは、初等教育および中等教育の公式な国際標準教育分類 (ISCED) に基づき掲載されており、必ずしも各国の学校制度に直接一致しているものではない。

データの主な出典

若者の識字率 - ユネスコ統計研究所 (UIS)。

携帯電話・インターネットの利用状況 - 国際電気通信連合 (ジュネーブ)。

就学前・初等・中等教育就学率と非就学児の数 - ユネスコ統計研究所 (UIS)。国別の教育管理情報システム (EMIS) と国連の人口推計値の管理データに基づく。

初等・中等教育出席率 - 人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別世帯調査。

小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合 - 政府データ: ユネスコ統計研究所 (UIS)。調査データ: DHS、MICSおよびその他の全国世帯調査。

注

- データなし。

x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年～2006年のインド、2006年のブラジルの最終学年まで残るデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。

y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものであるが、地域平均や世界平均の算出には含まれていることを示す。

* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

** 中国を除く。

表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1,000人)			人口の年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊出生率	都市人口の割合 (%)	都市人口の年間平均増加率 (%)	
	2015			1990-2015	2015-2030*	1970	1990	2015	1970	1990	2015	1970	1990	2015	2015	2015	1990-2015	2015-2030*
	全体	18歳未満	5歳未満															
アフガニスタン	32,527	16,716	4,950	4.0	2.0	28	16	8	52	49	33	37	50	61	4.7	27	5.5	3.7
アルバニア	2,897	687	185	-0.5	0.1	8	6	7	32	25	14	67	72	78	1.8	57	1.5	1.4
アルジェリア	39,667	13,067	4,590	1.7	1.3	17	6	5	47	32	24	50	67	75	2.8	71	3.0	1.8
アンドラ	70	12	3	1.0	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85	1.2	0.2
アンゴラ	25,022	13,598	4,718	3.2	3.0	27	23	13	53	53	45	37	41	53	6.0	44	5.3	4.2
アンティグア・バーブーダ	92	27	7	1.6	0.9	7	7	6	30	19	16	66	71	76	2.1	24	0.0	0.2
アルゼンチン	43,417	13,006	3,718	1.1	0.9	9	8	8	23	22	17	66	72	76	2.3	92	1.2	0.8
アルメニア	3,018	654	207	-0.6	-0.1	6	8	9	23	22	13	70	68	75	1.5	63	-1.0	0.0
オーストラリア	23,969	5,354	1,546	1.4	1.1	9	7	7	20	15	13	71	77	83	1.9	89	1.5	1.3
オーストリア	8,545	1,481	404	0.4	0.2	13	11	9	16	11	10	70	75	82	1.5	66	0.5	0.6
アゼルバイジャン	9,754	2,538	930	1.2	0.6	9	8	7	29	27	20	65	65	71	2.3	55	1.2	1.2
バハマ	388	99	29	1.7	0.9	6	5	6	26	24	15	66	71	76	1.9	83	1.8	1.1
バーレーン	1,377	347	109	4.1	1.2	7	3	2	38	29	14	63	72	77	2.0	89	4.1	1.4
バングラデシュ	160,996	57,168	15,331	1.7	1.0	19	10	5	48	35	19	48	58	72	2.1	34	3.8	2.8
バルバドス	284	66	17	0.4	0.1	10	10	11	22	16	12	66	71	76	1.8	31	0.3	0.6
ベラルーシ	9,496	1,774	586	-0.3	-0.4	9	11	14	16	14	12	71	71	71	1.6	77	0.2	-0.2
ベルギー	11,299	2,280	653	0.5	0.4	12	11	10	14	12	12	71	76	81	1.8	98	0.5	0.3
ベリーズ	359	140	39	2.6	1.8	8	5	6	42	36	23	66	71	70	2.5	44	2.2	2.0
ベナン	10,880	5,312	1,708	3.1	2.4	24	14	9	47	46	36	42	54	60	4.7	44	4.1	3.4
ブータン	775	252	66	1.5	0.9	26	13	6	49	38	17	37	52	70	2.0	39	4.9	2.4
ボリビア	10,725	4,138	1,186	1.8	1.4	20	13	7	42	35	24	46	55	69	2.9	69	2.8	1.9
ボスニア・ヘルツェゴビナ	3,810	643	172	-0.7	-0.4	7	8	11	24	15	9	66	71	77	1.3	40	-0.6	0.6
ボツワナ	2,262	856	266	2.0	1.5	13	7	8	46	35	25	55	63	65	2.8	57	2.8	1.4
ブラジル	207,848	58,433	15,032	1.3	0.6	10	7	6	35	24	15	59	65	75	1.8	86	1.8	0.8
ブルネイ	423	119	34	2.0	1.1	6	4	3	36	32	16	67	73	79	1.9	77	2.7	1.3
ブルガリア	7,150	1,199	337	-0.8	-0.8	9	13	15	16	12	9	71	71	74	1.6	74	-0.4	-0.5
ブルキナファソ	18,106	9,475	3,144	2.9	2.7	25	17	9	47	47	40	39	49	59	5.4	30	5.9	4.7
ブルンジ	11,179	5,685	2,062	2.8	2.9	21	18	11	47	50	43	44	48	57	5.9	12	5.2	5.2
カーボヴェルデ	521	186	54	1.7	1.1	14	8	5	42	40	21	54	66	74	2.3	66	3.1	1.6
カンボジア	15,578	5,850	1,772	2.2	1.3	20	13	6	43	42	24	42	54	69	2.6	21	3.3	2.7
カメルーン	23,344	11,472	3,738	2.6	2.3	19	14	11	45	45	36	46	54	56	4.6	54	3.9	3.2
カナダ	35,940	6,961	1,942	1.0	0.8	7	7	7	17	14	11	72	77	82	1.6	82	1.3	1.0
中央アフリカ共和国	4,900	2,242	708	2.0	1.9	23	17	14	43	41	33	42	49	51	4.2	40	2.3	2.8
チャド	14,037	7,671	2,632	3.4	3.0	23	19	14	47	51	45	41	47	52	6.1	22	3.6	4.0
チリ	17,948	4,398	1,170	1.2	0.8	10	6	5	30	22	13	63	73	82	1.7	90	1.5	0.8
中国	1,376,049	282,260	83,186	0.7	0.2	11	7	7	37	23	12	59	69	76	1.6	56	3.7	1.7
コロンビア	48,229	14,144	3,738	1.4	0.7	9	6	6	38	26	15	61	68	74	1.9	76	2.0	1.3
コモロ	788	368	119	2.6	2.1	19	11	7	46	43	33	46	57	64	4.4	28	2.6	2.8
コンゴ	4,620	2,259	759	2.6	2.6	14	12	8	43	38	36	53	55	63	4.8	65	3.4	3.0
クック諸島	21	7	2	0.7	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75	1.7	0.7
コスタリカ	4,808	1,308	350	1.8	0.8	7	4	5	33	27	15	66	76	80	1.8	77	3.7	1.6
コートジボワール	22,702	11,193	3,667	2.5	2.3	21	14	13	53	43	37	44	52	52	4.9	54	3.5	3.1
クロアチア	4,240	775	207	-0.5	-0.4	11	11	13	15	11	9	68	72	77	1.5	59	-0.1	0.2
キューバ	11,390	2,269	588	0.3	-0.1	7	7	8	29	17	10	70	75	80	1.6	77	0.4	-0.1
キプロス	1,165	236	66	1.7	0.7	7	7	7	19	19	11	73	77	80	1.4	67	1.7	0.8
チェコ	10,543	1,846	538	0.1	-0.1	12	12	10	16	12	10	70	72	79	1.5	73	0.1	0.3
朝鮮民主主義人民共和国	25,155	6,486	1,747	0.9	0.4	10	6	9	37	21	14	60	70	71	2.0	61	1.0	0.8
コンゴ民主共和国	77,267	40,639	13,876	3.2	3.0	20	17	10	47	48	42	44	49	59	5.9	42	4.2	3.6
デンマーク	5,669	1,167	295	0.4	0.4	10	12	10	15	12	10	73	75	80	1.7	88	0.5	0.6
ジブチ	888	344	102	1.6	1.1	15	11	9	45	40	25	49	57	62	3.1	77	1.8	1.3
ドミニカ	73	22	6	0.1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	0.5	0.7
ドミニカ共和国	10,528	3,744	1,062	1.5	0.9	11	6	6	42	30	21	58	68	74	2.5	79	3.0	1.6
エクアドル	16,144	5,588	1,610	1.8	1.3	12	6	5	41	30	20	58	69	76	2.5	64	2.5	1.7
エジプト	91,508	35,095	12,116	1.9	1.6	16	9	6	40	33	27	52	65	71	3.3	43	1.6	1.8
エルサルバドル	6,127	2,039	520	0.6	0.3	13	8	7	43	31	17	55	64	73	1.9	67	2.0	1.0
赤道ギニア	845	383	128	3.2	2.5	25	19	11	39	47	35	40	48	58	4.7	40	3.6	3.0
エリトリア	5,228	2,562	815	2.0	2.2	22	15	6	47	43	33	41	48	64	4.2	23	4.3	4.4
エストニア	1,313	243	72	-0.7	-0.4	11	13	12	15	14	11	70	69	77	1.6	68	-1.0	-0.3
エチオピア	99,391	48,448	14,602	2.9	2.2	21	18	7	48	48	32	43	47	65	4.3	19	4.6	4.3
フィジー	892	302	88	0.8	0.3	8	6	7	34	29	20	60	66	70	2.5	54	1.8	1.0
フィンランド	5,503	1,077	304	0.4	0.2	10	10	10	14	13	11	70	75	81	1.8	84	0.6	0.4
フランス	64,395	14,211	3,927	0.5	0.4	11	9	9	17	13	12	72	77	82	2.0	80	0.8	0.7
ガボン	1,725	748	239	2.4	2.0	20	11	8	37	37	30	47	61	65	3.8	87	3.4	2.2
ガンビア	1,991	1,051	366	3.1	3.0	26	14	9	50	47	42	38	52	60	5.7	60	4.8	3.6
ジョージア	4,000	832	275	-1.2	-0.2	10	9	12	19	17	13	67	70	75	1.8	54	-1.1	-0.1

表6 人口統計指標

国・地域	人口 (1,000人)			人口の年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊出生率	都市人口の割合 (%)	都市人口の年間平均増加率 (%)	
	2015			1990-2015	2015-2030 ^a	1970	1990	2015	1970	1990	2015	1970	1990	2015	2015	2015	1990-2015	2015-2030 ^a
	全体	18歳未満	5歳未満															
ドイツ	80,689	12,769	3,384	0.1	-0.1	12	12	11	14	10	9	71	75	81	1.4	75	0.2	0.0
ガーナ	27,410	12,330	4,056	2.5	2.0	16	11	9	47	39	32	49	57	62	4.1	54	4.0	2.8
ギリシャ	10,955	1,899	533	0.3	-0.3	10	9	11	17	10	8	71	77	81	1.3	78	0.7	0.3
グレナダ	107	34	10	0.4	0.3	9	9	7	28	28	19	64	69	74	2.1	36	0.7	0.4
グアテマラ	16,343	7,085	2,089	2.3	1.8	15	9	5	44	38	27	52	62	72	3.2	52	3.3	3.0
ギニア	12,609	6,196	2,046	2.9	2.5	27	17	10	45	47	36	37	50	59	4.9	37	4.0	3.6
ギニアビサウ	1,844	871	289	2.2	2.1	22	18	12	43	45	37	42	49	55	4.8	49	4.5	3.3
ガイアナ	767	279	67	0.3	0.5	9	9	8	35	33	19	62	63	66	2.5	29	0.3	1.1
ハイチ	10,711	4,294	1,238	1.6	1.1	18	13	9	39	37	25	47	55	63	3.0	59	4.5	2.3
バチカン	1	0	0	0.2	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	0.2	0.0
ホンジュラス	8,075	3,109	816	2.0	1.2	15	7	5	47	38	21	53	67	73	2.3	55	3.4	2.6
ハンガリー	9,855	1,724	463	-0.2	-0.4	11	14	13	15	12	9	70	69	75	1.4	71	0.1	0.2
アイスランド	329	80	23	1.0	0.7	7	7	6	21	17	13	74	78	83	1.9	94	1.3	0.9
インド	1,311,051	451,990	123,711	1.6	1.0	17	11	7	39	31	20	48	58	68	2.4	33	2.6	2.2
インドネシア	257,564	85,276	24,864	1.4	0.9	13	8	7	40	26	20	55	63	69	2.4	54	3.7	2.0
イラン	79,109	21,847	6,855	1.4	0.7	16	7	5	42	33	17	51	64	76	1.7	73	2.4	1.5
イラク	36,423	17,270	5,727	2.9	2.6	12	7	5	46	38	34	58	66	70	4.5	69	2.8	2.6
アイルランド	4,688	1,187	353	1.1	0.7	11	9	6	22	14	14	71	75	81	2.0	63	1.6	1.3
イスラエル	8,064	2,626	832	2.3	1.4	7	6	5	26	22	21	72	76	83	3.0	92	2.3	1.4
イタリア	59,798	9,870	2,570	0.2	-0.1	10	10	10	17	10	8	71	77	83	1.5	69	0.4	0.3
ジャマイカ	2,793	821	204	0.6	0.2	8	7	7	36	26	17	68	72	76	2.0	55	1.1	0.9
日本	126,573	19,827	5,269	0.1	-0.3	7	7	10	19	10	8	72	79	84	1.4	93	0.9	-0.1
ヨルダン	7,595	3,160	980	3.3	1.2	10	5	4	51	34	27	60	70	74	3.4	84	3.8	1.5
カザフスタン	17,625	5,356	1,948	0.3	0.9	9	9	9	25	24	21	63	67	70	2.6	53	-0.1	1.0
ケニア	46,050	22,234	7,166	2.7	2.3	15	10	8	51	42	34	52	59	62	4.3	26	4.5	4.0
キリバス	112	46	15	1.8	1.5	13	10	7	35	37	29	54	60	66	3.7	44	2.5	1.9
クウェート	3,892	997	348	2.5	1.7	6	3	3	49	21	20	66	72	75	2.1	98	2.2	2.0
キルギス	5,940	2,170	780	1.2	1.2	11	8	6	31	31	26	60	66	71	3.1	36	0.8	2.0
ラオス	6,802	2,813	839	1.9	1.5	18	14	7	43	43	26	46	54	67	2.9	39	5.7	3.3
ラトビア	1,971	339	95	-1.2	-0.6	11	13	15	14	14	10	70	69	74	1.5	67	-1.2	-0.5
レバノン	5,851	1,733	461	3.1	-0.7	8	7	5	32	25	15	66	70	80	1.7	88	2.7	0.3
レソト	2,135	921	278	1.2	1.0	17	10	15	43	35	28	49	59	50	3.1	27	3.8	2.6
リベリア	4,503	2,203	701	3.0	2.4	24	18	9	49	45	35	39	47	61	4.6	50	2.6	3.2
リビア	6,278	2,187	649	1.4	1.1	13	5	5	51	29	20	56	69	72	2.4	79	1.7	1.4
リヒテンシュタイン	38	7	2	1.1	0.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14	0.4	1.1
リトアニア	2,878	508	152	-1.0	-0.5	9	11	16	17	15	10	71	71	73	1.6	67	-0.9	-0.2
ルクセンブルク	567	113	32	1.6	1.2	12	10	7	13	12	11	70	75	82	1.6	90	1.8	1.3
マダガスカル	24,235	11,776	3,770	3.0	2.6	21	15	7	48	45	34	45	51	66	4.4	35	4.6	4.2
マラウイ	17,215	8,949	2,954	2.4	2.9	25	20	7	54	50	39	41	44	64	5.0	16	3.8	4.2
マレーシア	30,331	9,080	2,477	2.0	1.2	7	5	5	33	28	17	64	71	75	1.9	75	3.7	1.8
モルティブ	364	119	37	2.0	1.2	21	9	4	50	41	21	44	61	77	2.1	46	4.3	2.7
マリ	17,600	9,526	3,271	2.9	2.9	32	20	10	50	49	43	32	46	58	6.1	40	5.0	4.7
マルタ	419	76	19	0.7	0.1	8	7	9	16	16	9	71	76	81	1.5	95	0.8	0.2
マーシャル諸島	53	19	5	0.5	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	0.9	0.9
モーリタニア	4,068	1,890	601	2.8	2.2	16	11	8	46	41	33	49	58	63	4.5	60	4.3	2.9
モーリシャス	1,273	304	71	0.7	0.2	7	6	8	29	21	11	63	69	75	1.5	40	0.3	0.2
メキシコ	127,017	42,245	11,617	1.6	1.0	10	5	5	44	29	18	61	71	77	2.2	79	1.9	1.2
ミクロネシア連邦	104	43	12	0.3	0.8	9	7	6	41	34	24	62	66	69	3.2	22	-0.2	1.5
モナコ	38	7	2	1.0	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1.1	0.9
モンゴル	2,959	968	338	1.2	1.2	15	10	6	44	32	23	55	60	70	2.6	72	2.1	1.7
モンテネグロ	626	142	37	0.1	-0.1	7	7	10	22	16	11	70	75	76	1.7	64	1.2	0.2
モロッコ	34,378	11,121	3,421	1.3	1.0	14	7	6	43	29	20	53	65	74	2.5	60	2.2	1.7
モザンビーク	27,978	14,589	4,816	3.0	2.6	25	21	11	48	46	39	39	43	55	5.3	32	3.8	3.5
ミャンマー	53,897	17,885	4,565	1.0	0.7	15	10	8	40	27	17	51	59	66	2.2	34	2.3	2.0
ナミビア	2,459	1,063	338	2.2	1.9	15	9	7	43	38	29	53	61	65	3.5	47	4.2	3.1
ナウル	10	4	1	0.4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	0.4	0.5
ネパール	28,514	11,316	2,807	1.7	1.0	23	13	6	43	39	20	41	54	70	2.2	19	4.8	2.9
オランダ	16,925	3,390	885	0.5	0.3	8	9	9	17	13	10	74	77	82	1.8	90	1.6	0.5
ニュージーランド	4,529	1,097	309	1.1	0.8	8	8	7	22	17	13	71	75	82	2.0	86	1.3	0.9
ニカラグア	6,082	2,189	606	1.5	1.0	13	7	5	46	36	20	54	64	75	2.2	59	2.1	1.7
ニジェール	19,899	11,332	4,145	3.7	3.9	28	23	9	56	55	49	36	44	62	7.6	19	4.4	5.7
ナイジェリア	182,202	91,855	31,109	2.6	2.4	23	18	13	46	44	39	41	46	53	5.6	48	4.5	4.0
ニウエ	2	1	0	-1.5	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	43	-1.1	0.2
ノルウェー	5,211	1,129	315	0.8	0.9	10	11	8	16	14	12	74	76	82	1.8	80	1.2	1.1
オマーン	4,491	1,051	385	3.6	1.0	16	5	3	48	38	19	50	67	77	2.7	78	4.0	1.6

表 6 人口統計指標

国・地域	人口 (1,000人)			人口の年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊出生率	都市人口の割合 (%)	都市人口の年間平均増加率 (%)	
	2015			1990-2015	2015-2030 ^a	1970	1990	2015	1970	1990	2015	1970	1990	2015	2015	2015	1990-2015	2015-2030 ^a
	全体	18歳未満	5歳未満															
パキスタン	188,925	77,779	24,664	2.3	1.7	15	11	7	43	40	29	53	60	66	3.6	39	3.1	2.6
パラオ	21	8	2	1.4	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	2.3	1.4
パナマ	3,929	1,275	368	1.9	1.3	8	5	5	38	26	19	66	73	78	2.4	67	2.7	1.8
バブアニューギニア	7,619	3,330	996	2.4	1.9	17	10	8	44	35	28	46	56	63	3.7	13	1.9	2.8
パラグアイ	6,639	2,412	674	1.8	1.1	7	6	6	37	34	21	65	68	73	2.5	60	2.8	1.9
ペルー	31,377	10,417	3,020	1.5	1.1	14	7	6	42	30	20	53	66	75	2.4	79	2.0	1.4
フィリピン	100,699	38,277	11,255	1.9	1.4	9	7	7	39	33	23	61	65	68	2.9	44	1.6	1.8
ポーランド	38,612	6,911	1,994	0.0	-0.2	8	10	10	17	15	10	70	71	78	1.3	61	0.0	0.1
ポルトガル	10,350	1,782	439	0.2	-0.3	11	10	10	21	11	8	67	74	81	1.3	63	1.4	0.6
カタール	2,235	406	132	6.2	1.5	5	2	1	36	23	12	68	75	78	2.0	99	6.7	1.1
韓国	50,293	8,925	2,287	0.6	0.3	9	6	6	32	16	9	61	72	82	1.3	82	1.0	0.5
モルドバ	4,069	777	223	-0.3	-0.4	10	10	11	20	19	11	65	68	72	1.2	45	-1.1	-0.2
ルーマニア	19,511	3,670	924	-0.7	-0.7	10	11	13	21	14	9	68	70	75	1.5	55	-0.2	0.1
ロシア連邦	143,457	27,684	9,166	-0.1	-0.2	9	12	14	15	14	13	69	68	70	1.7	74	-0.1	-0.2
ルワンダ	11,610	5,532	1,695	1.9	2.0	20	33	7	50	48	31	44	33	65	3.8	29	8.9	4.8
セントクリストファー・ネイビス	56	17	5	1.2	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0.9	1.5
セントルシア	185	52	14	1.2	0.6	9	6	7	39	28	15	63	71	75	1.9	19	-0.7	1.1
セントビンセント・グレナディーン	109	33	9	0.1	0.2	9	7	7	40	25	16	65	70	73	2.0	51	0.9	0.7
サモア	193	85	24	0.7	0.6	11	7	5	41	33	25	55	65	74	4.0	19	0.3	0.5
サンマリノ	32	6	1	1.1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	1.3	0.3
サントメ・プリンシペ	190	94	30	2.1	2.0	13	10	7	41	40	34	56	62	67	4.5	65	3.8	2.7
サウジアラビア	31,540	10,560	3,161	2.6	1.4	15	5	3	47	36	20	53	69	74	2.7	83	2.8	1.4
セネガル	15,129	7,596	2,601	2.8	2.7	25	11	6	50	44	38	39	57	67	5.0	44	3.2	3.5
セルビア	8,851	1,774	451	-0.3	-0.4	9	10	13	19	15	10	68	71	75	1.6	56	0.3	-0.2
セーシェル	96	27	8	1.2	0.3	9	7	8	35	23	17	66	71	73	2.3	54	1.6	0.9
シエラレオネ	6,453	3,166	1,004	2.0	1.9	29	27	13	46	46	35	35	37	51	4.5	40	2.5	2.7
シンガポール	5,604	1,081	269	2.5	0.9	5	4	5	23	18	9	68	76	83	1.2	100	2.5	1.1
スロバキア	5,426	984	283	0.1	-0.1	9	10	10	18	15	11	70	71	76	1.4	54	-0.1	0.1
スロベニア	2,068	361	111	0.1	0.0	10	10	10	17	11	10	69	73	81	1.6	50	0.1	0.3
ソロモン諸島	584	269	82	2.5	1.7	13	11	6	45	40	29	54	57	68	3.9	22	4.5	3.4
ソマリア	10,787	5,787	1,971	2.1	2.8	23	20	12	46	48	43	41	45	56	6.4	40	3.4	4.0
南アフリカ	54,490	19,084	5,370	1.6	0.6	14	8	12	38	29	20	53	62	58	2.3	65	2.4	1.2
南スーダン	12,340	6,028	1,956	3.0	2.4	28	21	11	51	47	36	36	44	56	4.9	19	4.4	3.9
スペイン	46,122	8,119	2,144	0.7	0.0	9	8	9	20	10	9	72	77	83	1.3	80	1.0	0.4
スリランカ	20,715	6,051	1,643	0.7	0.3	8	6	7	31	21	16	64	70	75	2.1	18	0.8	1.4
パレスチナ	4,668	2,200	703	3.2	2.5	13	5	4	50	46	32	56	68	73	4.1	75	3.5	2.6
スーダン	40,235	18,954	5,952	2.8	2.3	15	12	8	47	42	33	52	56	64	4.3	34	3.4	3.1
スリナム	543	175	48	1.1	0.7	9	7	7	37	28	18	63	67	71	2.3	66	1.2	0.7
スワジランド	1,287	569	173	1.6	1.1	18	10	14	49	43	29	48	59	49	3.2	21	1.3	1.6
スウェーデン	9,779	1,977	590	0.5	0.6	10	11	9	14	14	12	74	78	82	1.9	86	0.6	0.8
スイス	8,299	1,479	423	0.9	0.7	9	9	8	16	12	10	73	78	83	1.5	74	0.9	1.1
シリア	18,502	8,206	2,192	1.6	2.9	11	5	6	46	36	23	59	70	70	2.9	58	3.0	2.7
タジキスタン	8,482	3,475	1,176	1.9	1.8	12	10	6	41	40	30	60	63	70	3.5	27	1.3	2.7
タイ	67,959	14,656	3,799	0.7	0.0	10	6	8	38	19	11	59	70	75	1.5	50	2.9	1.6
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	2,078	433	115	0.2	0.0	7	7	9	25	18	11	66	71	76	1.5	57	0.1	0.3
東ティモール	1,185	581	204	1.9	1.9	23	16	7	42	43	37	40	48	69	5.6	33	3.6	3.4
トーゴ	7,305	3,553	1,160	2.6	2.4	19	12	9	48	43	35	47	56	60	4.5	40	3.9	3.4
トンガ	106	46	13	0.4	0.9	7	6	6	36	31	24	65	70	73	3.7	24	0.6	1.5
トリニダード・トバゴ	1,360	334	96	0.4	0.1	7	8	10	27	21	14	65	68	71	1.8	8	0.3	-0.4
チュニジア	11,254	3,115	982	1.3	0.8	16	6	7	41	26	18	51	69	75	2.1	67	1.9	1.1
トルコ	78,666	24,240	6,821	1.5	0.7	15	8	6	40	26	16	52	64	76	2.1	73	2.3	1.3
トルクメニスタン	5,374	1,791	528	1.5	0.9	12	9	8	37	35	21	58	63	66	2.3	50	1.9	1.7
ツバル	10	4	1	0.4	0.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	1.9	1.6
ウガンダ	39,032	21,473	7,278	3.2	3.1	17	19	9	49	50	43	49	45	59	5.7	16	4.8	5.1
ウクライナ	44,824	7,897	2,461	-0.5	-0.6	9	13	15	15	12	11	71	70	71	1.5	70	-0.4	-0.4
アラブ首長国連邦	9,157	1,510	491	6.5	1.2	7	3	2	37	26	11	62	71	77	1.8	86	7.0	1.9
英国	64,716	13,715	4,058	0.5	0.5	12	11	9	15	14	13	72	76	81	1.9	83	0.7	0.7
タンザニア	53,470	27,611	9,398	3.0	2.9	18	15	7	48	44	39	47	50	66	5.1	32	4.9	4.7
米国	321,774	73,169	19,701	1.0	0.7	10	9	8	17	16	12	71	75	79	1.9	82	1.3	0.9
ウルグアイ	3,432	889	241	0.4	0.3	10	10	9	21	18	14	69	73	77	2.0	95	0.7	0.4
ウズベキスタン	29,893	10,081	3,195	1.5	0.9	10	7	7	33	34	22	63	67	69	2.4	36	1.1	1.7
バヌアツ	265	113	35	2.4	1.9	14	8	5	42	36	26	52	63	72	3.3	26	3.7	3.0
ベネズエラ	31,108	10,418	2,960	1.8	1.1	7	5	6	37	29	19	65	70	74	2.3	89	2.1	1.2

表 6 人口統計指標

国・地域	人口 (1,000人)			人口の年間増加率 (%)		粗死亡率			粗出生率			平均余命 (年)			合計特殊出生率	都市人口の割合 (%)	都市人口の年間平均増加率 (%)	
	2015			1990-2015	2015-2030 ^a	1970	1990	2015	1970	1990	2015	1970	1990	2015	2015	2015	1990-2015	2015-2030 ^a
	全体	18歳未満	5歳未満															
ベトナム	93,448	25,578	7,741	1.3	0.8	12	6	6	36	29	17	60	71	76	2.0	34	3.2	2.2
イエメン	26,832	12,629	3,925	3.2	2.0	25	12	7	53	52	32	41	58	64	4.0	35	5.1	3.4
ザンビア	16,212	8,535	2,851	2.8	3.0	17	19	9	50	46	40	49	44	61	5.3	41	2.9	4.3
ジンバブエ	15,603	7,504	2,505	1.6	2.1	13	9	9	48	37	35	55	60	59	3.9	32	1.9	2.3
地域別要約																		
サハラ以南のアフリカ	1,001,417	496,043	163,267	2.7	2.5	21	16	10	47	44	37	44	50	59	4.9	37	4.0	3.6
東部・南部アフリカ	480,144	233,503	75,181	2.6	2.4	19	16	9	47	43	35	46	50	61	4.5	31	3.7	3.6
西部・中部アフリカ	480,150	243,243	82,032	2.8	2.6	22	17	11	47	45	39	42	49	57	5.4	44	4.2	3.7
中東と北アフリカ	455,880	165,800	53,283	2.1	1.6	15	8	5	44	34	24	53	65	72	2.9	60	2.7	1.9
南アジア	1,743,865	621,390	173,210	1.7	1.1	17	11	7	40	33	21	48	58	68	2.5	32	2.8	2.3
東アジアと太平洋諸国	2,097,940	504,114	146,650	0.9	0.4	11	7	7	37	24	14	58	68	74	1.8	54	3.3	1.7
ラテンアメリカとカリブ海諸国	628,992	195,496	53,155	1.4	0.9	10	7	6	37	27	17	60	68	75	2.1	79	1.9	1.1
CEE/CIS	413,760	98,592	30,726	0.2	0.1	10	11	11	20	18	15	66	68	72	1.9	65	0.3	0.4
後発開発途上国	954,158	444,297	139,575	2.5	2.2	21	15	8	47	42	32	44	52	64	4.1	31	4.0	3.6
世界	7,309,846	2,262,157	668,970	1.3	1.0	13	9	8	33	26	19	59	65	72	2.5	54	2.2	1.6

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

粗死亡率—人口1,000人あたりの年間の死亡数。

粗出生率—人口1,000人あたりの年間の出生数。

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

合計特殊出生率—女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

都市人口—各国が最新の人口調査で用いた定義にしたがって定められた都市地域で暮らす人口の割合。

データの主な出典

人口—国連人口局。増加率は、国連人口局のデータを基にユニセフが算定した。

粗死亡率・粗出生率—国連人口局。

平均余命—国連人口局。

合計特殊出生率—国連人口局。

注

- データなし。

α 中間出生率変化予測に基づく。

表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル)		1人あたりのGDP の年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ 率 (%)	国際貧困 ライン 1日1.90米 ドル未満で 暮らす人の 割合 (%)	金銭的貧困 世帯に暮ら す子どもの 割合 (%)	GDPに占める公共支出の 割合 (2009-2013*)			政府開 発援助 (ODA) の受け 入れ額 (100万 米ドル)	ODAが 受入国の GNIに占 める割合 (%)	債務返済 が商品や サービスの 輸出に占 める割合 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%, 2009-2013*)	
	米ドル	購買力平価 (PPP) 米ドル	1970-1990	1990-2014				保健	教育	防衛				2014	2014
	2014	2014			1990-2014	2009-2013*	2010-2014*				2014	2014	2013		
アフガニスタン	680	2,000 e	-	5.6 x	8 x	-	-	2	5	1	4,823	23	0	-	-
アルバニア	4,450	10,180	-0.6 x	5.7	11	1	-	3	-	1	280	2	6	22	38
アルジェリア	5,490	13,880	1.8	1.7	11	-	-	5	-	5	158	0	1	-	-
アンドラ	43,270 x	-	-1.3	1.2 x	4 x	-	-	6	2	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	c	6,340 x	-	-0.4 x	-	30 x	-	2	3	4	231	-	7	15 x	49 x
アンティグア・バーブーダ	13,300	21,370	7.9 x	1.2	3	-	-	3	3	-	2	0	-	-	-
アルゼンチン	13,480	-	-0.8	2.3	11	2	-	5	5	1	49	0	-	15	47
アルメニア	4,020	8,450	-	6.2	37	2	37	2	2	4	265	2	32	21	40
オーストラリア	64,540	42,760	1.6	2.0	3	-	-	6	5	2	-	-	-	19	42
オーストリア	49,670	45,930	2.5	1.6	2	-	-	8	6	1	-	-	-	21	38
アゼルバイジャン	7,590	16,910	-	6.4	40	0 x	5	1	2	5	215	0	6	30 x	30 x
バハマ	20,980	22,290	1.9	0.1	3	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	21,060 x	37,680 x	-1.0 x	0.1	5	-	-	3	3	4	-	-	-	-	-
バングラデシュ	1,080	3,330	0.7	3.6	6	44	-	1	2	1	2,418	1	3	21	41
バルバドス	15,310 x	15,190 x	1.4 x	1.2	3	-	-	4	6	-	-	-	-	-	-
ベラルーシ	7,340	17,610	-	5.0	94	0	9	4	5	1	120	0	6	24	36
ベルギー	47,260	43,220	2.2	1.4	2	-	-	8	6	1	-	-	-	23	36
ベリーズ	4,350 x	7,590 x	3.1	1.7	1	-	-	4	7	1	36	-	12	-	-
ベナン	890	2,020	0.4	1.1	5	53	-	2	5	1	600	6	-	16	51
ブータン	2,370	7,280	7.0 x	5.3	6	2	-	3	6	-	130	7	11	18	46
ボリビア	2,870	6,290	-1.0	2.0	7	8	-	4	6	1	672	2	4	12	52
ボスニア・ヘルツェゴビナ	4,760	10,010	-	7.4 x	5 x	0 x	-	7	-	1	632	3	10	20 x	41 x
ボツワナ	7,240	16,030	8.1	2.7	9	18	26 y	4	9	3	100	1	2	9	65
ブラジル	11,530	15,590	2.2	1.8	39	5	-	5	6	1	912	0	28	11	57
ブルネイ	37,320 x	72,190 x	-2.2 x	-0.4	5	-	-	2	3	2	-	-	-	-	-
ブルガリア	7,620	16,260	3.4 x	3.5	30	2	28	4	4	1	-	-	13	18	43
ブルキナファソ	700	1,600	1.4	2.9	3	55	-	4	4	1	1,120	9	-	17	47
ブルンジ	270	770	1.2	-1.5	14	78 x	55 y	4	5	2	502	16	8	21 x	43 x
カーボヴェルデ	3,450	6,200	3.5 x	6.3	1	18 x	-	3	5	1	230	13	4	14 x	53 x
カンボジア	1,020	3,080	-	5.9 x	4 x	6	-	1	3	2	799	5	1	22	40
カメルーン	1,350	2,950	3.4	0.6	4	29 x	-	2	3	1	852	3	3	15 x	49 x
カナダ	51,630	43,360	2.0	1.6	2	-	-	8	5	1	-	-	-	20	41
中央アフリカ共和国	320	600	-1.3	-0.6	3	66 x	-	2	1	3	610	35	-	10 x	61 x
チャド	980	2,070	-0.9	3.3	6	38	-	2	2	5	388	3	-	15	49
チリ	14,910	21,580	1.5	3.3	6	1	23	3	5	2	241	0	-	13	57
中国	7,400	13,170	6.6	9.2	5	11	-	3	-	2	-960	0	1	14	47
コロンビア	7,970	12,910	1.9	2.1	12	6	-	5	5	3	1,221	0	13	11	58
コモロ	790	1,430	-0.2 x	-0.2	3	14 x	-	2	-	-	74	12	-	11 x	61 x
コンゴ	2,720	5,200	3.3	0.6	8	29	54 x	1	6	2	106	1	-	16	46
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	10,120	14,420	0.8	2.9	11	2	-	7	7	-	54	0	20	12	54
コートジボワール	1,450	3,130	-1.7	-0.5	5	29 x	-	2	-	2	922	3	9	15 x	49 x
クロアチア	12,980	20,500	-	2.6 x	4 x	1	21	6	4	2	-	-	-	20	39
キューバ	5,880 x	18,630 x	3.9	3.3 x	4 x	-	-	10	13	3	262	-	-	-	-
キプロス	26,370	29,800	5.9 x	1.5	3	-	-	4	7	2	-	-	-	20	43
チェコ	18,370	28,020	-	2.5	5	0	-	6	4	1	-	-	-	24	36
朝鮮民主主義人民共和国	a	-	-	-	-	-	-	-	-	-	153	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	380	650	-2.1	-1.9	165	77	-	2	2	1	2,398	8	3	16	48
デンマーク	61,310	46,210	2.0	1.2	2	-	-	9	9	1	-	-	-	23	38
ジブチ	b	-	-	0.4	3	18	-	5	4	-	163	-	8	14	50
ドミニカ	6,930	10,480	5.2 x	2.0	3	-	-	4	-	-	16	3	8	-	-
ドミニカ共和国	6,040	12,600	2.1	3.7	10	2	-	3	4	1	167	0	12	14	53
エクアドル	6,090	11,190	1.7	1.5	5	4	-	3	4	3	160	0	10	13	53
エジプト	3,050	10,260	4.1	2.6	8	-	29	2	-	2	3,532	1	5	22 x	40 x
エルサルバドル	3,920	8,000	-1.9	2.2	4	3	44	4	3	1	98	0	10	15	50
赤道ギニア	10,210	17,660	-2.4 x	19.0	7	-	-	4	-	4	1	0	-	-	-
エリトリア	480 x	1,400 x,e	-	-0.2 x	13 x	-	-	1	-	-	83	-	-	-	-
エストニア	19,030	26,330	-	4.7 x	6 x	1	-	5	5	2	-	-	-	20	41
エチオピア	550	1,500	-	3.8	8	34	-	3	5	1	3,585	6	-	21	42
フィジー	4,870	8,410	0.6	1.1	4	4 x	-	3	4	2	92	2	2	16 x	50 x
フィンランド	48,420	39,940	2.9	2.1	2	-	-	7	7	1	-	-	-	23	37
フランス	42,960	39,610	2.2	1.2	2	-	-	9	6	2	-	-	-	20	41
ガボン	9,720	17,200	0.6	-0.7	6	8 x	-	2	-	1	111	1	-	16 x	49 x

表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル)		1人あたりのGDP の年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ 率 (%)	国際貧困 ライン 1日1.90米 ドル未満で 暮らす人の 割合 (%)	金銭的貧困 世帯に暮ら す子どもの 割合 (%)	GDPに占める公共支出の 割合 (2009-2013*)			政府開 発援助 (ODA) の受け入 れ額 (100万 米ドル)	ODAが 受入国の GNIに占 める割合 (%)	債務返済 が商品や サービスの 輸出に占 める割合 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%, 2009-2013*)	
	米ドル	購買力平価 (PPP) 米ドル	1970-1990	1990-2014				保健	教育	防衛				2014	2014
	2014	2014			1990-2014	2009-2013*	2010-2014*				2014	2014	2013		
カンビア	500 x	1,600 x	0.7	0.3 x	6 x	45 x	-	4	4	1	100	-	-	14 x	53 x
ジョージア	3,720	7,510	3.1	3.3	52	12	27 y	2	2	3	563	3	13	16	46
ドイツ	47,640	46,850	2.3	1.3	1	-	-	9	5	1	-	-	-	22	39
ガーナ	1,590	3,900	-2.0	2.9	25	25 x	-	4	8	1	1,126	3	5	15 x	49 x
ギリシャ	22,680 x	25,660 x	1.3	1.4	4	-	-	7	-	3	-	-	-	17	42
グレナダ	7,910	11,720	4.2 x	2.4	4	-	-	3	-	-	39	5	14	-	-
グアテマラ	3,430	7,250	0.1	1.3	6	12	68	2	3	0	277	0	16	12	57
ギニア	470	1,130	-	0.6	11	35	-	2	4	3	561	9	4	20	42
ギニアビサウ	550	1,380	0.8	-0.9	14	67	-	2	-	2	109	11	-	13	57
ガイアナ	3,940 x	6,940 x,e	-1.5	2.9 x	10 x	-	-	4	3	1	159	5	2	-	-
ハイチ	820	1,730	-	-0.6 x	12 x	54	-	1	-	-	1,084	12	0	8	64
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	2,270	4,570	0.8	1.7	11	19	-	4	6	1	604	3	10	10	58
ハンガリー	13,340	23,630	-	2.5 x	9 x	0	-	5	5	1	-	-	-	21	39
アイスランド	46,350 x	41,090 x	3.2	2.1	5	-	-	7	7	0	-	-	-	23	36
インド	1,570	5,630	2.0	5.0	6	21	-	1	4	3	2,984	0	7	20	44
インドネシア	3,630	10,190	4.5	2.9	14	16	17 x	1	4	1	-388	0	19	19	44
イラン	7,120 x	16,590 x	-4.3	2.4	21	0	-	3	4	2	81	-	-	18	45
イラク	6,500	15,030	4.2	3.7	30	-	-	3	-	3	1,370	1	-	22	39
アイルランド	46,550	42,270	2.8	3.8	3	-	-	6	6	1	-	-	-	20	41
イスラエル	35,320	32,830	1.9	2.4	4	-	-	4	6	6	-	-	-	14	47
イタリア	34,270	34,700	2.8	0.6	3	-	-	7	4	2	-	-	-	19	42
ジャマイカ	5,150	8,640	-1.3	0.4	14	2 x	-	3	6	1	92	1	14	15 x	52 x
日本	42,000	37,920	3.4	0.7	-1	-	-	8	4	1	-	-	-	20 x	40 x
ヨルダン	5,160	11,910	2.5 x	2.6	4	0	19	5	-	4	2,699	8	4	20	42
カザフスタン	11,850	21,710	-	4.3	45	0	-	3	3	1	88	0	34	24	36
ケニア	1,290	2,940	1.2	0.8	10	34 x	-	2	6	2	2,665	4	5	13 x	54 x
キリバス	2,950	3,340 e	-5.0	1.0	3	14 x	-	8	-	-	79	26	-	18 x	44 x
クウェート	49,300	79,850	-6.7 x	0.0 x	6 x	-	-	2	-	3	-	-	-	-	-
キルギス	1,250	3,220	-	1.1	30	3	46 y	4	7	3	624	9	7	24	37
ラオス	1,660	5,060	-	4.9	18	30	-	1	3	0	472	4	11	18	46
ラトビア	15,280	22,690	-	5.7 x	6 x	1	-	4	5	1	-	-	-	19	42
レバノン	10,030	17,590 e	-	2.1	6	-	-	4	3	4	820	2	12	-	-
レソト	1,330	3,150	3.0	2.7	8	60	-	9	-	2	104	4	3	10	58
リベリア	370	700	-4.1	2.4	4	69 x	-	3	3	1	744	44	0	18 x	44 x
リビア	7,820	16,000 e	-	-1.4 x	11 x	-	-	3	-	4	210	0	-	-	-
リヒテンシュタイン	d	-	2.2	2.9 x	1 x	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
リトアニア	15,430	25,490	-	5.8 x	3 x	1	-	5	5	3	-	-	-	19	42
ルクセンブルク	75,990	65,040	2.6	2.2	3	-	-	6	-	0	-	-	-	19	42
マダガスカル	440	1,400	-2.4	-0.3	12	82	-	3	2	1	583	6	2	17	48
マラウイ	250	790	0.0	1.4	24	71	-	4	8	2	930	23	-	15	52
マレーシア	11,120	24,770	4.0	3.2	4	0	-	2	6	2	12	0	4	13	51
モルディブ	6,410	10,920	-	4.1 x	6 x	6	-	6	6	-	25	1	2	18	44
マリ	650	1,510	1.4	1.5	5	49	-	2	4	1	1,234	11	2	20	41
マルタ	21,000 x	27,020 x	6.0	2.2 x	3 x	-	-	6	7	1	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	4,390	4,700 e	-	0.7	2	-	-	14	-	-	56	24	-	-	-
モーリタニア	1,270	3,710	-1.1	1.2	9	11 x	-	2	4	3	257	5	5	17 x	44 x
モーリシャス	9,630	18,150	3.1 x	3.6	6	1	-	2	4	0	49	0	41	19	44
メキシコ	9,870	16,640	1.7	1.1	10	3	54	3	5	1	807	0	8	14	54
ミクロネシア連邦	3,200	3,590 e	-	0.6	2	50 x	-	11	-	-	116	34	-	7 x	64 x
モナコ	d	-	1.5	1.7 x	2 x	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-
モンゴル	4,280	11,120	-	4.1	23	0	-	4	5	1	315	3	24	20	42
モンテネグロ	7,320	14,530	-	2.8 x	6 x	2	13 y	4	-	1	102	2	16	20	41
モロッコ	3,070	7,290	2.6	2.8	2	3 x	11 x	2	6	4	2,247	2	13	17 x	48 x
モザンビーク	600	1,120	-1.1 x	5.1	13	69 x	-	3	7	1	2,103	13	2	15 x	51 x
ミャンマー	1,270	-	1.4	11.8 x	15 x	-	-	0	-	4	1,380	2	1	-	-
ナミビア	5,630	9,810	-2.1 x	2.2	8	23	34 y	5	8	4	227	2	-	9	66
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	730	2,410	1.2	2.6	8	15	-	3	4	2	880	4	3	20	41
オランダ	51,890	48,260	1.5	1.7	2	-	-	10	6	1	-	-	-	23	37
ニュージーランド	41,070	34,970	1.5 x	1.7	2	-	-	8	7	1	-	-	-	-	-
ニカラグア	1,870	4,790	-3.7	2.1	16	11	-	4	4	1	430	4	11	14	51
ニジェール	410	910	-1.9	0.0	4	50	63 x	2	5	1	918	12	-	22	41

表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル)		1人あたりのGDP の年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ 率 (%)	国際貧困 ライン 1日1.90米 ドル未満で 暮らす人の 割合 (%)	金銭的貧困 世帯に暮ら す子どもの 割合 (%)	GDPに占める公共支出の 割合 (2009-2013*)			政府開 発援助 (ODA) の受け 入れ額 (100万 米ドル)	ODAが 受入国の GNIに占 める割合 (%)	債務返済 が商品や サービスの 輸出に占 める割合 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%, 2009-2013*)	
	米ドル	購買力平価 (PPP) 米ドル	1970-1990	1990-2014				保健	教育	防衛				2014	2014
	2014	2014			1990-2014	2009-2013*	2010-2014*								
ナイジェリア	2,970	5,710	-2.3	3.4	19	54	-	1	-	0	2,476	0	-	15	49
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	103,630	66,330	3.3	1.6	4	-	-	8	7	1	-	-	-	24	35
オマーン	16,870 x	33,690 x	3.2	0.6	6	-	-	2	4	9	-	-	-	-	-
パキスタン	1,400	5,090	2.7	1.7	11	8	-	1	2	3	3,612	1	9	23	40
パラオ	11,110	14,280 e	-	-0.4 x	4 x	-	-	8	-	-	23	10	-	-	-
パナマ	11,130	19,930	0.2	3.8	3	3	-	5	3	-	-196	0	6	11	56
バブアニューギニア	2,240	2,790 e	-1.0	0.9	7	39	-	4	-	1	577	3	-	14	49
パラグアイ	4,400	8,470	3.8	0.9	10	2	-	4	5	1	60	0	12	13	53
ペルー	6,360	11,440	-0.5	3.4	8	4	-	3	3	1	325	0	13	14	50
フィリピン	3,500	8,450	0.6	2.3	6	13	-	2	3	1	676	0	6	15	50
ポーランド	13,690	23,930	-	4.2	8	0	-	5	5	2	-	-	-	20	41
ポルトガル	21,360	28,010	2.5	1.2	3	-	-	7	5	2	-	-	-	19	43
カタール	92,200	134,420	-	1.5 x	8 x	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
韓国	27,090	34,620	7.5	4.3	3	-	-	4	5	3	-	-	-	-	-
モルドバ	2,560	5,500	1.8 x	0.8	32	0	13 y	5	8	0	517	6	12	23	38
ルーマニア	9,520	19,020	-	3.4	36	0	32	4	3	1	-	-	27	23	36
ロシア連邦	13,220	24,710	-	2.5	43	0	-	3	-	4	-	-	-	16	48
ルワンダ	700	1,630	1.1	3.3	9	60	47 y	7	5	1	1,034	13	3	13	58
セントクリストファー・ネイビス	14,920	22,600	6.5 x	1.8	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	7,260	10,540	5.1 x	1.2	3	-	-	5	5	-	18	1	5	-	-
セントビンセント・グレナディーン	6,610	10,730	3.3	2.9	2	-	-	4	5	-	9	1	14	-	-
サモア	4,060	5,610 e	-	2.5	5	1 x	-	7	-	-	93	12	4	16 x	50 x
サンマリノ	d	-	1.8	3.4 x	3 x	-	-	5	2	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	1,670	3,140	-	3.0 x	14 x	34	-	3	9	-	39	12	7	21	40
サウジアラビア	25,140 x	51,320 x	-2.1	1.4	5	-	-	2	-	9	-	-	-	-	-
セネガル	1,050	2,300	-0.6	1.1	3	38	49	2	6	2	1,107	7	-	17	47
セルビア	5,820	12,150	-	3.7 x	20 x	0	30	6	4	2	371	1	33	22	38
セーシェル	14,100	24,780	2.9	2.1	7	0 x	-	3	4	1	10	1	-	16 x	49 x
シエラレオネ	700	1,770	-0.6	1.4	18	52	-	2	3	1	911	21	1	20	42
シンガポール	55,150	80,270	5.9	3.5	1	-	-	2	3	3	-	-	-	-	-
スロバキア	17,750	26,820	-	4.2 x	4 x	0	-	6	4	1	-	-	-	23	35
スロベニア	23,580	29,920	-	2.5 x	4 x	0	-	7	6	1	-	-	-	24	35
ソロモン諸島	1,830	2,020 e	-	-0.4	7	46 x	-	7	10	-	199	18	7	14 x	52 x
ソマリア	a	-	-0.8	-	-	-	-	-	-	0	1,109	21	-	-	-
南アフリカ	6,800	12,700	0.1	1.2	8	17	56	4	6	1	1,070	0	7	7	69
南スーダン	970	1,800 e	-	-	-	-	-	1	-	7	1,964	17	-	-	-
スペイン	29,440	33,080	1.9	1.5	3	-	-	7	4	1	-	-	-	18	42
スリランカ	3,460	10,370	3.0	4.4	10	2	-	1	2	2	488	1	7	18	47
パレスチナ	3,060	5,000	-	1.8 x	3 x	0	-	-	-	-	2,487	18	-	20	43
スーダン	1,710	3,920	-0.1	3.5	24	15	-	2	2	-	872	1	4	19	42
スリナム	9,950	17,040	-2.3 x	2.2	37	-	-	3	-	-	13	0	-	-	-
スワジランド	3,550	7,880	3.1	1.0	9	42	-	5	8	2	86	2	1	12	57
スウェーデン	61,610	46,750	1.8	2.0	2	-	-	8	6	1	-	-	-	23	36
スイス	88,120 x	57,960 x	1.7 x	1.0	1	-	-	8	5	1	-	-	-	21	40
シリア	b	-	2.1	1.8 x	7 x	-	-	2	5	-	4,198	-	-	19 x	44 x
タジキスタン	1,080	2,660	-	0.9	59	5	-	2	4	1	356	4	8	21	39
タイ	5,780	14,870	4.8	3.1	3	0	-	4	5	1	351	0	4	17	46
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	5,150	12,800	-	1.8	18	1 x	32	4	-	1	211	2	17	15 x	50 x
東ティモール	2,680	5,080 e	-	3.4 x	5 x	47 x	-	1	9	2	247	8	-	22 x	41 x
トーゴ	570	1,290	-0.5	0.1	4	54	-	4	4	2	208	5	-	14	52
トンガ	4,260	5,270 e	-	1.3	6	1	-	4	-	-	80	18	-	18	45
トリニダード・トバゴ	20,070	31,970	-0.5	5.1	5	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-
チュニジア	4,230	11,020	2.5	3.0	4	2	-	4	6	2	921	2	10	18	43
トルコ	10,830	18,980	1.9	2.5	37	0	33	4	-	2	3,442	0	26	16	47
トルクメニスタン	8,020	14,520 e	-	3.5	74	-	-	1	3	-	34	0	-	-	-
ツバル	5,720	5,410 e	-	1.6	4	-	-	20	-	-	34	63	-	-	-
ウガンダ	670	1,720	-	3.6	8	33	22	4	2	1	1,633	6	1	16	49
ウクライナ	3,560	8,560	-	1.0	54	0	-	4	7	2	1,404	1	34	25	35
アラブ首長国連邦	44,600	67,720	-4.3 x	-2.9	5	-	-	2	-	6	-	-	-	-	-
英国	43,430	39,040	2.2	1.8	2	-	-	8	6	2	-	-	-	20	40

表7 経済指標

国・地域	1人あたりのGNI (米ドル)		1人あたりのGDP の年間平均成長率 (%)		年間平均 インフレ 率 (%)	国際貧困 ライン 1日1.90米 ドル未満で 暮らす人の 割合 (%)	金銭的貧困 世帯に暮ら す子どもの 割合 (%)	GDPに占める公共支出の 割合 (2009-2013*)			政府開 発援助 (ODA) の受け入 れ額 (100万 米ドル)	ODAが 受入国の GNIに占 める割合 (%)	債務返済 が商品や サービス の輸出に 占める割 合 (%)	世帯あたりの 所得の分布 (%, 2009-2013*)	
	米ドル	購買力平価 (PPP) 米ドル	1970-1990	1990-2014				保健	教育	防衛				最下位 40%	最上位 20%
	2014	2014	1970-1990	1990-2014	1990-2014	2009-2013*	2010-2014*	2014	2014	2013	2014	2014	2013	最下位 40%	最上位 20%
タンザニア	920	2,510	-	2.5	14	47	-	3	5	1	2,648	6	2	19	46
米国	55,200	55,860	2.2	1.6	2	-	-	8	5	5	-	-	-	15	46
ウルグアイ	16,350	20,220	0.9	2.5	14	0	-	5	4	2	89	0	-	15	48
ウズベキスタン	2,090	5,830 e	-	3.2	64	67 x	-	3	-	-	324	0	-	19 x	43 x
バヌアツ	3,160	3,030 e	1.1 x	0.6	3	15	-	3	5	-	98	12	1	18	44
ベネズエラ	12,500 x	17,700 x	-1.2	0.6	31 x	9 x	-	2	7	1	41	-	-	12 x	51 x
ベトナム	1,890	5,350	-	5.5	11	3	-	3	6	2	4,218	2	3	17	46
イエメン	1,300 x	3,650 x	-	0.7 x	15 x	-	-	1	-	5	1,164	-	2	20 x	44 x
ザンビア	1,680	3,690	-2.4	2.4	24	64	65 y	3	-	1	995	4	3	11	61
ジンバブエ	840	1,650	-0.4	-2.8	3	-	78	-	2	1	758	6	-	-	-
地域別要約															
サハラ以南のアフリカ	1,661	3,416	-0.1	2.4	17	47	-	3	5	2	40,706	2	6	16	49
東部・南部アフリカ	1,610	3,383	0.3	1.7	10	41	-	3	5	2	22,543	3	7	16	51
西部・中部アフリカ	1,703	3,405	-0.7	2.8	22	56	-	-	-	-	17,129	2	-	16	48
中東と北アフリカ	6,561	14,047	0.8	1.4	11	-	-	-	-	-	20,921	1	6	-	-
南アジア	1,500	5,297	2.0	4.6	7	22	-	1	4	2	15,360	1	7	20	43
東アジアと太平洋諸国	6,845	12,983	6.0	7.7	5	11	-	3**	4**	2**	8,723	0	3	15	47
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9,634	14,247	1.4	1.8	22	5	-	4	6	1	7,739	0	15	12	55
CEE/CIS	9,216	17,627	-	2.8	43	0	-	-	-	-	9,549	1	24	19	44
後発開発途上国	845	2,133	0.0	3.1	19	45	-	2	3	2	43,726	5	4	18	45
世界	10,647	14,633	2.5	2.9	7	18	-	7**	5**	2**	101,963	0	8	17	46

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

1人あたりのGNI—GNI（国民総所得）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）および非居住者からの1次所得（被用者の報酬および財産所得）の正味受取額を加えた総額である。1人あたりのGNIは、国民総所得を年次の人口で割って算出する。1人あたりのGNIの米ドル換算値は世界銀行アトラス計算法によるものである。

1人あたりのGNI (PPP米ドル)—1人あたりのGNIは、各国間の価格水準（購買力）の違いを考慮して、国際通貨の米ドルに換算されている。国際比較プログラム (ICP) のデータに基づいている。

1人あたりのGDP—GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年次の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

国際貧困ライン1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合—1日1.90米ドルで暮らす貧困人口割合とは2011年の国際価格のもと1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合。購買力平価 (PPP) 為替レートの改訂の結果、各国の貧困の割合は本書の過年度版のものとは比較する事はできない。

金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合—国が定義した貧困ラインよりも低い収入や消費をしている世帯に暮らす0～17歳の子どもの割合 (%)

ODA—純政府開発援助。

債務返済—公的および公的保証付の長期対外債務に対する金利の支払額および元本の返済額の合計。

世帯あたりの所得の分布—所得の受取額から見て上位20%の世帯と下位40%の世帯がそれぞれ受け取っている所得の割合。

データの主な出典

1人あたりのGNI—世界銀行。

1人あたりのGDP—世界銀行。

インフレ率—世界銀行。

国際貧困ライン1日1.90米ドル未満で暮らす人の割合—世界銀行。

金銭的貧困世帯に暮らす子どもの割合—データは、公的政府資料から編纂された。例えば、統計局の表、国別世帯調査、国の貧困レポート、ユーロスタット（欧州連合統計局）の地域データベースから引用されている。国別の推計は全国世帯収入調査による。

保健・教育・防衛支出—世界銀行。

ODA—経済開発協力機構（OECD）。

債務返済—世界銀行。

世帯所得—世界銀行。

注

a 低所得国 (GNI1人あたり1,045米ドル以下)

b 低中所得国 (GNI1人あたり1,046～4,125米ドル)

c 高中所得国 (GNI1人あたり4,126～12,735米ドル)

d 高所得国 (GNI1人あたり12,736米ドル以上)

- データなし。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のものであり、地域平均や世界平均値の算出には含まれていないことを示す。

y データは、標準的な定義と異なるか、国の一部にのみ当てはまる。指定期間内のデータであれば、地域平均や世界平均の計算に含まれている。

e 推計値は回帰分析に基づく。他のPPP数値は、2011年のICP（国際比較プログラム）の基準推計値から推定したもの。

* データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。

** 中国を除く。

表 8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		女子が初等学校の最終学年まで残る率 (対男性比、%)	避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている割合 (%)		出産時ケアが行われている割合 (%)			出産(出生)後の健診を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に妊娠・出産で死亡するリスク (1/n)
アフガニスタン	104	39	70	56	-	21	63	23	45	43	4	-	23	330	396	52
アルバニア	107	98	98	93	101	69 x	97 x	67 x	99 x	97 x	19 x	-	-	6	29	1,900
アルジェリア	106	79 x	94	104	102	57	93	67	97	97	16	-	-	-	140	240
アンドラ	-	-	-	-	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	106	72	64	65	73 x	-	80 x	-	47 x	46 x	-	-	-	-	477	32
アンティグア・バーブーダ	107	101	92	101	-	-	100 x	100	100	-	-	-	-	0 x	-	-
アルゼンチン	110	100	99	108	102	77	98	90	97	99	28 x	-	-	37	52	790
アルメニア	111	100	116 x	117 x	100	55	99	93	100	99	13	50	92	22	25	2,300
オーストラリア	105	-	99	95	-	72 x	98 x	92 x	-	99	31 x	-	-	-	6	8,700
オーストリア	106	-	99	95	101	70 x	-	-	-	99	24 x	-	-	-	4	18,200
アゼルバイジャン	109	100	99	99	105	55	92	66	97	93	20	-	83	15	25	1,600
バハマ	108	-	102	105	96 x	45 x	98 x	85	98	-	-	-	-	37	80	660
バーレーン	102	95	-	-	97	-	100 x	100	100	-	-	-	-	17 x	15	3,000
バングラデシュ	104	89	106	108	114 x	62	64	31	42	37	23	32	34	190	176	240
バルバドス	107	-	101	103	-	59	93	88	98	100	21	98	97	52	27	2,100
ベラルーシ	118	100	100	98	100	63	100	100	100	100	25	100	100	0	4	13,800
ベルギー	106	-	100	114	103	70	-	-	-	-	18 x	-	-	-	7	8,000
ベリーズ	108	-	95	104	98	55	96	83	96	94	28	97	95	45	28	1,300
ベナン	105	45 x	91	68	96	18	83	59	77	87	5	80	78	350	405	51
ブータン	101	59 x	101	107	101	66	98	85	75	74	12	30	41	86	148	310
ボリビア	107	91	97	99	101	61 x	90	75	85	71	27	-	-	310 x	206	160
ボスニア・ヘルツェゴビナ	107	98	-	-	100	46	87	84	100	100	14	-	-	0	11	6,800
ボツワナ	107	101	97	106	103	53 x	94 x	73 x	95 x	100	-	-	-	160	129	270
ブラジル	111	101	-	-	-	81 x	98 x	89	98	99	56	-	-	58	44	1,200
ブルネイ	105	97	100	100	97	-	99 x	93	100	100 x	-	-	-	-	23	2,300
ブルガリア	110	99	99	97	101	69 x	-	-	100	94	36	-	-	12	11	6,200
ブルキナファソ	105	59 x	96	87	115	16	94	34	66	66	2	26	72	340	371	48
ブルンジ	107	95 x	101	85	127	22	99	33	60	60	4	8	30	500	712	23
カーボヴェルデ	105	89	95	114	104	61 x	98 x	72 x	92	76 x	11 x	-	-	10	42	900
カンボジア	106	80	95	85 x	134	56	95	76	89	83	6	79	90	170	161	210
カメルーン	104	83	89	85	102	34	83	59	65	61	2	69	65	780	596	35
カナダ	105	-	101	100	-	74 x	100 x	99 x	100	98	26 x	-	-	11	7	8,800
中央アフリカ共和国	108	48	74	51	96	15	68	38	54	53	5	-	-	540 x	882	27
チャド	104	61	77	46	85	6	53	31	24	22	2	-	15	860	856	18
チリ	107	100	97	102	101	58 x	-	-	100	100	50	-	-	17	22	2,600
中国	104	95	100	102	-	85 x	96	-	100	100	36	-	-	22	27	2,400
コロンビア	110	100	100 x	110 x	106	79	97	89	99	99	46	7	1	71	64	800
コモロ	105	89	94	104	-	19	92	49	82	76	10	14	49	170	335	66
コンゴ	105	84	107	87	-	30	93	79	94	92	5	86	80	440	442	45
クック諸島	-	-	97	110	94	31	100 x	-	100 x	100 x	-	-	-	0	-	-
コスタリカ	106	100	99	105	102	76	98	90	97	99	22	-	-	23	25	2,100
コートジボワール	103	59	87	71	89	18	91	44	59	57	3	34	70	610	645	32
クロアチア	109	99	100	104	101	-	-	93	100	-	20	-	-	3	8	7,900
キューバ	105	100	96	103	101	74	99	98	99	99	40	98	99	35	39	1,800
キプロス	106	99	101	100	102	-	99 x	-	-	100	-	-	-	-	7	9,400
チェコ	108	-	100	101	100	86 x	-	-	100	100	20 x	-	-	1	4	14,800
朝鮮民主主義人民共和国	110	100 x	100 x	100 x	-	71	100 x	94 x	100 x	95 x	13 x	-	-	77 x	82	660
コンゴ民主共和国	105	72	91	62	99	20	88	48	80	80	5	8	44	850	693	24
デンマーク	105	-	99	102	101	-	-	-	-	98	21 x	-	-	-	6	9,500
ジブチ	105	-	87	81	-	19	88	23	87	87	11	-	-	380	229	140
ドミニカ	-	-	100	107	-	-	100 x	-	100	-	-	-	-	110	-	-
ドミニカ共和国	109	100	91	111	105	70	98	93	98	98	58	95	95	110	92	400
エクアドル	107	97	100	104	99	80	84 x	58 x	94	92	41	-	-	46	64	580
エジプト	106	79	99	98	101 x	59	90	83	92	87	52	14	82	52	33	810
エルサルバドル	113	94	95	99	106	72	96	90	98	98	32	97	94	38	54	890
赤道ギニア	105	95	98	-	100	13	91	67	68	67	7	-	-	310	342	61
エリトリア	107	77	85	80	99	8	89	57	34	34	3	-	-	490	501	43
エストニア	113	100	99	99	100	63 x	-	97	100 x	99	-	-	-	7	9	6,300
エチオピア	106	59 x	92	91	116	42	41	32	16	16	2	0	13	680	353	64
フィジー	109	-	101	111	98	44	100 x	94	100	99	-	-	-	59	30	1,200
フィンランド	107	-	100	109	100	-	100 x	-	-	100	16 x	-	-	-	3	21,700
フランス	107	-	99	101	-	76 x	100 x	99	-	98	21 x	-	-	-	8	6,100
ガボン	102	94	97	-	-	31	95	78	89	90	10	25	60	320	291	85
ガンビア	105	72	105	95	107	9	86	78	57	63	2	6	76	430	706	24
ジョージア	110	100	101	100	100	53	98	87	100	100	39	-	-	32	36	1,500

表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		女子が初等学校の最終学年まで残る率 (対男性比、%)	避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている割合 (%)		出産時ケアが行われている割合 (%)			出産(出生)後の健診を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に妊娠・出産で死亡するリスク (1/n)
ドイツ	106	-	99	95	100	66 x	100 x	99	-	99	29 x	-	-	-	6	11,700
ガーナ	103	83	100	94	97	27	91	87	71	73	13	23	81	450 x	319	74
ギリシャ	107	98	99	96	101	76 x	-	-	-	-	-	-	-	-	3	23,700
グレナダ	107	-	96	98	-	54 x	100 x	-	99	-	-	-	-	23	27	1,500
グアテマラ	110	85	96	94	99	61	91	86	66	65	26	-	75	140	88	330
ギニア	102	33	88	66	152	6	85	57	45	40	2	25	37	720	679	29
ギニアビサウ	107	64	93	-	-	16	92	65	45	44	4	55	48	900	549	38
ガイアナ	107	106	97	99	105	34	91	87	92	93	17	95	93	86 x	229	170
ハイチ	107	84 x	99	-	-	35	90	67	37	36	6	19	32	380	359	90
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	107	100	98	117	103	73	97	89	83	83	19	81	85	73	129	300
ハンガリー	110	100	99	100	100	-	-	-	99	-	31 x	-	-	15	17	4,400
アイスランド	104	-	100	99	102	-	-	-	-	-	17 x	-	-	-	3	14,600
インド	104	75	112	101	-	55 x	74 x	45	52 x	79	9 x	-	-	170	174	220
インドネシア	106	94	100	97	-	60	95	84	87	70	12	48	80	360	126	320
イラン	103	88	104	99	84	77	97	94 x	96	95	46	-	-	25 x	25	2,000
イラク	107	85	-	-	-	53	78	50	91	77	22	-	-	35	50	420
アイルランド	105	-	101	102	-	65 x	100 x	-	100 x	100	25 x	-	-	-	8	6,100
イスラエル	104	-	100	102	99	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	6,200
イタリア	106	100	99	98	101	-	99 x	68 x	-	100	40 x	-	-	-	4	19,700
ジャマイカ	107	111	-	108	103	72 x	98	86	99	99	21	-	-	80	89	520
日本	108	-	100	100	100	54 x	-	-	-	100	-	-	-	-	5	13,400
ヨルダン	105	93	99	105	102	61	99	95	100	99	28	75	82	19 x	58	490
カザフスタン	115	100	100	103	100	51	99	87	100	100	15	-	-	13	12	3,000
ケニア	106	86 x	100	93	-	58	96	58	62	61	9	36	53	360	510	42
キリバス	110	-	104	110 x	-	22 x	88 x	71 x	80 x	66 x	10 x	-	-	33	90	300
クウェート	103	99	102	108	101	-	100 x	-	100 x	100	-	-	-	2	4	10,300
キルギス	112	99	99	101	102	42	98	95	98	98	7	99	98	36	76	390
ラオス	104	77 x	95	91	104	50	54	37	42	38	4	41	39	360	197	150
ラトビア	114	100	99	97	100	-	92 x	-	100 x	98	-	-	-	24	18	3,500
レバノン	105	92 x	91	101	106	54 x	96 x	-	98 x	-	-	-	-	-	15	3,700
レソト	100	130	98	137	134	60	95	74	78	77	7 x	-	61	1,200 x	487	61
リベリア	103	44 x	92	78	85 x	20	96	78	61	56	4	35	71	1,100	725	28
リビア	108	88	-	-	-	42 x	93 x	-	100 x	100	-	-	-	-	9	4,200
リヒテンシュタイン	-	-	102	85	96 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	116	100	100	96	100	63 x	100 x	-	100 x	-	-	-	-	7	10	6,300
ルクセンブルク	106	-	101	103	105	-	-	97	100 x	100 x	29 x	-	-	-	10	6,500
マダガスカル	105	91	100	98	106	40	82	51	44	38	2	-	-	480	353	60
マラウイ	103	71	102	91	94	59	96	45	87	89	5	82	75	570	634	29
マレーシア	106	95	-	-	-	49 x	97	-	99	99	-	-	-	23	40	1,200
モルディブ	103	100 x	97 x	-	106	35 x	99 x	85 x	96	95 x	32 x	-	-	140 x	68	600
マリ	99	47	90	76	94	8 x	70 x	35 x	49 x	45 x	2 x	-	-	460 x	587	27
マルタ	104	103	95	89	102	-	100 x	-	-	100	-	-	-	-	9	8,300
マーシャル諸島	-	-	99	103 x	91 x	45 x	81 x	77 x	90	85 x	9 x	-	-	110	-	-
モーリタニア	105	62 x	106	91	98	11	84	48	65	65	10	-	9	630	602	36
モーリシャス	110	94	102	102	101	76 x	-	-	100	98 x	-	-	-	22 x	53	1,300
メキシコ	106	97	99	107	102	52	97	91	96	96	46	-	-	38	38	1,100
ミクロネシア連邦	103	-	99	-	-	55 x	80 x	-	100 x	87 x	11 x	-	-	160	100	310
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	113	100	98	103	-	55	99	90	99	98	23	99	95	51	44	800
モンテネグロ	106	98	98	100	102	23	92	87	99	99	20	99	95	0 x	7	8,300
モロッコ	103	76	95	85	99	67	77	55	74	73	16	-	-	110	121	320
モザンビーク	105	54	92	92	96	12	91	51	54	55	4	-	-	410	489	40
ミャンマー	106	95	97	103	107 x	46	83	73 x	71	36	-	-	-	280	178	260
ナミビア	108	105 x	97	-	104	56	97	63	88	87	14	20	69	390	265	100
ナウル	-	-	92	102	-	36 x	95 x	40 x	97 x	99 x	8 x	-	-	0	-	-
ネパール	104	68	108	106	105	50	68	60	56	55	9	58	58	280 x	258	150
オランダ	105	-	99	99	-	69 x	-	-	-	100 x	14 x	-	-	-	7	8,700
ニュージーランド	104	-	100	106	-	-	-	-	-	97	23 x	-	-	-	11	4,500
ニカラグア	108	100 x	99	113	-	80	95	88	88	71	30	-	-	51	150	270
ニジェール	103	38	86	70	104	13	83	38	40	59	1	13	37	520	553	23
ナイジェリア	101	68 x	92	89	107 x	15	61	51	38	36	2	14	40	550	814	22
ニウエ	-	-	98	-	-	23 x	100 x	-	100	-	-	-	-	0	-	-
ノルウェー	105	-	100	97	-	88 x	-	-	-	97	16 x	-	-	-	5	11,500
オマーン	105	91	109	101	99	30	99	94	99	99	19	98	95	12	17	1,900

表8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		女子が初等学校の最終学年まで残る率 (対男性比、%)	避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている割合 (%)		出産時ケアが行われている割合 (%)			出産(出生)後の健診を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に妊娠・出産で死亡するリスク (1/n)
バキスタン	103	60	85	79	90	35	73	37	52	48	14	43	60	280 x	178	140
バラオ	-	100	96	106	-	22	90	81	100	100	-	-	-	0	-	-
バハマ	108	99	97	106	-	63	93	88	91	91	28	93	92	81	94	420
バプアニューギニア	107	93	91	76	-	32 x	79 x	55 x	53 x	43	-	-	-	730 x	215	120
パラグアイ	106	98	97	107	104	79 x	96 x	91 x	96	96	33 x	-	-	96	132	270
ペルー	107	94	100	100	103	75	97	95	90	90	29	92	93	93	68	570
フィリピン	111	101 x	100	110	111 x	55	95	84	73	61	9	53	72	220	114	280
ポーランド	111	100	100	96	101	-	-	-	100 x	100	21 x	-	-	2	3	22,100
ポルトガル	107	96	96	98	-	67 x	100 x	-	100 x	99	31 x	-	-	-	10	8,200
カタール	103	99	95	89	97	38	91	85	100	99	20	-	-	13	13	3,500
韓国	108	-	99	99	100	80 x	-	97	-	100	32 x	-	-	-	11	7,200
モルドバ	112	99	100	101	99	60	99	95	99	99	16	-	-	30	23	3,200
ルーマニア	110	99	98	98	100	70 x	94 x	76 x	99	98 x	19 x	-	-	15	31	2,300
ロシア連邦	117	100	101	99	-	68	-	-	100	-	-	-	-	11	25	2,300
ルワンダ	109	87	102	107	125	53	99	44	91	91	15	5	18	210	290	85
セントクリストファー・ネイビス	-	-	102	103	-	54 x	100 x	-	100	-	-	-	-	310	-	-
セントルシア	107	-	-	99	100	56	97	90	99	100	19	100	90	34	48	1,100
セントビンセント・グレナディーン	106	-	97	97	127	48 x	100 x	100 x	99	-	-	-	-	45	45	1,100
サモア	109	100	100	112	98	27	93	73	83	82	5	-	63	29 x	51	500
サンマリノ	-	-	99	103	103	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	106	75 x	96	-	-	41	98	84	93	91	6	91	87	-	156	140
サウジアラビア	104	95	99	76	-	24 x	97 x	-	98	-	-	-	-	-	12	3,100
セネガル	106	61	109	91	108	22	96	48	59	77	4	45	67	430	315	61
セルビア	108	97	100	102	101	58	98	94	98	98	29	-	-	14	17	3,900
セーシェル	113	101	101	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57 x	-	-
シエラレオネ	102	62	100	85	101	17	97	76	60	54	3	39	73	1,200	1,360	17
シンガポール	108	96	-	-	100 x	-	-	-	-	100	-	-	-	-	10	8,200
スロバキア	110	-	98	102	100	-	97 x	-	99	-	24 x	-	-	0	6	12,100
スロベニア	108	100	100	100	100	-	100 x	-	100	100	-	-	-	0	9	7,000
ソロモン諸島	104	-	97	94	93	35 x	74 x	65 x	86 x	85 x	6 x	-	-	150 x	114	220
ソマリア	106	-	-	-	-	15 x	26 x	6 x	33 x	9 x	-	-	-	1,000 x	732	22
南アフリカ	107	97	95	126	-	60 x	97 x	87 x	94 x	95 x	21 x	-	-	580	138	300
南スーダン	104	55 x	66	-	-	4	62	17	19	12	1	-	-	2,100 x	789	26
スペイン	107	98	101	100	99	66 x	-	-	-	-	26 x	-	-	-	5	14,700
スリランカ	109	97	98	105	100	68 x	99 x	93 x	99 x	98 x	24 x	-	-	31	30	1,600
パレスチナ	106	94	99	110	-	57	99	96	100	99	20	94	91	-	45	490
スーダン	105	81	89	91	98	12	79	51	23	28	9	28	27	220	311	72
スリナム	109	99	97	131	122	48	91	67	91	92	19	-	-	130	155	270
スワジランド	97	98	92	98	107	66	99	76	88	88	12	90	87	590 x	389	76
スウェーデン	104	-	106	113	100	-	100 x	-	-	-	-	-	-	-	4	12,900
スイス	105	-	100	97	-	-	-	-	-	-	30 x	-	-	-	5	12,400
シリア	120	88	97	100	101	54 x	88 x	64 x	96 x	78 x	26 x	-	-	65 x	68	440
タジキスタン	111	100	100	90	101	28	79	53	87	77	4	54	80	29	32	790
タイ	109	100	98	107	-	79	98	93	100	100	32	-	-	12 x	20	3,600
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	106	98	98	98	-	40	99	94	100	98	25	-	-	4	8	8,500
東ティモール	105	83	99	108	109	22	84	55	29	22	2	-	-	570	215	82
トーゴ	103	65	94	-	95	20	73	57	59	73	7	35	71	400	368	58
トンガ	108	100	100	103	-	34	99	70	98	98	17	-	-	36	124	230
トリニダード・トバゴ	110	99	97	-	106 x	43 x	96 x	100	100	97 x	-	-	-	84	63	860
チュニジア	106	81	97	-	98	63	98	85	99	99	27	98	92	-	62	710
トルコ	109	91	99	97	98	73	97	89	97	97	48	72	88	29 x	16	3,000
トルクメニスタン	114	100	98	96	-	48 x	99 x	83 x	100 x	98 x	3 x	-	-	7	42	940
ツバル	-	-	101	125	-	31 x	97 x	67 x	98 x	93 x	7 x	-	-	0 x	-	-
ウガンダ	107	78	102	87	97	30	93	48	57	57	5	11	33	440	343	47
ウクライナ	115	100	102	98	101	65	99	87	99	99	12	99	96	14	24	2,600
アラブ首長国連邦	103	102 x	101	-	103	-	100 x	-	100	100	-	-	-	0 x	6	7,900
英国	105	-	100	104	-	84 x	-	-	-	-	26 x	-	-	-	9	5,800
タンザニア	104	81	101	91	115	34	88	43	49	50	5	2	31	430	398	45
米国	106	-	99	101	-	76	-	97	99	-	31 x	-	-	28	14	3,800
ウルグアイ	110	101	97	114	103 x	78 x	97	77	98	100	30	-	-	10	15	3,300
ウズベキスタン	110	100	98	99	101	65 x	99 x	-	100 x	97 x	-	-	-	20	36	1,000
バヌアツ	106	97	98	100	94 x	49	76	52	89	89	12	-	-	86 x	78	360
ベネズエラ	112	101	98	108	91	-	94 x	61	100	95	-	-	-	72	95	420
ベトナム	113	95	99	-	115	76	96	74	94	94	28	89	90	67	54	870

表 8 女性指標

国・地域	出生時の平均余命 (対男性比、%)	成人の識字率 (対男性比、%)	就学率 (対男性比、%)		女子が初等学校の最終学年まで残る率 (対男性比、%)	避妊法の普及率 (%)	出産前のケアが行われている割合 (%)		出産時ケアが行われている割合 (%)			出産(出生)後の健診を受ける割合(%)*		妊産婦死亡率†		
			初等教育 総就学率	中等教育 総就学率			最低1回	最低4回	専門技能者が付き添う出産	保健施設での出産	帝王切開	新生児	母親	報告値	調整値	生涯に妊娠・出産で死亡するリスク (1/n)
イエメン	104	62	84	69	93	34	60	25	45	30	5	11	20	150	385	60
ザンビア	107	72x	101	-	94	49	96	56	64	67	4	16	63	400	224	79
ジンバブエ	105	91	99	97	-	67	94	70	80	80	6	85	77	-	443	52
地域別要約																
サハラ以南のアフリカ	105	76	93	86	102	27	78	49	50	51	4	21	43	-	546	36
東部・南部アフリカ	106	82	94	93	105	40	80	45	49	49	5	18	36	-	417	51
西部・中部アフリカ	103	69	91	79	100	18	76	52	54	54	3	22	49	-	679	27
中東と北アフリカ	105	83	95	94	101	57	85	63	80	75	29	-	-	-	110	280
南アジア	104	75	100	94	106	47‡	69‡	42	49‡	69	15‡	40‡	48‡	-	182	200
東アジアと太平洋諸国	105	95	99	101	102	63**	95	82**	93	88	28	57**	80**	-	62	880
ラテンアメリカとカリブ海諸国	109	99	98	106	104	65	96	87	94	93	44	-	-	-	68	670
CEE/CIS	113	99	100	98	101	65	96	85	98	96	28	-	-	-	25	2,000
後発開発途上国	105	77	93	88	103	37	77	42	50	49	6	20	37	-	436	52
世界	106	91	98	97	103	53‡**	85‡	58**	75‡	73	20‡	34‡**	54‡**	-	216	180

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

出生時の平均余命—新生児が、その出生時の人口集団の標準的な死亡の危険のもとで生きられる年数。

成人の識字率—日常生活に関する短く、簡単な文章を理解しながら、読み書きの両方ができる15歳以上の人の数が当該年齢の総人口に占める割合。15歳以上の人口のうち、読み書きができて日常生活についての簡単な短文を理解できる人の割合。

初等教育総就学率—年齢に関わらず、初等学校に就学する子どもの人数が、公式の初等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

中等教育総就学率—年齢に関わらず、中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合—初等学校の第1学年に入学した子どものうち、最終学年に達した者の割合。(管理データ)

避妊法の普及率—15～49歳の女性のうち、現在避妊手段を使っている者の割合。

出産前のケアが行われている割合—15～49歳の女性で、妊娠中に少なくとも1回、専門技能を有する保健従事者(医師、看護師または助産師)によるケアを受けた女性と、なんらかのサービス提供者から少なくとも4回ケアを受けた女性の割合。

専門技能者が付き添う出産—専門技能を有する保健従事者(医師、看護師または助産師)が付き添う出産の割合。

保健施設での出産—調査前2年間に、保健施設で出産をした15～49歳の女性の割合。

帝王切開—帝王切開による出産率(注:緊急時の出産ケアの中で、帝王切開の割合として適切な範囲と考えられるのは5～15%内である)

新生児健診—過去2年間のうち、直近に生まれた新生児が出生後2日以内に健診を受けた割合。注:複数指標クラスター調査(MICS)では、出産した施設にいる間の健診、出産直後の家庭内での健診、あるいは出産後に健診を受けに行くことを健診と定義して調査している。

出産後の母親の健康診断—15～49歳の女性が過去2年間のうち、直近の出産において、出産後2日以内に健診を受けた割合。注:複数指標クラスター調査(MICS)では、出産した施設にいる間の健診、出産直後の家庭内での健診、あるいは出産後に健診を受けに行くことを健診と定義して調査している。

妊産婦死亡率—出生10万人あたり、妊娠関連の原因で死亡する女性の年間人数。「報告値」は各国から報告された数字で、報告漏れおよび分類の誤りを考慮して調整されていないもの。調整された列については注(†)を参照。妊産婦死亡率の数値は、以下のような方法で四捨五入されている。100未満、四捨五入なし。100～999は10の位未満が四捨五入される。1,000以上は、100の位未満が四捨五入される。調整値は、1,000未満は1の位で四捨五入され、1,000以上は10の位で四捨五入。

生涯に妊娠・出産で死亡するリスク—同指標は、1人の女性が生殖可能期間内に妊娠する確率、およびその妊娠・出産の結果として死亡する確率の双方を考慮に入れたもの。(訳注:同指標nが100の場合、女性が生殖可能期間内の妊娠・出産によって死亡する確率は100人(n)に1人ということになる。)同指標は、次

の要領で扱われる。1,000未満の数は1の位で四捨五入され、1,000以上の数は10の位で四捨五入される。

データの主な出典

平均余命—国連人口局。

成人の識字率—ユネスコ統計研究所(UIS)。

初等・中等教育就学率—ユネスコ統計研究所(UIS)。

小学校に入学した児童が最終学年まで残る割合—ユネスコ統計研究所(UIS)。

避妊法の普及率—人口保健調査(DHS)、複数指標クラスター調査(MICS)、その他の国別代表資料(国連人口局)。

出産前のケアが行われている割合、専門技能者が付き添う出産、保健施設での出産、帝王切開—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

新生児健診、出産後の母親の健診—DHS、MICS。

妊産婦死亡率(報告値)—世帯調査と人口動態統計を含む国別代表資料。

妊産婦死亡率(調整値)—国連妊産婦死亡率推定に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行、国連人口局)。

生涯に妊娠・出産で死亡するリスク—国連妊産婦死亡率推定に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行、国連人口局)。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- † 「報告値」の欄に挙げられた妊産婦死亡率のデータは、各国当局が報告したもの。「調整値」と示したデータは、2015年国連機関間妊産婦死亡率推計値を参照したもの。妊産婦死亡率に関する機関間グループ(WHO、ユニセフ、国連人口基金(UNFPA)、世界銀行)は、定期的に、裏付けのある報告漏れや誤分類を説明する国際比較可能な妊産婦死亡率のデータ形式を提示し、データのとれない国の推計値も含め生成している。ただし、最新の推計値の中の国の数やデータが増えるため、これらの値は以前報告された妊産婦死亡率「調整値」とは比較できないものである。1990年、1995年、2000年、2005年、2015年における比較可能な時系列の妊産婦死亡率のデータは、<data.unicef.org/maternal-health/maternal-mortality.html>より入手することができる。
- + この指標のデータ収集方法は調査によって異なり、推計値の比較に影響を及ぼす可能性がある。詳細に関しては108ページの「データについての一般留意事項」を参照のこと。

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (%) ⁺ 2009-2015*			児童婚 (%) ⁺ 2008-2014*		出生登録 (%) ⁺⁺ 2010-2015*	女性器切除/カッティング (FGM/C) (%) ⁺ 2004-2015*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化 (%) 2010-2015*		子どもに対する暴力的なしつけ (%) ⁺ 2010-2015*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率		態度 慣行への支持 ⁺	男	女	全体	男	女
							女性 ^a	女子 ^b						
アフガニスタン	29 y	34 y	24 y	-	33	37	-	-	-	-	90	74	75	74
アルバニア	5 y	6 y	4 y	0	10	99 x	-	-	-	36 x	30 x	77 x	81 x	73 x
アルジェリア	5	6	5	0	3	100	-	-	-	-	59 y	86	88	85
アンドラ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	24 x	22 x	25 x	-	-	36 x	-	-	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	4	5	4	-	-	100 y	-	-	-	-	2	72	74	71
アルメニア	4	5	3	0	7	100	-	-	-	20	9	70	72	67
オーストラリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	7 x,y	8 x,y	5 x,y	2	11	94 x	-	-	-	-	28	77 x	80 x	74 x
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	5 x	6 x	3 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	4 y	5 y	4 y	18	52	37	-	-	-	-	33 y	82 y	83 y	82 y
バルバドス	2	3	1	1	11	99	-	-	-	-	3	75	78	72
ベラルーシ	1	1	2	0	3	100 y	-	-	-	4	4	65 y	67 y	62 y
ベルギー	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	3 y	5 y	1 y	3	26	95	-	-	-	-	9	71	71	70
ベナン	15	15	16	11	32	85	9	0	3	17	36	91 y	-	-
ブータン	3	3	3	6	26	100	-	-	-	-	68	-	-	-
ボリビア	26 x,y	28 x,y	24 x,y	3	22	76 x,y	-	-	-	-	16 x	-	-	-
ボスニア・ヘルツェゴビナ	5 x	7 x	4 x	0	4	100 x	-	-	-	6	5	55	60	50
ボツワナ	9 x,y	11 x,y	7 x,y	-	-	72 x	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	8 y	10 y	6 y	11 x	36 x	96	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	39	42	36	10	52	77	76	13	9	34	44	83 x	84 x	82 x
ブルンジ	26	26	27	3	20	75	-	-	-	44	73	-	-	-
カーボヴェルデ	6 y	-	-	3 x	18 x	91	-	-	-	16 x,y	17 x,y	-	-	-
カンボジア	19 y	20 y	19 y	2	19	73	-	-	-	27 y	50 y	-	-	-
カメルーン	47 y	-	-	13	38	66	1	1 y	7	39	36	85 y	-	-
カナダ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	29	27	30	29	68	61	24	1	11	75	80	92	92	92
チャド	26	25	28	29	68	12	44	18 y	38	-	62	84	85	84
チリ	7 y	-	-	-	-	99 y	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	10 y	13 y	7 y	6	23	97	-	-	-	-	-	-	-	-
コモロ	22	20	24	10	32	87	-	-	-	17	39	-	-	-
コンゴ	23 y	-	-	6	33	96	-	-	-	40	54	83 y	-	-
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	4	4	5	7	21	100 y	-	-	-	-	4	46	52	39
コートジボワール	26	25	28	10	33	65	38	10	14	42	48	91 x	91 x	91 x
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	5	26	100	-	-	-	7 y	4 y	36 y	37 y	35 y
キプロス	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	100 x	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	38 y	36 y	41 y	10	37	25	-	-	-	61	75	82 y	82 y	81 y
デンマーク	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	8 x	8 x	8 x	2 x	5 x	92 x	93	49 y	37	-	-	72 x	73 x	71 x
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	13 y	-	-	10	37	88	-	-	-	-	2	63 y	-	-
エクアドル	3 y	4 y	2 y	4 x	22 x	92	-	-	-	-	-	-	-	-
エジプト	7 y	8 y	6 y	2	17	99	87	14 y	54	-	36 y	93 y	93 y	93 y
エルサルバドル	19 y	-	-	5	25	99	-	-	-	-	8	52 y	-	-
赤道ギニア	28 x	28 x	28 x	9	30	54	-	-	-	52	53	-	-	-
エリトリア	-	-	-	13	41	-	83	33	12	45	51	-	-	-
エストニア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	27	31	24	16	41	7 x	74	24	31	45	68	-	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72 x,y	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
フランス	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	13	15	12	6	22	90	-	-	-	40	50	-	-	-
ガンビア	19	21	18	9	30	72	75	56	65	33	58	90	90	91

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (%) ⁺ 2009-2015*			児童婚 (%) ⁺ 2008-2014*		出生登録 (%) ⁺⁺ 2010-2015*	女性器切除/カッティング (FGM/C) (%) ⁺ 2004-2015*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化 (%) 2010-2015*		子どもに対する暴力的なしつけ (%) ⁺ 2010-2015*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率		慣行への支持 ⁺	男	女	全体	男	女
							女性 ^a	女子 ^b						
ジョージア	18 x	20 x	17 x	1	14	100	-	-	-	-	7 x	67 x	70 x	63 x
ドイツ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	22 y	23 y	21 y	5	21	71	4	1	2	13	28	94	94	94
ギリシャ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	26 y	35 y	16 y	7	30	97 x	-	-	-	-	-	-	-	-
ギニア	28	29	27	21	52	58	97	46	76	66	92	-	-	-
ギニアビサウ	38	40	36	7	22	24	45	30	13	29	42	82 y	-	-
ガイアナ	18 y	-	-	6	23	89	-	-	-	10	10	70 y	-	-
ハイチ	24	25	24	3	18	80	-	-	-	15	17	85	85	84
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	15 y	22 y	8 y	8	34	94	-	-	-	10	12	-	-	-
ハンガリー	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	12 x	12 x	12 x	18 x	47 x	72	-	-	-	42 x	47 x	-	-	-
インドネシア	7	8	6	-	14	69 y	-	49 y	-	18 y	35	-	-	-
イラン	11 y	13 y	10 y	3	17	99 y	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	5	5	4	5	24	99	8	3 y	5	-	51	79	81	77
アイルランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	3	4	3	1	8	100	-	-	-	-	5	85	87	82
日本	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	2 x,y	3 x,y	0 x,y	0	8	99	-	-	-	-	70 y	90	91	89
カザフスタン	2 x	2 x	2 x	0	6	100	-	-	-	17	12	49	54	45
ケニア	26 x	27 x	25 x	4	23	67	21	3	6	36	42	-	-	-
キリバス	-	-	-	3	20	94 x	-	-	-	60 x	76 x	81 x,y	-	-
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	26 y	30 y	22 y	1	12	98	-	-	-	-	33	57 y	60 y	54 y
ラオス	10 y	9 y	11 y	9	35	75	-	-	-	49	58	76	77	74
ラトビア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	2	3	1	1	6	100 x	-	-	-	-	10 x,y	82 x	82 x	82 x
レソト	23 x	25 x	21 x	2	19	45 x	-	-	-	48 x	37 x	-	-	-
リベリア	21 x	21 x	21 x	9	36	25 y	50	-	39	24	43	90 x	90 x	90 x
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	23 y	23 y	23 y	12	41	83	-	-	-	46 y	45	-	-	-
マラウイ	39 y	42 y	37 y	9	46	6 y	-	-	-	8	13	72 y	73 y	72 y
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルティブ	-	-	-	0	4	93 x	-	-	-	14 x,y	31 x,y	-	-	-
マリ	21	22	21	15	55	81	89	74 y	73	-	87	-	-	-
マルタ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	-	-	-	6 x	26 x	96 x	-	-	-	58 x	56 x	-	-	-
モーリタニア	15	14	15	14	34	59	69	54	41	-	38	87	87	87
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	4	-	-	5	23	93	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	15 y	-	-	0	5	99	-	-	-	9 y	10	47 y	-	-
モンテネグロ	13 y	15 y	10 y	1	5	99	-	-	-	5	3	69 y	73 y	66 y
モロッコ	8 x	9 x	8 x	3 x	16 x	94 y	-	-	-	-	64 x	91 x	92 x	90 x
モザンビーク	22 x	21 x	24 x	14	48	48	-	-	-	20	23	-	-	-
ミャンマー	-	-	-	-	-	72	-	-	-	-	-	-	-	-
ナミビア	-	-	-	2	7	87 y	-	-	-	22	28	-	-	-
ナウル	-	-	-	2 x	27 x	83 x	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	37 y	37 y	38 y	10	37	58	-	-	-	-	43	82 y	83 y	81 y
オランダ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	15 x	18 x	11 x	10 x	41 x	85	-	-	-	-	14 x,y	-	-	-
ニジェール	31	31	30	28	76	64	2	2 y	6	27	60	82	82	81
ナイジェリア	25	24	25	17	43	30 y	25	17	23	25	35	91	91	90
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (%) ⁺ 2009-2015*			児童婚 (%) ⁺ 2008-2014*		出生登録 (%) ⁺⁺ 2010-2015*	女性器切除/カッティング (FGM/C) (%) ⁺ 2004-2015*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化 (%) 2010-2015*		子どもに対する暴力的なしつけ (%) ⁺ 2010-2015*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率		態度 慣行への支持 ^c	男	女	全体	男	女
							女性 ^a	女子 ^b						
ノルウェー	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-
パキスタン	-	-	-	3	21	34	-	-	-	32 y	42 y	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	6 y	8 y	3 y	7	26	96	-	-	-	-	6	45 y	47 y	43 y
バブアニューギニア	-	-	-	2 x	21 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	28 y	32 y	24 y	-	18 x	85 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	34 x,y	31 x,y	36 x,y	3	19	97 y	-	-	-	-	-	-	-	-
フィリピン	11 y	14 y	8 y	2	15	90	-	-	-	-	13	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	3 x,y	4 x,y	3 x,y	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	0	4	-	-	-	-	16	7	50 y	53 y	46 y
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	16	20	12	0	12	100	-	-	-	13	11	76	77	74
ルーマニア	1 x	1 x	1 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	29	27	30	1	8	63	-	-	-	25	56	-	-	-
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	4	5	3	1	8	92	-	-	-	-	7	68	71	64
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	-	-	-	1	11	59	-	-	-	30	37	-	-	-
サンマリノ	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	26 y	-	-	5	34	95	-	-	-	14	19	80 y	-	-
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	15	19	10	9	32	73	25	13	16	27	57	-	-	-
セルビア	10 y	12 y	7 y	0	3	99	-	-	-	-	4	43 y	44 y	42 y
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	37	38	37	13	39	77	90	31 y	69	34	63	82	81	82
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	3 x	22 x	-	-	-	-	65 x	69 x	72 x,y	-	-
ソマリア	49 x	45 x	54 x	8 x	45 x	3 x	98	46 y	65	-	76 x,y	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	1 x	6 x	85 y	-	-	-	-	-	-	-	-
南スーダン	-	-	-	9	52	35	-	-	-	-	79	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	3 y	3 y	2 y	2 x	12 x	97 x	-	-	-	-	53 x,y	-	-	-
パレスチナ	6	7	4	1	15	99	-	-	-	-	-	92 y	93 y	92 y
スーダン	25 y	-	-	7	33	67	87	32	41	-	34	64 y	-	-
スリナム	4	4	4	5	19	99	-	-	-	-	13	86	87	85
スワジランド	7	8	7	1	7	54	-	-	-	17	20	88 y	-	-
スウェーデン	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	4 x	5 x	3 x	3 x	13 x	96 x	-	-	-	-	-	89 x	90 x	88 x
タジキスタン	10 x	9 x	11 x	0	12	88	-	-	-	-	60	78 x	80 x	75 x
タイ	8 x	8 x	8 x	4	22	99 y	-	-	-	-	13	-	-	-
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	13	12	13	1	7	100	-	-	-	-	15	69	71	67
東ティモール	4 x	4 x	4 x	3	19	55	-	-	-	81	86	-	-	-
トーゴ	28 y	29 y	27 y	6	22	78	5	0	1	18	29	81 y	81 y	80 y
トンガ	-	-	-	0	6	93	-	-	-	21	29	-	-	-
トリニダード・トバゴ	1 x	1 x	1 x	2 x	8 x	97 x	-	-	-	-	8 x	77 x	78 x	77 x
チュニジア	2	3	2	0	2	99	-	-	-	-	30	93	94	92
トルコ	6 y	8 y	4 y	1	15	99 y	-	-	-	-	13	-	-	-
トルクメニスタン	-	-	-	1 x	7 x	96 x	-	-	-	-	38 x,y	-	-	-
ツバル	-	-	-	0 x	10 x	50 x	-	-	-	73 x	70 x	-	-	-
ウガンダ	16 y	17 y	16 y	10	40	30	1	1	9	44	58	-	-	-
ウクライナ	2	3	2	0	9	100	-	-	-	9	3	61	68	55
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	100 y	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	29 y	29 y	28 y	7	37	15 y	15	3 y	6	38	54	-	-	-
米国	-	-	-	-	-	100 v	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	8 x,y	8 x,y	8 x,y	1	25	100	-	-	-	-	2	55	58	51
ウズベキスタン	-	-	-	0 x	7 x	100 x	-	-	-	61 x	70 x	-	-	-
バヌアツ	15 y	15 y	16 y	3	21	43 y	-	-	-	60	60	84	83	84

表9 子どもの保護指標

国・地域	児童労働 (%) ⁺ 2009-2015*			児童婚 (%) ⁺ 2008-2014*		出生登録 (%) ⁺⁺ 2010-2015*	女性器切除/カッティング (FGM/C) (%) ⁺ 2004-2015*			妻に対するドメスティックバイオレンスの正当化 (%) 2010-2015*		子どもに対する暴力的なしつけ (%) ⁺ 2010-2015*		
	全体	男	女	15歳までに結婚	18歳までに結婚		実施率		態度	男	女	全体	男	女
						女性 ^a	女子 ^b	慣行への支持 ^c						
ベネズエラ	8 x	9 x	6 x	-	-	81 y	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	16 y	17 y	16 y	1	11	96	-	-	-	-	28	68 y	72 y	65 y
イエメン	23 x	21 x	24 x	9	32	31	19	16 y	19	-	49	79 y	81 y	77 y
ザンビア	41 x,y	42 x,y	40 x,y	6	31	11	-	-	-	32	47	-	-	-
ジンバブエ	-	-	-	4	34	32	-	-	-	24	37	63 y	63 y	62 y
地域別要約														
サハラ以南のアフリカ	28	27	27	12	39	46	39	16	22	35	50	-	-	-
東部・南部アフリカ	26	28	24	10	36	45	43	13	19	37	52	-	-	-
西部・中部アフリカ	28	27	28	14	42	45	31	17	23	34	49	87	88	87
中東と北アフリカ	10	8	6	3	18	89	-	16	-	-	43	83	88	86
南アジア	-	-	-	-	-	62	-	-	-	-	-	-	-	-
東アジアと太平洋諸国	10 **	11 **	9 **	-	15 **	80 **	-	-	-	-	28 **	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	9	12	7	5	23	94	-	-	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	-	-	-	1	11	99	-	-	-	-	-	-	-	-
後発開発途上国	24	25	23	13	41	45	-	-	-	40	52	-	-	-
世界	-	-	-	-	-	71 **	-	-	-	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

児童労働—調査の時点で児童労働活動に従事した5～14歳の子どもの割合。子どもは、以下の条件で児童労働に従事したとみなされる。(a) 5～11歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも1時間の経済活動に従事しているか、少なくとも14時間の家事労働に従事している。(b) 12～14歳の子どもで調査期間の直前の週に少なくとも14時間の経済活動に従事しているか、もしくは少なくとも28時間の家事労働に従事している。

児童婚—15歳より前に結婚または事実婚状態にあった20～24歳の女性の割合と、18歳より前に結婚または事実婚状態にあった20～24歳の女性の割合。

出生登録—調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標は、調査員によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。

女性器切除/カッティング (FGM/C)—(a) 女性 - 15～49歳で女性性器切除 (FGM/C) を受けた女性の割合。(b) 女子: 0～14歳の女子のうち女性性器切除を受けた者の割合 (女子の母親による報告に基づく)。(c) 女性器切除/カッティングについて耳にしたことがあり、この慣行を続けるべきだと考えている15～49歳の女性の割合。

妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化—掲げられた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15～49歳の女性の割合。例えば、妻が食べ物を焦がした、夫に口答えした、断りなく外出した、子どもを放任した、性的な関係を拒んだなどが含まれる。

子どもに対する暴力的なしつけ—何らかの暴力的なしつけ (心理的攻撃、体罰のいずれか、あるいは両者とも) を経験した2～14歳の子どもの割合。

データの主な出典

児童労働—人口保健調査 (DHS)、複数指標クラスター調査 (MICS)、その他の国別調査。

児童婚—DHS、MICS、その他の国別調査。

出生登録—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、国勢調査および人口動態統計システム。

女性性器切除/カッティング (FGM/C)—DHS、MICS、その他の国別調査。

妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化—DHS、MICS、その他の国別調査。

子どもに対する暴力的なしつけ—DHS、MICS、その他の国別調査。

イタリック体で示されたデータは、その国についての本書内の当該国のそのほかの指標とは異なり古い資料から得られたものである。

注

- データなし。
- v これらの国々の住民登録システムが完全なものですべての (出生を含めた) 生存・死亡に係るデータが登録されている場合には、推定値として100パーセントが導かれる。出典: United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Statistics Division, Population and Vital Statistics Report, Series A, Vol. LXV, New York, 2013.
- x データが、その列の見出しに掲載されている年や時期以外のものを参照していることを示す。これらのデータは、地域平均および世界平均の計算に含まれていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- + 統計方法のさらなる詳細な説明やこれらの推計値に対する近年の算出方法の変化は、108ページの基本統計の欄に掲載している。
- ++ 出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2ラウンドおよび第3ラウンド (MICS2とMICS3) から第4ラウンド (MICS4) にかけてその定義が変化した。その後のラウンドにおける比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2 MICS3に掲載された推計値と異なりうる。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児の死亡率の順位	5歳未満児死亡率				5歳未満児死亡率の年間平均削減率 (%) ^o				1990年以降の削減率 (%) ^o	2000年以降の削減率 (%) ^o	1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率 (%)	
		1970	1990	2000	2015	1970-1990	1990-2000	2000-2015	1990-2015			1970-1990	1990-2014	1970	1990	2015	1970-1990	1990-2015
アフガニスタン	16	308	181	137	91	2.7	2.8	2.7	2.7	50	34	-	5.6x	7.5	7.5	4.7	0.0	1.9
アルバニア	112	-	41	26	14	-	4.4	4.2	4.3	66	47	-0.6x	5.7	4.9	3.0	1.8	2.5	2.0
アルジェリア	79	242	47	40	26	8.2	1.6	3.0	2.4	46	36	1.8	1.7	7.6	4.7	2.8	2.4	2.1
アンドラ	182	-	9	5	3	-	6.1	3.3	4.4	67	39	-1.3	1.2x	-	-	-	-	-
アンゴラ	1	-	226	217	157	-	0.4	2.2	1.5	31	28	-	-0.4x	7.4	7.2	6.0	0.1	0.7
アンティグア・バーブーダ	142	-	26	16	8	-	5.0	4.3	4.6	68	48	7.9x	1.2	3.7	2.1	2.1	2.9	0.0
アルゼンチン	120	72	28	20	13	4.8	3.1	3.2	3.2	55	38	-0.8	2.3	3.1	3.0	2.3	0.1	1.0
アルメニア	112	-	50	30	14	-	5.0	5.1	5.0	72	53	-	6.2	3.2	2.5	1.5	1.2	2.1
オーストラリア	166	21	9	6	4	4.2	3.9	3.3	3.5	59	39	1.6	2.0	2.7	1.9	1.9	1.9	-0.1
オーストリア	166	29	10	6	4	5.6	5.5	3.0	4.0	63	36	2.5	1.6	2.3	1.5	1.5	2.3	-0.1
アゼルバイジャン	68	-	95	74	32	-	2.5	5.7	4.4	67	57	-	6.4	4.6	3.0	2.3	2.2	1.1
バハマ	125	31	24	16	12	1.3	4.0	1.7	2.7	49	23	1.9	0.1	3.5	2.6	1.9	1.5	1.4
バーレーン	153	77	23	13	6	6.0	6.0	4.7	5.2	73	51	-1.0x	0.1	6.5	3.7	2.0	2.8	2.4
バングラデシュ	61	224	144	88	38	2.2	4.9	5.7	5.4	74	57	0.7	3.6	6.9	4.5	2.1	2.2	3.0
バルバドス	120	48	18	16	13	4.9	0.9	1.5	1.3	27	20	1.4x	1.2	3.1	1.7	1.8	2.9	-0.1
ベラルーシ	159	-	17	14	5	-	1.5	7.6	5.1	72	68	-	5.0	2.3	1.9	1.6	1.1	0.5
ベルギー	166	24	10	6	4	4.4	5.4	2.3	3.6	59	29	2.2	1.4	2.2	1.6	1.8	1.7	-0.6
ベリーズ	99	97	40	25	17	4.5	4.6	2.8	3.5	58	34	3.1	1.7	6.3	4.5	2.5	1.7	2.3
ベナン	8	266	180	145	100	2.0	2.2	2.5	2.4	45	31	0.4	1.1	6.7	6.7	4.7	0.0	1.5
ブータン	67	272	134	80	33	3.5	5.2	5.9	5.6	75	59	7.0x	5.3	6.7	5.6	2.0	0.8	4.2
ボリビア	61	231	124	80	38	3.1	4.4	4.9	4.7	69	52	-1.0	2.0	6.3	4.9	2.9	1.2	2.1
ボスニア・ヘルツェゴビナ	159	-	18	9	5	-	6.9	3.6	4.9	70	41	-	7.4x	2.9	1.8	1.3	2.5	1.4
ボツワナ	55	121	54	83	44	4.0	-4.2	4.3	0.9	20	47	8.1	2.7	6.6	4.7	2.8	1.7	2.1
ブラジル	104	134	61	32	16	3.9	6.4	4.5	5.2	73	49	2.2	1.8	5.0	2.8	1.8	2.9	1.8
ブルネイ	133	-	12	9	10	-	2.6	-0.5	0.7	16	-9	-2.2x	-0.4	5.8	3.5	1.9	2.4	2.6
ブルガリア	133	39	22	21	10	2.8	0.5	4.7	3.0	53	50	3.4x	3.5	2.1	1.8	1.6	0.9	0.5
ブルキナファソ	18	319	202	186	89	2.3	0.9	4.9	3.3	56	52	1.4	2.9	6.6	7.0	5.4	-0.3	1.0
ブルンジ	21	248	172	152	82	1.8	1.2	4.1	3.0	52	46	1.2	-1.5	7.3	7.5	5.9	-0.2	1.0
カーボヴェルデ	80	165	63	36	25	4.8	5.7	2.5	3.8	61	31	3.5x	6.3	6.9	5.3	2.3	1.3	3.4
カンボジア	71	-	117	108	29	-	0.8	8.9	5.6	76	73	-	5.9x	6.5	5.6	2.6	0.7	3.1
カメルーン	19	213	138	150	88	2.2	-0.9	3.6	1.8	36	42	3.4	0.6	6.2	6.4	4.6	-0.2	1.3
カナダ	159	22	8	6	5	4.9	2.9	1.6	2.1	41	21	2.0	1.6	2.2	1.7	1.6	1.5	0.2
中央アフリカ共和国	4	223	177	175	130	1.2	0.1	2.0	1.2	26	26	-1.3	-0.6	6.0	5.8	4.2	0.1	1.3
チャド	2	-	215	190	139	-	1.2	2.1	1.7	35	27	-0.9	3.3	6.5	7.3	6.1	-0.6	0.8
チリ	142	80	19	11	8	7.1	5.6	2.0	3.4	58	26	1.5	3.3	4.0	2.5	1.7	2.4	1.4
中国	130	113	54	37	11	3.7	3.8	8.3	6.5	80	71	6.6	9.2	5.7	2.4	1.6	4.3	1.7
コロンビア	104	98	35	25	16	5.1	3.4	3.0	3.2	55	37	1.9	2.1	5.5	3.0	1.9	3.1	1.9
コモロ	25	227	125	101	74	3.0	2.1	2.1	2.1	41	27	-0.2x	-0.2	7.1	6.4	4.4	0.5	1.5
コンゴ	52	143	94	122	45	2.1	-2.6	6.6	2.9	52	63	3.3	0.6	6.3	5.3	4.8	0.8	0.4
クック諸島	142	52	24	17	8	3.8	3.7	4.9	4.4	67	52	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	133	76	17	13	10	7.5	2.6	2.0	2.2	43	25	0.8	2.9	4.6	3.2	1.8	1.9	2.3
コートジボワール	13	241	153	146	93	2.3	0.5	3.0	2.0	39	36	-1.7	-0.5	7.9	6.6	4.9	0.9	1.2
クロアチア	166	-	13	8	4	-	4.4	4.4	4.4	67	48	-	2.6x	2.0	1.6	1.5	1.1	0.3
キューバ	153	44	13	8	6	5.9	4.6	2.8	3.5	59	35	3.9	3.3x	4.0	1.8	1.6	4.2	0.3
キプロス	182	-	11	7	3	-	5.2	6.0	5.7	76	59	5.9x	1.5	2.6	2.4	1.4	0.4	2.1
チェコ	182	-	15	7	3	-	7.9	4.4	5.8	77	48	-	2.5	2.1	1.8	1.5	0.7	0.8
朝鮮民主主義人民共和国	80	-	43	60	25	-	-3.2	5.9	2.2	43	59	-	-	4.3	2.3	2.0	3.2	0.6
コンゴ民主共和国	9	248	187	161	98	1.4	1.5	3.3	2.6	47	39	-2.1	-1.9	6.2	7.1	5.9	-0.6	0.7
デンマーク	166	17	9	6	4	3.1	4.6	3.1	3.7	61	38	2.0	1.2	2.1	1.7	1.7	1.2	-0.2
ジブチ	32	-	119	101	65	-	1.7	2.9	2.4	45	35	-	0.4	6.8	6.1	3.1	0.6	2.7
ドミニカ	89	64	17	15	21	6.6	1.1	-2.2	-0.9	-24	-39	5.2x	2.0	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	70	122	60	41	31	3.5	3.8	1.9	2.7	49	25	2.1	3.7	6.2	3.5	2.5	2.9	1.4
エクアドル	84	138	57	34	22	4.4	5.0	3.1	3.9	62	37	1.7	1.5	6.1	3.8	2.5	2.4	1.6
エジプト	82	243	86	47	24	5.2	6.1	4.4	5.1	72	48	4.1	2.6	5.9	4.7	3.3	1.2	1.4
エルサルバドル	99	155	59	32	17	4.8	6.1	4.4	5.1	72	48	-1.9	2.2	6.2	3.9	1.9	2.3	2.9
赤道ギニア	11	-	190	152	94	-	2.2	3.2	2.8	50	38	-2.4x	19.0	5.7	5.9	4.7	-0.2	0.9
エリトリア	49	-	151	89	47	-	5.3	4.3	4.7	69	48	-	-0.2x	6.7	6.4	4.2	0.2	1.7
エストニア	182	-	20	11	3	-	6.1	8.9	7.8	86	74	-	4.7x	2.1	1.9	1.6	0.4	0.7
エチオピア	37	241	205	145	59	0.8	3.4	6.0	5.0	71	59	-	3.8	7.0	7.2	4.3	-0.2	2.1
フィジー	84	55	30	25	22	3.1	2.0	0.6	1.1	25	9	0.6	1.1	4.5	3.4	2.5	1.5	1.2
フィンランド	193	16	7	4	2	4.4	4.4	4.2	4.3	66	47	2.9	2.1	1.9	1.7	1.8	0.3	0.0
フランス	166	18	9	5	4	3.5	5.1	1.5	3.0	52	20	2.2	1.2	2.5	1.8	2.0	1.8	-0.5
ガボン	42	-	93	85	51	-	0.9	3.5	2.4	45	40	0.6	-0.7	5.1	5.4	3.8	-0.3	1.4
ガンビア	29	303	170	119	69	2.9	3.6	3.6	3.6	60	42	0.7	0.3x	6.1	6.1	5.7	0.0	0.3
ジョージア	125	-	48	36	12	-	2.9	7.3	5.6	75	67	3.1	3.3	2.6	2.2	1.8	0.9	0.7

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児の死亡率の順位	5歳未満児死亡率				5歳未満児死亡率の年間平均削減率 (%) ^o				1990年以降の削減率 (%) ^o	2000年以降の削減率 (%) ^o	1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率 (%)	
		1970	1990	2000	2015	1970-1990	1990-2000	2000-2015	1990-2015			1970-1990	1990-2014	1970	1990	2015	1970-1990	1990-2015
ドイツ	166	26	9	5	4	5.5	4.5	2.5	3.3	56	31	2.3	1.3	2.0	1.4	1.4	2.0	-0.2
ガーナ	35	202	127	101	62	2.3	2.4	3.3	2.9	52	39	-2.0	2.9	7.0	5.6	4.1	1.1	1.2
ギリシャ	159	38	13	8	5	5.5	4.8	3.5	4.0	63	41	1.3	1.4	2.4	1.4	1.3	2.5	0.3
グレナダ	125	-	23	16	12	-	3.8	2.0	2.7	49	26	4.2x	2.4	4.6	3.8	2.1	0.9	2.4
グアテマラ	71	174	81	51	29	3.8	4.7	3.7	4.1	64	42	0.1	1.3	6.2	5.3	3.2	0.8	2.1
ギニア	11	327	238	170	94	1.6	3.4	4.0	3.7	61	45	-	0.6	6.2	6.6	4.9	-0.3	1.2
ギニアビサウ	13	-	229	178	93	-	2.6	4.3	3.6	60	48	0.8	-0.9	6.0	6.6	4.8	-0.5	1.3
ガイアナ	59	74	60	47	39	1.0	2.6	1.1	1.7	35	16	-1.5	2.9x	5.2	3.6	2.5	1.8	1.4
ハイチ	29	245	146	105	69	2.6	3.3	2.8	3.0	53	34	-	-0.6x	5.8	5.4	3.0	0.3	2.4
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	94	148	58	37	20	4.7	4.4	4.0	4.2	65	45	0.8	1.7	7.3	5.1	2.3	1.7	3.2
ハンガリー	153	43	19	11	6	4.0	5.3	4.3	4.7	69	47	-	2.5x	2.0	1.8	1.4	0.5	1.2
アイスランド	193	16	6	4	2	4.5	4.7	4.6	4.7	69	50	3.2	2.1	3.0	2.2	1.9	1.7	0.5
インド	48	213	126	91	48	2.6	3.2	4.3	3.9	62	48	2.0	5.0	5.6	4.0	2.4	1.6	2.1
インドネシア	77	166	85	52	27	3.4	4.8	4.4	4.5	68	48	4.5	2.9	5.5	3.1	2.4	2.8	1.0
イラン	104	-	58	35	16	-	5.1	5.4	5.2	73	55	-4.3	2.4	6.4	4.8	1.7	1.5	4.2
イラク	68	115	54	45	32	3.8	1.9	2.2	2.1	41	28	4.2	3.7	7.4	5.9	4.5	1.1	1.1
アイルランド	166	22	9	7	4	4.4	2.6	4.5	3.8	61	49	2.8	3.8	3.8	2.0	2.0	3.2	0.0
イスラエル	166	-	12	7	4	-	5.2	3.6	4.3	66	42	1.9	2.4	3.8	3.0	3.0	1.2	0.0
イタリア	166	34	10	6	4	6.2	5.7	3.0	4.1	64	36	2.8	0.6	2.4	1.3	1.5	3.2	-0.5
ジャマイカ	104	58	31	22	16	3.2	3.3	2.2	2.7	49	29	-1.3	0.4	5.5	2.9	2.0	3.1	1.5
日本	182	18	6	5	3	5.1	3.4	3.4	3.4	57	40	3.4	0.7	2.1	1.6	1.4	1.5	0.4
ヨルダン	96	90	37	28	18	4.5	2.8	2.9	2.9	51	35	2.5x	2.6	7.9	5.5	3.4	1.8	2.0
カザフスタン	112	-	53	44	14	-	1.9	7.5	5.3	73	68	-	4.3	3.5	2.8	2.6	1.1	0.3
ケニア	46	148	102	108	49	1.9	-0.5	5.2	2.9	52	54	1.2	0.8	8.1	6.0	4.3	1.5	1.4
キリバス	39	140	96	71	56	1.9	3.1	1.6	2.2	42	21	-5.0	1.0	5.5	4.7	3.7	0.8	1.0
クウェート	139	71	18	13	9	6.9	3.4	2.6	2.9	52	32	-6.7x	0.0x	7.3	2.6	2.1	5.1	0.9
キルギス	89	-	65	49	21	-	2.9	5.5	4.5	67	56	-	1.1	4.9	3.9	3.1	1.2	0.9
ラオス	31	-	162	118	67	-	3.2	3.8	3.6	59	43	-	4.9	6.0	6.2	2.9	-0.1	3.0
ラトビア	142	-	20	17	8	-	1.7	5.2	3.8	61	54	-	5.7x	1.9	1.9	1.5	0.0	1.0
レバノン	142	63	33	20	8	3.3	4.9	5.9	5.5	74	59	-	2.1	4.9	3.0	1.7	2.5	2.2
レソト	17	175	88	117	90	3.4	-2.8	1.7	-0.1	-2	23	3.0	2.7	5.8	4.9	3.1	0.8	1.8
リベリア	27	286	255	182	70	0.6	3.4	6.4	5.2	73	62	-4.1	2.4	6.7	6.5	4.6	0.1	1.3
リビア	120	138	42	28	13	6.0	3.9	4.9	4.5	68	52	-	-1.4x	8.1	5.0	2.4	2.5	2.9
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	2.9x	-	-	-	-	-
リトアニア	159	25	17	12	5	2.1	3.4	5.5	4.6	68	56	-	5.8x	2.3	2.0	1.6	0.8	0.8
ルクセンブルク	193	22	9	5	2	4.7	6.1	6.2	6.1	78	60	2.6	2.2	2.0	1.6	1.6	1.1	-0.1
マダガスカル	44	152	161	109	50	-0.3	3.9	5.3	4.7	69	55	-2.4	-0.3	7.3	6.3	4.4	0.8	1.5
マラウイ	33	347	242	174	64	1.8	3.3	6.7	5.3	74	63	0.0	1.4	7.3	7.0	5.0	0.2	1.3
マレーシア	148	56	17	10	7	6.1	4.9	2.5	3.5	58	31	4.0	3.2	4.9	3.5	1.9	1.6	2.4
モルディブ	139	261	94	44	9	5.1	7.5	10.9	9.6	91	81	-	4.1x	7.2	6.0	2.1	0.9	4.2
マリ	6	400	254	220	115	2.3	1.5	4.3	3.2	55	48	1.4	1.5	7.1	7.2	6.1	0.0	0.6
マルタ	153	28	11	8	6	4.5	3.7	1.3	2.3	43	18	6.0	2.2x	2.0	2.0	1.5	-0.1	1.3
マーシャル諸島	63	88	50	41	36	2.8	1.9	0.9	1.3	28	13	-	0.7	-	-	-	-	-
モーリタニア	20	194	118	114	85	2.5	0.4	2.0	1.3	28	25	-1.1	1.2	6.8	6.0	4.5	0.6	1.1
モーリシャス	112	83	23	19	14	6.4	2.2	2.1	2.1	42	27	3.1x	3.6	4.0	2.3	1.5	2.7	1.8
メキシコ	120	109	47	26	13	4.2	6.0	4.4	5.0	72	48	1.7	1.1	6.8	3.5	2.2	3.4	1.8
ミクロネシア連邦	65	-	56	54	35	-	0.3	2.9	1.9	38	36	-	0.6	6.9	5.0	3.2	1.7	1.8
モナコ	166	-	8	5	4	-	4.1	2.6	3.2	55	33	1.5	1.7x	-	-	-	-	-
モンゴル	84	-	108	63	22	-	5.4	6.9	6.3	79	64	-	4.1	7.6	4.1	2.6	3.1	1.7
モンテネグロ	159	-	17	14	5	-	1.8	7.2	5.0	72	66	-	2.8x	2.7	2.1	1.7	1.4	0.9
モロッコ	73	189	80	50	28	4.3	4.7	4.0	4.3	66	45	2.6	2.8	6.7	4.1	2.5	2.5	2.0
モザンビーク	23	273	240	171	79	0.6	3.4	5.2	4.5	67	54	-1.1x	5.1	6.6	6.2	5.3	0.3	0.7
ミャンマー	44	179	110	82	50	2.4	2.9	3.3	3.2	55	39	1.4	11.8x	6.0	3.5	2.2	2.7	1.8
ナミビア	52	97	74	76	45	1.4	-0.3	3.4	1.9	38	40	-2.1x	2.2	6.5	5.2	3.5	1.1	1.6
ナウル	65	-	57	41	35	-	3.2	1.0	1.9	38	14	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	63	268	141	81	36	3.2	5.6	5.4	5.5	75	56	1.2	2.6	5.9	5.2	2.2	0.7	3.5
オランダ	166	16	8	6	4	3.2	2.9	3.3	3.1	54	39	1.5	1.7	2.4	1.6	1.8	2.2	-0.5
ニュージーランド	153	21	11	7	6	3.1	4.1	1.7	2.7	49	23	1.5x	1.7	3.1	2.1	2.0	2.0	0.1
ニカラグア	84	171	67	40	22	4.7	5.1	4.0	4.4	67	45	-3.7	2.1	6.9	4.6	2.2	2.0	2.9
ニジェール	10	327	328	227	96	0.0	3.7	5.8	4.9	71	58	-1.9	0.0	7.4	7.7	7.6	-0.2	0.1
ナイジェリア	7	285	213	187	109	1.5	1.3	3.6	2.7	49	42	-2.3	3.4	6.5	6.5	5.6	0.0	0.6
ニウエ	83	-	14	23	23	-	-5.2	0.1	-2.0	-67	1	-	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	182	16	9	5	3	3.1	5.7	4.2	4.8	70	47	3.3	1.6	2.5	1.9	1.8	1.5	0.1
オマーン	125	228	39	17	12	8.8	8.6	2.4	4.9	71	30	3.2	0.6	7.3	7.2	2.7	0.1	3.9

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児の死亡率の順位	5歳未満児死亡率				5歳未満児死亡率の年間平均削減率 (%) ⁹				1990年以降の削減率 (%) ⁹	2000年以降の削減率 (%) ⁹	1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率 (%)	
		1970	1990	2000	2015	1970-1990	1990-2000	2000-2015	1990-2015			1970-1990	1990-2014	1970	1990	2015	1970-1990	1990-2015
パキスタン	22	189	139	112	81	1.5	2.1	2.2	2.1	41	28	2.7	1.7	6.6	6.0	3.6	0.5	2.1
バラオ	104	-	36	27	16	-	3.0	3.3	3.2	55	39	-	-0.4x	-	-	-	-	-
パナマ	99	68	31	26	17	3.9	1.7	2.8	2.4	45	35	0.2	3.8	5.2	3.1	2.4	2.6	0.9
バブアニューギニア	38	144	89	79	57	2.4	1.3	2.1	1.8	36	27	-1.0	0.9	6.2	4.8	3.7	1.2	1.0
パラグアイ	89	78	47	34	21	2.6	3.3	3.3	3.3	56	39	3.8	0.9	5.7	4.5	2.5	1.2	2.4
ペルー	99	164	80	39	17	3.6	7.3	5.5	6.2	79	56	-0.5	3.4	6.4	3.8	2.4	2.6	1.8
フィリピン	73	84	58	40	28	1.8	3.8	2.3	2.9	52	29	0.6	2.3	6.3	4.3	2.9	1.9	1.5
ポーランド	159	36	17	9	5	3.7	6.2	3.9	4.8	70	44	-	4.2	2.3	2.1	1.3	0.4	1.7
ポルトガル	166	68	15	7	4	7.7	7.1	4.6	5.6	76	50	2.5	1.2	3.0	1.5	1.3	3.4	0.8
カタール	142	66	21	12	8	5.8	5.2	2.9	3.8	62	35	-	1.5x	6.9	4.0	2.0	2.7	2.8
韓国	182	53	7	6	3	10.0	1.5	3.9	2.9	52	44	7.5	4.3	4.5	1.6	1.3	5.2	0.9
モルドバ	104	-	33	31	16	-	0.6	4.6	3.0	52	50	1.8x	0.8	2.6	2.4	1.2	0.3	2.6
ルーマニア	130	66	38	27	11	2.8	3.4	5.9	4.9	71	59	-	3.4	2.8	1.9	1.5	2.1	0.9
ロシア連邦	133	44	26	23	10	2.7	1.1	5.9	4.0	63	59	-	2.5	2.0	1.9	1.7	0.3	0.4
ルワンダ	56	219	152	184	42	1.8	-1.9	9.9	5.2	73	77	1.1	3.3	8.2	7.3	3.8	0.6	2.6
セントクリストファー・ネービス	130	69	28	19	11	4.5	4.2	3.8	4.0	63	44	6.5x	1.8	-	-	-	-	-
セントルシア	112	76	23	18	14	6.0	2.4	1.5	1.8	37	20	5.1x	1.2	6.1	3.4	1.9	2.9	2.4
セントビンセント・グレナディーン	96	80	25	22	18	5.9	1.0	1.3	1.2	25	18	3.3	2.9	6.0	3.0	2.0	3.6	1.7
サモア	96	-	31	22	18	-	3.6	1.4	2.3	44	19	-	2.5	7.2	5.1	4.0	1.7	1.0
サンマリノ	182	-	11	6	3	-	6.8	4.3	5.3	73	47	1.8	3.4x	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	49	87	111	89	47	-1.2	2.1	4.2	3.4	57	47	-	3.0x	6.5	5.8	4.5	0.5	1.0
サウジアラビア	110	-	44	23	15	-	6.6	3.0	4.5	67	37	-2.1	1.4	7.3	5.9	2.7	1.0	3.1
セネガル	49	291	140	135	47	3.6	0.4	7.0	4.4	66	65	-0.6	1.1	7.3	6.6	5.0	0.5	1.1
セルビア	148	-	28	13	7	-	8.1	4.2	5.8	76	47	-	3.7x	2.4	2.1	1.6	0.7	1.1
セーシェル	112	72	17	14	14	7.4	1.4	0.3	0.8	18	5	2.9	2.1	5.8	2.7	2.3	3.7	0.7
シエラレオネ	5	335	264	236	120	1.2	1.1	4.5	3.1	54	49	-0.6	1.4	6.0	6.7	4.5	-0.5	1.6
シンガポール	182	27	8	4	3	6.3	6.5	2.6	4.2	65	32	5.9	3.5	3.2	1.7	1.2	3.1	1.3
スロバキア	148	-	18	12	7	-	4.1	3.1	3.5	59	38	-	4.2x	2.5	2.0	1.4	1.0	1.5
スロベニア	182	-	10	6	3	-	6.4	5.0	5.5	75	53	-	2.5x	2.2	1.5	1.6	2.1	-0.4
ソロモン諸島	73	107	40	33	28	5.0	1.8	1.1	1.4	29	15	-	-0.4	6.9	5.9	3.9	0.8	1.6
ソマリア	3	-	180	174	137	-	0.3	1.6	1.1	24	22	-0.8	-	7.2	7.4	6.4	-0.1	0.6
南アフリカ	58	-	60	75	41	-	-2.3	4.1	1.6	32	46	0.1	1.2	5.6	3.7	2.3	2.1	1.8
南スーダン	13	-	253	182	93	-	3.3	4.5	4.0	63	49	-	-	6.9	6.8	4.9	0.1	1.3
スペイン	166	29	11	7	4	4.9	5.3	3.1	3.9	63	37	1.9	1.5	2.9	1.3	1.3	3.8	0.0
スリランカ	133	71	21	16	10	6.1	2.6	3.4	3.1	54	40	3.0	4.4	4.3	2.5	2.1	2.8	0.7
パレスチナ	89	-	44	30	21	-	4.0	2.3	3.0	52	29	-	1.8x	7.9	6.7	4.1	0.8	2.0
スーダン	27	155	128	106	70	1.0	1.9	2.8	2.4	45	34	-0.1	3.5	6.9	6.2	4.3	0.6	1.4
スリナム	89	-	48	34	21	-	3.2	3.2	3.2	55	38	-2.3x	2.2	5.7	3.3	2.3	2.7	1.4
スワジランド	36	176	75	128	61	4.3	-5.4	5.0	0.8	19	53	3.1	1.0	6.9	5.7	3.2	0.9	2.3
スウェーデン	182	13	7	4	3	3.3	5.2	2.1	3.3	57	27	1.8	2.0	2.0	2.0	1.9	0.1	0.2
スイス	166	18	8	6	4	4.0	3.8	2.4	3.0	52	30	1.7x	1.0	2.1	1.5	1.5	1.6	0.0
シリア	120	105	37	23	13	5.2	4.6	4.0	4.2	65	45	2.1	1.8x	7.6	5.3	2.9	1.8	2.4
タジキスタン	52	-	108	93	45	-	1.5	4.9	3.5	59	52	-	0.9	6.9	5.2	3.5	1.4	1.6
タイ	125	100	37	23	12	5.0	5.0	4.0	4.4	67	45	4.8	3.1	5.6	2.1	1.5	4.9	1.4
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	153	-	37	16	6	-	8.3	7.1	7.6	85	66	-	1.8	3.2	2.2	1.5	1.8	1.5
東ティモール	41	-	176	110	53	-	4.7	4.9	4.8	70	52	-	3.4x	5.9	5.3	5.6	0.5	-0.2
トーゴ	24	225	146	121	78	2.1	1.9	2.9	2.5	46	35	-0.5	0.1	7.1	6.3	4.5	0.6	1.3
トンガ	99	50	22	18	17	4.1	2.2	0.3	1.1	24	5	-	1.3	5.9	4.6	3.7	1.2	0.9
トリニダード・トバゴ	94	52	31	29	20	2.6	0.6	2.3	1.6	33	29	-0.5	5.1	3.6	2.5	1.8	1.9	1.3
チュニジア	112	181	57	32	14	5.8	5.9	5.4	5.6	75	56	2.5	3.0	6.7	3.5	2.1	3.3	2.0
トルコ	112	187	75	40	14	4.6	6.3	7.2	6.8	82	66	1.9	2.5	5.6	3.1	2.1	3.0	1.6
トルクメニスタン	42	-	91	82	51	-	1.0	3.1	2.3	43	37	-	3.5	6.3	4.3	2.3	1.9	2.6
ツバル	77	-	57	43	27	-	2.9	3.0	3.0	53	36	-	1.6	-	-	-	-	-
ウガンダ	40	190	187	148	55	0.1	2.3	6.7	4.9	71	63	-	3.6	7.1	7.1	5.7	0.0	0.9
ウクライナ	139	-	20	19	9	-	0.5	4.8	3.1	54	51	-	1.0	2.0	1.8	1.5	0.7	0.6
アラブ首長国連邦	148	98	17	11	7	8.9	4.0	3.3	3.5	59	39	-4.3x	-2.9	6.6	4.4	1.8	2.0	3.6
英国	166	21	9	7	4	4.1	3.4	3.0	3.2	55	36	2.2	1.8	2.3	1.8	1.9	1.2	-0.2
タンザニア	46	216	165	131	49	1.3	2.4	6.6	4.9	71	63	-	2.5	6.8	6.2	5.1	0.4	0.8
米国	148	23	11	8	7	3.7	2.9	1.7	2.2	42	23	2.2	1.6	2.3	2.0	1.9	0.6	0.2
ウルグアイ	133	54	23	17	10	4.3	3.2	3.4	3.3	56	40	0.9	2.5	2.9	2.5	2.0	0.7	0.9
ウズベキスタン	59	-	72	63	39	-	1.2	3.2	2.4	45	38	-	3.2	5.7	4.1	2.4	1.6	2.1
バヌアツ	73	109	36	29	28	5.6	2.2	0.2	1.0	23	4	1.1x	0.6	6.3	4.9	3.3	1.2	1.6
ベネズエラ	110	63	30	22	15	3.7	3.1	2.5	2.7	50	31	-1.2	0.6	5.4	3.4	2.3	2.2	1.6

表 10 前進の速度

国・地域	5歳未満児の死亡率の順位	5歳未満児死亡率				5歳未満児死亡率の年間平均削減率 (%) ^θ				1990年以降の削減率 (%) ^θ	2000年以降の削減率 (%) ^θ	1人あたりのGDP年間平均成長率 (%)		合計特殊出生率			合計特殊出生率の年間平均減少率 (%)	
		1970	1990	2000	2015	1970-1990	1990-2000	2000-2015	1990-2015			1970-1990	1990-2014	1970	1990	2015	1970-1990	1990-2015
ベトナム	84	86	51	34	22	2.6	4.1	3.0	3.4	57	36	-	5.5	6.5	3.6	2.0	3.0	2.4
イエメン	56	329	126	95	42	4.8	2.8	5.5	4.4	67	56	-	0.7 ^x	7.8	8.6	4.0	-0.5	3.0
ザンビア	33	182	191	163	64	-0.2	1.6	6.2	4.4	66	61	-2.4	2.4	7.4	6.5	5.3	0.7	0.8
ジンバブエ	26	114	76	106	71	2.0	-3.3	2.7	0.3	7	33	-0.4	-2.8	7.4	5.2	3.9	1.8	1.2
地域別要約																		
サハラ以南のアフリカ		244	180	154	83	1.5	1.6	4.1	3.1	54	46	-0.1	2.4	6.7	6.4	4.9	0.3	1.0
東部・南部アフリカ		213	167	140	67	1.2	1.8	4.9	3.7	60	52	0.3	1.7	6.9	6.1	4.5	0.6	1.3
西部・中部アフリカ		276	198	172	99	1.6	1.4	3.7	2.8	50	43	-0.7	2.8	6.6	6.6	5.4	0.0	0.8
中東と北アフリカ		200	71	50	29	5.2	3.4	3.7	3.6	59	43	0.8	1.4	6.7	5.1	2.9	1.4	2.2
南アジア		213	129	94	53	2.5	3.2	3.9	3.6	59	44	2.0	4.6	5.8	4.3	2.5	1.5	2.1
東アジアと太平洋諸国		116	58	42	18	3.5	3.4	5.6	4.7	69	57	6.0	7.7	5.7	2.6	1.8	3.8	1.5
ラテンアメリカとカリブ海諸国		120	54	32	18	4.0	5.2	3.9	4.4	67	44	1.4	1.8	5.3	3.2	2.1	2.5	1.7
CEE/CIS		97	48	37	17	3.5	2.5	5.1	4.1	64	54	-	2.8	2.8	2.3	1.9	0.9	0.8
後発開発途上国		242	175	138	73	1.6	2.4	4.2	3.5	58	47	0.0	3.1	6.8	6.0	4.1	0.6	1.5
世界		145	91	76	43	2.3	1.8	3.9	3.0	53	44	2.5	2.9	4.8	3.3	2.5	1.9	1.1

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

5歳未満児死亡率— 出生時から満5歳に達する日までに死亡する確率。出生1,000人あたりの死亡数で表す。

1人あたりのGDP— GDP（国内総生産）とは、すべての居住生産者による付加価値の額に、生産評価額に含まれないすべての生産品税額（補助金は控除）を加えた総額である。1人あたりのGDPは、国内総生産を年央の人口で割って算出する。成長率は現地通貨による固定物価GDPから算出したものである。

合計特殊出生率— 女性が出産可能年齢の終わりまで生き、年齢ごとに当該年齢の通常の出生率にしたがって子どもを産むとして、その女性が一生の間に産むことになる子どもの人数。

データの主な出典

5歳未満児死亡率— 国連死亡率推定に関する機関間グループ（IGME）：ユニセフ、世界保健機関（WHO）、国連人口局、世界銀行。

1人あたりのGDP— 世界銀行。

合計特殊出生率— 国連人口局。

注

- データなし。

θ 負の数値は、5歳未満児死亡率が上昇していることを示す。

x データが列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のものであり、かつ地域平均や世界平均値の算出には含まれていないことを示す。

表 11 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在婚姻状態にある青少年（15-19歳）の割合（%） 2010-2015*		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合（%） 2010-2015*	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数 2009-2014*	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化（%） 2010-2014*		青少年によるマスメディアの利用（%） 2010-2014*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	15-19歳の青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合（%） 2010-2014*	
	10-19歳（1,000人）	総人口に占める10-19歳の割合（%）					男	女	男	女			男	女
	2015	2015												
アフガニスタン	8,305	26	-	20	26	90 x	-	84	-	-	66	44	-	2
アルバニア	454	16	1 x	8 x	3 x	18	37 x	24 x	97 x	99 x	99	94	21 x	36 x
アルジェリア	5,924	15	-	3	1	12	-	55 y	-	-	132	63	-	7
アンドラ	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	5,954	24	-	-	-	191	-	-	-	-	36	21	26 x	24 x
アンティグア・バーブーダ	16	17	-	-	-	67 x	-	-	-	-	116	82	55	40
アルゼンチン	7,020	16	-	-	12	70	-	2	-	-	128	84	-	36
アルメニア	338	11	1	8	2	23	21	8	94	92	97 x	99	4	10
オーストラリア	2,900	12	-	-	-	14	-	-	-	-	115	181	-	-
オーストリア	874	10	-	-	-	8	-	-	-	-	99	99	-	-
アゼルバイジャン	1,295	13	-	9	4	47	-	24	-	98	89	135	2 x	3 x
バハマ	55	14	-	-	-	40 x	-	-	-	-	98	87	-	-
バーレーン	177	13	-	-	-	15	-	-	-	-	-	85	-	-
バングラデシュ	32,530	20	-	34	24	83	-	33 y	-	63	76	45	-	10
バルバドス	37	13	-	1	7	49 x	-	5	-	98	107	113	-	66
ベラルーシ	879	9	1	7	3 x	22	3	3	-	-	104	113	53	51
ベルギー	1,231	11	-	-	-	8	-	-	-	-	181	155	-	-
ベリーズ	78	22	-	15	17	64	-	11	-	-	91	59	-	39
ベナン	2,528	23	1	17	20	98	16	15	67	59	68	35	27	26
ブータン	144	19	-	15	15	28	-	70	-	-	92	69	-	22
ボリビア	2,216	21	4 x	13 x	20 x	89 x	-	17 x	100 x	97 x	100	77	24 x	20 x
ボスニア・ヘルツェゴビナ	386	10	0	1	-	11	5	1	100	100	-	-	41	42
ボツワナ	441	19	-	-	-	39	-	-	-	-	91	73	-	-
ブラジル	34,887	17	1	4	-	65	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	69	16	-	-	-	17 x	-	-	-	-	108	96	-	-
ブルガリア	635	9	-	2 y	5	43	-	-	-	-	93	108	-	-
ブルキナファソ	4,319	24	2	32	28	136 x	40	39	61	55	42	13	31	29
ブルンジ	2,403	21	1	9	11	65 x	56	74	83	69	50	21	45	43
カーボヴェルデ	104	20	2 x	8 x	22 x	92 x	24 x	23 x	88 x	88 x	114	72	-	-
カンボジア	3,064	20	3	16	7	57	26 y	46 y	77	74	61	29 x	42	33
カメルーン	5,405	23	1	22	28	128 x	43	50	77	66	67	42	30	26
カナダ	3,966	11	-	-	-	13	-	-	-	-	100	119	-	-
中央アフリカ共和国	1,120	23	11	55	45	229	83	79	-	-	23	9	26	17
チャド	3,428	24	-	48	47	203	-	59	55 x	24 x	26	18	-	10
チリ	2,568	14	-	-	-	50	-	-	-	-	103	99	-	-
中国	154,222	11	-	2	-	6	-	-	-	-	107	87	-	-
コロンビア	8,139	17	-	14	20	85 x	-	-	-	-	110 x	82	-	21
コモロ	175	22	8	16	17	71	17	43	79	67	66	50	21	18
コンゴ	1,020	22	2	16	26	147	76 y	73 y	56	68	65	38	25	16
クック諸島	-	-	-	-	-	56	-	-	-	-	97	72	-	-
コスタリカ	759	16	2	10	13	67	-	3	-	-	133	102	-	29
コートジボワール	5,329	23	1	21	31	125	51	51	73	62	50	26	21	15
クロアチア	448	11	-	-	-	12	-	-	-	-	102	98	-	-
キューバ	1,348	12	7	16	6	50	5 y	4 y	-	-	101	99	48	59
キプロス	139	12	-	-	-	4	-	-	-	-	101	98	-	-
チェコ	932	9	-	-	-	11	-	-	-	-	104	105	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	3,820	15	-	-	-	1 x	-	-	-	-	102 x	102 x	-	7 x
コンゴ民主共和国	18,121	23	1	21	27	135	69	75	49	38	56	37	20	17
デンマーク	688	12	-	-	-	2	-	-	-	-	117	142	-	-
ジブチ	181	20	-	3	-	21	-	-	-	-	51	40	-	16 x
ドミニカ	-	-	-	-	-	47 x	-	-	-	-	106	81	39	49
ドミニカ共和国	2,007	19	-	28	21	90	-	7	91	96	87	74	39	39
エクアドル	3,005	19	-	16 x	-	100 x	-	-	-	-	116	92	-	-
エジプト	16,511	18	-	14	7	56	-	46 y	100	100	100	72	-	3 y
エルサルバドル	1,230	20	-	21	18	63	-	-	-	-	101	55	-	-
赤道ギニア	178	21	5	22	42	177 x	56	57	91	91	-	-	12	17
エリトリア	1,178	23	1	17	19	-	60	51	70	54	45	28	32	22
エストニア	118	9	-	-	-	16	-	-	-	-	110	107	-	-
エチオピア	24,725	25	-	20	22	71	51	64	42	38	42	13	32	24
フィジー	157	18	-	-	-	28 x	-	-	-	-	105	76	-	-
フィンランド	592	11	-	-	-	7	-	-	-	-	101	182	-	-
フランス	7,792	12	-	-	-	9	-	-	-	-	108	115	-	-
ガボン	366	21	1	14	28	115	47	58	95	94	-	-	35	29

表 11 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在婚姻状態にある青少年（15-19歳）の割合（%） 2010-2015*		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合（%） 2010-2015*	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数 2009-2014*	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化（%） 2010-2014*		青少年によるマスメディアの利用（%） 2010-2014*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	15-19歳の青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合（%） 2010-2014*	
	10-19歳（1,000人）	総人口に占める10-19歳の割合（%）											男	女
	2015	2015	2015	2015	2010-2015*	2009-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*	2010-2014*
ガンビア	464	23	0	24	19	88	42	58	82	70	64	48	27	22
ジョージア	434	11	-	11	6	40	-	5x	-	-	109	91	-	-
ドイツ	7,644	9	-	-	-	8	-	-	-	-	102	104	-	-
ガーナ	5,860	21	1	6	17	65	20	35	81	67	85	48	25	18
ギリシャ	1,040	9	-	-	-	9	-	-	-	-	104	113	-	-
グレナダ	19	17	-	-	-	53x	-	-	-	-	104	97	67	59
グアテマラ	3,721	23	-	20x	22x	92	-	-	-	-	69	55	24x	20x
ギニア	2,899	23	1	33	40	154	63	89	55	53	44	31	29	20
ギニアビサウ	410	22	0	12	28	137	-	39y	-	-	-	-	-	12
ガイアナ	185	24	13	13	16	97x	25x	18x	94x	94x	93	83	45x	53x
ハイチ	2,285	21	2	12	13	65	22	24	85	80	57	-	25	32
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	1,793	22	5	23	22	99	18	15	98	94	73	61	33	29
ハンガリー	979	10	-	-	-	20	-	-	-	-	101	114	-	-
アイスランド	43	13	-	-	-	7	-	-	-	-	97	121	-	-
インド	250,098	19	5x	30x	22x	39	47x	45x	88x	72x	85	56	35x	19x
インドネシア	46,476	18	-	11	7	47	48y	45	88y	91	90	74	4y,p	9
イラン	10,905	14	-	16x	5	35	-	-	-	-	100	83	-	-
イラク	8,040	22	-	21	12	68x	-	50	-	-	-	-	-	3
アイルランド	582	12	-	-	-	9	-	-	-	-	115	145	-	-
イスラエル	1,296	16	-	-	-	10	-	-	-	-	103	100	-	-
イタリア	5,611	9	-	-	-	6	-	-	-	-	109	99	-	-
ジャマイカ	510	18	-	3	15	72x	-	8	-	-	86	79	34y	39y
日本	11,564	9	-	-	-	4	-	-	-	-	101	102	-	-
ヨルダン	1,577	21	-	6	4	27	-	84y	-	100y	87	78	-	6
カザフスタン	2,274	13	1	5	2	31x	14	9	99	99	109	98	30	30
ケニア	10,392	23	1	12	23	101	37	45	84	75	97	52	58	52
キリバス	23	20	5x	16x	9x	49	65x	77x	58x	57x	103	74x	46x	41x
クウェート	445	11	-	-	-	8	-	-	-	-	99	85	-	-
キルギス	1,003	17	-	14	4	42	-	22	-	100	95	82	18	14
ラオス	1,484	22	9	25	18	94	50	56	92	93	71	39	25	23
ラトビア	172	9	-	-	-	15	-	-	-	-	111	110	-	-
レバノン	1,061	18	-	3x	-	18x	-	22x,y	-	-	79	58	-	-
レソト	493	23	1x	16x	13x	94	54x	48x	64x	69x	62	37	28x	35x
リベリア	1,044	23	2	14	37	147	29	45	59	47	45	30	19	35
リビア	1,089	17	-	-	-	4x	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	104	118	-	-
リトアニア	292	10	-	-	-	14	-	-	-	-	104	110	-	-
ルクセンブルク	65	12	-	-	-	6	-	-	-	-	114	94	-	-
マダガスカル	5,714	24	7	28	36	147x	44	47	62	59	50	22	24	21
マラウイ	4,111	24	3	28	31	143	15	16	70	51	47	22	50	43
マレーシア	5,400	18	5	6	-	13	-	-	-	-	92	56	-	-
モルディブ	62	17	-	5x	1x	14	-	41x,y	-	100x	101	-	-	22x,y
マリ	4,151	24	-	40	46x	178	-	83	81x	79x	55	30	31	23
マルタ	48	12	-	-	-	16	-	-	-	-	90	82	-	-
マーシャル諸島	-	-	5x	21x	21x	85	71x	47x	86x	85x	125	97x	35x	27x
モーリタニア	909	22	-	25	24	71	-	36	55x	44x	36	21	-	5
モーリシャス	193	15	-	-	-	31	-	-	-	-	112	87	-	-
メキシコ	23,754	19	6	15	39	84	-	-	-	-	111	63	-	-
ミクロネシア連邦	25	24	-	-	-	33	-	-	-	-	86	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	448	15	1	5	3	40	9	14	99	98	95	85	24	28
モンテネグロ	83	13	0	2	3	12	5	2	-	-	95	86	35	42
モロッコ	5,827	17	1	11	8x	32x	-	64x	-	90x	95	55	-	-
モザンビーク	6,731	24	8	37	40	166	20	24	73	57	31	14	49	27
ミャンマー	10,278	19	4	12	13x	17x	-	-	-	-	59	34	-	31
ナミビア	538	22	1	5	15	78	30	28	65y	69	-	-	51	56
ナウル	-	-	9x	18x	22x	106	-	-	89x	86x	77	94	8x	8x
ネパール	6,623	23	-	25	16	87x	-	35	-	77	89	50	-	38
オランダ	1,985	12	-	-	-	5	-	-	-	-	135	126	-	-
ニュージーランド	604	13	-	-	-	22	-	-	-	-	103	135	-	-
ニカラグア	1,207	20	-	24x	28x	92	-	19x,y	-	95x	85	58	-	-
ニジェール	4,654	23	3	61	48	210	41	54	35	44	24	10	21	12

表 11 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在婚姻状態にある青少年（15-19歳）の割合（%） 2010-2015*		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合（%） 2010-2015*	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数 2009-2014*	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化（%） 2010-2014*		青少年によるマスメディアの利用（%） 2010-2014*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	15-19歳の青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合（%） 2010-2014*	
	10-19歳（1,000人）	総人口に占める10-19歳の割合（%）					男	女	男	女			男	女
	2015	2015			2010-2015*	2009-2014*					2010-2014*			
ナイジェリア	41,386	23	1	29	29	123	25	33	54	50	46	41	29	22
ニウエ	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	91	-	-	-
ノルウェー	632	12	-	-	-	6	-	-	-	-	99	126	-	-
オマーン	476	11	-	3	2	12	-	-	-	-	108	97	-	-
パキスタン	38,797	21	2	14	8	48	33 y	53 y	59 y	49 y	56	31	5 y,p	1 y
パラオ	-	-	-	-	-	27	-	-	-	-	104	119	-	-
パナマ	686	17	-	14	-	89	-	9	-	96	94	57	-	-
バブアニューギニア	1,698	22	3 x	15 x	14 x	65 x	-	-	-	-	73	22	-	-
パラグアイ	1,342	20	-	11 x	-	63 x	-	-	-	-	84	69	-	-
ペルー	5,606	18	-	11	15	68	-	-	-	90	100	88	-	21 x
フィリピン	20,389	20	-	10	8	59	-	14	-	90	92	77	-	19 x
ポーランド	3,751	10	-	-	-	14	-	-	-	-	100	116	-	-
ポルトガル	1,072	10	-	-	-	12	-	-	-	-	120	119	-	-
カタール	213	10	1	4	-	16	22	6 y	98	98	102	98	23	10
韓国	5,740	11	-	-	-	2	-	-	-	-	102	94	-	-
モルドバ	444	11	1	10	4	25	14	13	96	96	87	92	26	35
ルーマニア	2,108	11	-	-	-	36	-	-	-	-	95	101	-	-
ロシア連邦	13,252	9	-	-	-	27	-	-	-	-	97	102	-	-
ルワンダ	2,654	23	-	4	5	41 x	35	56	88	73	48	31	44	49
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	75 x	-	-	-	-	95	86	55	54
セントルシア	31	17	-	4	-	50 x	-	15	-	99	88	84	-	58
セントビンセント・グレナディーン	19	17	-	-	-	70	-	-	-	-	118	85	-	-
サモア	43	22	1	8	6	39	28	34	99	97	102	80	5 x	2 x
サンマリノ	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	94	95	-	-
サントメ・プリンシペ	45	24	2	19	27	110 x	25 x	23 x	96 x	95 x	105	45	39 x	39 x
サウジアラビア	5,285	17	-	-	-	7 x	-	-	-	-	108	108	-	-
セネガル	3,430	23	0	23	18	80	38	58	96	96	39 x	16 x	28	26
セルビア	1,078	12	-	4	1	22	-	2	99	100	99	90	43	53
セーシェル	13	14	-	-	-	62	-	-	-	-	110	49	-	-
シエラレオネ	1,507	23	1	19	36	131	32	55	55	49	63	27	29	28
シンガポール	674	12	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	543	10	-	-	-	21	-	-	-	-	97	86	-	-
スロベニア	185	9	-	-	-	5	-	-	-	-	99	120	-	-
ソロモン諸島	133	23	0 x	13 x	15 x	62 x	73 x	72 x	71 x	54 x	75	29	26 x	29 x
ソマリア	2,599	24	-	25 x	-	123 x	-	75 x,y	-	-	-	-	-	3 x
南アフリカ	10,328	19	2 x	4 x	15 x	54 x	-	-	-	-	95	95	-	-
南スーダン	2,874	23	-	40	28	158 x	-	72	-	-	17	-	-	8
スペイン	4,373	9	-	-	-	9	-	-	-	-	132	130	-	-
スリランカ	3,284	16	-	9 x	4 x	24 x	-	54 x,y	-	88 x,y	100	99	-	-
パレスチナ	1,086	23	-	9	22	67	-	-	-	-	87	68	-	5
スーダン	9,240	23	-	21	22	102	-	52	-	-	50	33	10	4
スリナム	96	18	-	12	-	66 x	-	19	-	99	100	52	-	40
スワジランド	295	23	0	4	17	89	34	42	94 x	89 x	73	49	52	56
スウェーデン	1,025	10	-	-	-	3	-	-	-	-	112	142	-	-
スイス	833	10	-	-	-	3	-	-	-	-	110	86	-	-
シリア	4,469	24	-	10 x	9 x	75 x	-	-	-	-	61	32	-	6 x
タジキスタン	1,707	20	-	13	2	47	-	47	-	89	97	68	-	7
タイ	8,604	13	-	16	13	60	-	10	-	-	94	78	-	57
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	261	13	-	4	2	19	-	14	-	-	85	79	-	23 x
東ティモール	277	23	0	8	9	54 x	72	81	61	62	81	64	15	11
トーゴ	1,650	23	1	13	15	77	19	26	67	63	68	36	28	23
トンガ	24	23	4	5	2	30	29	27	92	95	-	-	13	10
トリニダード・トバゴ	177	13	-	6 x	-	36 x	-	10 x	-	-	98 x	-	-	49 x
チュニジア	1,618	14	-	1	1	7	-	27	-	98	107	78	-	15
トルコ	13,397	17	-	7	6	29	-	10	-	-	140	95	-	-
トルクメニスタン	959	18	-	5 x	2 x	21 x	-	37 x,y	-	96 x	87	82	-	4 x
ツバル	-	-	2 x	8 x	3 x	42 x	83 x	69 x	89 x	95 x	99	56	57 x	31 x
ウガンダ	9,603	25	2	20	33	140	52	62	88	82	31 x	14 x	36	36
ウクライナ	3,954	9	0	7	4	27	2	2	97	96	102	93	37	43
アラブ首長国連邦	781	9	-	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	7,252	11	-	-	-	21	-	-	-	-	111	133	-	-

表 11 青少年指標

国・地域	青少年の人口		現在婚姻状態にある青少年（15-19歳）の割合（%）		20-24歳の女性のうち18歳前に出産した割合（%）	15-19歳の女子1,000人あたりの出産数	青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化（%）2010-2014*		青少年によるマスメディアの利用（%）2010-2014*		前期中等教育総就学率	後期中等教育総就学率	15-19歳の青少年のうち、HIVについて包括的な知識を持つ割合（%）2010-2014*	
	10-19歳（1,000人）	総人口に占める10-19歳の割合（%）			2010-2015*	2009-2014*	男	女	男	女	2010-2014*		男	女
	2015	2015	男	女	2010-2015*	2009-2014*	男	女	男	女	2010-2014*		男	女
タンザニア	12,291	23	8	17	28	128 x	39	52	79	70	43	9	42	37
米国	41,364	13	-	-	-	27	-	-	-	-	101	91	-	-
ウルグアイ	508	15	-	7	-	60	-	3	-	-	110	71	-	36
ウズベキスタン	5,148	17	-	5 x	2 x	26 x	63 x	63 x	-	-	99	136	-	27 x
バヌアツ	54	21	4	11	13	78	63	56	58	58	69	47	-	14 x
ベネズエラ	5,640	18	-	16	-	101	-	-	-	-	99	80	-	-
ベトナム	13,588	15	-	10	5	36	-	28	-	97	94	-	-	51
イエメン	6,283	23	-	17	17	67	-	49	-	85	58	39	-	2 x,y
ザンビア	3,863	24	1	17	31	145	41	49	75	69	63	-	42	39
ジンバブエ	3,504	22	2	25	22	120	37	50	66	64	67	36	49	51
地域別要約														
サハラ以南のアフリカ	230,815	23	2	24	27	122	40	51	63	56	50	35	32	26
東部・南部アフリカ	111,070	23	4	21	26	114	42	52	67	60	50	34	40	34
西部・中部アフリカ	110,324	23	1	27	29	130	39	49	59	53	49	36	27	21
中東と北アフリカ	81,187	18	-	14	9	52	-	50	-	-	89	63	-	4
南アジア	339,843	19	-	-	16 †	44	-	-	-	-	81	54	-	7 †
東アジアと太平洋諸国	276,692	13	-	6	7 **	22	-	33 **	-	91 **	95	76	-	25 **
ラテンアメリカとカリブ海諸国	110,944	18	3	11	26	74	-	-	-	-	104	80	-	-
CEE/CIS	50,538	12	-	7	4	29	-	12	-	-	98	99	-	-
後発開発途上国	217,127	23	-	25	26	112	46	52	63	60	51	31	31	22
世界	1,192,785	16	-	14	18 † **	50	-	-	-	-	85	66	-	21 † **

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。これまで出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

婚姻状態—15～19歳までの女子のうち、現在結婚もしくは事実婚の状態にある割合。この指数は、現在この年齢層にいる男子および女子の婚姻状況を示している。調査時に結婚していなかった子が、青少年期を終えるまでに結婚する可能性があることは特筆しておく。

18歳前の出産—20～24歳の女性のうち、18歳前に出産をした割合。人口調査から出されたこの標準化された指数は、18歳までの青少年期での出産状況を捉えている。20～24歳の女性の回答を元に作成されているため、調査の時点では、すでに出産を（18歳前に）してしまっている女性がいることに注意。

15-19歳の女子1,000人あたりの出産数—15～19歳までの女子1,000人あたりの出産数。

青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化—掲げられた理由のうち、少なくともひとつに該当すれば、夫が妻を殴打することも正当化されると考えている15～19歳の男子と女子の割合。例えば、妻が食べ物を焦がした、夫に口答えした、断りなく外出した、子どもを放任した、性的な関係を拒んだなどが含まれる。

青少年によるマスメディアの利用—1週間に最低1回、以下に掲げるメディア媒体のうち、少なくとも1つを利用している15～19歳の男子と女子の割合。新聞、雑誌、テレビ、ラジオなど。

中等教育総就学率—年齢に関わらず、中等学校に就学する子どもの人数が、公式の中等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

高等学校総就学率—年齢に関わらず、高等学校に就学する子どもの人数が、公式の高等学校就学年齢に相当する子どもの総人口に占める割合。

HIVについての包括的な知識を持つ割合—15～19歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、誠実にHIVに感染していないひとりの相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染について最も誤解されている現地での2つの考え方を否定し、健康に見える人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。

データの主な出典

青少年の人口—国連人口局。

婚姻状態—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別調査及び国勢調査。

18歳前の出産—DHS、MICS、その他の国別調査。

15-19歳の女子1,000人あたりの出産数—国連人口局。

青少年による妻に対するドメスティック・バイオレンスの正当化—DHS、MICS、その他の国別調査。

青少年によるマスメディアの利用—DHS、MICS、その他の国別調査。

総就学率—ユネスコ統計研究所（UIS）。

青少年のHIVについての包括的な知識—AIS、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler、<www.statcompiler.com>

イタリック体のデータは、本書内の当該国のそのほかの指標とは異なるデータ元からとっている。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- p 小さな分母の数値による（典型的には25～49の重み付けなしの事例）。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表記されない。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- † インドを除く。

表 12 公平性指標—居住地域

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満 児のうち経口補水塩 (ORS) による治療を受 けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			15-24歳の女性のHIV/ エイズの包括的な知識 を持つ割合 (%) 2010-2014*			改善された衛生設 備を利用する人の 割合 (%) 2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
アフガニスタン	60	33	1.8	82	37	2.2	-	-	-	48	54	0.9	77y	51y	1.5y	5	1	4.9	45	27	1.7
アルバニア	99x	98x	1.0x	100x	99x	1.0x	20	19	1.0	-	-	-	93	92	1.0	51x	26x	2.0x	95	90	1.1
アルジェリア	100	100	1.0	98	95	1.0	11	12	1.1	25	26	1.0	98	97	1.0	11	7	1.7	90	82	1.1
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
アンゴラ	40x	26x	1.5x	71x	26x	2.8x	30x	33x	1.1x	-	-	-	85	67	1.3	-	-	-	89	22	3.9
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	98	1.0
アルメニア	99	100	1.0	100	99	1.0	17	22	1.3	-	-	-	100	99	1.0	16	16	1.0	96	78	1.2
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
アゼルバイジャン	96x	92x	1.0x	99	95	1.0	15	21	1.4	11	11	1.0	68y	67y	1.0y	7x	2x	3.3x	92	87	1.1
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
バングラデシュ	43	36	1.2	61	36	1.7	31	38	1.2	83	75	1.1	77	72	1.1	14	8	1.8	58	62	0.9
バルバドス	98	100	1.0	98	100	1.0	8	7	0.9	-	-	-	99	99	1.0	67	69	1.0	96	96	1.0
ベラルーシ	-	-	-	100	100	1.0	3x	8x	2.6x	-	-	-	91	93	1.0	56	57	1.0	94	95	1.0
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
ベリーズ	95	96	1.0	98	95	1.0	16	21	1.4	54	47	1.1	98	92	1.1	55	33	1.7	93	88	1.1
ベナン	87	76	1.1	90	75	1.2	36x	47x	1.3x	54	47	1.1	84	72	1.2	29	20	1.5	36	7	4.9
ブータン	100	100	1.0	96	67	1.4	28	36	1.3	64	60	1.1	98	94	1.0	32	15	2.1	78	33	2.4
ボリビア	79x,y	72x,y	1.1x,y	94	68	1.4	14	25	1.8	23	20	1.2	98x	96x	1.0x	32x	9x	3.5x	61	28	2.2
ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	99x	100x	1.0x	100	100	1.0	11	8	0.7	-	-	-	95	97	1.0	50	47	1.1	99	92	1.1
ボツワナ	78x	67x	1.2x	99x	90x	1.1x	30x	29x	1.0x	47x	51x	0.9x	-	-	-	-	-	-	79	43	1.8
ブラジル	-	-	-	-	-	-	7x	8x	1.1x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	88	52	1.7
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	6x	15x	2.5x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	87	84	1.0
ブルキナファソ	93	74	1.3	93	61	1.5	21	37	1.8	31	19	1.6	83	45	1.8	46	24	1.9	50	7	7.5
ブルンジ	87	74	1.2	88	58	1.5	38	60	1.6	33	38	0.9	91	84	1.1	59	43	1.4	44	49	0.9
カーボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	54	1.5
カンボジア	84	72	1.2	98	88	1.1	24	34	1.4	33	34	1.0	96	93	1.0	55	33	1.7	88	30	2.9
カメルーン	81	48	1.7	87	47	1.9	22	41	1.8	27	12	2.2	94	78	1.2	37	18	2.1	62	27	2.3
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	99	1.0
中央アフリカ共和国	78	52	1.5	83	38	2.2	38	42	1.1	23	12	2.0	86	66	1.3	19	16	1.2	44	7	6.0
チャド	36	6	5.6	60	12	5.1	32	42	1.3	28	18	1.5	71	47	1.5	18	7	2.6	31	6	4.9
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91y	92y	1.0y	-	-	-	100	91	1.1
中国	-	-	-	100	100	1.0	3	12	3.6	-	-	-	97y	96y	1.0y	-	-	-	87	64	1.4
コロンビア	97	95	1.0	98	86	1.1	12	17	1.5	57	49	1.2	96	95	1.0	26	17	1.5	85	68	1.3
コモロ	90	87	1.0	92	79	1.2	25	32	1.3	40	37	1.1	90	82	1.1	24	17	1.4	48	31	1.6
コンゴ	95	85	1.1	98	84	1.2	20	30	1.5	31	22	1.4	99	96	1.0	16	10	1.5	20	6	3.6
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0
コスタリカ	100	99	1.0	99	97	1.0	-	-	-	43	35	1.2	97	95	1.0	37	27	1.4	95	92	1.0
コートジボワール	85	54	1.6	84	45	1.9	21	35	1.7	22	14	1.5	78	64	1.2	22	8	2.7	33	10	3.2
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	96	1.0
キューバ	100	100	1.0	99	100	1.0	-	-	-	62	59	1.0	-	-	-	61	63	1.0	94	89	1.1
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
朝鮮民主主義人民共和国	100x	100x	1.0x	100x	100x	1.0x	23	45	1.9	75x	73x	1.0x	100	99	1.0	11x	4x	2.8x	88	73	1.2
コンゴ民主共和国	30	22	1.3	94	74	1.3	33	47	1.4	44	37	1.2	93	84	1.1	24	15	1.6	29	29	1.0
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ジブチ	92x	84x	1.1x	98	55	1.8	30	42	1.4	-	-	-	-	-	-	18x	9x	2.0x	60	5	11.7
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	85	80	1.1	99	97	1.0	7	6	0.9	48	48	1.0	95	97	1.0	45	44	1.0	86	76	1.1
エクアドル	92	93	1.0	98	84	1.2	22	32	1.5	52	35	1.5	97y	97y	1.0y	-	-	-	87	81	1.1
エジプト	100	99	1.0	97	89	1.1	23	21	0.9	26	29	0.9	97	97	1.0	7x	3x	2.3x	97	93	1.0
エルサルバドル	99x	99x	1.0x	-	-	-	14x	24x	1.8x	60x	56x	1.1x	92y	90y	1.0y	-	-	-	82	60	1.4
赤道ギニア	60	47	1.3	86	53	1.6	20	32	1.6	55	27	2.0	-	-	-	27	9	2.9	80	71	1.1
エリトリア	-	-	-	74	17	4.4	38	56	1.4	51	41	1.2	79y	47y	1.7y	32	20	1.7	45	7	6.1
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	97	1.0
エチオピア	29x	5x	5.9x	58	9	6.4	27	42	1.6	45	24	1.9	80y	63y	1.3y	38	19	2.0	27	28	1.0
フィジー	-	-	-	-	-	-	5x	9x	1.7x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	88	1.1
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	88	1.1
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
ガボン	89	91	1.0	93	69	1.3	14	29	2.0	27	21	1.3	95	95	1.0	32	15	2.2	43	32	1.4

表 12 公平性指標—居住地域

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満 児のうち経口補水塩 (ORS) による治療を受 けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			15-24歳の女性のHIV/ エイズの包括的な知識 を持つ割合 (%) 2010-2014*			改善された衛生設 備を利用する人の 割合 (%) 2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
ガンビア	72	72	1.0	75	41	1.9	19	29	1.5	62	57	1.1	75	54	1.4	32	18	1.8	62	55	1.1
ジョージア	100	100	1.0	-	-	-	10	12	1.2	44 x	36 x	1.2 x	97	95	1.0	-	-	-	95	76	1.3
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0
ガーナ	79	63	1.3	87	57	1.5	15	22	1.5	48	49	1.0	75	66	1.1	23	17	1.4	20	9	2.3
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	1.0
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0
グアテマラ	96 x	97 x	1.0 x	84	55	1.5	35	53	1.5	51	48	1.1	-	-	-	32 x	14 x	2.2 x	78	49	1.6
ギニア	83	49	1.7	84	32	2.7	18	36	2.1	46	30	1.5	84	47	1.8	32	16	2.0	34	12	2.9
ギニアビサウ	30	21	1.4	69	29	2.4	23	37	1.6	28	13	2.1	74	53	1.4	22	8	2.8	34	8	3.9
ガイアナ	91 x	87 x	1.0 x	-	-	-	11	20	1.8	-	-	-	97	97	1.0	72 x	47 x	1.5 x	88	82	1.1
ハイチ	85	77	1.1	59	25	2.4	16	25	1.6	56	51	1.1	90	81	1.1	41	29	1.4	34	19	1.8
パチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	95	93	1.0	94	73	1.3	15	29	2.0	59	61	1.0	92 y	92 y	1.0 y	42	23	1.9	87	78	1.1
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	99	1.0
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0
インド	83	67	1.2	76 x	43 x	1.7 x	32	42	1.3	33 x	24 x	1.4 x	88 x	82 x	1.1 x	33 x	14 x	2.4 x	63	28	2.2
インドネシア	78 y	60 y	1.3 y	94	81	1.2	33	42	1.3	41	37	1.1	99	98	1.0	14 y	9 y	1.6 y	72	47	1.5
イラン	99 y	98 y	1.0 y	98	93	1.1	5	9	1.7	64	58	1.1	97	95	1.0	-	-	-	93	82	1.1
イラク	99	99	1.0	94	85	1.1	22	24	1.1	25	19	1.3	94	84	1.1	4	1	3.7	86	84	1.0
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	93	1.0
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0
ジャマイカ	100	99	1.0	100	98	1.0	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	-	-	-	80	84	1.0
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
ヨルダン	99	100	1.0	100	100	1.0	7	9	1.2	20	23	0.9	98	98	1.0	8	11	0.7	99	99	1.0
カザフスタン	100	100	1.0	100	100	1.0	13	13	1.0	-	-	-	99	99	1.0	40	31	1.3	97	98	1.0
ケニア	79	61	1.3	82	50	1.6	20	29	1.5	58	52	1.1	89	84	1.1	63	52	1.2	31	30	1.1
キリバス	95 x	93 x	1.0 x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	45 x	43 x	1.1 x	51	31	1.7
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
キルギス	99	97	1.0	99	98	1.0	12	13	1.1	34	33	1.0	99	100	1.0	26	16	1.7	89	96	0.9
ラオス	88	71	1.2	80	31	2.6	27	49	1.8	65	40	1.6	95	83	1.1	39	18	2.2	94	56	1.7
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	82	1.1
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	81	1.0
レソト	43 x	46 x	1.0 x	90	73	1.2	27	35	1.3	53	54	1.0	98	93	1.0	44 x	36 x	1.2 x	37	28	1.4
リベリア	29 y	20 y	1.5 y	73	50	1.5	30	33	1.1	57	63	0.9	52	31	1.7	40	27	1.5	28	6	4.7
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	96	1.0
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	83	1.2
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	99	1.0
マダガスカル	97	81	1.2	78	39	2.0	43	51	1.2	16	14	1.1	86 y	66 y	1.3 y	44	18	2.5	18	9	2.1
マラウイ	11 y	5 y	2.4 y	94	87	1.1	36	43	1.2	65	63	1.0	98	93	1.1	50	43	1.2	47	40	1.2
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96	96	1.0
モルティブ	93 x	92 x	1.0 x	-	-	-	16	20	1.3	-	-	-	94	94	1.0	43 x,y	32 x,y	1.4 x,y	97	98	1.0
マリ	92	77	1.2	80 x	38 x	2.1 x	26 x	42 x	1.6 x	26 x	11 x	2.3 x	80	50	1.6	36	19	1.9	38	16	2.3
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0
マーシャル諸島	96 x	96 x	1.0 x	-	-	-	-	-	-	39 x	37 x	1.1 x	-	-	-	33 x	12 x	2.7 x	84	56	1.5
モーリタニア	75	49	1.5	88	49	1.8	25	33	1.3	26	14	2.0	72	55	1.3	9	4	2.7	58	14	4.2
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94	93	1.0
メキシコ	98 x,y	82 x,y	1.2 x,y	-	-	-	11	21	1.9	54	48	1.1	-	-	-	-	-	-	88	74	1.2
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85	49	1.7
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-
モンゴル	99	99	1.0	99	99	1.0	8	15	1.7	35	26	1.4	97	94	1.0	26	15	1.7	66	43	1.6
モンテネグロ	99	100	1.0	99	100	1.0	10	9	1.0	-	-	-	97	99	1.0	47	49	1.0	98	92	1.1
モロッコ	97 y	91 y	1.1 y	92	55	1.7	9	21	2.4	23	21	1.1	96 x	83 x	1.2 x	-	-	-	84	66	1.3
モザンビーク	51	47	1.1	80	44	1.8	35	46	1.3	65	50	1.3	86	72	1.2	40	24	1.6	42	10	4.2
ミャンマー	94	64	1.5	90	63	1.4	27	38	1.4	72	56	1.3	93	89	1.0	-	-	-	84	77	1.1
ナミビア	89 y	86 y	1.0 y	95	82	1.2	17	28	1.7	75	69	1.1	95	91	1.0	67	55	1.2	54	17	3.2
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	-	-
ネパール	57	58	1.0	90	51	1.8	24	39	1.7	47	44	1.1	80	76	1.1	40	24	1.7	56	43	1.3
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	100	1.0
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニカラグア	-	-	-	97	79	1.2	-	-	-	74	57	1.3	76 y	64 y	1.2 y	-	-	-	76	56	1.4
ニジェール	92	60	1.5	83	32	2.6	30	46	1.6	47	44	1.1	83	45	1.9	31	9	3.3	38	5	8.2
ナイジェリア	50 y	19 y	2.7 y	67	23	3.0	26	43	1.7	45	28	1.6	87	57	1.5	30	20	1.4	33	25	1.3

表 12 公平性指標—居住地

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩(ORS)による治療を受けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			15-24歳の女性のHIV/エイズの包括的な知識を持つ割合 (%) 2010-2014*			改善された衛生設備を利用する人の割合 (%) 2015		
	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比	都市部	農村部	対農村部比
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	-	-	-	100	100	1.0	
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	95	1.0	
パキスタン	59	23	2.6	71	44	1.6	37	48	1.3	42	37	1.1	75	59	1.3	-	-	-	83	51	1.6
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
パナマ	98	93	1.1	100	78	1.3	-	-	-	61	44	1.4	97	97	1.0	-	-	-	84	58	1.4
パプアニューギニア	-	-	-	88x	48x	1.9x	35	50	1.4	-	-	-	-	-	-	-	-	56	13	4.2	
パラグアイ	87y	80y	1.1y	-	-	-	12	10	0.8	-	-	-	89x	87x	1.0x	-	-	-	95	78	1.2
ペルー	97y	95y	1.0y	97	73	1.3	8	29	3.5	32	21	1.5	92y	93y	1.0y	27x	8x	3.3x	82	53	1.6
フィリピン	-	-	-	83	64	1.3	26	35	1.4	54	45	1.2	90x	87x	1.0x	23x	17x	1.4x	78	71	1.1
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	97	1.0	
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
モルドバ	100	100	1.0	100	99	1.0	4	8	2.2	-	-	-	98	99	1.0	41	32	1.3	88	67	1.3
ルーマニア	-	-	-	-	-	-	14x	15x	1.1x	-	-	-	-	-	-	-	-	92	63	1.5	
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	77	59	1.3	
ルワンダ	60	64	0.9	97	89	1.1	24	41	1.7	33	27	1.3	91y	87y	1.0y	66	50	1.3	59	63	0.9
セントクリストファー・ネイビス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	91	92	1.0	-	99	-	4	2	0.6	-	-	-	99	100	1.0	57	63	0.9	85	92	0.9
セントビンセント・グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	68	57	1.2	97	79	1.2	-	-	-	-	-	-	89y	88y	1.0y	5x	2x	2.4x	93	91	1.0
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	76x	74x	1.0x	-	-	-	29	29	1.0	-	-	-	94	93	1.0	47x	38x	1.3x	41	23	1.8
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
セネガル	87	63	1.4	80	44	1.8	12	23	1.9	19	25	0.8	79	53	1.5	-	-	-	65	34	1.9
セルビア	100	99	1.0	100	100	1.0	7	5	0.8	50	22	2.3	100	98	1.0	63	41	1.5	98	94	1.0
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	98	1.0	
シエラレオネ	80	76	1.1	79	53	1.5	30	40	1.4	86	85	1.0	88	71	1.2	38	22	1.7	23	7	3.3
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	98	1.0	
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	99	1.0	
ソロモン諸島	-	-	-	95x	84x	1.1x	23x	34x	1.5x	40x	37x	1.1x	72x,y	65x,y	1.1x,y	34x	28x	1.2x	81	15	5.4
ソマリア	6x	2x	3.7x	-	-	-	32x	48x	1.5x	25x	9x	2.9x	39x	11x	3.4x	7x	2x	4.1x	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	-	-	-	32x	34x	1.1x	41x	32x	1.3x	-	-	-	-	-	70	61	1.1	
南スーダン	45	32	1.4	31	15	2.0	29	32	1.1	44	37	1.2	40	19	2.1	16	7	2.3	16	4	3.7
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
スリランカ	97x	98x	1.0x	99x	99x	1.0x	10	15	1.5	57x	50x	1.1x	-	-	-	-	-	88	97	0.9	
パレスチナ	99	100	1.0	100	100	1.0	8	8	1.0	30	34	0.9	99	99	1.0	8	6	1.3	93	90	1.0
スーダン	85	50	1.7	41	16	2.5	27	43	1.6	23	22	1.1	86	64	1.4	10	3	3.4	-	-	-
スリナム	100	98	1.0	95	86	1.1	7	12	1.8	33	55	0.6	97	94	1.0	45	33	1.4	88	61	1.4
スワジランド	62	47	1.3	89	80	1.1	23	33	1.4	65	55	1.2	97	96	1.0	70	55	1.3	63	56	1.1
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0	
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	
シリア	97x	95x	1.0x	99x	93x	1.1x	28	28	1.0	56x	44x	1.3x	98x	96x	1.0x	7x	7x	1.0x	96	95	1.0
タジキスタン	88	89	1.0	93	86	1.1	21	27	1.3	58	61	0.9	98	97	1.0	11	8	1.4	94	95	1.0
タイ	99y	100y	1.0y	100	100	1.0	13	18	1.4	59	57	1.0	96	96	1.0	55	56	1.0	90	96	0.9
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	100	100	1.0	98	98	1.0	4	6	1.4	-	-	-	98	98	1.0	33x	18x	1.8x	97	83	1.2
東ティモール	50	57	0.9	59	20	2.9	39	55	1.4	65	74	0.9	80	70	1.1	14	12	1.2	69	27	2.6
トーゴ	95	69	1.4	92	41	2.2	16	33	2.1	18	19	0.9	96	85	1.1	28	19	1.5	25	3	8.4
トンガ	92	94	1.0	96	99	1.0	9	8	0.9	-	-	-	92y	93y	1.0y	11	13	0.8	98	89	1.1
トリニダード・トバゴ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	92	1.0	
チュニジア	100	98	1.0	100	97	1.0	8	14	1.7	69	59	1.2	99	97	1.0	22	13	1.7	97	80	1.2
トルコ	99y	98y	1.0y	99	92	1.1	8	14	1.8	-	-	-	94x,y	91x,y	1.0x,y	-	-	-	98	86	1.1
トルクメニスタン	96x	95x	1.0x	100x	99x	1.0x	17x	19x	1.1x	-	-	-	99x	99x	1.0x	-	-	-	-	-	-
ツバル	60x	38x	1.6x	-	-	-	10x	11x	1.1x	-	-	-	98x,y	99x,y	1.0x,y	38x	41x	0.9x	86	-	-
ウガンダ	38	29	1.3	89	52	1.7	19	36	1.9	46	43	1.1	91	86	1.1	50	35	1.4	29	17	1.7
ウクライナ	100	100	1.0	99	99	1.0	20x	29x	1.4x	-	-	-	100	100	1.0	52	45	1.1	97	93	1.1
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	95	1.0	
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	99	100	1.0	
タンザニア	36y	8y	4.4y	83	40	2.0	30	39	1.3	44	44	1.0	91y	72y	1.3y	52	36	1.5	31	8	3.8
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	

表 12 公平性指標—居住地域

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満 児のうち経口補水塩 (ORS) による治療を受 けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			15-24歳の女性のHIV/ エイズの包括的な知識 を持つ割合 (%) 2010-2014*			改善された衛生設 備を利用する人の 割合 (%) 2015		
	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比	都市部	農村部	対 農村部比
ウルグアイ	100	100	1.0	98	98	1.0	-	-	-	-	-	-	97	97	1.0	34	35	1.0	97	93	1.0
ウズベキスタン	100x	100x	1.0x	100x	100x	1.0x	18x	19x	1.1x	-	-	-	96x	94x	1.0x	33x	30x	1.1x	100	100	1.0
バヌアツ	51y	37y	1.4y	96	87	1.1	19	32	1.6	38	52	0.7	77y	77y	1.0y	23x	13x	1.8x	65	55	1.2
ベネズエラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	70	1.4
ベトナム	97	96	1.0	99	92	1.1	12	27	2.3	58	49	1.2	98	98	1.0	54	47	1.1	94	70	1.4
イエメン	48	24	2.0	73	34	2.1	34	51	1.5	24	26	0.9	85	73	1.2	4x	1x	6.7x	-	-	-
ザンビア	20	7	3.0	89	52	1.7	36	42	1.2	68	62	1.1	92	84	1.1	50	34	1.5	56	36	1.6
ジンバブエ	57	23	2.4	93	75	1.2	20	30	1.5	45	43	1.1	96	93	1.0	66	51	1.3	49	31	1.6
地域別要約																					
サハラ以南のアフリカ	59	37	1.6	77	40	1.9	26	41	1.5	42	35	1.2	86	68	1.3	34	24	1.4	40	23	1.7
東部・南部アフリカ	53	37	1.4	79	41	1.9	29	40	1.4	48	40	1.2	87	74	1.2	49	31	1.6	47	26	1.8
西部・中部アフリカ	60	37	1.6	79	41	1.9	25	41	1.6	41	31	1.3	86	62	1.4	28	17	1.7	35	20	1.8
中東と北アフリカ	95	80	1.2	90	65	1.4	17	27	1.6	34	29	1.2	95	84	1.1	-	-	-	93	87	1.1
南アジア	75	57	1.3	69‡	41‡	1.7‡	33	42	1.3	55‡	52‡	1.1‡	85	77	1.1	-	9‡	-	65	35	1.8
東アジアと太平洋諸国	84**	72**	1.2**	97	90	1.1	12	23	2.0	49**	44**	1.1**	97	96	1.0	26**	26**	1.0**	86	64	1.3
ラテンアメリカとカリブ 海諸国	-	-	-	-	-	-	13	26	2.0	51	44	1.1	-	-	-	-	-	-	88	64	1.4
CEE/CIS	-	-	-	99	95	1.0	10r	16r	1.6r	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89	81	1.1
後発開発途上国	57	40	1.4	77	42	1.8	29	41	1.4	49	41	1.2	85	70	1.2	30	19	1.6	47	33	1.4
世界	83**	60**	1.4**	88‡	59‡	1.5‡	21	35	1.7	45‡**	39‡**	1.1‡**	91	79	1.1	-	22‡**	-	82	51	1.6

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

出生登録—調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標は、調査員によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。

専門技能者が付き添う出産の割合—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の割合。

5歳未満児に見られる発育阻害の割合—世界保健機関（WHO）のThe WHO Child Growth Standardsの基準による年齢相応の体重の中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。

下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩（ORS）による治療をされた割合—調査前2週間に下痢をした5歳未満の子どものうち、経口補水塩（ORS/パケット、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液）による治療をされた者の割合。

初等教育純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。初等学校就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純出席率「調整値」としても見ることができ。

HIVについての包括的な知識を持つ割合—15～24歳の若い女性のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、ひとりの誠実でHIVに感染していない相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染についての2つの主要な現地の誤解を否定し、健康にみえる人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。

改善された衛生施設を利用できる人の割合—近隣の世帯と共有せずに以下のいずれかの衛生施設を利用している人の割合。下水管に接続された水洗または簡易水洗トイレ、汚水処理タンクまたはピット式トイレ、換気口付ピット式改良型トイレ、覆い板（スラブ）付ピット式トイレ、コンポスト式（堆肥化）トイレ。

データの主な出典

出生登録—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別世帯調査、国勢調査、人口動態統計、有効な出生登録制度のデータ。

専門技能者が付き添う出産の割合—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

5歳未満児の発育阻害の割合—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。

下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩（ORS）による治療をされた割合—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

初等教育純出席率—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

HIVについての包括的な知識を持つ割合—AIDS指標調査（AIS）、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler, www.statcompiler.com

改善された衛生施設を利用できる人の割合—WHO、ユニセフの合同モニタリング・プログラム。

イタリック体のデータは、本書内の当該国のそのほかの指標とは異なるデータ元よりとっている：表2『栄養』内の「発育阻害」、表3『保健指標』内の「下痢性疾患の治療」、表4『HIV/エイズ指標』内の「HIVについての包括的な知識」、表5『教育指標』内の「初等教育」、表8『女性指標』内の「専門技能者が付き添う出産」、表9『子どもの保護指標』内の「出生登録」。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年～2006年のインドの初等教育出席率のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- ++ 出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2ラウンドおよび第3ラウンド（MICS2とMICS3）から第4ラウンド（MICS4）にかけてその定義が変化した。その後のラウンドにおける比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2、MICS3に掲載された推定値と異なりうる。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- ‡ インドを除く。
- r ロシア連邦を除く。

表 13 公平性指標—世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満児のうち 経口補水塩 (ORS) による 治療を受けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の女性 2010-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の男性 2010-2014*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
アフガニスタン	31	58	1.9	16	76	4.9	49	31	1.6	56	52	0.9	40	79	2.0	0	5	23.0	-	-	-
アルバニア	98x	99x	1.0x	98x	100x	1.0x	27	13	2.1	-	-	-	91	94	1.0	20x	60x	3.0x	10x	38x	3.8x
アルジェリア	99	100	1.0	95	99	1.0	13	11	1.2	21	31	1.5	96	98	1.0	4	17	3.8	-	-	-
アンドラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンゴラ	24x	53x	2.2x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	63	90	1.4	-	-	-	-	-	-
アンティグア・バーブーダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルゼンチン	99y	100y	1.0y	-	-	-	-	-	-	26	6	0.2	98	99	1.0	29	54	1.8	-	-	-
アルメニア	100	100	1.0	99	100	1.0	26	19	1.4	-	-	-	99	100	1.0	-	-	-	-	-	-
オーストラリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オーストリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アゼルバイジャン	92x	97x	1.1x	90	100	1.1	28	16	1.8	-	-	-	67y	70y	1.0y	1x	12x	10.3x	2x	14x	6.3x
バハマ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バーレーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
バングラデシュ	30	47	1.5	18	73	4.1	50	21	2.4	72	84	1.2	65	81	1.3	2	18	8.9	-	-	-
バルバドス	98	99	1.0	-	-	-	8	3	2.4	-	-	-	99	99	1.0	57	66	1.2	-	-	-
ベラルーシ	-	-	-	100	100	1.0	11x	2x	5.3x	-	-	-	93	93	1.0	55	55	1.0	42	43	1.0
ベルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベリーズ	95	97	1.0	89	98	1.1	33	9	3.7	43	57	1.3	88	98	1.1	20	53	2.7	-	-	-
ベナン	61	95	1.6	60	98	1.6	50x	29x	1.7x	43	57	1.3	57	90	1.6	9x	26x	3.1x	17x	52x	3.0x
ブータン	100	100	1.0	34	95	2.8	41	21	1.9	60	56	0.9	85	97	1.1	7	32	4.4	-	-	-
ボリビア	68x,y	90x,y	1.3x,y	57	99	1.7	32	9	3.5	18	27	1.5	95x	99x	1.0x	5x	40x	8.4x	11x	45x	4.3x
ボスニア・ヘルツェゴビナ	100x	99x	1.0x	100	100	1.0	10	10	1.0	-	-	-	93	94	1.0	37	44	1.2	38	45	1.2
ボツワナ	-	-	-	-	-	-	38x	20x	1.9x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	-	-	-	-	-	-	7	3	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルガリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	62	95	1.5	46	92	2.0	42	19	2.3	13	31	2.5	31	85	2.8	8x	37x	4.4x	-	-	-
ブルンジ	64	87	1.4	51	81	1.6	70	41	1.7	35	42	1.2	76	92	1.2	-	-	-	-	-	-
カーボヴェルデ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カンボジア	59	87	1.5	75	98	1.3	42	19	2.3	32	34	1.1	87	98	1.1	27	55	2.1	28	63	2.2
カメルーン	28	89	3.2	19	97	5.1	49	12	4.0	8	36	4.7	60	98	1.6	12x	50x	4.0x	-	-	-
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	46	85	1.8	33	87	2.6	45	30	1.5	11	28	2.5	57	90	1.6	12	21	1.7	19	29	1.5
チャド	6	39	6.5	8	61	7.6	41	32	1.3	14	30	2.2	40	74	1.8	6	18	2.9	-	-	-
チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コロンビア	-	-	-	84	99	1.2	19	7	2.9	47	61	1.3	94	96	1.0	15	32	2.2	-	-	-
コモロ	85	93	1.1	66	93	1.4	38	22	1.7	39	36	0.9	71	95	1.3	-	-	-	-	-	-
コンゴ	80	99	1.2	78	99	1.3	35	9	3.7	22	37	1.7	94	99	1.1	5x	12x	2.4x	12x	27x	2.3x
クック諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスタリカ	99	100	1.0	97	99	1.0	-	-	-	-	-	-	94	98	1.0	20	54	2.7	-	-	-
コートジボワール	44	90	2.0	35	91	2.6	38	16	2.5	6	24	3.7	56	87	1.5	-	-	-	-	-	-
クロアチア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キプロス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チェコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ民主共和国	16	38	2.4	66	98	1.5	50	23	2.2	31	42	1.4	79	94	1.2	8	24	2.8	-	-	-
デンマーク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブチ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドミニカ共和国	65	98	1.5	97	98	1.0	11	4	2.9	47	57	1.2	91	99	1.1	31x	46x	1.5x	21x	41x	2.0x
エクアドル	90	96	1.1	82	100	1.2	37	14	2.6	41	64	1.6	97y	97y	1.0y	-	-	-	-	-	-
エジプト	99	100	1.0	82	99	1.2	24	23	1.0	27	23	0.9	95	98	1.0	2x	9x	4.9x	9x	28x	3.1x
エルサルバドル	98x	99x	1.0x	-	-	-	31x	5x	6.8x	-	-	-	90y	92y	1.0y	-	-	-	-	-	-
赤道ギニア	60	60	1.0	48	88	1.8	28	19	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エリトリア	-	-	-	9	90	10.5	57	27	2.1	42	50	1.2	31y	84y	2.7y	9	37	4.3	21	43	2.0
エストニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エチオピア	3x	18x	7.0x	5	56	12.4	47	28	1.7	18	45	2.5	49y	82y	1.7y	-	-	-	-	-	-
フィジー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 13 公平性指標—世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満児のうち 経口補水塩 (ORS) による 治療を受けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の女性 2010-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の男性 2010-2014*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
フランス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガボン	92	86	0.9	74	95	1.3	30	6	5.2	24	19	0.8	92	97	1.1	-	-	-	-	-	-
ガンビア	69	75	1.1	46	82	1.8	30	15	1.9	56	58	1.0	47	82	1.7	20	48	2.4	-	-	-
ジョージア	99	100	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	96	1.0	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガーナ	58	88	1.5	42	94	2.2	25	9	2.9	47	50	1.1	63	84	1.3	18	53	2.9	19	49	2.6
ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グレナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
グアテマラ	-	-	-	37	96	2.6	66	17	3.8	49	55	1.1	-	-	-	5x	41x	7.8x	-	-	-
ギニア	38	89	2.4	19	92	4.9	34	15	2.2	25	49	1.9	32	89	2.8	-	-	-	-	-	-
ギニアビサウ	17	35	2.0	23	82	3.6	42	18	2.3	16	37	2.3	56	76	1.4	6	25	4.3	-	-	-
ガイアナ	84x	92x	1.1x	-	-	-	30	10	3.0	-	-	-	95	98	1.0	37x	72x	2.0x	25x	65x	2.6x
ハイチ	71	92	1.3	10	78	8.1	31	7	4.7	52	62	1.2	73	96	1.3	18x	41x	2.2x	28x	52x	1.9x
バチカン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホンジュラス	92	95	1.0	58	98	1.7	42	8	5.3	63	52	0.8	91	99	1.1	13x	44x	3.4x	-	-	-
ハンガリー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
インド	57	86	1.5	24x	85x	3.6x	51	27	1.9	19x	43x	2.3x	70x	96x	1.4x	4x	45x	11.7x	15x	55x	3.8x
インドネシア	41	88	2.2	63	98	1.6	48	29	1.7	39	34	0.9	91	97	1.1	-	-	-	-	-	-
イラン	-	-	-	-	-	-	21	1	17.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イラク	98	100	1.0	82	96	1.2	25	22	1.1	19	22	1.1	79	98	1.2	1	8	7.2	-	-	-
アイルランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イスラエル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジャマイカ	99	100	1.0	97	100	1.0	-	-	-	-	-	-	98	99	1.0	-	-	-	-	-	-
日本	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ヨルダン	98	100	1.0	99	100	1.0	14	2	7.7	22	21	1.0	97	99	1.0	-	-	-	-	-	-
カザフスタン	100	100	1.0	100	100	1.0	14	12	1.2	-	-	-	99	100	1.0	25	44	1.8	13	49	3.8
ケニア	52	89	1.7	31	93	3.0	36	14	2.6	52	55	1.0	69	94	1.4	29x	61x	2.1x	42x	68x	1.6x
キリバス	93x	94x	1.0x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42x	49x	1.2x	38x	51x	1.3x
クウェート	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キルギス	96	99	1.0	97	99	1.0	18	11	1.7	-	-	-	99	100	1.0	17x	29x	1.7x	-	-	-
ラオス	66	93	1.4	11	91	8.4	61	20	3.1	35	69	2.0	71	97	1.4	6	41	6.5	12	43	3.6
ラトビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レバノン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レソト	42x	49x	1.2x	60	94	1.6	46	13	3.4	-	-	-	89	98	1.1	26x	48x	1.8x	14x	45x	3.3x
リベリア	16y	31y	1.9y	43	89	2.1	35	20	1.8	57	44	0.8	25	65	2.6	14x	29x	2.1x	17x	37x	2.2x
リビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リヒテンシュタイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リトアニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルクセンブルク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マダガスカル	72	94	1.3	27	73	2.7	48	44	1.1	11	17	1.6	54y	82y	1.5y	10	40	4.1	13	41	3.2
マラウイ	4y	10y	2.4y	83	95	1.1	49	34	1.4	60	67	1.1	88	98	1.1	39	50	1.3	48	52	1.1
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルディブ	92x	94x	1.0x	-	-	-	22	16	1.4	-	-	-	94	94	1.0	23x	48x	2.0x	-	-	-
マリ	65	96	1.5	35x	86x	2.5x	44x	22x	2.0x	8x	29x	3.5x	36	85	2.4	9	19	2.0	-	-	-
マルタ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マーシャル諸島	92x	98x	1.1x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12x	39x	3.3x	37x	58x	1.6x
モーリタニア	33	84	2.6	27	96	3.6	39	18	2.2	9	33	3.8	45	83	1.9	2	12	7.9	-	-	-
モーリシャス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メキシコ	-	-	-	-	-	-	26	8	3.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モナコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モンゴル	99	99	1.0	98	99	1.0	25	7	3.9	24	50	2.1	93	98	1.1	17	42	2.5	12	48	4.1
モンテネグロ	99	99	1.0	99	100	1.0	5	9	0.5	-	-	-	95	100	1.0	39	51	1.3	33	47	1.4
モロッコ	-	-	-	38	96	2.5	28	7	4.2	14	23	1.7	77x	97x	1.3x	-	-	-	-	-	-
モザンビーク	42	60	1.4	32	90	2.8	51	24	2.1	41	70	1.7	64	95	1.5	41x	43x	1.1x	16x	45x	2.7x
ミャンマー	50	96	1.9	51	96	1.9	47	21	2.3	52	75	1.4	81	95	1.2	-	-	-	-	-	-
ナミビア	83y	93y	1.1y	73	98	1.4	31	9	3.6	64	70	1.1	88	97	1.1	61x	69x	1.1x	55x	67x	1.2x
ナウル	71x	88x	1.2x	97x	98x	1.0x	52x	18x	2.9x	-	-	-	-	-	-	13x	10x	0.8x	-	25x	-
ネパール	55	58	1.1	26	93	3.7	55	15	2.2	49	48	1.0	81	82	1.0	12x	49x	4.3x	30x	59x	2.0x
オランダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

表 13 公平性指標—世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満児のうち 経口補水塩 (ORS) による 治療を受けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の女性 2010-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の男性 2010-2014*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
ニカラガ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニジェール	50	89	1.8	12	71	6.0	47	35	1.4	34	49	1.4	35	81	2.3	6	30	5.0	6	42	7.2
ナイジェリア	7y	65y	9.7y	6	85	15.0	54	18	3.0	20	53	2.6	28	95	3.3	15	33	2.2	23	43	1.9
ニウエ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	-	-	-	-	-	-
ノルウェー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オマーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パキスタン	5	71	14.3	30	85	2.9	62	23	2.7	34	48	1.4	39	87	2.2	-	-	-	-	-	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パナマ	90	97	1.1	72	100	1.4	-	-	-	-	-	-	96	97	1.0	-	-	-	-	-	-
パプアニューギニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パラグアイ	67y	89y	1.3y	-	-	-	28	13	2.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルー	94y	98y	1.0y	68	99	1.5	34	4	9.2	23	36	1.6	93y	96y	1.0y	-	-	-	-	-	-
フィリピン	-	-	-	42	96	2.3	45	13	3.4	-	-	-	79x	92x	1.2x	14x	26x	1.8x	-	-	-
ポーランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カタール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モルドバ	99	100	1.0	98	99	1.0	11	3	4.2	-	-	-	98	99	1.0	14	47	3.3	13	40	3.1
ルーマニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ロシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ルワンダ	58	64	1.1	84	97	1.2	49	21	2.3	22	37	1.7	82y	93y	1.1y	-	-	-	-	-	-
セントクリスト ファー・ネービス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントルシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セントビンセント・ グレナディーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サモア	47	77	1.6	72	94	1.3	-	-	-	-	-	-	85y	91y	1.1y	3x	3x	1.0x	3x	9x	2.7x
サンマリノ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サントメ・プリンシペ	74x	86x	1.1x	-	-	-	38	18	2.2	-	-	-	88	97	1.1	27x	56x	2.0x	39x	55x	1.4x
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セネガル	51	93	1.8	30	86	2.8	29	9	3.3	24	24	1.0	50	89	1.8	-	-	-	-	-	-
セルビア	97	100	1.0	98	95	1.0	14	4	3.3	-	-	-	97	100	1.0	28	69	2.4	28	66	2.4
セーシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シエラレオネ	77	80	1.0	51	84	1.6	43	28	1.5	87	88	1.0	62	92	1.5	14	36	2.6	-	-	-
シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロバキア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スロベニア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ソロモン諸島	-	-	-	74x	95x	1.3x	34x	22x	1.6x	-	-	-	58x,y	78x,y	1.3x,y	17x	37x	2.1x	35x	50x	1.5x
ソマリア	1x	7x	6.6x	-	-	-	52x	25x	2.0x	7x	31x	4.8x	4x	50x	13.2x	1x	8x	13.5x	-	-	-
南アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南スーダン	21	57	2.7	8	41	5.1	31	27	1.2	27	52	1.9	10	50	5.1	3	18	6.1	-	-	-
スペイン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スリランカ	97x	98x	1.0x	97x	99x	1.0x	19	10	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	100	99	1.0	100	99	1.0	8	7	1.1	23	31	1.3	99	99	1.0	5	10	2.1	-	-	-
スーダン	26	98	3.8	6	59	10.5	42	15	2.8	21	16	0.7	48	96	2.0	1	11	13.6	-	-	-
スリナム	98	100	1.0	84	95	1.1	13	6	2.4	-	-	-	92	96	1.1	26	52	2.0	-	-	-
スワジランド	39	73	1.9	65	94	1.4	42	14	3.0	58	60	1.0	95	99	1.0	49	72	1.5	44	64	1.5
スウェーデン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スイス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シリア	93x	99x	1.1x	-	-	-	-	-	-	45x	59x	1.3x	92x	99x	1.1x	4x	10x	2.9x	-	-	-
タジキスタン	86	90	1.0	74	96	1.3	32	21	1.5	53	62	1.2	95	99	1.0	-	-	-	-	-	-
タイ	99y	100y	1.0y	98	100	1.0	23	11	2.2	71	53	0.7	94	97	1.0	48	59	1.2	-	-	-
マケドニア旧ユーゴ スラビア共和国	99	100	1.0	98	98	1.0	7	2	3.6	-	-	-	96	99	1.0	9x	45x	5.0x	-	-	-
東ティモール	50	56	1.1	10	69	6.9	59	39	1.5	70	71	1.0	60	84	1.4	9	16	1.8	11	35	3.0
トーゴ	67	97	1.5	27	95	3.6	33	11	3.2	28	25	0.9	80	97	1.2	18	42	2.3	20	55	2.7
トンガ	92	96	1.1	97	99	1.0	7	10	0.7	-	-	-	94y	94y	1.0y	11	16	1.4	13	14	1.1
トリニダード・トバ ゴ	96x	99x	1.0x	-	-	-	-	-	-	-	-	-	95x	98x	1.0x	48x	62x	1.3x	-	-	-
チュニジア	98	100	1.0	94	100	1.1	16	8	2.0	-	-	-	96	98	1.0	10	29	2.8	-	-	-
トルコ	98y	99y	1.0y	91	100	1.1	18	4	4.3	-	-	-	87x,y	97x,y	1.1x,y	-	-	-	-	-	-
トルクメニスタン	94x	97x	1.0x	99x	100x	1.0x	21x	13x	1.7x	-	-	-	99x	99x	1.0x	-	-	-	-	-	-
ツバル	39x	71x	1.8x	-	-	-	8x	13x	0.6x	-	-	-	99x,y	100x,y	1.0x,y	34x	39x	1.2x	-	67x	-
ウガンダ	27	44	1.6	43	88	2.0	37	21	1.8	43	45	1.1	79	92	1.2	20x	47x	2.3x	28x	47x	1.6x

表 13 公平性指標—世帯の豊かさ

国・地域	出生登録 (%)** 2010-2015*			専門技能者が付き添う 出産の割合 (%) 2010-2015*			5歳未満児に見られる 発育阻害の割合 (%) 2009-2015*			下痢をした5歳未満児のうち 経口補水塩 (ORS) による 治療を受けた割合 (%) 2010-2015*			初等教育純出席率 2009-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の女性 2010-2014*			HIVについて 包括的な知識を持つ 割合 (%) 15-24歳の男性 2010-2014*		
	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較	最下位 20%	最上位 20%	最上位と 最下位の 比較
ウクライナ	100	99	1.0	99	100	1.0	-	-	-	-	-	-	100	100	1.0	41	53	1.3	40	54	1.3
アラブ首長国連邦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
英国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
タンザニア	4	56	12.7	31	90	2.9	48	26	1.8	41	38	0.9	68	95	1.4	39	55	1.4	34	56	1.7
米国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウルグアイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	100x	100x	1.0x	100x	100x	1.0x	21x	15x	1.4x	-	-	-	93x	96x	1.0x	25x	33x	1.3x	-	-	-
バヌアツ	33y	59y	1.8y	77	95	1.2	40	16	2.4	-	-	-	75y	80y	1.1y	9x	23x	2.7x	-	-	-
ベネズエラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86x	99x	1.2x	-	-	-	-	-	-
ベトナム	91	98	1.1	73	100	1.4	41	6	6.7	-	-	-	94	99	1.0	30	65	2.2	-	-	-
イエメン	17	56	3.3	19	81	4.2	59	26	1.4	27	21	0.8	56	90	1.6	0x	4x	-	-	-	-
ザンビア	5	29	6.0	45	94	2.1	47	28	1.7	59	68	1.1	75	97	1.3	24x	48x	2.0x	24x	51x	2.1x
ジンバブエ	17	68	3.9	70	96	1.4	33	15	2.2	37	45	1.2	90	98	1.1	47	65	1.4	43	67	1.6
地域別要約																					
サハラ以南のアフリカ	28	68	2.4	29	84	2.9	46	22	2.1	29	45	1.5	55	91	1.7	16	34	2.1	-	-	-
東部・南部アフリカ	31	61	1.9	32	80	2.5	45	26	1.8	36	48	1.3	64	89	1.4	-	-	-	-	-	-
西部・中部アフリカ	27	70	2.6	27	88	3.2	47	19	2.5	24	45	1.8	46	91	2.0	12	31	2.5	21	44	2.1
中東と北アフリカ	77	95	1.2	62	90	1.5	28	15	1.8	23	23	1.0	78	97	1.2	-	-	-	-	-	-
南アジア	46	79	1.7	24†	81†	3.3†	52	25	2.0	49†	60†	1.2†	65	93	1.4	-	-	-	-	-	-
東アジアと太平洋諸国	57**	91**	1.6**	61**	97**	1.6**	45**	20**	2.2**	44**	42**	1.0**	90**	97**	1.1**	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	-	-	-	-	-	-	22	7	3.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	-	-	-	93	99	1.1	19r	9r	2.3r	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後発開発途上国	34	63	1.9	32	81	2.6	47	24	1.9	38	49	1.3	61	88	1.4	10	26	2.6	-	-	-
世界	57**	84**	1.7**	43†**	88†**	2.1†**	43**	21**	2.1**	34†**	45†**	1.3†**	67**	93**	1.4**	-	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

出生登録—調査の時点で出生登録されていた5歳未満の子どもの割合。この指標は、調査員によって出生証明書が確認されたか否かに関わらず、出生登録証があると報告された子ども、そして、出生登録証を持っていないが、母親あるいは子どもの面倒をみる人が、子どもの出生登録をしたと述べた子どもたちを含む。

専門技能者が付き添う出産の割合—専門技能を有する保健従事者（医師、看護師または助産師）が付き添う出産の割合。

5歳未満児に見られる発育阻害の割合—世界保健機関（WHO）のThe WHO Child Growth Standardsの基準による年齢相応の身長中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59カ月児の割合。

下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩（ORS）による治療をされた割合—調査前2週間に下痢をした0～4歳のこどものうち、経口補水塩（ORS/パケット、あるいはあらかじめ袋の形で包装されたORS液）による治療をされた者の割合。

初等教育純出席率—公式の初等教育就学年齢に相当する子どもであって初等学校または中等学校に通学する者の人数が、当該年齢の子どもの総人口に占める割合。初等学校就学年齢の子どもの中には中等学校に行っている子もいるため、この指標は初等教育純出席率「調整値」としても見ることができる。

HIVについての包括的な知識を持つ割合—15～24歳の若い男女のうち、性交渉を通じたHIV感染を予防する2つの主な方法（コンドームの使用と、ひとりの誠実にHIVに感染していない相手のみと性交渉を持つこと）を認識し、HIV感染について現地で最も誤解されている2つの考え方を否定し、健康にみえる人もHIV陽性の可能性があることを知っている割合。

データの主な出典

出生登録—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別世帯調査、国勢調査、人口動態統計、有効な出生登録制度のデータ。

専門技能者が付き添う出産の割合—DHS、MICS、その他の国別代表資料。

5歳未満児の発育阻害の割合—DHS、MICS、その他の国別世帯調査、WHO、ユニセフ。

下痢をした5歳未満児のうち経口補水塩（ORS）による治療をされた割合—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

初等教育純出席率—DHS、MICS、その他の国別世帯調査。

HIVについての包括的な知識を持つ割合—AIDS指標調査（AIS）、DHS、MICS、その他の国別世帯調査、DHS STATcompiler、<www.statcompiler.com>

イタリック体のデータは、本書内の当該国のそのほかの指標とは異なるデータ元からとっている：表2『栄養』内の「発育阻害」、表3『保健指標』内の「下痢性疾患の治療」、表4『HIV/エイズ指標』内の「HIVについての包括的な知識」、表5『教育指標』内の「初等教育」、表8『女性指標』内の「専門技能者が付き添う出産」、表9「子どもの保護指標」内の「出生登録」。

注

- データなし。
- x データが各列の見出しで指定されている年次もしくは期間以外のもの。2005年～2006年のインドの初等教育出席率のデータを除き、このようなデータは地域別・世界全体の平均値の算出には含まれていない。2000年以前の推計値は表示されていない。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- ++ 出生登録に関しては複数指標クラスター調査第2ラウンドおよび第3ラウンド（MICS2とMICS3）から第4ラウンド（MICS4）にかけてその定義が変化した。その後のラウンドにおける比較可能性を持たせるため、MICS2およびMICS3から引かれたデータはMICS4で用いられた指標の定義にしたがって計算し直されている。それゆえ、ここで紹介する再計算を経たデータは国別のMICS2、MICS3に掲載された推定値と異なりうる。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ** 中国を除く。
- † インドを除く。
- r ロシア連邦を除く。
- 最下位、最上位は世帯の豊かさを示す。

表 14 子どもの早期ケア指標

国・地域	幼児教育の出席率 2005-2014*					おとなによる学習支援** 2005-2014*					父親による 学習支援** 2005- 2014*	家庭での学習教材 2005-2014*						ケアが十分に届いていない子ども 2005-2014*				
	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%		児童書			遊具**			全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%
												全体	最下位 20%	最上位 20%	全体	最下位 20%	最上位 20%					
アフガニスタン	1	1	1	0	4	73	74	73	72	80	62	2	1	5	53	52	57	40	42	39	43	27
アルバニア	40	39	42	26	60	86	85	87	68	96	53	32	16	52	53	57	48	13	14	11	9	16
アルジェリア	17	17	16	7	31	78	79	78	64	92	79	11	3	23	35	32	36	6	6	5	6	6
アルゼンチン	63	61	66	46	85	84	83	85	73	95	57	61	40	83	61	58	63	8	9	8	10	5
バングラデシュ	13	13	14	12	18	78	78	78	64	94	10 y	9	2	23	60	57	60	12	11	12	14	12
バルバドス	90	88	91	90 p	97 p	97	97	97	100 p	100 p	46	85	83	89	76	68	77	1	2	1	0	3
ベラルーシ	88	86	89	75	91	96	94	97	90	99	68	92	83	96	79	77	79	4	4	4	4	5
ベリーズ	32	30	34	16	59	86	88	83	73	94	50	40	17	73	57	55	58	2	3	2	4	1
ベナン	13	-	-	-	-	28	-	-	-	-	5 y	1	-	-	48	-	-	34	-	-	-	-
ブータン	10	10	10	3	27	54	52	57	40	73	51	6	1	24	52	36	60	14	13	15	17	7
ボスニア・ヘルツェゴビナ	13	12	14	2	31	95	95	96	87	100	76	56	39	73	56	58	60	2	2	2	3	1
ボツワナ	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブラジル	70 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルキナファソ	2	3	1	0	9	14	14	14	12	26	24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブルンジ	5	5	5	4	10	34	35	34	32	38	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カンボジア	15 y	12 y	17 y	7 y	38 y	59 y	57 y	62 y	48 y	73 y	9 y	4 y	1 y	12 y	34 y	20 y	53 y	10 y	10 y	10 y	16 y	4 y
カメルーン	28	-	-	-	-	44	-	-	-	-	4 y	4	-	-	53	-	-	34	-	-	-	-
中央アフリカ共和国	5	5	6	2	17	74	74	74	70	78	42	1	0	3	49	41	51	61	60	62	58	60
チャド	5	5	4	1	16	70	69	70	64	71	29	1	0	2	43	38	50	56	57	56	58	56
コロンビア	37 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コンゴ	36	-	-	-	-	59	-	-	-	-	6 y	3	-	-	51	-	-	42	-	-	-	-
コスタリカ	18	17	18	8	40	68	69	66	54	88	52	37	13	70	73	68	74	4	4	4	6	3
コートジボワール	5	5	5	1	15	50	50	51	55	57	40	5	3	13	39	44	35	59	60	58	62	51
クロアチア	72 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キューバ	76	75	77	-	-	89	89	90	-	-	18 y	48	-	-	78	-	-	4	4	4	-	-
朝鮮民主主義人民共和国	98	98	97	-	-	91	88	93	-	-	75	79	-	-	47	-	-	17	17	16	-	-
コンゴ民主共和国	7 y	7 y	7 y	1 y	20 y	52 y	55 y	48 y	45 y	64 y	4 y	1 y	0 y	2 y	27 y	18 y	49 y	49 y	50 y	48 y	57 y	29 y
ジブチ	14	12	16	-	-	37 y	38 y	35 y	-	-	28 y	15	-	-	24	-	-	8	8	8	-	-
ドミニカ共和国	40	-	-	-	-	58	-	-	-	-	6 y	10	-	-	57	-	-	5	-	-	-	-
エジプト	47 y	48 y	47 y	34 y	50 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	4	7	2
エルサルバドル	25	-	-	-	-	59	-	-	-	-	8 y	18	-	-	62	-	-	4	-	-	-	-
ガンビア	18	17	19	12	32	48	49	47	50	55	21	1	0	4	42	28	50	21	22	19	25	18
ジョージア	66	65	67	53	83	84	84	83	67	94	33	51 y	26 y	69 y	38	41	41	8 y	9 y	8 y	4 y	10 y
ガーナ	68	65	72	42	97	40	38	42	23	78	30	6	1	23	41	31	51	21	21	21	27	15
ギニアビサウ	13	-	-	-	-	34	-	-	-	-	0 y	1	-	-	31	-	-	31	-	-	-	-
ガイアナ	61	-	-	-	-	87	-	-	-	-	16 y	47	-	-	69	-	-	5	-	-	-	-
ホンジュラス	19	17	21	13	28	48	47	49	28	75	59	11	1	34	78	74	81	4	5	4	8	2
インドネシア	17	16	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イラン	20 y	19 y	22 y	-	-	70 y	69 y	70 y	-	-	60 y	36 y	-	-	67 y	-	-	15 y	15 y	15 y	-	-
イラク	4	4	4	1	10	58	58	59	40	78	55	5	1	16	34	34	32	8	8	7	9	8
ジャマイカ	92	92	91	88	100	88	86	90	76	86	28	55	34	73	61	64	56	2	2	2	2	1
ヨルダン	22 y	21 y	23 y	11 y	39 y	82 y	81 y	83 y	75 y	87 y	72 y	23 y	11 y	40 y	70 y	68 y	74 y	9 y	9 y	9 y	11 y	8 y
カザフスタン	37	36	38	19	61	92	92	91	84	96	49	48	24	76	45	40	49	4	4	4	5	4
キルギス	23	23	23	12	50	72	74	70	63	73	3 y	27	15	54	59	63	54	5	5	4	6	5
ラオス	23	21	25	5	73	57	58	57	42	87	52	5	1	24	41	29	50	14	15	13	20	8
レバノン	62	63	60	-	-	56 y	58 y	54 y	-	-	74 y	29	-	-	16 y	-	-	9	8	10	-	-
マラウイ	39	37	41	26	67	29	29	30	22	44	3 y	1	0	6	45	35	66	37	37	37	39	28
マリ	10	10	10	1	40	29	27	30	28	44	14	0	0	2	40	33	49	33	33	33	33	36
モーリタニア	14	14	14	2	41	55	54	55	55	64	28	-	-	-	40	42	39	26	27	26	24	25
モンゴル	68	-	-	-	-	60	-	-	-	-	12 y	33	-	-	56	-	-	10	-	-	-	-
モンテネグロ	40	39	42	7	66	98	97	99	93	98	45 y	73	48	87	60	61	66	3	3	3	2	3
モロッコ	39	36	41	6	78	35 y	34 y	35 y	16 y	59 y	58 y	21 y	9 y	52 y	14 y	19 y	7 y	11	-	-	-	-
モザンビーク	-	-	-	-	-	47	45	48	48	50	20	3	2	10	-	-	-	33	33	32	-	-

表 14 子どもの早期ケア指標

国・地域	幼児教育の出席率 2005-2014*					おとなによる学習支援** 2005-2014*					父親による 学習支援** 2005- 2014*	家庭での学習教材 2005-2014*						ケアが十分に届いていない子ども 2005-2014*				
	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%	全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%		児童書			遊具**			全体	男	女	最下位 20%	最上位 20%
												全体	最下位 20%	最上位 20%	全体	最下位 20%	最上位 20%					
ミャンマー	23	23	23	8	46	58 y	58 y	58 y	42 y	76 y	44 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ネパール	51	52	49	41	84	67	70	64	51	90	10 y	5	1	16	59	60	60	21	20	21	30	12
ナイジェリア	43	42	43	10	84	65	66	64	48	89	37	6	0	19	38	29	48	40	40	40	40	34
オマーン	29	-	-	-	-	81	-	-	-	-	22 y	25	-	-	75	-	-	45	-	-	-	-
パナマ	37	38	35	28	67	74	73	74	55	89	45	26	7	59	69	67	68	3	3	2	6	1
カタール	41	41	41	-	-	88	89	88	-	-	85	40	-	-	55	-	-	12	12	11	-	-
モルドバ	71	74	67	50	88	89	86	92	81	95	47	68	33	87	68	75	69	6	6	6	9	5
セントルシア	85	87	84	-	-	93	89	96	-	-	50	68	-	-	59	-	-	5	5	5	-	-
サントメ・プリンシペ	36	-	-	-	-	63	-	-	-	-	3 y	6	-	-	65	-	-	16	-	-	-	-
セネガル	22 y	23 y	21 y	7 y	43 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
セルビア	50	52	49	9	82	96	95	96	87	98	37 y	72	44	83	75	78	76	1	2	1	3	2
シエラレオネ	14	13	15	5	42	54	53	55	45	79	42	2	0	10	35	24	50	32	33	32	29	28
ソマリア	2	2	2	1	6	79	80	79	76	85	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アフリカ	37 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南スーダン	6	6	6	2	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パレスチナ	26	27	26	21	38	78	77	78	69	87	12 y	20	13	31	69	64	72	14	14	15	15	12
スーダン	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	46	-	-	-	-	-	-	-
スリナム	34	33	35	16	63	73	71	75	56	91	26	25	4	61	59	61	60	7	7	7	9	8
スワジランド	30	-	-	-	-	39	-	-	-	-	2 y	6	-	-	67	-	-	17	-	-	-	-
シリア	8	8	7	4	18	70	70	69	52	84	62	30	12	53	52	52	51	17	17	17	22	15
タジキスタン	6	-	-	-	-	74	73	74	56	86	23	17	4	33	46	43	44	13	13	12	15	11
タイ	84	84	85	85	82	93	92	93	87	96	35	43	24	71	71	69	70	5	5	4	7	2
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	22	25	19	0	56	92	92	91	81	96	71	52	18	81	71	70	79	5	5	5	11	1
トーゴ	26 y	26 y	26 y	15 y	52 y	25 y	25 y	25 y	20 y	42 y	21 y	1 y	0 y	3 y	34 y	22 y	48 y	29 y	26 y	33 y	36 y	26 y
トリニダード・トバゴ	75	74	76	65	87	98	98	98	96	100	63	81	66	93	65	63	72	1	1	1	2	0
チュニジア	44	42	47	13	81	71	68	74	44	90	71	18	3	40	53	46	56	13	13	14	18	9
トルクメニスタン	24	23	26	10	64	93	93	92	92	96	66	42	24	65	61	64	48	15	15	16	18	10
ウクライナ	52	54	50	30	68	98	97	98	95	99	71	91	92	92	52	61	51	7	6	7	11	5
ウルグアイ	81	83	80	-	-	93	94	91	-	-	66 y	59	-	-	75	-	-	3	3	3	-	-
ウズベキスタン	20	20	19	5	46	91	91	90	83	95	54	43	32	59	67	74	62	5	5	5	6	7
ベネズエラ	66 y	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベトナム	71	74	69	53	86	76	76	76	52	96	15 y	26	6	58	52	44	54	7	6	8	14	2
イエメン	3	3	3	0	8	33	34	32	16	56	37	10	4	31	49	45	49	34	36	33	46	22
ジンバブエ	22	20	23	17	34	43	43	43	35	59	3 y	3	1	12	62	48	74	19	19	18	25	7
地域別要約																						
サハラ以南のアフリカ	25	-	-	-	-	51	-	-	-	-	24	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東部・南部アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部・中部アフリカ	26	28	21	8	53	52	56	48	43	72	25	4	0	13	38	28	48	41	42	42	44	34
中東と北アフリカ	23	25	21	13	35	63	60	66	-	-	60	16	-	-	45	-	-	11	11	11	14	8
南アジア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東アジアと太平洋諸国	34 **	36 **	32 **	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ラテンアメリカとカリブ海諸国	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
CEE/CIS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
後発開発途上国	13	13	12	7	25	57	57	63	50	72	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
世界	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

国・地域の分類リスト一覧については、112ページを参照。あるいは<data.unicef.org/regionalclassifications>を参照。
これまでに出版された一連の「世界子供白書」とのデータ比較は推奨できない。

指標の定義

幼児教育の出席率—36～59カ月の子どものうち、幼児教育プログラムに出席している割合。

おとなによる学習支援—調査前3日間の中で、子どもの学習の推進と学校準備のために次のうち4つ以上の活動に従事していたおとながいた36～59カ月の子どもの割合：a) 本を読み聞かせる、b) お話を聞かせる、c) 歌を聴かせる、d) 家の外に連れて行く、e) 一緒に遊ぶ、f) 一緒に物の名前を挙げたり、数えたり、描いたりする時間を持つ。

父親による学習支援—調査前3日間の中で、子どもの学習の推進と学校準備のために次のうち4つ以上の活動に従事していた父親がいた36～59カ月の子どもの割合：a) 本を読み聞かせる、b) お話を聞かせる、c) 歌を聴かせる、d) 家の外に連れて行く、e) 一緒に遊ぶ、f) 一緒に名前を付けたり、数えたり、描いたりする時間を持つ。

家庭での学習教材：児童書—0～59カ月の子どものうち、家に3冊以上の児童書がある割合。

家庭での学習教材：遊具—0～59カ月の子どものうち、家に次のうち2つ以上の遊具がある割合：家庭用の物、あるいは外にある物（枝、石、動物、貝、葉など）、手作りあるいは店で購入した玩具。

ケアが十分に行き届いていない子ども—0～59カ月の子どものうち、調査前一週間の中で、ひとりきりあるいは10歳未満の子どもと最低週に1回、1時間以上過ごさせている割合。

データの主な出典

幼児教育の出席率—人口保健調査（DHS）、複数指標クラスター調査（MICS）、その他の国別調査。

おとなによる学習支援—DHS、MICS、その他の国別調査。

父親による学習支援—DHS、MICS、その他の国別調査。

家庭での学習教材：児童書—DHS、MICS、その他の国別調査。

家庭での学習教材：遊具—DHS、MICS、その他の国別調査。

ケアが十分に行き届いていない子ども—DHS、MICS、その他の国別調査。

注

- データなし。
- y データが標準的な定義によらないもの、または国内の一部地域のみに関するものではあるが、地域平均や世界平均の算出に含まれていることを示す。
- p 小さな分母の数値による（典型的には25～49の重み付けなしの事例）。25未満の重み付けなしの事例によるデータは表記されない。
- * データが、列の見出しで指定されている期間内に入手できた直近の年次のものであることを示す。
- ++ MICS第3回～4回（MICS3とMICS4）の間にいくつかのECD指標の定義に変化があった。MICS4と比較できるようにするため、MICS3のおとなによる学習支援、父親による学習支援、家庭での学習教材指標はMICS4の指標の定義に基づき計算し直された。したがって、ここで示されている修正された統計は、MICS3国内調査で推定されたものと異なる場合がある。
- 最下位、最上位は世帯の豊かさを示す。

今日の世界を見渡して私たちが目にするのは、痛ましくも否定できない事実である。すなわち、何百万人もの子どもたちの人生に暗い影が落ちているという事実、それも生まれてきた国、社会、性別、あるいは状況のみを理由にしてである。

私たちがこれらの子どもたちに手を差し伸べるペースを加速しなければ、何百万人もの立場の弱い子どもたちの未来、さらには彼らが居住する社会の未来が危険に晒される。

アンソニー・レーク
ユニセフ事務局長